



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
7	令和6年6月24日	令和6年7月19日	押印について	入管の提出書類で表印・押印を求めらるる書類があるのを、廃止してほしい。	入管の書類で押印がなくなったものもある一方で、一部には未だに押印を求められる書類（ビザ更新のときの身元保証書は押印がないが、在留特別許可手続の身元保証書は押印を求められる）があるのを、できるだけ廃止してほしい。	個人	法務省	法令上又は運用上、退去強制手続や上陸審判手続の場面で、一部の書類への押印を求めています。	出入国管理及び難民認定法、出入国管理法及び難民認定法施行規則、上陸審判規則、違反罰則規程及び入国査問基本手続式	検討を予定	いただきましたご意見は、今後、入管行政の運用において参考とさせていただきます。	
8	令和6年6月24日	令和7年2月18日	240413ST36(3)改正不動産登記規則を定する09(法、規則)/市町村には都道府県名を併記	不動産登記規則を定する09(法、規則)/市町村には都道府県名を併記	不動産登記規則を定する09(法、規則)/市町村には都道府県名を併記	商業登記センター	法務省	所有権の登記名義人が法人であるときの所有権の登記の登記事項は、不動産登記法第59条各号に掲げるもののほか、次の1)から3)までに掲げる所有権の登記名義人の区分に応じ、当該1)から3)までに定める事項とされています。 1)会社法人等番号を有する法人 当該法人の会社法人等番号 2)会社法人等番号を有しない法人であって、外国の法令に準拠して設立されたもの 当該外国の名称 3)前記1)又は2)のいずれにも該当しない法人 当該法人の設立の根拠法の種類 また所有権の登記名義人が地方公共団体の場合は、その名称を表示することとされています。	不動産登記法第73条の2第1項第1号 不動産登記規則第156条の2 令和6年3月22日付法務省令第591号 法務省令第591号 法務省令第591号 第2項第1号の12)	事実確認	地方公共団体については、不動産登記法第73条の2第1項第1号の規定の適用はありませんので、併録は、届った前項の下でされています。 また、所有権の登記名義人が地方公共団体である場合の、登記の記録方法については、現行の取扱いで当該地方公共団体を特定することは可能であり、公示上、特約の支障は定まっておられません。	
9	令和6年6月24日	令和6年7月19日	表題部所有者不明土地の購入を円滑化するためのガイドラインの作成	表題部所有者不明土地の購入を円滑化するためのガイドラインの作成	表題部所有者不明土地の購入を円滑化するためのガイドラインの作成	個人	法務省	表題部は、所有者を知る事ができず、又はその所在を知ることができない土地について、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、その所在を知る土地又は共有持分を対象として、所有者不明土地管理人による管理を命ずる処分ができることとされています。	民法第264条の2第1項	対応不可	御提案は、表題部に名前のみが記載されている表題部所有者不明土地については、ガイドラインを定めることにより、調査をすることで所有者不明土地管理命令の発立を可能にすべきという趣旨とわかりますが、「所有者を知る事ができず、又はその所在を知ることができない土地に該当するかは、個別具体的な事実の下で裁判所により判断されるべき事案である」ところ、表題部所有者不明土地について、ガイドラインを定めることにより、調査をすることで所有者不明土地管理命令の発立を可能にするには困難です。 また、表題部所有者不明土地について所有者不明土地管理命令の発立をする場合の発立者の記載規則についても、どのような事項が記載される必要があるかは、個別具体的な事実の下で裁判所により判断されるべき事案であることから、御指摘のような記載例を定めることは困難です。	
10	令和6年6月24日	令和6年7月19日	ローベーム調整不良車の取り替り等の街頭検査の改善	ローベーム調整不良車の取り替り等の街頭検査の改善	ローベーム調整不良車の取り替り等の街頭検査の改善	個人	国土交通省	○ヘッドライトの検査に用いるヘッドライトスタは、自動車と正面に正対するためカメラ上に設置されており、画像表示による高精度判定技術を用いたものとなっています。また、平準な舗装等がされた専用建屋での運用が前提となっております。 ○ローベームの光軸の異常を判定するにはこのような検査機器が必要となります。	道路運送車両法第100条第2項	対応不可	○街頭検査という様々な環境および状況下において運用ができるヘッドライトスタは現在存在せず、ご提案のヘッドライトスタの製作も困難と認識しております。 ○そのため、ご提案の方法の導入は現状困難です。ご意見として今後のご参考とさせていただきます。	
11	令和6年6月24日	令和6年7月19日	4WD車のスピードメーター車検のデジタル化	大型車や輸入車のスピードメーター車検と、他の車種との並走検査から、GPS速度計との比較検査に改める	車検ではスピードメーターが正しく動くか、駆動輪を測定ローラーに乗せて検査します。しかし、輸入車や大型車では、駆動輪以外が回転しない安全装置が作動して検査できません。検速機からは先に測定した車と並走するように指導されますが、人手不足の中で人がかかる検査は効果的です。メーターが動くかを測ることが必要としても、GPS速度計が十分ですが、大型車の0km/hで、上乗せメーターに調整した車が増える中、検速機は並走検査は、並走車の発進し遅れやすくなります。	個人	国土交通省	○自動車の速度計の検査については、速度計試験機を用いて検査することであり、当該器具を用いて検査することが困難であるときに限り、走行その他の適切な方法により検査することが出来るようになっております。 ○この場合、速度計試験機を用いて測定可能な車種と併走させ、測定困難車種の速度計が40km/hを指示した時の合図時の測定可能車種の指示速度を記録し、測定可能車種が当該指示速度を速度計試験機で測定することにより、測定可能車種を介して間接的に測定困難車を速度計で測定するよう指導しております。 ○なお、速度計試験機の測定誤差については、基準により3%以下でなければなりません。	指定事業者検査事業実施規則、引取書 自動車検査費用規程 国土交通省令第36条	対応不可	○GPSなどの衛星測位による位置及び速度の測定については、軌道回路等により正確な位置検知が可能な軌道測位などで運用されておりますが、世の中に広く普及している衛星測位システムのみを単独測定を用いた場合、天候などの気象条件や付近の高層、建物などの環境条件や機器性能に測定精度が大きく左右されます。 ○原に衛星測位システムを用いて検査を行う場合、指定整備工場の間違った環境は様々なため、想定されるあらゆる環境において速度計試験機を用いた場合と同程度の測定精度が求められるものと想定されますこと、衛星測位システムのみを用いた速度計検査は、上記の理由により、精度の詳細に評価があるため対応は極めて難しいと考えております。	
12	令和6年6月24日	令和6年7月19日	自動車予備検査証のデジタル化	自動車完成検査証と同様に、予備検査証を電子化する	予備検査証は陸運事務所に対し、別の事務所新規車検を受けたことを証明する書類です。予備検査証は検査を受けた事務所でも本で取り、登録する事務所へ提出されます。メーターから陸運局に出す完成検査証はデジタル化されているのに、同じ組織でデジタル化しないのはおかしい。	個人	国土交通省	登録を受けていない自動車の登録(以下「新規登録」という。)を受けようとする場合、道路運送車両法(以下「法」という。)第7条第1項の規定により、原則として国土交通大臣に対し、自動車を示しなければならないこととされています。 ただし、法第7条第2項の規定により、あらかじめ当該自動車を国土交通大臣に提示して予備検査を受け、有効な自動車予備検査証の交付を受けた場合は、新規登録時に法第7条第3項第1号の規定により、自動車予備検査証の提出をもって当該自動車の提示に代えることができることとされていることから自動車予備検査証の書面の提出を求めています。	道路運送車両法(昭和26年法律第153号)第7条	検討を予定	自動車登録のオンライン申請システム「自動車保有関係事務ワンストップサービス(OSS)」の対象手続に、有効な自動車予備検査証の交付を受けた自動車の新規登録を追加し、自動車予備検査証の書面の提出を要することができるよう検討してまいります。	



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
18	令和6年6月24日	令和6年7月1日	警察庁の新原付1種区分創設(方針)の中止	<p>警察庁が原付1種(50cc以下)に対して、メーカーが強化排ガス基準に対応出来ないため125cc以下で5.4ps以下出力制限を設けた新原付1種区分創設方針と報道ですが、そもそも原付1種自体が中速半端でできる30km/h法定速度で強い2輪乗務者層と速度で近距離で自動車に追いつけない問題が以前から存在します。せめて40km/h法定速度に緩やかに上げてそれを機会に原付1種区分自体を廃止1.60km/h法定速度の原付2種(125cc以下)に統合すべきです。</p> <p>現在、原付1種に近い規格は電動アシスト自転車や最近警察庁も特定小型原付区分創設で認めた電動キックボード等やフル(自定)電動自転車があり、既に原付1種はその存在意義を失ってきています。フル電動自転車も特定原付の中で呼称を統一してほしいです。</p> <p>新原付1種区分創設にメーカーからの要望があるとしても、実際製造は現行原付2種車体の転用で出力制限を新たに付加した方法になると思われ、製造コストや価格が原付2種と間接に高くなり、メーカー思惑通りの二輪販売高回復にはならないでしょう。</p> <p>この私の期待と諸への組合会の方が軽乗りの二輪販売高回復、交通安全向上、国民の利便提供等との周立と、一石何れもつがります。</p> <p>電動車の定格出力については、主要メーカーのエンジン車原付1種馬力は4~7ps、2種では8~13psが主流であるのに対し、最新電動車は低すぎる定格出力の縛りで1種で1.6ps、2種で5.8ps程度と遥かに低い最大出力が出ず、それが電動車普及の阻害の面が顕著にすぎます。</p>	<p>道路交法(昭和35年法律第105号)においては、車両の大きさや出力等の車両特性により、これを制し安全に運行するための必要と認めるときは道路標識や制限を設けることとなるため、交通の安全確保の観点から、必要な運転免許区分を設けています。現行制度上、総排気量50cc以下の一般原動機付自転車については、その運転に高度な技能を要しないことから、原付免許の取得に当たっては、技能試験は課されず、適性試験及び科目試験に合格し、かつ、原付講習を受講すれば取得可能であり、また、普通免許等を保有している者であれば運転可能です。他方、総排気量50cc超125cc以下の小型自動車については、車体や排気量がより大きく、一般原動機付自転車と比べて高度な運転技能を要するため、普通免許等保有者であっても、別途、小型限定普通二輪免許等の取得を必要とし、技能試験より運転技能を評価することとしています。</p> <p>また、道路交通法第22条第1項において、車両は、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度を、その他の道路においては政令で定める最高速度をこえる速度で運行してはならないと規定され、道路交通法施行令(昭和38年政令第270号)第1条において、原動機付自転車の最高速度は次のとおりと規定されています。</p> <p>一般原動機付自転車の扱いについては、日本自動車工業会及び全国オートバイ協同組合連合会からの要望等を踏まえ、警察庁において令和5年9月から12月にかけて開催した「二輪車車庫区分変更しに関する有識者検討会」で、最高出力を4kW以下に制限した総排気量40cc超125cc以下の小型自動車は、加速が抑えられることなどで、一般原動機付自転車と同程度に容易かつ安全に運転できるため、令和7年1月までに、両者を同じ運転免許区分とし、併せて同じ車庫区分とすることが適当とされました。</p> <p>道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)においては以下の通り規定を設け、原動機付自転車は原動機が一定規模以下であって簡便な車両であることから、登録、検査、保安基準といった行政規制を自動車と区別して取り扱います。</p> <p>第二条 この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。</p> <p>3 この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架橋を用いないの又はこれにより駆動されて陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、次に規定する原動機付自転車以外のものをいう。</p> <p>9 この法律で「原動機付自転車」とは、国土交通省令で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架橋を用いないの又はこれにより駆動引引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。</p> <p>原動機付自転車の要件である原動機の規格は、道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第7号)第4号において以下の通り定められています。</p> <p>第一号 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号、以下「法」といふ。)第二条第三項の総排気量又は定格出力は、左のとおりとする。</p> <p>一 内燃機関原動機とするものであつて、二輪を有するもの(側車付のものを除く。)にあっては、その総排気量(0.一五以下リットル以下、その他のものにあっては〇.〇五リットル以下)</p> <p>二 内燃機関以外のものを原動機とするものであつて、二輪を有するもの(側車付のものを除く。)にあっては、その定格出力は〇.〇五キロワット以下、その他のものにあっては〇.六キロワット以下</p> <p>三 前項に規定する総排気量又は定格出力を有する原動機付自転車のうち、総排気量が〇.〇五リットル以下又は定格出力が〇.六キロワット以下のものを第一種原動機付自転車とし、その他のものを第二種原動機付自転車とする。</p> <p>特定小型原動機付自転車については以下の定義を設け、他の原動機付自転車(一般原動機付自転車)とは機能的特性が異なることから、保安基準の適用を区別しております。</p> <p>道路運送車両の保安基準(昭和26年7月28日運輸省令第8号)第1条 第十三の五「一般原動機付自転車」とは、次に規定する特定小型原動機付自転車以外の原動機付自転車をいう。</p> <p>十三の六「特定小型原動機付自転車」とは、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであつて、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。</p> <p>イ 原動機の定格出力が0.05キロワット以下であること。</p> <p>ロ 荷重で定める方法により測定し得る場合において、長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下であること。</p> <p>ハ 最高速度が20キロメートル毎時以下であること。</p>	<p>道路交通法第22条第1項、第2項、第3項及び第4項、第5項、第6項、第108条の第1項第6号</p> <p>道路交通法施行令第11条</p> <p>道路交通法施行規則第35条総排気量(第60号)第1条の2、第24条第1項</p> <p>道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第2条</p> <p>道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第7号)第4号</p> <p>道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号、以下「法」といふ。)第二条第三項の総排気量又は定格出力は、左のとおりとする。</p> <p>一 内燃機関原動機とするものであつて、二輪を有するもの(側車付のものを除く。)にあっては、その総排気量(0.一五以下リットル以下、その他のものにあっては〇.〇五リットル以下)</p> <p>二 内燃機関以外のものを原動機とするものであつて、二輪を有するもの(側車付のものを除く。)にあっては、その定格出力は〇.〇五キロワット以下、その他のものにあっては〇.六キロワット以下</p> <p>三 前項に規定する総排気量又は定格出力を有する原動機付自転車のうち、総排気量が〇.〇五リットル以下又は定格出力が〇.六キロワット以下のものを第一種原動機付自転車とし、その他のものを第二種原動機付自転車とする。</p> <p>特定小型原動機付自転車については以下の定義を設け、他の原動機付自転車(一般原動機付自転車)とは機能的特性が異なることから、保安基準の適用を区別しております。</p> <p>道路運送車両の保安基準(昭和26年7月28日運輸省令第8号)第1条 第十三の五「一般原動機付自転車」とは、次に規定する特定小型原動機付自転車以外の原動機付自転車をいう。</p> <p>十三の六「特定小型原動機付自転車」とは、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであつて、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。</p> <p>イ 原動機の定格出力が0.05キロワット以下であること。</p> <p>ロ 荷重で定める方法により測定し得る場合において、長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下であること。</p> <p>ハ 最高速度が20キロメートル毎時以下であること。</p>	<p>対応不可</p>	<p>一般原動機付自転車は、全国で約450万台(令和4年7月時点)が利用され国民の生活に密着した車両となっており、「二輪車車庫区分変更しに関する有識者検討会報告書」で示された加速性能の差や価格の差や価格等を用いた走行評価等から、一般原動機付自転車と、最高出力が制限されていない排気量が50cc超125cc以下の小型自動車とを、必要な運転技能の水準が異なるため、道路交通安全確保の観点及び国民の利便性の観点から併設案の見直しを協議して考えております。</p> <p>また、原動機付自転車の最高速度制限については、原動機付自転車の車両性能等に鑑み、安全性を考慮して規定されたものであることから、これを引き上げることはできないと考えております。先述の有識者検討会報告書でも、車庫区分の見直しに当たっては「現行原付に課せられた道路交通法及びその他関連法規に基づいて運転されることを念頭に安全性等について議論された結果であることに留意することが必要であると指摘されているところです。</p> <p>なお、御提案で及ぼされている電動キックボード等のうち、道路交通法施行規則(昭和35年運輸省令第60号)第1条の2で定める設計最高速度20キロメートル毎時以下等の特定小型原動機付自転車の要件、及び道路運送車両の保安基準(昭和26年7月28日運輸省令第8号)第1条第1項第13号の6で定める特定小型原動機付自転車の規定を高くさいいもの、一般原動機付自転車として扱われることとなります。</p> <p>内閣機関以外を原動機として原動機付自転車の規格は定格出力を指標としておりますが、最高出力に係る規制は設けておらず、メーカーにて任意に設定されていると認識しております。</p>			
19	令和6年6月24日	令和6年7月1日	AIを活用した車検業務効率化	<p>自動車が一時的に故障した状態からカクマズな状態になっているかをAIにより判定することをめぐる。</p>	<p>車検には自動車検査員の国家資格が必要ですが、その業務において最重視されるのは不具合を見つけることではなく、故障箇所を特定しているを基に検査士が、自動車型式指定を受けて製造された車両で、国土交通省がメーカーにより保安基準を定め認められている。その疑念に、変更が無い車に適用する保安基準(第3項)は、必ず大車に適用する第2項に比べ非常に簡略化されています。</p> <p>しかし、ユーザーがブレーキを交換したならば、その安全性を確認しなければなりません。かつてはアフターパーツは色々と自分で簡単に見分けることができた。しかし、近年は派手な色のメーカー純正部品、検査員を騙して車検を通そうとする社外品が入り乱れている。</p> <p>保安基準を年々増やして見ることが困難ですが、実際に入庫車やクルマとかを覚えなければ仕事になりません。保安安全性に問題なくともカクマズを見分ける行政的な変更が必要となります。検査員が不正な車や不正な自動車等の安全性を直接確かします。膨大なデータとの照合をAIの連携分野であり、検査員自身の正確性が期待できます。これにより検査員の負担は激減し、安全性の確認とお客への丁寧な説明に集中できます。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>国土交通省</p>	<p>〇確認において、自動車部品が変更されているか否かについては、検査員が構造・製造等の保安基準への適合性をそれぞれ検査している過程において、視認等より確認しています。</p> <p>〇当該検査の過程において自動車部品の交換を認めた場合は、当該自動車部品の交換が影響を及ぼす保安基準について、技術的な要件への適合性に係る検査を実施することとなります。</p>	<p>〇確認時の参考としてAIを活用することは制限されていないことから、自動車検査員としてより正確性の高い業務の遂行が期待される場合においては、従来の確認作業に加えAIを活用していただく問題ございません。</p> <p>〇なお、視認等による検査が困難な電子制御装置については、機能確認等を実施するため、令和6年10月より、スキャンツールを活用したOBD検査を開始する予定です。</p>		
20	令和6年6月24日	令和6年7月1日	240427S42(3)登録免許料減還申請手続の統一、オンライン化、ハンコレスの自動化	<p>登録免許料31条は、過剰納した登録免許料の還付手続を定める。第1項より登記簿から所轄税務署長に通知し、第2項より納付者が登記簿に対して還付請求する。その請求方法は政令で定められ、各都府の還付請求書様式には異なる(掲載事項が記されているから、これは施行令(第2項(2)号)からならん)として必要事項の統一、ハンコレスの自動化、ハンコレスの自動化。</p>	<p>一手続であるにもかかわらず、振替事項が異なるのか？申請者が処分に対して還付請求を提出すれば、申請内容が特定される限り還付請求は必要はない。/特許の格式では「登録免許料31条の規定に基づき」で済んでいる(https://www.jp.go.jp/system/process_torokuken/torokumenkyozai_kampu/document/index_youjushiki_torokukenkyozai_kampu)。/税務、税務署でここで行っています。/最初から、「登録免許料31条に引継ぎます」ということになっているから、これは施行令(第2項(2)号)からならん)として必要事項の統一、ハンコレスの自動化、ハンコレスの自動化。</p> <p>登録免許料31条第1項の規定による通知をするように上記より請求するものに対し、法務省は「登録免許料31条第2項(5)・6項の規定により申請し、国土交通省は「第31条第2項の規定により」という表現になっている。/なぜ同一-</p>	<p>商業登記官</p> <p>デジタル財務官</p>	<p>現状、省庁横断の手続に係る統一サイトは設けられておりません。</p>	<p>なし</p> <p>その他</p> <p>政府ウェブサイトにおいて、情報発信力の向上支援を行っており、ご意見については参考させていただきたく存じます。</p>			







規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
34	令和6年7月19日	令和6年8月20日	自動車整備工場の許可基準の合理化	<p>認証整備工場の許可基準にあたり、屋内作業場の幅と走行帯を測定する際、作業に支障のない柱は無いものと見なす。また、大型テナン内を屋内作業場として認める。</p>	<p>整備工場は運輸局長の認証を受けなければなりません。許可基準には屋内作業場の寸法要件が定められています。寸法は柱間で測定するので、作業場には柱を配置できません。しかし、作業場にはリフトを設置しており、リフトの支柱は寸法測定時に無いものとされています。リフト支柱側の柱であれば、実質的に作業に支障が無いはずですが、細い支柱であっても、建物の耐震性を高め、屋根を断熱して作業環境を改善することができます。</p> <p>また、近年では衝突被害軽減ブレーキの調整に広い空間が必要になります。悪天候でも整備するには屋根が必要ですが、その目的から、屋根の下には人が滞在しません。よリコストの低い倉庫用テナンが調整スペースと認められたら、本格的な整備を行う工場を大幅に増やすことが出来ます。</p> <p>地域の整備工場を守るには、柔軟な運用が必要です。</p>	個人	国土交通省	<p>「自動車特定整備事業の認証基準については、道路運送車両法施行規則第95条において、常時特定整備車による自動車収容することができる十分な場所を有し、かつ、安全に整備を行うための作業場寸法等が定められています。」</p>	<p>「道路運送車両法第95条 「道路運送車両法施行規則第95条」</p>	対応不可	<p>「工」提案のうち、作業場寸法から作業に支障のない柱を無いものと見なすことについては、必要な作業スペースが確保できず、安全に整備を行う上で、支障があるとの懸念です。</p> <p>「ロ」また、大型テナン内を屋内作業場として認めることについては、衝突被害軽減ブレーキの調整以外の作業をテナン内で行うことも厳格にいう中、安全に整備を行ううえで、悪天候等に耐える十分な構造及び材質等が確保されないことが懸念されます。</p> <p>「工」のため、ご提案の許可基準の導入は困難と考えております。</p>
35	令和6年7月19日	令和6年8月20日	マイナンバーカード（スマホ搭載を含む）に学生であることの身分証明機能を搭載すること	<p>マイナンバーカード（スマホ搭載を含む）に学生であることの身分証明機能を搭載すること</p>	<p>学期で新幹線の切符を購入するには、学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）が必要ですが、みどりの窓口には並ぶとしても、みどりの窓口の削減の影響もあって、駅によっては長蛇の列になっていて、諦めるケースがあります。一部の自動車券売機（経費自動券売機、みどりの券売機プラスなど）でも購入できますが、都府県では利用できないことも多いと思えます。</p> <p>学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）という国鉄（日本国有鉄道）時代から続（アナログ）規制が残っているため、これをデジタル化することで国民に必要なマイナンバーカードになっていくと思います。</p>	個人	文部科学省 国土交通省	<p>学校学生生徒旅客運賃割引証（以下「学割」という。）は、旅客鉄道株式会社（JR各社）が指定した学校の生徒・学生が旅客鉄道株式会社（JR各社）の運営の中で片道100キロメートルを超える区間を乗車する際に、運賃が割引になる制度であり、旅客営業規則に定め、各学校からの学割証の交付を受けて実施されております。</p> <p>また、学割証は学生・生徒の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度であるため、以下の目的をもって執行する必要があると認められる場合に限りとさせていただきます。</p> <p>(1) 休職、所用による休学 (2) 実験実習並びに遠征による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動 (3) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動 (4) 放課又は進学のための遠征等 (5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加 (6) 傷病の治療その他の修学上支障となる問題の処理 (7) 復讐の旅行への随行 （後）日本学生支援機構 学校学生生徒旅客運賃割引証取扱要領 https://www.jasso.go.jp/gakusei/gakuwari/_icsFiles/afieldfile/2021/04/26/tonatsukaikyoryou1.pdf</p> <p>【参考】JR東日本旅客営業規則（https://www.jreast.co.jp/ryokaku/02_hen/02_syo/02_setsu/02.html） （学生割引証） 第24条 指定学校の学生又は生徒は、前条の規定によって割引普通乗車を購入する場合は、その在籍する指定学校の代表者から割引証の番号・学校別又は指定者番号・部科及び学年（又は年次）・学生証、生徒証又は児童証等（以下「証明書」という。）の番号・使用者の氏名及び年齢・有効期限（遠征による教育を行う学校にあっては、有効期間）・発行年月日・学校所在地（遠征による教育を行う学校にあっては、面接授業又は試験会場のある所在地を含む。）、学校を並べに学校代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して印切の押された学校学生生徒旅客運賃割引証の交付を受け、それに乗車区間及び乗車券の種類を記入して提出するものとする。</p> <p>2 学校学生生徒旅客運賃割引証の様式は、次のとおりとする。</p> <p>3 学校学生生徒旅客運賃割引証の有効期間は、一般学校用のものについては発行の日から3箇月間、遠征教育学校用のものについては面接授業又は試験期間の初日の10日前から終了日の5日後までの期間とする。ただし、一般学校用のもので、東日本旅客鉄道株式会社及び東海旅客鉄道株式会社規則第11条第3項又は同条第4項の規定による有効開始日又は有効期限の表示のあるものは、その期間内の日を乗車券の有効期間の開始日とする場合に限る。</p>	<p>旅客営業規則（旅客鉄道株式会社）</p> <p>学校学生生徒旅客運賃割引証取扱要領 （後）日本学生支援機構</p>	その他	<p>本制度は学生・生徒の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的としており、旅客鉄道株式会社の企業努力により実現している制度です。</p> <p>本制度の趣旨を踏まえ、各学校による確認については、使用目的の適正化や不正使用の防止を図る観点で一定程度必要と考えますが、学生等の利便性を図るため、旅客鉄道株式会社で定められている学割証のマイナンバーカードの活用等を念め、旅客鉄道株式会社及び（後）日本学生支援機構と学割証の取扱いについて協議させていただきます。</p>
36	令和6年7月19日	令和6年8月20日	マイナンバーカードや自動車運転免許証での本人確認は、ICチップを電子的に検証することを必須にすること	<p>マイナカードだけでなく自動車運転免許証もICカード化されていると思えます。</p> <p>「免許証番号を控えさせていただきますね。」 「券面のコピーを取らせていただきますね。」</p> <p>券面の目視確認だけで本人確認することにより、偽造マイナンバーカードや偽造的な機能が疑われているため、本人確認は券面の目視確認だけでなく、カードに搭載されたICチップを電子的に検証することを必須にすること</p>	<p>偽造マイナカードで携帯電話費—225万円のロケックス買われた！「被害は雪だるま式に」市警が警報鳴らす（SmartFLASH） - Yahoo!ニュース https://web.archive.org/web/20240506023306/https://news.yahoo.co.jp/articles/9f94c337c2ba6c7890d261abc20531996ba07</p> <p>本人限定受取郵便 - 日本郵便 https://www.post.japanpost.jp/service/fuka_service/honjin/</p>	個人	警察庁 総務省 デジタル庁	<p>金融機関等の特定事業者は、顧客等との間で口座開設等の特定取引を行うに際しては、当該顧客等の本人特定事項（氏名、住居及び生年月日）等の確認を行わなければならないこととされています。</p> <p>また、携帯電話事業者も、契約の相手方の本人特定事項（氏名、住居及び生年月日）等の確認を行わなければならないこととされています。</p> <p>これらの確認の方法として、マイナンバーカード、運転免許証等の本人確認書類の提示を受ける方法が規定されていますが、提示に加えて当該書類に組み込まれたICチップ情報を読み取る方法も規定されています。</p>	<p>犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第4条第1項</p> <p>犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府令 第6号）第6条</p> <p>携帯電話音声通話事業者による契約者等の本人確認等及び携帯電話通話料の不正利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）第5条</p> <p>携帯電話音声通話事業者による契約者等の本人確認等及び携帯電話通話料の不正利用の防止に関する法律施行規則（平成17年総務省令第16号）第3条及び第19条</p>	検討中/着手	<p>「国民を詐欺から守るための総合対策」（令和6年6月18日犯罪対策閣僚会議決定）及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）において、「対応でもマイナンバーカード等のICチップ情報の読み取りを違法及び携帯電話不正利用防止法の本人確認において義務付ける。」とされたことも踏まえ、既に関係省庁間で当該義務付けに向けた検討を進めているところですが、具体的な時期は未定ですが、関係法令の改正内容について早期に結論が得られるよう、引き続き検討を進めてまいります。</p>



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
41	令和6年7月19日	令和6年8月17日	原動機付き自転車 の規格緩和のご提案	第一種原動機付き自転車登録の4輪ミニカーにおいて、大人2名、もしくは大人1名、子供2名の乗車の規制緩和の検討を申し上げます。 海外、特にヨーロッパや中国などですでに2人乗車として認められているミニカー(大人1名、子供2名)の規格緩和のご提案	現在のミニカー規格(第一種原動機付き自転車登録)では、乗車人数は1名となっておりますが、同様のサイズ、同様の騒動機機を持った3輪EVの場合、3名乗車が可能です。 屋根のついたバーハンドルの3輪EVが3名乗車可能であれば、フルボディー(両サイドにドア付き)の4輪車のほうがより安全性が高く、雨風の防げ方が1名乗車でもないのではありませんでしょうか。 ヨーロッパではすでに自家用車として人気が高まっており、免許試験者などの足としても活用されております。 課題にもまして、自宅の100V電源でも充電可能で、一晩の充電で約40〜50kmの走行が可能で、なおかつ最高速も48km/hに抑えられており経済的にもやさしい、乗り物としてもっと活用できるかと思っております。 地方の公共交通が確保する中、また高齢化の進展が著しく、地域の若年高齢者の足として活用したいとおもいますし、雨の中前後に子供を乗せて送り迎えをする若い世代の家族にもっと安全で快適な乗り物として活用してもらえればと考えます。 昨年10月東京ミニEVの取り扱いショップを開業し、横浜市のタイアップのイベントなどで展示、紹介させていただいておりますが、2人乗りのリクエストが多く市場も二分にあると思っております。是非ともご検討をお願い申し上げます。	協栄商事 株式会社	警察庁 国土交通省	番号24の回答をご参照ください。				
42	令和6年7月19日	令和6年8月20日	入管手続における捺印書類の税務署受理印の要求廃止	入管手続(たとえば、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の許可申請)を行う際、雇用企業のカゴローの承認のため、前年分の雇員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の提出を求められており、税務署の受付受理印のあるものを求めている。 開国庁・税務署では、令和7年1月1日から申告書の控えに収受日付印の押印を行わずに、税務署の受付受理印のあるものが存在しなくなる。 税務署受理印のあるものを要求を早急に廃止すべきである。	外国人を雇用する企業、担当者の事務負担が軽減される。 個人入管関係員の事務負担も軽減される。	個人	法務省	一部の就労資格について、在留申請においてカゴロー制を導入しており、一定の規模があると認められる企業等において業務に従事するとして申請については、提出資料を簡略化しています。 この点、企業規模の確認を行うに当たり、税務関係書類(法定調書合計表・所得税徴収高計算書)の提出を求めているところ、当該書類が正式に受理されたものであるとの担保として、当該書類に収受印等の押印を求めています。	なし	検討中	令和7年1月から申告書の税務関係書類の控えに収受日付印の押印を廃止することについては、国税庁のHPにおいても公表・周知されており、当庁においても把握しているところ、これを踏まえ、令和5年2月に検討を開始しており、令和6年末までに結論を導くべく在留申請において提出を求めている税務関係書類について、今後の運用も含め、検討を進めているところです。	
43	令和6年7月19日	令和6年8月20日	自動車フレーム番号の国際化	自動車の車体番号は型式・数字と定められているが、異なるメーカーで同じ型式が認められている為、車体番号の重複が発生している。車体番号をISO 3833に準って割り振ることで、不具合を解決する	自動車の車体番号は国土交通省の指針により国内モデルのみ日本仕様車体番号が割り振られている。しかし、ホンダフィットとスバル インプレッサなどで車体番号の重複が発生しており、車体番号だけで車を特定できない状況になっている。iso3833によるvncコードは生産国、メーカー、制作年が識別可能な国際規格であり、不具合の解消のみならず、自動車輸出入等のグローバルな手続を円滑化にも資する。	個人	国土交通省	自動車の車台番号については、異なる自動車に同一の車台番号が割り振れることにより自動車特定することができなくなることを防ぐため、道路運送車両法に基づき、事前に国土交通大臣に届出しなければならぬこと、車台番号の重複が生じないように運用しています。 また、ISO規格(それと同等のJIS規格も含む)に則ったVINの使用についても認めています。	道路運送車両法第29条 車台形式認定実施要領 附則2	現行制度下で対応可能	制度現状に記載のとおり、既に現行制度においてJISO規格に則ったVINの使用も認めています。	
44	令和6年7月19日	令和6年8月20日	車検時のスピードメーター検査の改善	車検時のスピードメーター検査は、タイヤをローラーに乗せてメーターを目視しながらアクセスメーターが40km/hになるまで踏み込み、ローラーの回転数から導かれる車速と出力します。 この方法には安全上と不正防止の点で大きな問題があります。 フルタイム4WD、2デブ車は他のタイヤもローラーに乗せる必要がありますが、移動式ローラーは不安定で、車体の固定や、換時に時間と人手をかけても危険を感じます。 大型車はスピードメーターの警告速度が90kmに制限していますが、運転ジョイントと呼ばれる不正パーツでメーター速度を素速度より遅くすることで、速度を早くする手口があります。この手法では、スピードメーター検査が不合格になりますが、メーターを目標する方法を悪手に取り、不正に合格を強要することがあります。目視以外の証拠が得られず、検査員の不正が疑われることはほぼありません。 スマートフォンにはカメラもアプリも有り、スキャンツールも義務化された今、検査方法を見直すべきです	車検時のスピードメーター検査は、タイヤをローラーに乗せてメーターを目視しながらアクセスメーターが40km/hになるまで踏み込み、ローラーの回転数から導かれる車速と出力します。 この方法には安全上と不正防止の点で大きな問題があります。 フルタイム4WD、2デブ車は他のタイヤもローラーに乗せる必要がありますが、移動式ローラーは不安定で、車体の固定や、換時に時間と人手をかけても危険を感じます。 大型車はスピードメーターの警告速度が90kmに制限していますが、運転ジョイントと呼ばれる不正パーツでメーター速度を素速度より遅くすることで、速度を早くする手口があります。この手法では、スピードメーター検査が不合格になりますが、メーターを目標する方法を悪手に取り、不正に合格を強要することがあります。目視以外の証拠が得られず、検査員の不正が疑われることはほぼありません。 スマートフォンにはカメラもアプリも有り、スキャンツールも義務化された今、検査方法を見直すべきです	個人	国土交通省	・口動自動車の速度計については、道路運送車両の保安基準において、特定の速度における車間に備えられた速度計の指示値と速度計試験機による計測値の差が所定の範囲内であることと定めております。 ・また、特定自動車整備事業者(における自動車の検査については、道路運送車両法において、当該事業者が選任した自動車検査員の責任のもと、実施することとしております。	・道路運送車両の保安基準の制定を定める各令第226条 ・道路運送車両法第94条の4	現行制度下で対応可能	・口動自動車整備事業者における自動車の検査については、自動車検査員の責任のもと実施することとしておりますが、不正の防止のため、事業者及び自動車検査員の判断において、検査時の記録を行う等により、検査を正しく実施したことを示す証拠を残すことは可能です。 ・なお、自動車の速度計の検査におけるスキャンツールの活用については、あらゆる車間において同等の性能確認が必要となるため直ちに採用することは技術的に困難ですが、今後の検査手法等の参考とさせていただきます。	
45	令和6年7月19日	令和6年8月20日	東京都行政書士会発行人の会員証から の自宅住所削除希望	東京都行政書士会発行人の会員証には の会員住所が記載されている。 必要性のないこと、個人情報保護の観点から削除を希望します。	会員証を作成する上で手続が省力化され、会員の個人情報保護が強化される。	個人	総務省	・下記に記載する日本行政書士会連合会が発行人の行政書士証とは異なり、東京都行政書士会が発行人の行政書士証(昭和26年法律第4号)第六条の二第4項において、日本行政書士会連合会は、第2項の規定により登録したときは当該申請者に行政書士証を交付しなければならぬとされている。 ◆行政書士法(昭和26年法律第4号)◆ (登録の申請及び決定) 第六条の二(略) 2 日本行政書士会連合会は、前項の規定による登録の申請を受けた場合において、当該申請者が行政書士となる資格を有する。かつ、次の各号に該当しない者であると認めるときは行政書士名簿に登録し、当該申請者が行政書士となる資格を有せず。又は次の各号の一に該当する者であると認めるときは登録を拒否しなければならぬ。この場合において、登録を拒否しようとするときは、第十八条の四に規定する資格審査の議決に基づいてなければならない。 一 二(略) 三(略) 4 日本行政書士会連合会は、第二項の規定により登録をしたときは当該申請者に行政書士証を交付し、同項の規定により登録を拒否したときはその旨及びその理由を当該申請者に書面により通知しなければならない。	行政書士法第六条の二	対応不可	会員証の発行は東京都行政書士会が実施しており、ご提案の内容は日本行政書士会連合会を通じて東京都行政書士会にお伝えします。	



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果		
								制度の現状	該当法令等	対応の概要
50	令和6年8月22日	令和6年9月17日	増築部分の建築設備の構造強度を確保する(建築基準法)	大規模又は小規模な増築の場合、増築部分の建築設備について、構造強度の規定(建築基準法施行令以下「令」といふ。第129条の2(3)が適用されます。(令第137条の2第一号(ロ)、ロ(2)及び138条第一号(1))。一方、中規模な増築(令第137条の2第二号)の場合は、増築部分の建築設備について、同規定の適用はありません。(例外的に、令第129条の2(3)第三号だけは適用されますが、上記規定(第一号一号))。建築基準法は最低の基準であり、中期策の増築の場合も建築設備の構造強度を確保する必要があると考えられるため、表題の通り提案します。	個人	国土交通省	大規模な増築の場合、増築部分の建築設備について、構造強度の規定(建築基準法施行令以下「令」といふ。第129条の2(3)が適用されます。(令第137条の2第一号(ロ)、ロ(2))。一方、中規模及び小規模の増築の場合、増築部分の建築設備について、建築物全体として準ずる基準(平成17年国土交通省告示第66号)に適合することもよいとしています。(令第137条の2第二号、第三号)	建築基準法施行令第137条の2 建築基準法施行令第129条の2(3) 平成17年国土交通省告示第66号	対応不可	令第137条の2各号で定める既存建築物の増築における基準については、増築の規模に応じた基準を規定しているところです。ご指摘の、令第137条の2第二号(中規模の増築)については、増築部分の床面積が延べ面積の1/20を超え、1/2を超えない場合に適用されるものとして、イにおいて「建築物全体として準ずる基準に適合している」とし、ロにおいて「増築部分の床面積が延べ面積の1/2を超える場合(大規模の増築)と同様に増築部分については既存基準に適合させ、既存部分については準ずる基準に適合している」とのいずれかを求めています。これは、大規模の増築と同様に基準2へ適合させる場合、改修範囲に出して多大な費用負担が生じ、増改改が困難となることから、①を指定しているものです。なお、同条第三号における、増築部分の床面積が延べ面積の1/20以下、かつ50平方メートル以下の小規模の増築部分については、上記①、②に加え、更にエレベーター等の増築を想定し、「③増改改部分については既存基準に適合させ、既存部分については構造耐力上の危険性が增大しないこと」という規定を設けているところです。こうした考え方により、建築設備についても、第二号においては増改改部分を含む建築物全体の準ずる基準への適合を求めているところであり、令第129条の2(3)に規定する基準への適合を求めることは考えておりません。
51	令和6年8月22日	令和6年9月17日	産業医の巡視について「実地」規制の緩和。	職場における労働者の安全と健康の確保等を目的とする労働安全衛生法は、一定規模以上の事業所に産業医(事業場における労働者の健康管理について専門的な立場から指導・助言を行う医師)を選任することを義務付け、また、選任された産業医は1か月に1回(要件を満たす場合は2か月に1回)作業場を巡視することを義務付けている。この産業医の巡視については、後述する通りにおいて「実地」で行うのとされている。生産性向上等の観点から、この「実地」の限定を緩和し、危険物を扱うといった一定の要件を満たす事業場において、例えばウェブカメラでの代替等、巡視を遠隔で実施する方法を選択可能とするよう提案する。	個人	厚生労働省	近年デジタル技術の進展に伴い、情報通信機器を用いて遠隔で産業医の職務を実施することへのニーズが高まっていると認識しています。こういったニーズ等を踏まえ、令和3年3月31日告示第831第4号において、情報通信機器を用いて遠隔で産業医の職務の一部を実施することについて、考え方及び留意すべき事項を示しています。	労働安全衛生規則15条、令和6年3月1日第8033第4号「情報通信機器を用いた産業医の職務の一部実施に関する留意事項等について」	対応不可	産業医による巡視においては、作業場等を巡視し、労働者にとって好ましくない作業環境や作業内容等を把握するとともに、健康診断や健康相談だけでは得られない労働者の健康に関する情報を得て、作業方法又は衛生状態に改善のおそれがあるときは、直ちに、その場で労働者の健康改善を促すための必要な指導を講ずる必要があります。労働者の作業環境の把握等に向けては、視覚と聴覚を用いた情報収集だけでなく、臭いや皮膚への刺激等嗅覚や触覚による情報を得る必要があることが想定されます。これを踏まえ、産業医による遠隔で実地を実施する必要があることと示しているところであり、現在においてもその状況は変わっていないと考えております。
52	令和6年8月22日	令和6年10月17日	警備業法に係る役員変更の届出に関する届出の提出期限等の緩和について	警備業の認定に係る変更の届出について、登記事項証明書の交付が不要である変更の届出は変更があった日から10日以内の届出義務となっているが、役員に変更があった場合などは、変更があった日から20日以内に登記事項証明書を添付して変更の届出を提出する義務がある。また、法人の役員に変更があった場合は、変更があった日から2週間以内(法務局へ役員の変更の登記を行う必要がある)に、法務局での登記申請から完了までは、法務局の繁忙期においては約2週間要する。例えば、東京法務局のウェブサイトで確認できる登記了予定日においては法務局登記部門の商業・法人登記について、令和6年6月5日(水)AMに申請すると令和6年6月18日(水)AMが完了予定となっている。この場合、仮に6月1日午前0時に役員変更があり、2週間以内の6月5日AMに登記申請を行っても、警備業の変更の届出を提出するの(6月18日AM)は6月5日の日平日が過ぎるのでないこととなる。登記事項証明書の交付が不要である変更の届出は最低でも10日の期間の利益があるにもかかわらず、この場合は実質的にほぼ半か期間の利益がなく、10日と比較すると25%しか期間の利益がないのは著しい不均衡を生じている。事業者自らでコントロールできない要件により届出期限までの日数が短く短くなるのは不合理な規制であると考えられる。登記と期間関係の利益があるべきところを、警備業法により実質的に短縮することは、警備業法による不当な規制であると考えられる。また、変更の届出の虚偽記載には罰則規定も設けられているため、登記事項証明書の添付まで求める必要は薄いと考える。	個人	警察庁	警備業務の実施の適正を図る目的から警備業者は、警備業法(昭和47年法律第117号)第5条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、主たる営業所の所在地の所轄警察署長を経由して当該営業所の所在地を管轄する公安委員会(変更に係る事項等を記載した届出書を提出しなればなりません。この場合において、当該届出書には、内閣府令で定める書類を添付しなければなりません。また、当該届出書は、当該変更の日から10日(当該届出書に登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、20日)以内に提出しなければなりません。したがって、御提案の、警備業の認定を受けた法人がその役員を変更する場合には、当該変更の日から20日以内に、登記事項証明書を添付し、変更に係る事項を記載した届出書を提出しなければなりません。	警備業法(昭和47年法律第117号)第11条第1項 警備業法施行規則(昭和50年総務省令第1号)第4条第1項第2号、第17条第2項	その他	変更の届出に関して、御指摘の登記事項証明書を省く、内閣府令で定める書類を添付する理由は、公安委員会が管轄する都道府県の区域内における警備業についての法的に実態把握を行い、行政上の指導監督を実施するに資するものであることである。変更の届出に際しては、登記事項証明書の提出に相当日数を要するなど、その事情によっては効力的な対応を講ずることがあり得ますので、変更の日から20日以内の届出が困難な場合には、事前に都道府県警察に相談してください。
53	令和6年8月22日	令和6年9月17日	戸籍等証明書の広域交付制度に関する行期開始の改善要望	令和6年9月1日から戸籍法の一部を改正する法律が施行され、戸籍の証明書の請求が本籍地だけでなく最寄りの市区町村の窓口で請求できるようになった(以下、広域交付制度)から発行までの時間・期間がかり過ぎる」という大きな問題がある。市区町村の窓口で請求を行ってから、担当職員が戸籍情報連携システムに検索条件を手入力しているものと想定され、検索結果の精度や本籍地の相手自治体の状況によっては発行までに長期間かかるケースが頻りに発生しており、本籍地自治体に郵送請求した方が確実かつ早いという状況である。具体的には、東京和歌茂、東京都八王子市、大阪府大阪市の自治体のWeb上では「数日から数週間の間がかかる場合がある。急ぎの場合は本籍地の自治体に申請をいった記載がある。上記が検索結果の精度や本籍地の相手自治体の状況によっては発行までに長期間かかるケースが多発しており早期の改善を要望する。	個人	法務省	戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)の一部が令和6年3月1日に施行され、戸籍に記載されている実父はその配偶者、直系尊属もしくは直系卑属については、本籍地の市区町村以外の市区町村に対しては戸籍簿記載又は転籍証明書の請求をすることが可能となりました。	戸籍法第120条の2	現行制度下 広域交付の制度開始以降、一定の利用が伸びており、国民の利便性が向上しているところ。市区町村の事務に対応する戸籍の検索については、システム上の処理を迅速化させるなどの対応を実施しています。	















規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
84	令和6年10月18日	令和6年11月13日	2030年までに紙の申請書等の全廃と待ち時間ゼロ	引越しにもう転入転出といった基本的なことから、車検証の住所変更(ナンバー変更)、車庫証明から、免許更新と、譲り受け行政手続までは、必ず手続き毎に申請書を入れて提出する必要があります。2030年までに、マイナンバーカードを使用した電子申請をした場合は、オンライン決済とし、窓口で紙での書類提出や手続きを全廃し、待ち時間ゼロで本人確認のうえすぐに交付、手続き完了させる。	車の引越しの際、事前にデジタル庁が奨励しているマイナンバーを通じたオンラインによる転出届を行った。転出時は良かったが、転入時に改めて紙の申請を書き、住民票写しや印鑑登録なども改めて申請書を書き提出することになった。 また、車検証の住所変更に至ってはOCRシートで記入が必要な書類が多岐に渡り、専門の業者を出なければ非常に難航度高い。 自動車運転免許の更新も長時間も並び、おきおきに更新料を現金で支払い、印紙の貼られた申請書を受け取り、自ら住所氏名等を入力し、という無駄な作業が多い。 自動運転免許の更新も長時間も並び、おきおきに更新料を現金で支払い、印紙の貼られた申請書を受け取り、自ら住所氏名等を入力し、という無駄な作業が多い。 とにかく待ち時間が長い役所の窓口では、申請者と役所の双方の時間とお金というコストを削減するために、事前にオンライン申請とオンライン決済で完了させ、当日は本人確認と書類の受領のみ、本人確認と番号番の確認とナンバープレートと車検証の変更のみ、予約時間に視力検査と講習の受講して新しい免許の変更のみ、手短かに済ませられるように、双方の生産性を向上させるべき。 あまりに時間がかり効率がわるく、デジタル化とはほど遠い。	個人	デジタル庁 総務省 国土交通省 警察庁	【デジタル庁】 住基法第24条の2 デジタル手続法第6条 総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第175条(平成15年総務省令第4号)第4条第1項 【総務省】 なし。 【国土交通省】 国土交通省(国土交通省) 26年法律第185号(第2条第1項) 【警察庁】 道路交通法(昭和33年法律第109号)第10条から第102条の3まで 道路交通法施行規則(昭和33年総務省令第60号)第29条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第228条第1項及び第231条の2第1項	【デジタル庁】 左記の引越手続のオンライン化について、更に多くの自治体でご活用いただけるよう、より一層の周知を図るとともに、転入手続における完全オンライン化についても、引き続き検討を進める。 【デジタル庁】 自治体のフロントヤード改革(総務省) オンライン申請や書かない窓口などの取組について、モデル事業などを通じ全国に展開してまいります。 【総務省】 対応 【国土交通省】 制度の現状欄に記載のとおりです。 引越しOSSといったサービスも提供しており、マイナンバーカードのご利用いただくと、新しい車検証を郵送で受け取ることができるとし、新しいナンバープレートへの交換についても、次期継続検査(車検)時までには、交換を待つことなくご変更いただけますので、新しい車検証とナンバープレートを受け取るために運転免許等にも来訪する必要があります。 【警察庁】 運転免許証の更新関係(警察庁) 運転免許証の更新手続については、令和7年3月24日から、免許情報記録個人番号カード(いわゆる「マイナンバーカード」)を保有する方は、優良運転者又は一般運転者であれば、更新申請書をオンラインで受領することができるようになります。 また、制度の現状欄に記載のとおり、更新の手数料の徴収については、各都道府県の条例により定められていることから、警察庁において具体的な対応をお示しすることは困難です。		
85	令和6年10月18日	令和6年11月13日	刑法175条が保護法益を踏まない事による当該刑法の廃止	刑法175条の保護法益として「性的秩序を守り、最少限度の性道徳を維持すること」(チャタレイ事件最高裁判決)とされているが、PC及びスマートフォンに伴い、インターネットの利用率が84.3%となっている中で、誰もが見えつづ画面等に触れる事が可能になっており、当該法の保護法益が実質無意味なものとなっていることから、刑法175条廃止を提案する。	刑法175条の保護法益としては複数の学説が存在している。 1) 性道徳・性秩序の維持が保護法益とする説 2) 犯罪や重大な反社会的行為への因果関係がある限りで範囲に値するとする説 3) ハンダリング理論 4) 他人の知らない権利を保護法益とする説 5) 青少年の保護を目的とする説 この内、チャタレイ事件の最高裁判決(最高裁判所 昭和28年(あ)第1713号)においては1を採用している。しかしながら、この判決は昭和28年に出されており、インターネットが普及した今日では誰もが見えつづ画面等に触れる事が可能になっており、当該法の保護法益が実質無意味なものとなっている。従って、保護法益が実質無意味となっている当該刑法は刑法の特性上相応しくなく、多くの疑念を生むことから廃止するべきである。廃止となった場合、既に約47兆円規模の所謂デジタル市場がさらに活発化するだけでなく、取収増の観点からも良いと思われる。また、当該刑法において度々問題視されている「表現の自由の萎縮効果」の緩和にも繋がる。	個人	法務省	刑法第175条	対応不可	刑法第175条は、性道徳・性秩序の維持等を保護法益とするものであると解されており、同法益は現時点においても保護に値するものである上、同条の構成要件が明確性に欠けるものでもないことから、廃止する必要性はないと考えています。	
86	令和6年10月18日	令和6年11月13日	FIT認定された住宅用太陽光発電に蓄電池を併付する場合、FIT認定の認定申請が必要であるが、申請から認定までに要する期間が長く、設置の工事自体はすでに完了するものの、いままでも経っても蓄電池が充てない、も変更認定申請はJPEX代行申請センターが窓口となつて煩雑しているが、FITの買取価格が安くなるため、変更認定申請を簡便な変更認定申請等を対象として、進捗に合わせた申請を受け付けを行い、優遇して安やかに処理する特別の窓口(ファストトラック)を設けていただきたい。	災害時の電源確保のために蓄電池の取付工事を契約したが、FIT認定の変更認定申請の時期が年度末だったため、3か月を経過しても申請に対する回答がなく、蓄電池を使用開始できていない。今後、防災意識の高まりと蓄電池価格の低下によって、単独的な蓄電池の取付を希望する家庭が増えると考えられるため、そのような需要に即応する変更手続きについては、優先的に受け付けて処理する特別の窓口を設けて、手続きに要する期間の短縮を図るべきと考えたため提案した。特に、住宅における蓄電池の普及は、災害対応の他にも、余剰発電の電気が減少することで再生エネルギー削減にも役立つため、積極的な導入が進むように制度を整えるべき。	個人	経済産業省	再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法第10条および同法施行規則第9条第13条に基づき、変更事項について申請し、認定を受ける必要がございます。	再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)	対応不可	FIT/FIP 制度は、電気の利用者が負担する課金によって支えられている制度であり、当該制度の認定を受けた事業者は円滑かつ適切な事業実施と安定的かつ効率的な発電を実施するための事業計画を策定し、当該計画に沿って事業を実施していただく必要があります。今一度ご相談いただいた蓄電池の設置を含め、事業計画において変更(再生可能エネルギー特措法施行規則に規定する経費的な変更を除く)が生じた場合には、変更内容が再生可能エネルギー特措法の認定要件を満たすか否か、再度審査する必要があります。再生可能エネルギー電気の利用促進については、様々な変更項目・内容がありそれらに対応して優先順位を決定することが困難であることや、審査の公平性の観点から、申請がなされたものから順次審査を行っております。そのため、申請内容に応じて優先処理するファストトラックを設けることは現状想定しておりません。地方・事業者が円滑に行われるようシステム整備等の工夫を進めているところであり、引き続き、審査の円滑化のためにどのような対応が可能か検討してまいります。	







規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
102	令和6年11月15日	令和7年1月20日	投資専門家子会社の投資対象拡充(ベンチャービジネス会社)	<p>【投資専門家子会社による】(1)投資先ベンチャービジネス会社が上場した後の追加出資、(2)一定の基準を満了する上場後スタートアップに対する新規出資を含めたため、ベンチャービジネス会社の要件から、上記引上げ時とは非店研究開発有価証券発行会社を確保できないと少くも継続する</p> <p>【ベンチャービジネス会社のスタートアップ向け市場に上場、かつ、一定の売上規模以内、等</p>	<p>&lt;クロスオーバー投資家の不在&gt;</p> <p>【スタートアップが大きく成長していくには、シード・アーリー期から投資しているベンチャーキャピタルに代わって未上場段階からエクワイチを供給し、上場後も安定株主としてスタートアップに追加的なエクワイチ供給を含む支援を行うクロスオーバー投資家が不可欠であるが、わが国ではそうした投資家が存在していない。</p> <p>&lt;スモールIPO先を絡めとする上場後スタートアップへの投資家の不在&gt;</p> <p>【また、わが国では、スタートアップへの投資額が依然小さく、非上場での資金調達に限界があるほか、非上場株式の流通市場は未成熟であり、M&amp;Aの後も後継買手が少ないことから、スタートアップの従業員や投資家の機嫌手段が限定的であり、事業が未成熟な状態であっても、早期のIPOを定める声をそろす方法が乏しい。これらの状況を背景に、事業が未成熟な状態でスモールIPOをしてしまふスタートアップ(以下「スモールIPO先」といいます)が多発している。</p> <p>このようなスモールIPO先は時価総額が小さく、わが国においては機関投資家の投資対象になりにくいうえ、上場前から投資を行っているベンチャーキャピタル等の投資家が、IPOの後、早期に持ち分売却することから、株価下落傾向にあるため、益々投資家をむきつけづらくなる。その結果、追加資金調達の道は極めて限定され、上場したスタートアップが、その後引上げ時とは非店研究開発有価証券発行会社を確保できないと少くも継続する</p> <p>【実際に東証の調査では、マザーズ・グROWS市場に上場した会社のうち、上場後に公募を実施し、追加資金調達を行った会社は約14%にとどまっている。(2023年12月18日開催「市場区分の見える化に関するフォーラム」発表資料(第10回資料)より)</p> <p>&lt;銀行の投資専門家子会社に期待される役割&gt;</p> <p>【銀行の投資専門家子会社は以下のような性質を有し、中長期的にもスタートアップに寄り添った支援を行いやすいことから、クロスオーバー投資家およびスモールIPO先を絡めとする上場後スタートアップへの投資家の担い手となることが可能ではないかと考えられる。</p> <p>①ファンド規模：一般投資家等からの資金を確保とする機関投資家等と異なり、銀行の経営判断で、比較的機動的にファンド規模を確保することができる</p> <p>②支援姿勢：投資専門家子会社への資金の出し手が、グループ全体で顧客との取引妙味を追求することができる銀行であるため、長期的な目線で寄り添った支援を行いやすい。</p> <p>③仲立支援能力：投資先に、銀行グループが連携して「リユース」支援を提供できる。</p>	<p>銀行は、投資専門家子会社を通じて新事業活動を行う会社へ出資等による資金供給が可能(基準議決権数を超過した議決権保有が可能)ですが、銀行法施行規則第17条の2第5項において、当該出資等の対象となる会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録簿に登録されている株式の発行元である会社以外で、設立の日または新事業活動開始日以降20年を経過していない中小企業者に限定されています。</p>	銀行法第16条の2第1項第1号	検討を予定	新たな事業分野の開拓を幅広く支援する観点から、銀行グループが出資可能なスタートアップの範囲を拡充するため、議決権の保有制限の例外となるベンチャービジネス会社の要件を緩和した銀行法施行規則の一部を改正する内閣府が令和6年11月15日に施行されました。改正後の制度の運用状況や議決権の保有制限の例外措置の趣旨を踏まえ、更なる要件緩和の必要性について検討して参ります。		
103	令和6年11月15日	令和7年1月20日	投資専門家子会社の投資対象拡充(合資会社等)	<p>【投資専門家子会社による】他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務について、「他の株式会社等」に対しその事業に必要な資金を供給する業務として、「他の株式会社等」に「合資会社である当該会社の社員持分の取得および保有」、「当該会社を相手方とする匿名組合契約の出资の持分または信託の受益権の取得および保有」、「当該会社を組合員とする事業有限責任組合の出資の持分または信託の受益権の取得および保有」、「当該会社を組合員とする事業有限責任組合の出資の持分および保有」を追加する</p>	<p>【投資専門家子会社による】他の株式会社に対し、その事業に必要な資金を供給する業務について、「他の株式会社等」に「合資会社である当該会社の社員持分の取得および保有」、「当該会社を相手方とする匿名組合契約の出资の持分または信託の受益権の取得および保有」、「当該会社を組合員とする事業有限責任組合の出資の持分および保有」を追加する</p>	<p>銀行の子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られています。投資専門家子会社の業務は、出資等とそれに附帯する業務及び出資先等に対するコンサルティングなどの一時的業務に限定されています。投資専門家子会社の出資等については、銀行法施行規則第17条の3第2項第2号において、株式会社に対するものとされています。</p>	銀行法第16条の2第1項第2号	検討を予定	銀行の投資専門家子会社(特定子会社)経由で出資するベンチャービジネス会社について議決権保有制限の例外が設けられている趣旨の観点からは、銀行グループによるベンチャービジネス会社支援への配慮が妥当なところ、投資専門家子会社による資金供給方法の拡充については、具体的なニーズも踏まえながらその必要性について検討して参ります。		
104	令和6年11月15日	令和7年1月20日	ベンチャービジネス会社における中小企業要件の厳格化と緩和	<p>【ベンチャービジネス会社の要件(1)非上場または非店頭売買有価証券発行会社、(2)中小企業(中小企業等経営強化法第2条第1項で定義)の要件に抵触してしまふが生じる懸念がある。この懸念は、仮に左記①非上場または非店頭売買有価証券発行会社の撤廃・緩和が実現した場合には、より高まるものと見られる。</p> <p>【また、新たな事業分野を開拓する会社の中には、左記①非上場または非店頭売買有価証券発行会社および③設立後又は新事業活動開始日以降10年未満をともに満たすものの、左記②を中堅企業と想定される。中堅企業は、「国内で事業・投資を拡大し、地域での買上げにも貢献している重要な存在であるが、「中堅企業から大企業」へと成長する企業の割合は長期的に低減しており、期待外の大企業と競争していくための成長投資等が十分に実行できていない課題も存在している(2024年3月10日中堅企業等の成長促進に関するワーキンググループ「中堅企業成長促進パッケージ」)。</p> <p>【わが国においては、中堅企業(個人事業主)であってもエクワイチ資金を調達する手段は限定されており、成長投資等を十分に行っていない原因の一つとなっていると考えられることから、新たな事業分野の開拓に係るリスクマネー供給等の助い企業者及び中堅企業者とは、常時雇用する従業員数が10人以上以下の企業者及び中堅企業者(中小企業者を除く。)と定義。)まで含めるとより緩和</p>	<p>【スタートアップ企業は、事業が非連続的に成長していくことによって、レイター期以降には、資本金額や従業員数が急増し、左記②中小企業(中小企業等経営強化法第2条第1項で定義)の要件に抵触してしまふが生じる懸念がある。この懸念は、仮に左記①非上場または非店頭売買有価証券発行会社の撤廃・緩和が実現した場合には、より高まるものと見られる。</p> <p>【また、新たな事業分野を開拓する会社の中には、左記①非上場または非店頭売買有価証券発行会社および③設立後又は新事業活動開始日以降10年未満をともに満たすものの、左記②を中堅企業と想定される。中堅企業は、「国内で事業・投資を拡大し、地域での買上げにも貢献している重要な存在であるが、「中堅企業から大企業」へと成長する企業の割合は長期的に低減しており、期待外の大企業と競争していくための成長投資等が十分に実行できていない課題も存在している(2024年3月10日中堅企業等の成長促進に関するワーキンググループ「中堅企業成長促進パッケージ」)。</p> <p>【わが国においては、中堅企業(個人事業主)であってもエクワイチ資金を調達する手段は限定されており、成長投資等を十分に行っていない原因の一つとなっていると考えられることから、新たな事業分野の開拓に係るリスクマネー供給等の助い企業者及び中堅企業者とは、常時雇用する従業員数が10人以上以下の企業者及び中堅企業者(中小企業者を除く。)と定義。)まで含めるとより緩和</p>	<p>銀行は、投資専門家子会社を通じて新事業活動を行う会社へ出資等による資金供給が可能(基準議決権数を超過した議決権保有が可能)ですが、銀行法施行規則第17条の2第5項において、当該出資等の対象となる会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録簿に登録されている株式の発行元である会社以外で、設立の日または新事業活動開始日以降20年を経過していない中小企業者に限定されています。</p>	銀行法第16条の2第1項第1号	検討を予定	新たな事業分野の開拓を幅広く支援する観点から、銀行グループが出資可能なスタートアップの範囲を拡充するため、議決権の保有制限の例外となるベンチャービジネス会社の要件を緩和した銀行法施行規則の一部を改正する内閣府が令和6年11月15日に施行されました。改正後の制度の運用状況や議決権の保有制限の例外措置の趣旨を踏まえ、更なる要件緩和の必要性について検討して参ります。		
105	令和6年11月15日	令和7年1月20日	現物分配で株式を取得するケースを決定権取得制限の例外事由に追加	<p>【投資事業有限責任組合(外国の法令に基づいて設立された団体であつて投資事業有限責任組合に類似するものを含む。以下同じ)に係る組合契約においては、GP側の投資E&amp;A活動の自由確保を背景に、GP又は清算人が一定の場合に組合財産である株式等を売却することになり得る点に留意して、現物で分配できる旨の規定を定めることと求められる場合がある。しかし、実際に、GP又は清算人が組合財産である株式等を売却する場合には、LPの意向にかかわらず株式等が現物で分配されるケースが見受けられることに鑑みると、そのような現物分配が可能とされている投資事業有限責任組合においては、現物分配によって見受けられる(銀行法第17条の4第1項及び第3条第1項第1号)損失未回収(損失超過)の発生リスクを軽減し、そのリスクを軽減する必要があると見られる。</p> <p>一方で、そのような現物分配をGPが必要とする正当な理由のない、実際に、特に市場性の無い株式等については、分配期間中に売却する必要があるといったものや、GP又は清算人にあらかじめ一定の場合における現物分配を認めさせる必要がある。</p> <p>【また、現物分配による取得、現物分配による善意ないしルール抵触に対する懸念を解消して持分割合が現物による買出し出資を活用させたいと望む企業と、而立せざるには、LPである銀行の現物分配による株式等の取得を、5%ルールを例外事由として認める必要がある。なお、現物分配の結果取得・保有することとなった株式等は、通常、キビタルガイを伴うことを目的として売却可能となるものの当面の期間に限り保有することとなり、事業支配力強化のため、銀行法第16条の4第1項第1号(銀行法第17条の4第1項第1号)に規定される5%ルールを例外事由として、特設扱いを行うべきではないと見られる。</p> <p>【また、現物分配による取得により5%ルールを超えて取得・保有することとなった部分の議決権については、現物取得が認められたとしても、上述のような売却の意向がない株式等が現物で分配されるような場合には、1年を超えて保有しやすくなる懸念がある。銀行法第16条の4第1項第1号(銀行法第17条の4第1項第1号)に規定される5%ルールを例外事由として、特設扱いを行うべきではないと見られる。</p> <p>【また、現物分配による取得により5%ルールを超えて取得・保有することとなった部分の議決権については、1年を超えて保有しやすくなる懸念がある。銀行法第16条の4第1項第1号(銀行法第17条の4第1項第1号)に規定される5%ルールを例外事由として、特設扱いを行うべきではないと見られる。</p> <p>【また、現物分配による取得により5%ルールを超えて取得・保有することとなった部分の議決権については、1年を超えて保有しやすくなる懸念がある。銀行法第16条の4第1項第1号(銀行法第17条の4第1項第1号)に規定される5%ルールを例外事由として、特設扱いを行うべきではないと見られる。</p>	<p>【投資事業有限責任組合(外国の法令に基づいて設立された団体であつて投資事業有限責任組合に類似するものを含む。以下同じ)に係る組合契約においては、GP側の投資E&amp;A活動の自由確保を背景に、GP又は清算人が一定の場合に組合財産である株式等を売却することになり得る点に留意して、現物で分配できる旨の規定を定めることと求められる場合がある。しかし、実際に、GP又は清算人が組合財産である株式等を売却する場合には、LPの意向にかかわらず株式等が現物で分配されるケースが見受けられることに鑑みると、そのような現物分配が可能とされている投資事業有限責任組合においては、現物分配によって見受けられる(銀行法第17条の4第1項及び第3条第1項第1号)損失未回収(損失超過)の発生リスクを軽減し、そのリスクを軽減する必要があると見られる。</p> <p>一方で、そのような現物分配をGPが必要とする正当な理由のない、実際に、特に市場性の無い株式等については、分配期間中に売却する必要があるといったものや、GP又は清算人にあらかじめ一定の場合における現物分配を認めさせる必要がある。</p> <p>【また、現物分配による取得、現物分配による善意ないしルール抵触に対する懸念を解消して持分割合が現物による買出し出資を活用させたいと望む企業と、而立せざるには、LPである銀行の現物分配による株式等の取得を、5%ルールを例外事由として認める必要がある。なお、現物分配の結果取得・保有することとなった株式等は、通常、キビタルガイを伴うことを目的として売却可能となるものの当面の期間に限り保有することとなり、事業支配力強化のため、銀行法第16条の4第1項第1号(銀行法第17条の4第1項第1号)に規定される5%ルールを例外事由として、特設扱いを行うべきではないと見られる。</p> <p>【また、現物分配による取得により5%ルールを超えて取得・保有することとなった部分の議決権については、現物取得が認められたとしても、上述のような売却の意向がない株式等が現物で分配されるような場合には、1年を超えて保有しやすくなる懸念がある。銀行法第16条の4第1項第1号(銀行法第17条の4第1項第1号)に規定される5%ルールを例外事由として、特設扱いを行うべきではないと見られる。</p> <p>【また、現物分配による取得により5%ルールを超えて取得・保有することとなった部分の議決権については、1年を超えて保有しやすくなる懸念がある。銀行法第16条の4第1項第1号(銀行法第17条の4第1項第1号)に規定される5%ルールを例外事由として、特設扱いを行うべきではないと見られる。</p>	<p>【金融庁】銀行は、その子会社は、国内の会社の議決権について、合算して百分の五を超える議決権を取得・保有してはならないとされている。その例外として、指配権の発行による株式等の取得等があり、その場合において、内閣府が定める指配権の行使の範囲を定める場合を除き、1年を超えて保有してはならないこととされています。</p> <p>【公正取引委員会】独立禁止法第11条第1項では、事業支配力の過度の集中の防止、特に金融会社と非金融会社が結びつくことによる競争上の問題が生ずることを防止する観点から、銀行又は証券業を営む会社(以下「銀行等」といふ。)が他の国内の会社(以下「被投資会社」といふ。)の株式に係る議決権(以下「議決権」といふ。)をその被投資会社の5%の被投資会社を相手方として保有し、1年を超えて保有することとなる場合における議決権の保有等を規制しています。ただし、同項第1号から第3号まで及び第6号に該当する場合については、同項の適用が除外されています。しかしながら、これらの場合において、銀行等が、株式発行会社の総株主の議決権の5%を超えて保有することとなった日から1年を超えて当該議決権を保有しようとするときは、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けるなければならないとされています(同条第2項)。</p>	銀行法第16条の2第1項第1号	検討を予定	【金融庁】銀行の議決権保有制限は、指配権の発行等による株式等の取得等については、やむを得ない場合として例外的に1年間、基準議決権数を超過した議決権を保有することが可能であり、1年を超えて継続して保有する場合には承認を受ける必要とされていること、議決権保有制限の趣旨や他の例外事由に照らして、更なる措置の必要性について検討して参ります。		











規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
124	令和6年11月15日	令和6年12月16日	一般債引き受けに関する弊害防止措置の緩和	左記規制の廃止若しくは一部緩和(制限期間の短縮化等)	「有価証券の取引公正性を図ることによる経済発展と、投資者保護を目的とした規制が、法制定以降の一般債市場拡大・流動性向上に伴い、制度趣旨、若しくは一定の緩和余地ありと見料。取引方式による取組が減少し、発行主体や投資家の意識向上による市場環境下であること。また、銀行およびその関連金融商品取引業者は「アームズ・レンジャーズ」を遵守していることに加え、第三者の通常の取引と異なる条件下での金融商品取引が行われることは考えない。」 「家計・小企業向けで、自給貸付(期間16ヶ月から3ヶ月に改定されており、有価証券のプライマリーとセカンダリー市場の区別を3ヶ月と規定している)」	都銀協 会	金融庁	金融商品取引法第44条の3第1項第4号の規定に基づく金融商品取引業者等に関する内閣府令第153条第1項第6号の規定は、金融商品取引業者が有価証券の引受人となった日から6ヶ月を経過する日までの間で、親法人等又は子法人等に当該有価証券を売却することを禁止しております。	金融商品取引法第44条の3第1項第4号 金融商品取引業者等に関する内閣府令第153条第1項第6号	対応不可	「金融審議会市場制度ワーキンググループ第二次報告(令和3年6月18日公表)において「銀行の役割が、引受に関するアドバイスや紹介にとどまらずに具体的な条件の交渉や交渉を行うことを禁止する発行体フロンティアリング規制や、1993年に業態別子会社形式による銀行・証券の相互入会が認められた際導入された、主幹引受規制(証券会社がその親子法人等が発行する有価証券の引受人となること)に関し、一定の条件を充たす場合に引受禁止および引受人の売却規制(証券会社が有価証券の引受人となった日から6ヶ月を経過する日までの間)において、その親子法人等に当該有価証券を売却することを一定の場合を除き原則禁止)について、これらの行為は、利益相反や有価証券の発行条件等が定められる等の態を前提としている。これらの規制については、適切な引受人を選定したうえで有価証券の発行を確保することが重要であり、慎重に検討する必要がある。」との提言が示されたことと併せて、今後引き続きワーキンググループにおいて慎重に検討していく課題です。
125	令和6年11月15日	令和6年12月16日	登録金融機関における非公開融資等情報の適時の取扱い	・非公開融資等情報の授受禁止規制に関わり、顧客からの同意書や無関係に銀行内の融資業務従事者・金融商品取引業者従事者間での顧客に係る情報共有を可能にする(但し、法人関係情報を利用した顧客の策等の規制は厳格化する)	「顧客利便性が損なわれ、かつ規制遵守に伴う行内手続負荷も相応であり、規制撤廃を提案するもの。 「今後の社会等や、企業代表者等による個人資産の証券資産運用需要の高まりを受け、銀行では法人営業担当(=融資業務従事者)と個人営業担当(=金融商品仲介業務従事者)の垣根をなくし、取引先企業の資産及び代表者等個人の資産状況双方把握の上での最適な提案の必要性が高まっている。 「同一行員において、ある企業(本社)以外の有価証券に係る金融商品仲介業務とは別の融資業務は兼務可能。ただし現実的には、法人担当と個人担当を分離できるをまず、本規制は、顧客の財務状況を踏まえた最適な提案を行うための障害となっている。実際に融資担当者とは別の融資を行っていることはなく、自らの融資担当先に係る金融商品仲介業務を行うことはできず、仮に兼務させても、融資担当者間に金融商品仲介業務として取扱い可能な有価証券を「事前に顧客同意書等があれば非公開融資等情報の授受は可能であるが、オフアラートは個人に適用できない等、必ずしも容易ではなく、またオフアラートがあった場合に担当者や管理職側の変更を都度必要とする。遵守に伴う手続が煩雑であり、顧客の投資運用ニーズ等を満たし、融資業務従事者から金融商品仲介業務従事者へのスムーズな連携が阻害。」 「その後も規制撤廃が非公開融資等情報を用いた顧客を行うことによる不正取引防止や顧客保護にあるとすれば、法人関係情報に係る規制、重要な顧客情報にアクセス可能な業務、個人情報取扱い等に関する規定を廃止し、また、利益相反行為の虞についても懸念される事柄は上記規制遵守により防止される。また、巻取金融機関は利益相反管理体制の整備を求められており、管理対象には金融商品仲介業務も含まれている。本規制は、重要な顧客の取扱いに「事前顧客同意書」が「選択的に行う方法」の選択要件から必要とされており、顧客利用・顧客保護の観点に照らして各金融機関の実情に鑑みながら創意工夫による取組みも許されるものとなっている。」	都銀協 会	金融庁	登録金融機関において、金融商品仲介業務に従事する役員・使用人が、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報、融資業務若しくは金融機関代理業務に従事する役員・使用人から授けられ、又は融資業務若しくは金融機関代理業務に従事する役員・使用人に提供することは禁止されています。	金融商品取引法44条の3第2項第2号 金融商品取引業者等に関する内閣府令第150条第3号 金融商品取引業者等に関する内閣府令第150条第3号第1項第2号第3号第4号第5号第6号第7号第8号第9号第10号第11号	その他	「上場企業等の情報授受規制及び手続きの簡素化については、金融審議会市場制度ワーキンググループ第二次報告(令和3年6月18日公表)における措置を踏まえ、令和4年6月22日に、金融商品取引業者等に関する内閣府令第150条第3号第1項第2号第3号第4号第5号第6号第7号第8号第9号第10号第11号第12号第13号第14号第15号第16号第17号第18号第19号第20号第21号第22号第23号第24号第25号第26号第27号第28号第29号第30号第31号第32号第33号第34号第35号第36号第37号第38号第39号第40号第41号第42号第43号第44号第45号第46号第47号第48号第49号第50号第51号第52号第53号第54号第55号第56号第57号第58号第59号第60号第61号第62号第63号第64号第65号第66号第67号第68号第69号第70号第71号第72号第73号第74号第75号第76号第77号第78号第79号第80号第81号第82号第83号第84号第85号第86号第87号第88号第89号第90号第91号第92号第93号第94号第95号第96号第97号第98号第99号第100号第101号第102号第103号第104号第105号第106号第107号第108号第109号第110号第111号第112号第113号第114号第115号第116号第117号第118号第119号第120号第121号第122号第123号第124号第125号第126号第127号第128号第129号第130号第131号第132号第133号第134号第135号第136号第137号第138号第139号第140号第141号第142号第143号第144号第145号第146号第147号第148号第149号第150号第151号第152号第153号第154号第155号第156号第157号第158号第159号第160号第161号第162号第163号第164号第165号第166号第167号第168号第169号第170号第171号第172号第173号第174号第175号第176号第177号第178号第179号第180号第181号第182号第183号第184号第185号第186号第187号第188号第189号第190号第191号第192号第193号第194号第195号第196号第197号第198号第199号第200号第201号第202号第203号第204号第205号第206号第207号第208号第209号第210号第211号第212号第213号第214号第215号第216号第217号第218号第219号第220号第221号第222号第223号第224号第225号第226号第227号第228号第229号第230号第231号第232号第233号第234号第235号第236号第237号第238号第239号第240号第241号第242号第243号第244号第245号第246号第247号第248号第249号第250号第251号第252号第253号第254号第255号第256号第257号第258号第259号第260号第261号第262号第263号第264号第265号第266号第267号第268号第269号第270号第271号第272号第273号第274号第275号第276号第277号第278号第279号第280号第281号第282号第283号第284号第285号第286号第287号第288号第289号第290号第291号第292号第293号第294号第295号第296号第297号第298号第299号第300号第301号第302号第303号第304号第305号第306号第307号第308号第309号第310号第311号第312号第313号第314号第315号第316号第317号第318号第319号第320号第321号第322号第323号第324号第325号第326号第327号第328号第329号第330号第331号第332号第333号第334号第335号第336号第337号第338号第339号第340号第341号第342号第343号第344号第345号第346号第347号第348号第349号第350号第351号第352号第353号第354号第355号第356号第357号第358号第359号第360号第361号第362号第363号第364号第365号第366号第367号第368号第369号第370号第371号第372号第373号第374号第375号第376号第377号第378号第379号第380号第381号第382号第383号第384号第385号第386号第387号第388号第389号第390号第391号第392号第393号第394号第395号第396号第397号第398号第399号第400号第401号第402号第403号第404号第405号第406号第407号第408号第409号第410号第411号第412号第413号第414号第415号第416号第417号第418号第419号第420号第421号第422号第423号第424号第425号第426号第427号第428号第429号第430号第431号第432号第433号第434号第435号第436号第437号第438号第439号第440号第441号第442号第443号第444号第445号第446号第447号第448号第449号第450号第451号第452号第453号第454号第455号第456号第457号第458号第459号第460号第461号第462号第463号第464号第465号第466号第467号第468号第469号第470号第471号第472号第473号第474号第475号第476号第477号第478号第479号第480号第481号第482号第483号第484号第485号第486号第487号第488号第489号第490号第491号第492号第493号第494号第495号第496号第497号第498号第499号第500号第501号第502号第503号第504号第505号第506号第507号第508号第509号第510号第511号第512号第513号第514号第515号第516号第517号第518号第519号第520号第521号第522号第523号第524号第525号第526号第527号第528号第529号第530号第531号第532号第533号第534号第535号第536号第537号第538号第539号第540号第541号第542号第543号第544号第545号第546号第547号第548号第549号第550号第551号第552号第553号第554号第555号第556号第557号第558号第559号第560号第561号第562号第563号第564号第565号第566号第567号第568号第569号第570号第571号第572号第573号第574号第575号第576号第577号第578号第579号第580号第581号第582号第583号第584号第585号第586号第587号第588号第589号第590号第591号第592号第593号第594号第595号第596号第597号第598号第599号第600号第601号第602号第603号第604号第605号第606号第607号第608号第609号第610号第611号第612号第613号第614号第615号第616号第617号第618号第619号第620号第621号第622号第623号第624号第625号第626号第627号第628号第629号第630号第631号第632号第633号第634号第635号第636号第637号第638号第639号第640号第641号第642号第643号第644号第645号第646号第647号第648号第649号第650号第651号第652号第653号第654号第655号第656号第657号第658号第659号第660号第661号第662号第663号第664号第665号第666号第667号第668号第669号第670号第671号第672号第673号第674号第675号第676号第677号第678号第679号第680号第681号第682号第683号第684号第685号第686号第687号第688号第689号第690号第691号第692号第693号第694号第695号第696号第697号第698号第699号第700号第701号第702号第703号第704号第705号第706号第707号第708号第709号第710号第711号第712号第713号第714号第715号第716号第717号第718号第719号第720号第721号第722号第723号第724号第725号第726号第727号第728号第729号第730号第731号第732号第733号第734号第735号第736号第737号第738号第739号第740号第741号第742号第743号第744号第745号第746号第747号第748号第749号第750号第751号第752号第753号第754号第755号第756号第757号第758号第759号第760号第761号第762号第763号第764号第765号第766号第767号第768号第769号第770号第771号第772号第773号第774号第775号第776号第777号第778号第779号第780号第781号第782号第783号第784号第785号第786号第787号第788号第789号第790号第791号第792号第793号第794号第795号第796号第797号第798号第799号第800号第801号第802号第803号第804号第805号第806号第807号第808号第809号第810号第811号第812号第813号第814号第815号第816号第817号第818号第819号第820号第821号第822号第823号第824号第825号第826号第827号第828号第829号第830号第831号第832号第833号第834号第835号第836号第837号第838号第839号第840号第841号第842号第843号第844号第845号第846号第847号第848号第849号第850号第851号第852号第853号第854号第855号第856号第857号第858号第859号第860号第861号第862号第863号第864号第865号第866号第867号第868号第869号第870号第871号第872号第873号第874号第875号第876号第877号第878号第879号第880号第881号第882号第883号第884号第885号第886号第887号第888号第889号第890号第891号第892号第893号第894号第895号第896号第897号第898号第899号第900号第901号第902号第903号第904号第905号第906号第907号第908号第909号第910号第911号第912号第913号第914号第915号第916号第917号第918号第919号第920号第921号第922号第923号第924号第925号第926号第927号第928号第929号第930号第931号第932号第933号第934号第935号第936号第937号第938号第939号第940号第941号第942号第943号第944号第945号第946号第947号第948号第949号第950号第951号第952号第953号第954号第955号第956号第957号第958号第959号第960号第961号第962号第963号第964号第965号第966号第967号第968号第969号第970号第971号第972号第973号第974号第975号第976号第977号第978号第979号第980号第981号第982号第983号第984号第985号第986号第987号第988号第989号第990号第991号第992号第993号第994号第995号第996号第997号第998号第999号第1000号第1001号第1002号第1003号第1004号第1005号第1006号第1007号第1008号第1009号第1010号第1011号第1012号第1013号第1014号第1015号第1016号第1017号第1018号第1019号第1020号第1021号第1022号第1023号第1024号第1025号第1026号第1027号第1028号第1029号第1030号第1031号第1032号第1033号第1034号第1035号第1036号第1037号第1038号第1039号第1040号第1041号第1042号第1043号第1044号第1045号第1046号第1047号第1048号第1049号第1050号第1051号第1052号第1053号第1054号第1055号第1056号第1057号第1058号第1059号第1060号第1061号第1062号第1063号第1064号第1065号第1066号第1067号第1068号第1069号第1070号第1071号第1072号第1073号第1074号第1075号第1076号第1077号第1078号第1079号第1080号第1081号第1082号第1083号第1084号第1085号第1086号第1087号第1088号第1089号第1090号第1091号第1092号第1093号第1094号第1095号第1096号第1097号第1098号第1099号第1100号第1101号第1102号第1103号第1104号第1105号第1106号第1107号第1108号第1109号第1110号第1111号第1112号第1113号第1114号第1115号第1116号第1117号第1118号第1119号第1120号第1121号第1122号第1123号第1124号第1125号第1126号第1127号第1128号第1129号第1130号第1131号第1132号第1133号第1134号第1135号第1136号第1137号第1138号第1139号第1140号第1141号第1142号第1143号第1144号第1145号第1146号第1147号第1148号第1149号第1150号第1151号第1152号第1153号第1154号第1155号第1156号第1157号第1158号第1159号第1160号第1161号第1162号第1163号第1164号第1165号第1166号第1167号第1168号第1169号第1170号第1171号第1172号第1173号第1174号第1175号第1176号第1177号第1178号第1179号第1180号第1181号第1182号第1183号第1184号第1185号第1186号第1187号第1188号第1189号第1190号第1191号第1192号第1193号第1194号第1195号第1196号第1197号第1198号第1199号第1200号第1201号第1202号第1203号第1204号第1205号第1206号第1207号第1208号第1209号第1210号第1211号第1212号第1213号第1214号第1215号第1216号第1217号第1218号第1219号第1220号第1221号第1222号第1223号第1224号第1225号第1226号第1227号第1228号第1229号第1230号第1231号第1232号第1233号第1234号第1235号第1236号第1237号第1238号第1239号第1240号第1241号第1242号第1243号第1244号第1245号第1246号第1247号第1248号第1249号第1250号第1251号第1252号第1253号第1254号第1255号第1256号第1257号第1258号第1259号第1260号第1261号第1262号第1263号第1264号第1265号第1266号第1267号第1268号第1269号第1270号第1271号第1272号第1273号第1274号第1275号第1276号第1277号第1278号第1279号第1280号第1281号第1282号第1283号第1284号第1285号第1286号第1287号第1288号第1289号第1290号第1291号第1292号第1293号第1294号第1295号第1296号第1297号第1298号第1299号第1300号第1301号第1302号第1303号第1304号第1305号第1306号第1307号第1308号第1309号第1310号第1311号第1312号第1313号第1314号第1315号第1316号第1317号第1318号第1319号第1320号第1321号第1322号第1323号第1324号第1325号第1326号第1327号第1328号第1329号第1330号第1331号第1332号第1333号第1334号第1335号第1336号第1337号第1338号第1339号第1340号第1341号第1342号第1343号第1344号第1345号第1346号第1347号第1348号第1349号第1350号第1351号第1352号第1353号第1354号第1355号第1356号第1357号第1358号第1359号第1360号第1361号第1362号第1363号第1364号第1365号第1366号第1367号第1368号第1369号第1370号第1371号第1372号第1373号第1374号第1375号第1376号第1377号第1378号第1379号第1380号第1381号第1382号第1383号第1384号第1385号第1386号第1387号第1388号第1389号第1390号第1391号第1392号第1393号第1394号第1395号第1396号第1397号第1398号第1399号第1400号第1401号第1402号第1403号第1404号第1405号第1406号第1407号第1408号第1409号第1410号第1411号第1412号第1413号第1414号第1415号第1416号第1417号第1418号第1419号第1420号第1421号第1422号第1423号第1424号第1425号第1426号第1427号第1428号第1429号第1430号第1431号第1432号第1433号第1434号第1435号第1436号第1437号第1438号第1439号第1440号第1441号第1442号第1443号第1444号第1445号第1446号第1447号第1448号第1449号第1450号第1451号第1452号第1453号第1454号第1455号第1456号第1457号第1458号第1459号第1460号第1461号第1462号第1463号第1464号第1465号第1466号第1467号第1468号第1469号第1470号第1471号第1472号第1473号第1474号第1475号第1476号第1477号第1478号第1479号第1480号第1481号第1482号第1483号第1484号第1485号第1486号第1487号第1488号第1489号第1490号第1491号第1492号第1493号第1494号第1495号第1496号第1497号第1498号第1499号第1500号第1501号第1502号第1503号第1504号第1505号第1506号第1507号第1508号第1509号第1510号第1511号第1512号第1513号第1514号第1515号第1516号第1517号第1518号第1519号第1520号第1521号第1522号第1523号第1524号第1525号第1526号第1527号第1528号第1529号第1530号第1531号第1532号第1533号第1534号第1535号第1536号第1537号第1538号第1539号第1540号第1541号第1542号第1543号第1544号第1545号第1546号第1547号第1548号第1549号第1550号第1551号第1552号第1553号第1554号第1555号第1556号第1557号第1558号第1559号第1560号第1561号第1562号第1563号第1564号第1565号第1566号第1567号第1568号第1569号第1570号第1571号第1572号第1573号第1574号第1575号第1576号第1577号第1578号第1579号第1580号第1581号第1582号第1583号第1584号第1585号第1586号第1587号第1588号第1589号第1590号第1591号第1592号第1593号第1594号第1595号第1596号第1597号第1598号第1599号第1600号第1601号第1602号第1603号第1604号第1605号第1606号第1607号第1608号第1609号第1610号第1611号第1612号第1613号第1614号第1615号第1616号第1617号第1618号第1619号第1620号第1621号第1622号第1623号第1624号第1625号第1626号第1627号第1628号第1629号第1630号第1631号第1632号第1633号第1634号第1635号第1636号第1637号第1638号第1639号第1640号第1641号第1642号第1643号第1644号第1645号第1646号第1647号第1648号第1649号第1650号第1651号第1652号第1653号第1654号第1655号第1656号第1657号第1658号第1659号第1660号第1661号第1662号第1663号第1664号第1665号第1666号第1667号第1668号第1669号第1670号第1671号第1672号第1673号第1674号第1675号第1676号第1677号第1678号第1679号第1680号第1681号第1682号第1683号第1684号第1685号第1686号第1687号第1688号第1689号第1690号第1691号第1692号第1693号第1694号第1695号第1696号第1697号第1698号第1699号第1700号第1701号第1702号第1703号第1704号第1705号第1706号第1707号第1708号第1709号第1710号第1711号第1712号第1713号第1714号第1715号第1716号第1717号第1718号第1719号第1720号第1721号第1722号第1723号第1724号第1725号第1726号第1727号第1728号第1729号第1730号第1731号第1732号第1733号第1734号第1735号第1736号第1737号第1738号第1739号第1740号第1741号第1742号第1743号第1744号第1745号第1746号第1747号第1748号第1749号第1750号第1751号第1752号第1753号第1754号第1755号第1756号第1757号第1758号第1759号第1760号第1761号第1762号第1763号第1764号第1765号第1766号第1767号第1768号第1769号第1770号第1771号第1772号第1773号第1774号第1775号第1776号第1777号第1778号第1779号第1780号第1781号第1782号第1783号第1784号第1785号第1786号第1787号第1788号第1789号第1790号第1791号第1792号第1793号第1794号第1795号第1796号第1797号第1798号第1799号第1800号第1801号第1802号第1803号第1804号第1805号第1806号第1807号第1808号第1809号第1810号第1811号第1812号第1813号第1814号第1815号第1816号第1817号第1818号第1819号第1820号第1821号第1822号第1823号第1824号第1825号第1826号第1827号第1828号第1829号第1830号第1831号第1832号第1833号第1834号第1835号第1836号第1837号第1838号第1839号第1840号第1841号第1842号第1843号第1844号第1845号第1846号第1847号第1848号第1849号第1850号第1851号第1852号第1853号第1854号第1855号第1856号第1857号第1858号第1859号第1860号第1861号第1862号第1863号第1864号第1865号第1866号第1867号第1868号第1869号第1870号第1871号第1872号第1873号第1874号第1875号第1876号第1877号第1878号第1879号第1880号第1881号第1882号第1883号第1884号第1885号第1886号第1887号第1888号第1889号第1890号第1891号第1892号第1893号第1894号第1895号第1896号第1897号第1898号第1899号第1900号第1901号第1902号第1903号第1904号第1905号第1906号第1907号第1908号第1909号第1910号第1911号第1912号第1913号第1914号第1915号第1916号第1917号第1918号第1919号第1920号第1921号第1922号第1923号第1924号第1925号第1926号第1927号第1928号第1929号第1930号第1931号第1932号第1933号第1934号第1935号第1936号第1937号第1938号第1939号第1







規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
139	令和6年11月15日	令和6年12月16日	都銀等による信託業務に係る規制緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>不動産売買の媒介、賃借の媒介・代理等の不動産関連業務等</li> <li>都銀本体、子会社、信託銀行子会社、信託代理店に解禁</li> <li>不動産取引一任代理等(宅地建物取引業第9条の第1項)を都銀本体、子会社、信託銀行子会社に解禁</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部の信託業営金融機関は不動産業務を行っており、これらの金融機関において当該業務により、不動産仲介を行うとともに当該不動産取得資金を融資する事例もみられるが、経営の健全性が確保されている状況にも関わらず、都銀本体、都銀子会社、信託銀行子会社及び信託代理店において、信託業務の一部を制限するとの明確な根拠は不明確。また、競争市場においては、公平な競争条件が形成されていない懸念あり。</li> <li>都銀または都銀子会社によるREIT運用会社設立、または買収を検討するも、宅地建物取引業、及び取引一任代理が解除されないため、参入できない。都銀または都銀子会社によるREIT運用会社設立、または買収を実現させるためには、宅地建物取引業及び取引一任代理の解禁が必要不可欠。</li> <li>①国土交通省が主導する「REIT市場30兆円」に資する事業者の拡大。</li> <li>②今後想定されるREIT救済において、都銀による支援体制の1つとなる可能性あり、個人投資家を含むREITエクイティ投資家の保護に繋がる。</li> <li>③都銀等による不動産売買ニーズ及び債権が数多くあり、顧客からも都銀の不動産ビジネス参入期待有り(上場REITの資産運用会社からの買戻不動産売買情報提供ニーズなど)</li> <li>④都銀で不動産仲介は、利益相反防止など金融機関の基準に基づいた顧客本位の不動産取引に繋がる。</li> </ul>	都銀懇話会	金融庁	一部の信託業営金融機関を除き、銀行は不動産業務を行うことが禁止されています。	金融機関の信託業務の業態等に関する法律第1条第1項 金融機関の信託業務の業態等に関する法律施行令第2条 金融機関の信託業務の業態等に関する法律施行規則第3条第1項	検討を予定	銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遡新、経営の健全性確保といった他業禁止の諸言を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難です。	
140	令和6年11月15日	令和6年12月16日	新しい店舗の売り方やコミュニティ化による不動産の賃貸条件緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>「その他の付随業務」における不動産賃貸管理に關して、公共受託等のないグループ会社以外の第三者への賃貸が柔軟に可能となるよう規制を緩和、容積率超過物件の賃貸を行う場合においても、規模による制限を撤廃し、第三者宛に賃貸できるよう規制を緩和</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>昨今のデジタル化の進展・消費者ニーズの変化や銀行来店者数の減少等に対応するため、各銀行は、デジタル化時代に相応しい新しい店舗構築に注力している。そのなかで既存店舗の統廃合やそれに伴う移転・新設など、店舗を異なる動向が活発になることが想定される。</li> <li>は、このような変化を捉え、現状、売れ残りが多い店舗に不動産向けに業態効率化、店舗集約化等により発生した現店舗の余剰スペースや、老朽化店舗等の即時に売却し生み出した余剰スペースについても、公的要素等の有無に係らず、第三者への賃貸が可能となれば、地域のにぎわい創出・地域創生、持続可能な社会に向けた多様な貢献に繋がる。他、店舗集約に伴って発生するもの。</li> <li>また、容積未消化の自己所有ビルの賃貸にあたって、自己利用部分の面積に制限されず、余剰面積の第三者への賃貸が可能となることで、銀行が抱える実古物件の賃貸が進み、地域のにぎわい創出・地域創生に繋がるもの。</li> </ul>	都銀懇話会	金融庁	銀行による保有不動産の賃貸については、その他の付随する業務(銀行法第10条第2項)として、賃貸の規模等一定の要件のもとで行うことが可能となっております。また平成29年9月の監督指針の改正により、自治体等の公営的な役割を担う主体からの賃貸に関する行為については、地方支庁や中心市街地活性化の観点から、保有不動産の賃貸の規模や期間について柔軟に判断して差し支えないこととしております。	主要な方向性の総合的な監督指針V-3(2)-(4) 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針計画4-2-2(4)	検討を予定	保有不動産の賃貸に係る案件については、他業を営むことによるリスクの遡新、銀行業務に専念することによる銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の諸言を踏まえて規定しているところ、更なる緩和の実施については、当該観点から慎重に検討する必要があります。	地方、銀行等が、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、引き続き検討を行います。
141	令和6年11月15日	令和6年12月16日	銀行業高度化等会社(グループ)の取替の許容	<ul style="list-style-type: none"> <li>認可を前提として、銀行業高度化等業務を営む会社を子会社等として保有する銀行業高度化等会社「グループ」の取得を許容頂きたい(ただし、当該グループ内の「銀行業高度化等業務」以外の業務を専ら営む法人については、一定の制限(例えば、5年)を設けたい上で、現行規制に準づく措置(※)を行うことと希望する)。(※当該法人の議決権の銀行グループ外への売却、「買する業務」が「買込まれる業務」以外の業務の廃止など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「銀行業高度化等業務」を営む会社のノウハウ等を円滑に銀行グループに取り込み、有機的な統合を図り、銀行業の高度な動向を把握しながら、銀行業高度化等業務の推進を図ることが期待される。</li> <li>また、経済・社会全体のデジタル化が加速し、銀行業以外の民間事業者においても、ブロックチェーンやAI等の先端技術「オープンAPI」を活用した多様な金融商品、サービスの提供が進んでいることに加え、国内外においては経済成長を促す観点からデジタル金融サービスによって金融包摂を進める動きも見られる。かかる状況において、国内銀行グループにおいては「オープンAPI」を通じてデジタル化を促進していく機会も増える。</li> <li>「銀行業高度化等業務」以外の業務を専ら営む法人が含まれることが想定されることから、時期(例えば、5年)を設けた上で、現行規制に準づくべく、当該法人の議決権の銀行グループ外への売却や、「銀行業高度化等業務」以外の業務の廃止等を条件とすることで、業務範囲規制や議決権保有制限規制の趣旨に適合するよう対応することが可能と見られる。</li> </ul>	都銀懇話会	金融庁	銀行及び銀行持株会社の子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られており、また銀行の一般事業会社の議決権の保有については、銀行とその子会社で合算して5%以下とする上限規制が、銀行持株会社の一般事業会社の議決権の保有については、銀行持株会社とその子会社で合算して15%以下とする上限規制が設けられています。	銀行法第18条の第1項、第16条の4第1項、第52条の23第1項、第52条の24第1項	対応不可	孫会社を含む銀行及び銀行持株会社の子会社の業務範囲が限定されている趣旨は、銀行等の健全性確保や利益相反防止等のためであるところ、銀行グループにおいて行うことのできる業務範囲の変更の緩和については、当該制度趣旨を前提として、経済状況の変化等を踏まえてその必要性を慎重に検討する必要があるため、直ちに措置することは困難です。	
142	令和6年11月15日	令和6年12月16日	子会社対象会社でない会社をグループ内にする企業を買収する際の、業務範囲規制の適用除外	<ul style="list-style-type: none"> <li>買収時に、子会社対象会社の業態以外の業態について、銀行法の業務範囲規制を一定期間(例えば、5年間)猶予して頂きたい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>買収対象となる会社が子会社対象会社(または子会社対象会社を子会社とする持株会社)であったとしても、その買収対象会社の子会社等において、銀行及び銀行持株会社の子会社が営むことができる業務以外の業務の一部を営んでいる場合は、買収そのものが認められない。</li> <li>そのため、銀行法の下でどのような企業を買収する場合は、買収時点での当該事業の譲渡や売却を条件として入れざるをえず、同制限のない国内銀行グループ以外の企業対比入札条件が不利となるほか、銀行グループの柔軟かつ機動的な買収戦略の阻害要因となっている。</li> <li>また、経済・社会全体のデジタル化が加速し、銀行業以外の民間事業者においても、ブロックチェーンやAI等の先端技術やオープンAPIを活用した多様な金融商品、サービスの提供が進んでいることに加え、国内外においては経済成長を促す観点からデジタル金融サービスによって金融包摂を進める動きも見られる。かかる状況において、国内銀行グループにおいては「オープンAPI」を通じてデジタル化を促進していく機会も増える。また、経済・社会全体のデジタル化が加速し、銀行業以外の民間事業者においても、ブロックチェーンやAI等の先端技術やオープンAPIを活用した多様な金融商品、サービスの提供が進んでいることに加え、国内外においては経済成長を促す観点からデジタル金融サービスによって金融包摂を進める動きも見られる。銀行法が阻害要因として銀行による入札条件が劣化するなど、将来的には国内の有望な金融関連事業者が海外企業に買収される機会が増加する虞もある。</li> </ul>	都銀懇話会	金融庁	銀行及び銀行持株会社の子会社(孫会社を含む)の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られています。銀行の一般事業会社の議決権の保有については、上限規制(銀行とその子会社で合算5%以下)が設けられています。また、銀行持株会社の一般事業会社の議決権の保有については、上限規制(銀行持株会社とその子会社で合算15%以下)が設けられています。	銀行法第18条の2第1項、第16条の4第1項、第52条の23第1項、第52条の24第1項	対応不可	孫会社を含む銀行及び銀行持株会社の子会社の業務範囲が限定されている趣旨は、銀行等の健全性確保や利益相反防止等のためであるところ、銀行グループにおいて行うことのできる業務範囲の変更の緩和については、当該制度趣旨を前提として、経済状況の変化等を踏まえてその必要性を慎重に検討する必要があるため、直ちに措置することは困難です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
143	令和6年11月15日	令和6年12月16日	グループ会社の事業性借入に対する親会社による債務保証の許容	<p>・金融監督庁「大蔵省告示第9号第1条第1項の(事業者)」の範囲から、「当該銀行又は当該銀行持株会社の親会社による債務保証の許容」を除外して頂きたい</p>	<p>【本告示の趣旨は、住宅ローンのように商品性や債務者の適格性が規格化されていない事業性融資について、銀行のグループ会社が裏として債務保証することにより、銀行の融資規律が崩れ、銀行グループとしてのリスク管理の適切性や経営の健全性に悪影響が生じることを未然に防止するものとする理解。】                  【一方、企業の一時的な資金調達において自らの手組の資金の投入に対して親会社が債務保証し債務履行を行うことは完全広行われているものがあるところ、銀行グループの子会社等が同様の目的で親会社として債務保証を行うことまで禁止することは、法が意図するものではないように思われる。】                  【親の銀行法上の規定との関係を考えても、同業の「事業者」が当該銀行のグループ会社である場合には、同グループ会社との取引が「アムネス・レンジャール」(銀行法18条の2の対応によることから、同グループ会社に対する貸付案件は、他の通常の親会社保証付事業会社向け融資と比較して当該銀行に不利な条件となることが防止される。そのため、仮に、左記の具体的要請内容が実現したとしても、同グループ会社に対する融資規律は引き続き厳格に維持され、銀行グループとしてのリスク管理の適切性や経営の健全性に悪影響を生じさせるものではないと考えられる。】                  【したがって、本告示第18条第1項に定める「事業者」が、当該銀行又は当該銀行持株会社の親会社の子会社等である場合には、本告示の対象外として告示の趣旨を損ねることは必ずしもならないように思われる。】                  【子会社等が進出する海外の一部法域において、現地子会社の信用力を補完するとともに、親会社のコミットを確保し、現地での安定的なサービス提供を促す観点から、現地法令により親会社保証等の差入れが必要となる場合が生じ、親会社による信用保証が必要な海外現法域の設立時やビジネス拡大時において、本規制の存在が資金調達に制約となり得る事態が発生したこともあった。】                  【なお、本邦大手金融機関グループでは、銀行のみならず、金融関連事業子会社であるリース会社やコンシューマーマーファイングン会社等でも「ローン」を貸付しており、かかる融資を「貸付」として規制することも、「事業者」と一律に禁止するのではなく、法の趣旨に照らし例外や射程の明確化・実態適化をご検討いただきたい。</p>	都銀懇話会	金融庁	銀行及び銀行持株会社は、子会社対象会社以外の子会社とすることはできません。(銀行法第16条の2、第32条の2、同法施行規則第17条の2、第17条の3、第34条の16) 貸付金担保の評価等に係る子会社対象会社としては、担保評価・管理会社(他の事業者の行う資金の貸付その他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となっている財産の管理その他の当該財産に関し必要となる事業を行う業務を行う会社)が認められています。(銀行法施行規則第17条の3第1項第9号、第34条の16第2項第9号)	銀行法施行規則第17条の3第1項第9号、第34条の16第2項第9号 銀行法施行規則第10条の3第2項第3号及び第33条第8号の2に基づき銀行等の子会社が意図してできる業務から除かれる業務等を定める令第1条第1項	検討を予定	現行制度上、銀行等が、当該銀行等が供与する事業性ローンに対し保証を行う会社を子会社とすることは、銀行等グループとしてのリスク管理の適切性や経営の健全性等の観点から、原則として禁止されています。このため、当該規制の等類については、事業性融資についてグループ会社により保証が行われる場合の銀行・保証を行う子会社間の融資審査のあり方やグループベースでのリスク管理態勢の構築状況等を踏まえて、検討してまいります。
144	令和6年11月15日	令和6年12月16日	地域の活性化等の家賃のための大口信用供与等規制の非適用範囲拡大	<p>・銀行法施行規則第14条6の2(法第13条第1項及び第2項の規定を適用しない信用供与等の相手方)に「当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社である銀行(当該銀行を除く)」を追加頂きたい                  ・また、銀行法第13条第1項に規定される、銀行の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等規制を超過することとなる場合を争い理由として、「同一銀行グループ内の銀行間での信用供与であり、地域の活性化等に資する場合を争い追加又は明確化いただきたい</p>	<p>【2020年4月1日施行の大口信用供与等規制の見直しにより、銀行グループ内取引については大口信用供与等規制の対象から除外された。しかしながら、銀行グループの「子会社」は手法上まで対象となるため、同一の銀行持株会社傘下の子銀行間の取引は規制の適用対象となっている。】                  【また、2020年の本規制見直しでは、経過措置とされていたコールローンを規制の適用対象に含めることとなり、親子関係のないグループ外商業銀行間でのコールローンに係る信用供与は規制対象となった。】                  【銀行持株会社の活用により、銀行グループのあり方は多様化しており、銀行持株会社の下に地域に根拠した複数の銀行が存在するケースも想定される。銀行持株会社のガバナンスにより銀行グループとしての最適な運用、調達を行うことで、結果として地域の活性化等にも資するものと考えられる。】(経済財政政策と改革の基本方針2022(2022年4月))                  【目録決定等において、「東京一極集中の防止、多極化、社会課題を補完・分散し国土・地域の発展に貢献(中略)従来の地方創生にも取り組むとともに、分散型づくりを進める。地方発のポテンシャル型の経済成長を遂行し、持続可能な経済社会の実現や個人と社会全体のWell-beingの向上」(中略)なども誰もが便利で快適に暮らせる社会」を旨とし、とされており、本要請の実現は地方活性化と密接な関係があると考えられる。】                  【また、銀行法の趣旨も踏まえ、国内銀行グループでは、銀行持株会社によるグループベースでの信用供与のコントロール・リスク管理・経営管理を行っているケースも多く、規制対象と認識しなくてもよい程度に与信者である同一と認められることも可能。】                  【グループ外の受信者に対する適度の信用供与を規制する本法の主旨を勘案すると、同一グループ内の銀行間での信用供与を規制することは本規制の根幹とまでは考えられず、地域の活性化等のために大口信用供与等規制の非適用となるグループ内銀行の範囲を拡大していただきたい。</p>	都銀懇話会	金融庁	同一の銀行持株会社傘下の子銀行間の取引は、大口信用供与規制が適用されます。なお、銀行法施行令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣府大臣の承認を受けたときは、大口信用供与規制の適用を免れることができます。	銀行法第13条第1項及び第2項 銀行法施行令第4条第9項及び第14項 銀行法施行規則第14条の3第2項、第14条の6の2	対応不可	大口信用供与等規制は、銀行等の資産の危険分散、銀行等の信用の広く適切な配分との目的の下、国際的な議論を踏まえた枠組みとされているところ、同一銀行持株会社グループ内における子銀行間の信用の供与等については、一律に規制対象外とすることは、上法の規制目的に照らし困難です。
145	令和6年11月15日	令和6年12月16日	子会社の変更や役員の変更等に関する銀行代理業変更申請の簡略化	<p>・支店関係にある会社の届出と異動時の報告(役員の変更届出と異動時の報告)の簡略化                  ・簡略が困難である場合、異動報告は「重要のあった時から30日以内」ではなく、「知照の発生後等、有価証券報告書提出会社は報告書等開示等必要な対応を怠らない」の旨が「グループ会社の役員を兼ねている場合は報告対象外」「社外取締役は報告対象外とする」などと、報告を必要とする要件を絞っていただきたい</p>	<p>【銀行代理業者の管理負担を軽減させることで、金融機関としては既存事業者との協業施策の運営安定化、協業範囲の拡大のほか、新規事業者の参入を促すことにより、新たな事業価値創造・価値提供に繋がることが見込まれる。】                  【一般事業者法として、銀行代理業は本業ではないため、限られたリソースしか割くことができない現状がある中で、管理業務負担が重く、地方管理業務負担の軽減をすることが望ましい。人事異動等発生(3か月1度の頻度)の都度、関係国庫や関係子会社の承認を要するため、本規制の届出者が多い見込。】                  【平成18年4月1日施行の銀行法等の一部を改正する法律により新たに銀行代理業制度が創設されたことで、一般事業者の銀行代理業への参入が可能となり、利用者の金融サービスに対するアクセスの確保・向上及び金融機関の多様な販売チャネルの効率的な活用が期待されることとなった。一般事業者が銀行代理業へ参入した場合には、引き続き簡便・透明・明確な報告及び報告情報の活用等の不変の原則を踏まえ、銀行代理業者の業務委託の整備等が強く求められていることは留意しつつも、実情として管理業務負担が一般事業者法に比べて重く感じている点も留意。】                  【また、金融制度ワーキンググループ(平成28年12月)の報告では、銀行代理業制度の課題として一部の届出義務等、実務上、対応コストに比して十分な必要性が認められないと指摘のある項目に対し、その見直しについて検討を進めるべきであるとして、平成30年8月に銀行代理業者の営業所の所在地を一時的な目的について届出が必要とされた。】                  【なお、簡便化や報告コストの軽減など、既に銀行代理業を取組んでいる事業者からの実情の声を反映した形で、上記現行規制の緩和を要望するもの。</p>	都銀懇話会	金融庁	銀行代理業者が許可申請時に提出した申請書に記載した事項に変更があった場合には、一般事業者の銀行代理業に届け出る必要があり、当該変更のあった日から30日以内に届け出る必要があるもの(商号の変更等)と、半期に一度届け出る必要があるもの(役員の変更等の内容変更等)があります。	銀行法第52条の37第1項、第2項、第53条第4項 銀行法施行規則第34条の14、第34条の39、第35条第4項、第3項、別表第二	対応	銀行代理業者の役員の変更等の内容変更等に係る届出について見直しを行った銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令が令和6年11月29日に公布、翌30日に施行されました。
146	令和6年11月15日	令和6年12月16日	投資専門子会社の業務範囲拡大	<p>・投資専門子会社による、出資先等以外へのコンサルティング業務も可能とする                  ・(※)コンサルティング業務には、投資専門子会社による出資先等のほか、銀行投資案件に関する業務や株主総会、助産、セミナーリングに関する各種サポートを含む</p>	<p>・投資専門子会社には投資管理のノウハウが集約・蓄積されることから、投資業以外にも、銀行本体からの直接出資先の案件ソーシングや期中管理(モニタリング)を受託し欲しいとのニーズあり。もともと、ニーズに応えるためには、現状、投資専門子会社の定款以外では認められ、投資専門子会社では投資管理のノウハウが集約・蓄積されていることから、銀行や他業からの業務委託は今後も増加していくと考えられる。</p>	都銀懇話会	金融庁	銀行の子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られています。投資専門子会社の業務は、出資先等とそれに関連する業務及びコンサルティングなどの一部業務に限定されています。	銀行法第16条の2第1項第2号 銀行法施行規則第17条の2第4項	対応	銀行の特定子会社(投資専門子会社)の併業業務として、出資先・出資見込み先以外へのコンサルティング業務等を実施した銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令が令和6年11月29日に公布、翌30日に施行されました。

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
147	令和6年11月15日	令和6年12月16日	銀行グループに属するリース会社に係る収入制限規制等の撤廃又は緩和の検討	・金融領域に限らず、顧客ニーズが多様化・高度化する中、銀行系リース会社のみ、オペレーティング・リースに係る顧客サービス提供に制約があり、適正な競争環境が確保されていない状況。 ・規制格差の是正により、イコールファイティングが確保され、顧客ニーズに沿った柔軟なリース条件設定が可能となることは、顧客本位の業務運営に資するのみならず、金融・リース業界の健全化にも寄与するもの。 ・リースを主たる業務としない子会社にも現行の規制が適用されるため、顧客ニーズへの柔軟な対応が困難となっており、規制の趣旨を踏まえても、当該規制を適用する合理性は乏しいと考えられる。 ・リース子会社は現行規制においてもオペレーティング・リースの取り扱いが認められており、物件の保有リスクを管理する姿勢やノウハウも蓄積出来ていることから、本規制の撤廃に伴う物件保有リスク等についてはコントロール可能と考えられる。	都銀懇話会	金融庁	銀行、銀行持株会社の子会社が営むリース業務について、融資と同様の形態（いわゆるファイナンス・リース）に係る収入をリース収入に占める割合の90%以上とする。及びリース業務に附帯する業務による収入がリース業務による収入を上回らないようにすることという制約があります。また、不動産を対象としたリース契約に当たっては、銀行がリース形態をとって一節向け不動産業務を営むといった他業禁止の趣旨の趣意を踏まえ、監督・文化施設、社会福祉施設等の公的な施設の新築・運営に係るものを除き、いわゆるファイナンス・リースに限って認められております。	銀行法施行規則第十四条の三第三項第三号及び第三十八号の規定に基づき銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める附帯業務表 主要行等向けの総合的な監督指針V-3-3-1(2) 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅳ-4-7-1(2)	検討を予定	銀行、銀行持株会社の子会社が営むファイナンス・リース以外のオペレーティング・リースについては、様々な形態があり、銀行業務との機能的な近接性やリスクの同質性の確保の観点から検討を行う必要があります。また、銀行子会社であるリース会社が、不動産を対象としたオペレーティング・リースを営むことについては、銀行に他業禁止が課せられている趣旨に鑑み、銀行の健全性確保の観点から、慎重に検討を行う必要があります。	
148	令和6年11月15日	令和6年12月16日	証券専門会社の業務範囲規制の緩和（現物決済される外国商品市場取引の紹介業務）	・証券専門会社が商品を決済終了後に保有せず、かつ、商品の保管・運搬に伴い発生する危険を負担しない外国商品市場取引については、証券専門会社が保有するよう緩和して頂きたい。なお、銀行本体内の緩和が可能かご検討頂きたい	・証券専門会社が従事できる外国商品市場取引は基金決済取引に限られており、現物決済取引についての顧客ニーズに応えられない状況となっている。証券専門会社が取引当事者とは異なる紹介のみを行うケースにおいては、取引決済方法に拘らず証券専門会社に規制に係るリスクを負担しない場合、異動リスクを回避しつつ子会社等業務範囲規制の趣旨を踏まえ、証券専門会社の観点から、(1)当該売買取引に係る商品を決済の終了後に保有することとならないこと、(2)当該売買取引に係る商品の保管又は運搬に伴い発生する危険を負担しないこと、の要件を満たす現物決済取引の紹介が容認されるよう緩和を頂きたい。 ・なお、銀行本体内で緩和が可能な場合について検討したい	都銀懇話会	金融庁 経済産業省 農林水産省	銀行及び銀行の子会社が代理又は媒介を行うことができる外国商品市場取引は、基金決済取引又は取引当事者が商品の確保・保管・リスクを負担しない場合の現物決済取引に限られております。	銀行法第10条第2項第15号、第16条の2第1項 銀行法第13条の2第1項 銀行法施行規則第13条の2第3号、第17条の2第2項第3号	検討を予定	銀行及び銀行グループの経営の健全性に与える影響等を踏まえ、銀行及び銀行の子会社が紹介を行うことができる金融等（デリバティブ）取引は一定の条件を満たすものに限られていますが、制度趣旨を踏まえ、改正の必要性について検討して参ります。
149	令和6年11月15日	令和6年12月16日	銀行代理業者の主たる兼業業務の要件緩和	「主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債権の保証または手形の引受その他の信用の供与を行う業務」である旨（すなわち「兼業業務」）が主たる兼業業務者（保証業者）についても、附属銀行と銀行代理業者の間の利益相反行為が生じない限りは、預金等担保貸付以外の貸付の紹介を許すことが可能である旨の一定の条件を満たして利益相反行為が生じるおそれが少ない場合は、預金等担保貸付以外の貸付の紹介を許す	【金融グループ内のカード会社、資金業者（以下、「貸付等を主たる業務とする者」）等のうち、事業者向けの専借サービスを提供している者が、カード加盟店等の顧客から事業性融資のニーズを募集した場合、当該「貸付等を主たる業務とする者」等による貸出の紹介が可能になれば、附属銀行のチャネルの多様化につながるほか、顧客利便性の向上にも資すると考えられる。 【銀行法が「貸付等を主たる業務とする者」等による預金等担保貸付以外の貸付の紹介を原則として禁止している趣旨は、附属銀行と銀行代理業者の利益が相反することを防止するものであると考えられるところ。例えば、①附属銀行と銀行代理業者が親子関係や銀行持株会社による兄弟会社関係にあるなど、構造的に利益相反が生じるおそれがない関係にあって、かつ、②当該銀行代理業者が附属銀行の顧客に該当しない場合は、併せて利益相反が生じるおそれも少ないと考えられる。 【そのため、顧客ニーズが顧客利便性に鑑み、「貸付等を主たる業務とする者」と附属銀行が親子関係等によりグループベースのファイナンスが提供されており、かつ、「貸付等を主たる業務とする者」のサービスが顧客へ直接提供を提供しないものである等の一定の条件を満たして利益相反行為が生じるおそれが少ない場合は、「貸付等を主たる業務とする者」等による銀行代理業務として貸付の紹介を認めて頂きたい。	都銀懇話会	金融庁	貸付け等を主たる業務とする者が銀行代理業者である場合は、当該銀行代理業者の銀行代理業務のうち、消費者向けの資金の貸付け等に係る契約締結の代理・媒介業務については、「預金等担保貸付」及び「規格化された貸付商品」で、かつ、貸付資金で購入する物件等を担保として行う貸付に限定されています。	銀行法第52条の3第1項、第52条の3第1項 銀行法施行規則第34条の3第7号	検討を予定	銀行代理業者の主たる兼業業務が資金の貸付けの場合、例えば、顧客が銀行から融資を受け、その借入金をそのまま資金業者へ返済すると、利益相反の弊害が生じる可能性があることから、このような規制が課せられているところ等です。このため、利益相反の弊害が生じるおそれが少ないと認められる商品の紹介について、利益相反発生の可能性や顧客保護等の観点も踏まえ、検討を行います。
150	令和6年11月15日	令和6年12月16日	資金業登録の無い企業（事業法人等）のシンジケートローンへの参加を認めること。（ただし、一方無制限に資金業登録のない事業法人の参加を無制限に認けてしまうと、資金業法の規制が形骸化し、資金需要者の利益を損ねるおそれがあることから、事業法人の規制等の条件を満たすこと前提とする。） 資金業登録の無い企業（事業法人等）のシンジケートローンへの参加を認めることにより、日本に支店を有しない外国銀行が資金業法上の登録を行わずとも日本シンジケートローンに参加することが可能かを併せて検討 ・尚、外国金融機関による本邦内での貸付を全方位的に緩和するのではなく、資金業法の目的に鑑み、一部（シロローン組時及び債権譲渡時）について限定するものであり、個人向け貸付等まで拡大することは意図していないもの	【現状、投資家層が金融機関等に限定されており、マーケットが伸び悩んでいるため。 【国内に営業所・事業所のない外国法人による資金業登録が制度上予定されている銀行資金業法の下で海外の金融機関等による国内法人向けの貸付が必要以上に制限されている。 【国内のグローバルにより本邦企業による海外企業への大規模な資金需要が増加する中、米ドル等の外貨建てのファイナンスニーズが高まっているが、日本市場で組成するシンジケートローンに本邦に支店を有しない外国銀行を招聘できないことにより本邦企業の資金調達力に限界を生じさせている。 【本邦企業が本邦規制の影響を受けない海外市場での資金調達を志向する場合には、本邦市場が海外市場との市場競争において劣位に立つことになり、本邦金融市場の国際競争力強化の為に上述の規制緩和が望まれる。	都銀懇話会	金融庁	資金業法において「資金業」を営もうとする者は、2以上の都道府県内に営業所等を設置して営む場合は内閣府大臣、1の都道府県内に営業所等を設置して営む場合は都道府県知事等の登録を受けなければならないこととされています（資金業法第3条第1項）。また、貸付けを業として行うにつき他の法令に特別の規定のある者が行うものは資金業法の対象外とされており、また（同法第2条第1項第2号）。	資金業法第3条第1項 資金業法第2条第1項 資金業法施行令第1条の2第1項	検討を予定	日本国内に営業所・事業所のない外国の会社等が、シンジケートローンに参加して行う国内法人への貸付に係る制度については、実態を踏まえた上で、関係法令の趣旨等も踏まえ、引き続き検討する考えです。	

ワーキンググループにおける処理方針



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループに対する処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
155	令和6年11月15日	令和6年12月16日	資金業法上の書面交付義務を情報提供義務へ変更	・前取法と同様に、書面交付義務から情報提供義務へ転換し、顧客の同意なくして電磁的方法による情報提供を可能とする。 ・ただし、顧客から書面による情報提供の求めがある場合は、当該求めに従うべきことを前提とする	・近年、パソコンやスマートフォンは広く普及・浸透し、個人保有率は高い。 ・こうした環境変化及びキャッシュレス決済推進の観点から、2020年、前取法において、クレジットカード事業者が利用料に対して行う書面交付義務を、情報提供義務に変更する（顧客同意なしの電磁的方法による情報提供を容許する）改正がなされた。 ・前取法は、契約の相手方への情報提供の充実や、利用者保護（過剰な借付防止等）を主眼とし、資金業法とは目的を共通にするところがある点で、 ・一方、資金業法においては書面交付義務が情報提供義務に変更されており、平仄が合っていない。 ・特に、資金業もクレジットカード事業者にとってはその影響は顕著で、改正前取法を踏まえ、クレジットカード商品に係る書面交付義務は、全面的に電磁的提供を義務化したところ。キャッシング機能を有するクレジットカード商品は、顧客の承諾がない限り、電磁的提供に切り替えることができず、依然として書面交付にらざるを得ない。 ・なお、書面交付を電磁的提供に代えたとしても提供される情報量は不変であり、利用者保護の観点から問題はないと考えられる。	都銀経団連	金融庁	資金業者は、貸付に係る契約等を締結しよとするときなどにおいて、顧客が借入れ条件等を十分に理解し、かつ、借入判断を行えるよう十分に情報提供を図る目的から、当該契約の内容を説明する書面等を交付しなければならぬこととしております（資金業法第16条の2、16条の3、第17条、第18条）。 なお、顧客の承諾を得た場合、これらの情報提供は電磁的方法により行うことができます。	・資金業法第16条の2、16条の3、第17条、第18条 ・前取法第30条、30条の2、30条の3、30条の4	対応不可	罰則販売法と資金業法は、いずれも借入供のための仕組みを規制している点では類似すると評価できます。しかし、クレジットカードを含む罰則販売は、財・サービスとの対価の換払いとして利用される一方、資金業法は、収入の蓄えや消費費、他人の債権保証・借金の肩代りなどに利用されている点で異なります。このため、資金業の利用に際しては、罰則販売の利用時と比べ、契約の要旨や内容を熟読する機会をより確実に確保する必要であると認識しています。したがって、資金業法は資金業者等の保護の観点をより重視していることから、契約締結前及び締結時には書面による交付を原則とする必要があると考えます。	
156	令和6年11月15日	令和6年12月16日	銀行持株会社における共通・重複業務として共通・重複業務を実施するための例外措置について	・非公開情報授受規制の例外規定（金融商品取引法等に関する内閣府令第155条第1項第号以下）として、有価証券運送を行う第一種金融商品取引業者が銀行持株会社に対して共通・重複業務からなる業務を実施するための例外措置について	・金融法上の非公開情報授受規制は、優越的地位の濫用防止、利益相反取引の防止、顧客情報の適切な保護等を確保する観点から設けられた規制である。一方、銀行持株会社は銀行法上の業務範囲規制の観点から発行者等との間で業務活動を実施することなく、①銀行持株会社は銀行法上の業務範囲規制の観点から発行者等との間で業務活動を実施することなく、②銀行持株会社にその子会社等から提供される情報について銀行持株会社内において適切な分別管理（たとえ証券会社の顧客情報や他のグループ会社の情報と混在しないような措置等）を講じることができると認められ、上記情報の開示に際しても、銀行持株会社の親法人等又は子法人等との間で開示を及ぼす必要はないと思われる。現行においても、一部の促進基金等に関しては銀行持株会社又は子法人等から除外されている。このことは、委託業務の遂行に必要な情報の授受に際して、必ずしも非公開情報授受規制などの弊害防止措置を講ずる必要がない場合を念頭に置いたものである。 ・以上のとおり、銀行持株会社が共通・重複業務を実施することによる効率的な業務運営や金融仲介機能の強化という2016年銀行法改正の趣旨を没却させないため、また、その一方で銀行持株会社に関しては優越的地位の濫用防止、利益相反取引の防止、顧客情報の適切な保護等の観点から有価証券運送を行う第一種金融商品取引業者との間で情報授受することのリスクが必ずしも高くないと思われることを踏まえ、有価証券運送を行う第一種金融商品取引業者とその親法人等である銀行持株会社間の情報授受に関する規制緩和を要する。	都銀経団連	金融庁	有価証券運送を行う第一種金融商品取引業者と親法人等又は子法人等との間で発行者等に関する非公開情報授受については、基本的に、当該発行者等の書面又は電磁的伝達による開示による開示が必要であり、銀行持株会社が有価証券運送を行う第一種金融商品取引業者の親法人等に該当する場合も、この規制の対象とならない。内部の管理及び運営に関する業務を行うために必要な情報を第一種金融商品取引業者がその親法人等である持株会社へ提供する場合は例外とされている。	金融商品取引法第44条の第1項第4号、金融商品取引法第153条第1項第7号	その他	上場企業等の情報授受規制及び手続きの簡素化については、金融審議会市場制度ワーキンググループ第二次報告（令和3年6月18日公表）における提案を踏まえ、令和4年6月22日に、金融商品取引業者等に関する内閣府令等（銀行法、上場企業等）を対象とした新たなオプトアウト制度の導入等を行いまし。ファイアウォール規制に関するその他の事項については、同ワーキンググループ第二次中間整理（令和4年1月31日公表）における顧客情報管理や情報セキュリティ管理、優越的地位の濫用防止の効率的な確保の観点から、利用者保護の状況を適切に認識しながら、外務員への重畳禁止規制や、中堅・中小企業や個人顧客の情報の取扱い等に関するファイアウォール規制のあり方について、利用者利の具体的な向上にどのようにつながるものかについて重点的かつ、引き続き検討を行うことと考えられ、この整理を踏まえ、今後引き続き同ワーキンググループにおいて検討していく課題です。	
157	令和6年11月15日	令和6年12月16日	デジタル時代の顧客接点拡充に向けたチャネル規制への見直し	・銀行の営業日・時間の柔軟化（顧客のライフスタイルに合わせて自由な営業日・時間設定の許可） ・営業日・時間以外の顧客接点拡充に向けたチャネル規制への見直し（顧客のニーズに合わせたチャネル規制への見直し） ・顧客利便性の高い総合的なチャネル展開を進め、デジタル時代をフューチャードックに見違えない新たな銀行像を形成していくこと、 ・規制面から見れば、デジタル時代の進展とともに対応してきており、銀行の営業所を「事務処理の場」から「コンサルティングの場」として再定義する動きが盛んでいる。それに伴い、継続的な手続きはオンライン化・セルフ化の上で業務所帯の専らペースを速し、デジタルや商業施設等へ移転・設置する等の動きがみられる。 ・顧客利便性の高い総合的なチャネル展開を進め、デジタル時代をフューチャードックに見違えない新たな銀行像を形成していくこと、 ・規制面から見れば、デジタル時代の進展とともに対応してきており、銀行の営業所を「事務処理の場」から「コンサルティングの場」として再定義する動きが盛んでいる。それに伴い、継続的な手続きはオンライン化・セルフ化の上で業務所帯の専らペースを速し、デジタルや商業施設等へ移転・設置する等の動きがみられる。 ・顧客利便性の高い総合的なチャネル展開を進め、デジタル時代をフューチャードックに見違えない新たな銀行像を形成していくこと、 ・規制面から見れば、デジタル時代の進展とともに対応してきており、銀行の営業所を「事務処理の場」から「コンサルティングの場」として再定義する動きが盛んでいる。それに伴い、継続的な手続きはオンライン化・セルフ化の上で業務所帯の専らペースを速し、デジタルや商業施設等へ移転・設置する等の動きがみられる。	・「銀行の営業日・時間の柔軟化（顧客のライフスタイルに合わせて自由な営業日・時間設定の許可）」 ・「営業日・時間以外の顧客接点拡充に向けたチャネル規制への見直し（顧客のニーズに合わせたチャネル規制への見直し）」 ・顧客利便性の高い総合的なチャネル展開を進め、デジタル時代をフューチャードックに見違えない新たな銀行像を形成していくこと、 ・規制面から見れば、デジタル時代の進展とともに対応してきており、銀行の営業所を「事務処理の場」から「コンサルティングの場」として再定義する動きが盛んでいる。それに伴い、継続的な手続きはオンライン化・セルフ化の上で業務所帯の専らペースを速し、デジタルや商業施設等へ移転・設置する等の動きがみられる。 ・顧客利便性の高い総合的なチャネル展開を進め、デジタル時代をフューチャードックに見違えない新たな銀行像を形成していくこと、 ・規制面から見れば、デジタル時代の進展とともに対応してきており、銀行の営業所を「事務処理の場」から「コンサルティングの場」として再定義する動きが盛んでいる。それに伴い、継続的な手続きはオンライン化・セルフ化の上で業務所帯の専らペースを速し、デジタルや商業施設等へ移転・設置する等の動きがみられる。	都銀経団連	金融庁	銀行の休日、営業時間については法令に定めがあります。また、国内における支店等の設置、位置の変更等を行うときは、内閣府大臣に届け出ることとされています。	銀行法第8条第1項、第15条、第16条、第33条 銀行法施行令第5条、銀行法施行規則第15条、第16条、第17条、第33条	検討予定	監督上の必要性を踏まえたとうえで、休日に関しては、銀行の営業所の休日を設ける際の手続きの見直しを行った銀行法施行令の一部を改正する改正を本年2月に、営業所設置等の届出の登録を行った銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令を本年5月に公表し、それぞれ施行がされました。銀行の休日、営業時間、国内における支店等の設置、位置の変更等に係る届出等は、銀行業務の高い公共性に鑑みられたものであると、更なる改正の必要性については当該観点から慎重に検討する必要があります。	
158	令和6年11月15日	令和6年12月16日	事業者が銀行とのAPI連携を通じて口座番号をコンピューターに表示することを除外	・「口座番号を銀行法第2条17項第2号の「口座に係る情報」から除外して頂きたい」として、銀行法第2条17項第1号、第2号に該当する行為であってもその他の利用者の保護に支障を及ぼさないと認められるものとして内閣府令で定める行為については電化業の対象から除外されているが、口座番号のAPI連携については利用者の保護に欠けるおそれがない」と整理して頂きたい	・「銀行法第2条17項第2号の「口座に係る情報」から除外して頂きたい」として、銀行法第2条17項第1号、第2号に該当する行為であってもその他の利用者の保護に支障を及ぼさないと認められるものとして内閣府令で定める行為については電化業の対象から除外されているが、口座番号のAPI連携については利用者の保護に欠けるおそれがない」と整理して頂きたい	都銀経団連	金融庁	銀行法において、電子決済等代行業（預金者からの委託を受けて、IT技術を活用して、銀行に決済指図を依頼し、又は銀行から口座に係る情報取得し当該預金者に提供する業）について、差規制（登録制）が整備されています。これは、 ①決済に係る銀行システムに接続するため、業者のセキュリティ等に問題があった場合には、銀行システムの安全性を害するおそれがあること ②利用者の口座に係る情報、口座等の認証情報を提供するため、情報漏洩や認証情報を悪用した不正送金等により、利用者が不利な結果を被るおそれがあること といった理由により、オープン・イノベーションを推進しつつ利用者保護を確保する観点から整備されたものです。	銀行法第2条第21項第2号	検討予定	口座番号は極めて重要な情報であり、それを「口座に係る情報」から除外することは、利用者保護の観点から慎重にはないと考えられます。ただし、具体的なニーズ等を踏まえつつ、どのような行為類型であれば利用者の保護に欠けるおそれがないと認められるものとして内閣府令に規定することができるかどうかについては、引き続き検討します。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
159	令和6年11月15日	令和7年11月20日	保険募集時の制限に関する規制の撤廃	<ul style="list-style-type: none"> <li>「保険募集制限先規制」、「担当資産保護規制」、「タイムミング規制」、「知りながら規制」の撤廃、若しくは緩和</li> <li>保険・介護保険に係る前規制の撤廃、又は、第二分野の保険商品の保険募集制限先規制、タイムミング規制及び知りながら規制の撤廃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①以下の場合等、顧客本位の商品・サービスの提供ができなくフィデューシャリーデューティー(FD)に反する。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>①銀行の融資取引に無関係な一般従業員も規制され、顧客の自由な商品・サービス選択を阻害</li> <li>②顧客の自由意思に基づく保険加入が阻害され、責任転嫁の恐れによる重大な不利益や顧客が知る可能性(例えば、自動車保険については、一般的に自動車リース会社が専断的に提供しているが、自動車リース会社が銀行の特定関係者である場合、本規制による実務負担等を考慮した結果、保険を販売できず、結果として、顧客の利便性が阻害されるケースがある。)</li> <li>③「優越的地位を不当に利用した保険募集の禁止や、他の銀行取引等に影響を及ぼさないことについての説明義務等」が措置されており、本規制は過剰。</li> </ul> </li> <li>④また、顧客にとっても、専業の保険代理店より顧客に関する情報を豊富に取得することの多い銀行で募集を行うことで顧客本位の良質なサービスをワンストップで享受可能。</li> </ul>	都銀経団連 金融庁	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が取られています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・非公開情報保護措置</li> <li>・融資先販売規制</li> <li>・タイムミング規制</li> <li>・担当区分規制</li> <li>・預金との混同防止措置</li> </ul>	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から撤いているものです。</li> <li>・弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、</li> <li>・預金との混同防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。</li> </ul> </li> <li>銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。</li> </ul>	
160	令和6年11月15日	令和7年1月20日	非対面保険募集の推進を目的とした事前同意取得規制等の撤廃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険募集時の事前同意取得規制の撤廃</li> <li>・「非公開情報保護措置」の推進を目的とした事前同意取得規制及び保険募集時の制限に関する規制等の撤廃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①コロナは5類感染症に移行したが、保障の重要性を改めて考える顧客も多く、保障性ニーズが一層高まっている状況。銀行としても、こうした顧客ニーズに対して、タイムリーに最適な商品・サービスを提供することは社会的使命であり、フィデューシャリーデューティー(FD)の観点からも重要である。然しながら、コロナ禍、対面で開催すること自体にリスクを感じる顧客も少なくなく、従来の対面ではない、非対面での保険募集を希望する顧客も増えている。顧客本位の営業を実現するべく、保険・ニーズのあるお客さまへの非対面でのアプローチを検討しているが、スムーズな保険提供の実施が困難。また、特にネット完結のフローを検討する際において、各種規制を担保する開発費、大きなハードルとなっている状態。</li> <li>②また、コロナ禍を経て、社会全体のデジタル化が一層進展するなか、国民生活にとって不可欠な保障を提供する保険募集を開始する前に必ず説明しなければならぬ事項の説明方法が電磁交付のみに限定されているとは、デジタル化による社会全体の利便性向上を妨げる要因となっている。</li> <li>③非対面での募集フローを構築することで、対面同様顧客ニーズに対応し、例えば書面の交付に代えて、電磁的方法による提示(リモート画面時における共有画面での表示を含むパソコンやタブレット等での画面表示や電子メール送信など電子署名で提供)でも可能となることと見做れたいと期待して取り組む。</li> <li>④尚、令和3年1月21日公布・施行された「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」、「保険会社向けの総合的な監督指針」にて「契約概要」と「注意喚起情報」の電磁交付が可能となるも、上記課題を解消するものには至らないと考えられる。</li> </ul>	都銀経団連 金融庁	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が取られています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・非公開情報保護措置</li> <li>・融資先販売規制</li> <li>・タイムミング規制</li> <li>・担当区分規制</li> <li>・預金との混同防止措置</li> </ul>	保険業法施行規則第212条、同第227条の2、同第234条第1項、同第236条の2の各号	検討を予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から撤いているものです。</li> <li>・弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、</li> <li>・預金との混同防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。</li> </ul> </li> <li>銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。</li> </ul>	
161	令和6年11月15日	令和7年1月20日	保険募集における非公開情報保護措置の撤廃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非公開情報保護措置については、個人情報保護法に一体化する方向で見直しを行い、保険業法施行規則の規定は撤廃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①銀行が保険を販売する際のみ適用される規制であり妥当性がない(銀行以外の代理店、例えば証券会社等は対象外。銀行が保険以外の商品や販売する場合は対象外)。</li> <li>②「個人情報保護法」に基づき利用同意を取得しているのにも関わらず、保険募集、商品説明等を行う前に事前同意を取得することは制約がないこともあり、手続きが煩雑となっている(実務上、保険募集と他の金融サービスの提供を区分することは困難であり、総合的な金融サービスの提供を阻害)。</li> <li>③平成29年3月30日に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」原則6のとおり、「金融事業者は、顧客の資産状況、取引経緯、知識及び取引目的、ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの提供、販売、勧誘等を行うべきであり、顧客のリスクプロファイルの分析を踏まえ、保有する情報を最大限活用し、顧客の最善の利益を図りつつ、積極的に顧客にふさわしい商品の情報提供を行うべきである。」</li> <li>④2020年8月の「金融審議会市場ワーキンググループ報告書」および2021年1月15日に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」(改訂版)の原則6において、「保険及びリースの類」の商品の販売・提供等を行う場合には、顧客において「投資信託等他の金融商品との比較」を求められているにも関わらず、本制度の対応を伴って、他商品に比べ情報提供のタイムミングが他商品に劣後し、適切なタイムミングでの分かりやすい情報提供の機会が阻害されている。</li> </ul>	都銀経団連 金融庁	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が取られています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・非公開情報保護措置</li> <li>・融資先販売規制</li> <li>・タイムミング規制</li> <li>・担当区分規制</li> <li>・預金との混同防止措置</li> </ul>	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から撤いているものです。</li> <li>・弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、</li> <li>・預金との混同防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。</li> </ul> </li> <li>銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。</li> </ul>	
162	令和6年11月15日	令和7年1月20日	保険募集時の制限にかかわる規制の撤廃(スマートフォンアプリ等を選んだ非対面募集規制等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「スマートフォンアプリ等を選んだ非対面での募集」とおける「保険募集制限先規制」、「担当区分規制」、「タイムミング規制」、「知りながら規制」、「構成員契約規制」の適用除外</li> <li>①しかし、圧力販売への誘引が強い商品性を持つ保険商品(海外旅行保険に該当するもの)において、上記規制の適用除外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①規制の趣旨は銀行の圧力販売防止であること、圧力販売の発生し得ない営業プロセス(ウェブページやスマートフォンアプリ等による完全非対面での募集行為)によりお客さまが銀行を通じた保険加入を希望した場合にも各規制を適用するのは、本来提供されるべき金融サービスを提供できないとの観点で、顧客本位の業務運営(フィデューシャリーデューティー)に反する。</li> <li>②また、FinTech進展により、スマートフォンアプリ等を通じた非対面での金融サービス提供が主流となる中、影響差断措置の説明等、書面による手続を強制する規制は、極めて非合理。</li> <li>③加えて、非対面での保険募集の中心となる第二分野・第三分野の保険商品は、その他の保険商品と比べて契約期間が短期間かつ比較的低額で保険対象が明確であり、保険金額の上限が設定されることを踏まえたと、借用供の条件とした保険募集や優越的地位を不当に利用した保険募集は認められない状況下、本規制を配置することは適切である。</li> <li>④規制改革推進会議「規制改革推進に関するワーキンググループ」の「規制改革の取組」(令和6年9月1日)においては、「デジタル社会に向けた規制・制度の見直しを進め、経済成長、国民の生活向上・利便性の向上、若者のエンパワーの実現につなげていく必要がある」とされている。また、「金融審議会市場制度ワーキンググループ中間報告」(令和6年6月22日公表)、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月7日閣議決定)におけるデジタル化方針にも資すると考えられる。</li> </ul>	都銀経団連 金融庁	金融庁	(弊害防止措置) 銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が取られています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・非公開情報保護措置</li> <li>・融資先販売規制</li> <li>・タイムミング規制</li> <li>・担当区分規制</li> <li>・預金との混同防止措置</li> </ul>	保険業法第300条第1項等 同法施行規則第212条、同第227条の2、同第234条第1項、同第234条の2等	検討を予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>(弊害防止措置) 銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から撤いているものもあり、非対面での保険募集時においても同様です。</li> <li>・弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、</li> <li>・預金との混同防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。</li> </ul> </li> <li>銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。</li> </ul>	
								(構成員契約規制) 企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集の一部の保険商品を除き禁止されています。			<ul style="list-style-type: none"> <li>生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み分けられている規制であり、非対面での保険募集時においても同様です。その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。</li> </ul>	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
163	令和6年11月15日	令和7年11月20日	生命保険の募集に関わる関係者契約規制の撤廃	①構成契約規制の撤廃(当該企業及びその企業と密接な関係を有する者の役員・従業員に対する保険募集を禁止している規制の撤廃) ②構成員契約規制の撤廃(当該企業及びその企業と密接な関係を有する者の役員・従業員に対する保険募集を禁止している規制の撤廃) ③顧客の自由意思に基づく保険加入が阻害され、責任開始の遅れによる重大な不利益を顧客が被る可能性がある。 ④規制対象となる「密接な関係を有する者」(特定関係法人)の範囲が幅広く、直接投資関係のない企業も含まれるなど、顧客の理解が得られないケースが多い。また、証券1万人超の企業に対して、銀行からなる業務出向となった場合に、一律特定関係法人とみなされ、当該従業員1万人に対して保険提案が禁止されたケースがある。顧客からの加入ニーズがあっても対応できない等、実態は圧力がかかるはずもない場合にも適用されるため、フィデューシャリー性の観点からも課題。 ⑤規制対象となる「募集人等の特定関係法人の特定関係法人」や、「募集人等の特定関係法人を特定関係法人とする法人」などは、直接的な取引関係や投資関係がないことが多く、調査負担が極めて重い。	①構成契約規制は、従属的地位の適用や圧力募集の防止を目的として設けられた規定であるが、その実施に係らず、権利が一方で募集を禁止する過剰規制。形式主義のため、顧客申出による場合も関係の脱充が生まれ、顧客の自由な商品・サービス選択を阻害。 ②金融コンプライアント化が進み、資本提携先が多くなるほど、規制対象先が増加することになり、金融サービス機能の充実を阻害している。 ③顧客の自由意思に基づく保険加入が阻害され、責任開始の遅れによる重大な不利益を顧客が被る可能性がある。 ④規制対象となる「密接な関係を有する者」(特定関係法人)の範囲が幅広く、直接投資関係のない企業も含まれるなど、顧客の理解が得られないケースが多い。また、証券1万人超の企業に対して、銀行からなる業務出向となった場合に、一律特定関係法人とみなされ、当該従業員1万人に対して保険提案が禁止されたケースがある。顧客からの加入ニーズがあっても対応できない等、実態は圧力がかかるはずもない場合にも適用されるため、フィデューシャリー性の観点からも課題。 ⑤規制対象となる「募集人等の特定関係法人の特定関係法人」や、「募集人等の特定関係法人を特定関係法人とする法人」などは、直接的な取引関係や投資関係がないことが多く、調査負担が極めて重い。	都銀懇話会	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集を禁止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第5号 第1項第2号 証券100万通貨者告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2(1)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み続けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
164	令和6年11月15日	令和7年11月20日	保険募集時の「知りながら規制」の緩和	①特定関係者の「知りながら規制」の趣旨は、銀行等が自ら保険募集できない顧客に対し、特定関係者を利用して保険募集を行っていた「保険募集制限先規制」の規制を防止することであると考える。 ②銀行等に対する「保険募集制限先規制」に対しては、手数料を要しない場合、不適切な圧力募集が行われることがないとの理由から、特段の事情がない限り手数料を得ないで保険募集を行うことが認められている。 ③募集制限先への不適切な圧力募集を防止する観点から、銀行の特定関係者による保険募集においては募集制限先に対する手数料を要しない場合、特定関係者の「知りながら規制」について、募集に係る手数料を要しない場合の保険募集を容認したい。 ④顧客としては、その動機先に関わらず、他の金融商品(例えば投資信託やファンド等)との比較優位を踏まえた商品選択が可能となる等、顧客単位の業務運営の観点でも充実した販売体制の構築に寄与するものである。	①特定関係者の「知りながら規制」の趣旨は、銀行等が自ら保険募集できない顧客に対し、特定関係者を利用して保険募集を行っていた「保険募集制限先規制」の規制を防止することであると考える。 ②銀行等に対する「保険募集制限先規制」に対しては、手数料を要しない場合、不適切な圧力募集が行われることがないとの理由から、特段の事情がない限り手数料を得ないで保険募集を行うことが認められている。 ③募集制限先への不適切な圧力募集を防止する観点から、銀行の特定関係者による保険募集においては募集制限先に対する手数料を要しない場合、特定関係者の「知りながら規制」について、募集に係る手数料を要しない場合の保険募集を容認したい。 ④顧客としては、その動機先に関わらず、他の金融商品(例えば投資信託やファンド等)との比較優位を踏まえた商品選択が可能となる等、顧客単位の業務運営の観点でも充実した販売体制の構築に寄与するものである。	都銀懇話会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先規制 ・タビラック規制 ・担当区分規制 ・預金との混同防止措置	保険業法施行規則第212条、同第214条第1項	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府等々を改正し、 ・融資先規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との混同防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の変更を行ったことであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合を行うこととしています。	
165	令和6年11月15日	令和6年12月16日	「銀行口座振替による取戻金の一部返正」の取扱いの発生の発注期間について～	①5日前(「銀行営業日前」)に改正していただきたい ②銀行営業日前までに送付、かつ銀行営業日前に届く郵便物を発注しない ③銀行営業日とは、銀行法に定める銀行の休日(国民の祝日、12月31日以外の日)を除く日、土曜日、日曜日以外の日を指す	①銀行営業日は、銀行法に定める銀行の休日(国民の祝日、12月31日以外の日)を除く日、土曜日、日曜日以外の日と定められているが、振の納付書の発送期限について、休日を含まれた日数(期間)として設定されていること、銀行への事務の到着時刻が納期に抵触している状態。 ②加えて、納付書における納期を誤り等が発生した場合、債務者や口座店経由で納税者への確認プロセスが生ずるため、納期間に送付された納付書について、確認作業時間がタイトになっている。 ③また、2021年10月から、郵便物の普通郵便のお届け日数が繰り下されたこと、これらの対応はより迅速、投書での対応業務増加に繋がっている状況。かかる状況下で納税者への納付書の取扱いや電子納付の業務化に向けた要望提出を過去から行っているが、オンライン利用率や納税者の負担等各方面に配慮したうえで、社会全体のコスト削減を目指す中長期的な対応が必要であることから、喫緊の事務手続きにおける懸案解決に向けて、本件要望するもの。	都銀懇話会	財務省	「銀行口座振替による取戻金の取扱い」に關わらず、口座振替納付に係る通知は、国税通則法に基づき振替納付期日の4営業日前までに金融機関に到達するよう実施しております。	国税通則法第34条、34条の2 国税通則法施行令第7条	対応不可	制度の現状のとおり、口座振替納付に係る通知は銀行営業日を考慮して実施しておりますが、「銀行口座振替による取戻金の取扱い」は一般社団法人全国銀行協会より発出された通達であるため、対応出来ることをご理解ください。	
166	令和6年11月15日	令和6年12月16日	G-SIB破綻時のブリッジバンクによる外国口座管理機能の指定申請手続きの緩和	①G-SIBが破綻した場合にはブリッジバンクへ経営や資産・負債を移転するなど、主要業務を継続させることで金融システムへ重大な影響を与えないことを確保すること、破綻に伴う債権の負担は破綻するG-SIBの株主・債権者が吸収し(ペイルイン)、納税者の負担を回避することを求めている。 ②G-SIBが破綻処理に入った際、ブリッジバンクはG-SIBのグローバルカストディアン業務を継承することになり、本邦法令に基き、各承認機関からの指定又は承認を受ける必要がある。申請から承認・官報掲載まで通常数ヶ月以上の手続き期間を要するが、ブリッジバンクは必ずしも申請を提出していないため、事務の資格申請は現実的ではない。 ③ブリッジバンクが本邦法令に基づく資格申請を理由に、G-SIBからブリッジバンクへ連やかに業務を継承できない場合、やむを得ず本邦証券に投資する投資家への影響(決済及び決済に関連する権利等)が生じることが懸念されることから、日本の現行の法制度が、G-SIBの業務をブリッジバンクが継承するにあたっての阻害要因となる。 ④G-SIBは再建・破綻処理計画を策定する中で、日本市場は資格申請から承認まで時間を要することから、資格取得を理由にグローバルカストディアン業務をブリッジバンクに連やかに継承できないと危惧しており、解決策を講じる必要があるとの指摘があり、本邦規制により、G-SIB等の海外機関投資家の破綻処理計画策定の円滑化を図るとともに、海外から本邦への証券投資を促進に向けた一助となること期待される。	①G-SIBが破綻した場合にはブリッジバンクへ経営や資産・負債を移転するなど、主要業務を継続させることで金融システムへ重大な影響を与えないことを確保すること、破綻に伴う債権の負担は破綻するG-SIBの株主・債権者が吸収し(ペイルイン)、納税者の負担を回避することを求めている。 ②G-SIBが破綻処理に入った際、ブリッジバンクはG-SIBのグローバルカストディアン業務を継承することになり、本邦法令に基き、各承認機関からの指定又は承認を受ける必要がある。申請から承認・官報掲載まで通常数ヶ月以上の手続き期間を要するが、ブリッジバンクは必ずしも申請を提出していないため、事務の資格申請は現実的ではない。 ③ブリッジバンクが本邦法令に基づく資格申請を理由に、G-SIBからブリッジバンクへ連やかに業務を継承できない場合、やむを得ず本邦証券に投資する投資家への影響(決済及び決済に関連する権利等)が生じることが懸念されることから、日本の現行の法制度が、G-SIBの業務をブリッジバンクが継承するにあたっての阻害要因となる。 ④G-SIBは再建・破綻処理計画を策定する中で、日本市場は資格申請から承認まで時間を要することから、資格取得を理由にグローバルカストディアン業務をブリッジバンクに連やかに継承できないと危惧しており、解決策を講じる必要があるとの指摘があり、本邦規制により、G-SIB等の海外機関投資家の破綻処理計画策定の円滑化を図るとともに、海外から本邦への証券投資を促進に向けた一助となること期待される。	都銀懇話会	金融庁 法務省 財務省	社債、株式等の振替に関する法律では、海外投資家による日本の振替制度の利用促進を図るため、外債の法中により証券の振替業務の免許を受けている者が、外国口座管理機関として指定する主要大臣である金融庁長官、法務大臣及び財務大臣から受けることで、日本国内の口座管理機関と同様に振替業務を行うことが認められています。 当該指定を受けようとする者は、日本国内における自己の上位機関を連立、主要大臣に対して必要な書類を提出することで当該指定の申請を行わなければならないとされ、必要資料不備等がなければ、主要大臣が当該指定をした旨を官報に掲載することで公示することとなります。	社債、株式等の振替に関する法律第44条第1項第19号 口座管理機関に関する命令第1条 口座管理機関に関する命令第3条 口座管理機関に関する命令第4条	検討を予定	制度の現状(上記記載の外債口座管理機関の指定)については、当該指定に際し、振替業務の適切な遂行を確保する観点から、外国政府等が十分な監督を行うことが確保されているかなどを勘案する必要があるほか、G-SIB破綻時の破綻処理手続の詳細や破綻処理手続におけるブリッジバンクの外債口座管理機関指定の位置付け等、提案項目(上記記載の内容)の背景となる立法事実の確認等も行う必要があることから、制度改正の必要性を念めながら検討を行う予定です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
167	令和6年11月15日	令和6年12月16日	電子確定日付による第三者對抗要件具備について	<p>□商業登記電子証明書の電子確定日付によって第三者對抗要件が具備されるシステムの構築</p> <p>□3枚投函に準じない電子對抗要件具備方法として、規制サンドボックスの各事業種別への高度な情報連携技術を用い、電子証明書の電子確定日付制度の普及が期待されている。</p> <p>□商業競争力強化法の特例における活用事例が増えることも望ましく、ブロックチェーンなどの最新の情報技術を用い、電子確定日付の普及を促すため、当該特例を適用する観点から、電子確定日付の普及を促すことと、当該特例を適用する観点から、電子確定日付としての効力を認めること</p>	<p>□抗要件具備という、債権流動化では不可欠で反復継続して行われる大量の事務フローにおいて、紙ベースでのやりとりという非効率な運用を、金融機関のみならず利用者にも強いことになっており、全体的なプロセス効率化の妨げ、電子確定日付の普及が期待されている。</p> <p>□商業競争力強化法の特例における活用事例が増えることも望ましく、ブロックチェーンなどの最新の情報技術を用い、電子確定日付の普及を促すため、当該特例を適用する観点から、電子確定日付の普及を促すことと、当該特例を適用する観点から、電子確定日付としての効力を認めること</p>	都銀協 経産省	法務省 経済産業省	債権の譲渡は、確定日付のある証書によって譲渡人が債務者に通知し、又は債務者が承諾しなければ、債権者以外の第三者に対抗することはできません。公正証書や、公証人職場において私証証書に押付のある印章を押捺したものが確定日付のある証書に当たります。また、債権の譲渡の通知又は承諾が、商業競争力強化法に基づく(新事業活動計画の認定を受けた事業者)によって提供される情報システムを利用したときは、その通知又は承諾を民法第467条第2項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾とみなすこととされています。	民法第467条第2項 民法第467条第1項の2 民法第467条第1項の2第1項	対応不可 (商業競争力強化法第11条の2については法務省承認)	確定日付のある証書による通知又は承諾が債権譲渡の第三者對抗要件として規定されている趣旨は、当事業が日付を通知することにより第三者を害するのを防止することにあり、類型的に日付の正確性等について高度の信頼性があると考えられる証書が確定日付のある証書として認められています。この観点から確定日付のある証書による通知又は承諾がなされた旨を認め、上記のような趣旨に照らし、個別具体的な事情に基づき判断されるべきものであり、一概に否認することは困難です。なお、御指摘の商業登記電子証明書は、署名者が法人の代表者であること等を証明するものであり、日付の正確性が担保されているものではないため、これを確定日付のある証書とするには困難です。また、商業競争力強化法第11条の2については、御指摘の「高度な情報連携技術」や「ブロックチェーンなどの最新の情報技術」を用いることが要件とされているものではありません。	△
168	令和6年11月15日	令和6年12月16日	外国法人の本人特定事項の確認方法について	<p>・外国法人の本人特定事項の確認方法として、名称について Good Standing Certificate 等の官公庁発行書類の写しの送付を行う方式で、本店又は主たる事業所の所在地において当該法人の代表者等からその申告および日本国政府の承認を当該事業者は当該関係機関のウェブサイトなどを通じて行う方法(当該法人と対峙しない当該事業者を相手とする)は、当該法人に加え、当該顧客等の本店等に於いて、取引関係文書を署名捺印等により、転送不要郵留物として送付する方法を追加していただきたい</p>	<p>□外国法人の本人確認書類は、名称のみの記載がある Good Standing Certificate の写の提出が一般的であり、本店又は主たる事業所の所在地については官公庁ウェブサイトの情報(例: 英 Companies House や香港 Companies Registry など)にて開示されるのが通例である。名称及び本店又は主たる事業所の所在地双方の記載された官公庁発行書類の提出は未だ「英国をはじめ他の国々」に多く、請求交渉に時間を要する、または書類の提出を促されるケースが多いため。</p>	都銀協 警視庁	警視庁	外国に本店又は主たる事業所を有する法人の本人確認書類については、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するものであって、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号、以下「取扱い規則」という。)第7条第2号に定めるものに準ずるもの(その法人の名称及び本店又は主たる事業所の所在地の記載があるものに限る。写と規定しています(「取扱い規則」第4条)。	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号)第6条第1項、第7条	対応不可	法人の本人確認書類については、その名称及び本店又は主たる事業所の所在地の記載があるものと規定されています(取扱い規則第7条第2号又は第4号)。これは、犯罪による収益を事後的に追跡するために顧客等が一に特定されることが必要であることから、法で定めれば名称のみならず本店又は主たる事業所の所在地の記載があることを求めているものです。また、本人確認書類については、その正確性の真実性を担保するための観点から、顧客等自らその真実性を確認した上で特定事業者に対して提示又は送付することが必要であると考えられ、特定事業者において外国政府等のウェブサイトをもって当該法人の本店等の所在地を確認することは認められないと考えます。	
169	令和6年11月15日	令和6年12月16日	公共機関の小切手振出による支払の原則の廃止	<p>□国家公務員共済組合が支払を行う場合、支払を受ける者を受取人とする小切手振出が原則になっており、地方公共団体が支払を行う場合は現金払いが原則、指定金指図書の場合は現金交付にて小切手振出が原則となっているところ、これら主体の小切手支払原則を廃止し、支払方法のデジタル化を可能にするための改革が望まれている。</p> <p>□地方公共団体の支払は(例外を除く)原則として口座振込に限定するよう改正をしてほしい</p> <p>□また、自動引落しも柔軟に活用可能となるようにに事務側から通知を出してほしい</p>	<p>□小切手は2026年度末までの完全電子化が予定されており、それに代わる支払方法の確立が急務。</p> <p>□公団は銀行法において口座振込による支払が可能(債権者の同意があれば口座振込による支払が可能)であるものの、地方法から原則対応を求められたときに銀行は拒否できない。</p> <p>□また、それに加え、銀行口座を持たない住民への生活保護費や税金の還付金の支払等、小切手による支払が行われている事例について、早急な対応が必要である。</p>	都銀協 経産省	財務省 総務省	【財務省】 ・国家公務員共済組合法施行規則第48条第1項第2号では「預金への振込み又は口座振替の方法」による支払を認めています。	【財務省】 現行制度で対応可能 【財務省】 現行制度で対応可能 【総務省】 地方自治法第222条の6第5項第2項、第222条の6第1項ただし書	【財務省】 国家公務員共済組合法施行規則第48条第1項第2号で「預金への振込み又は口座振替の方法」による支払を認めています。改正は不要です。		
170	令和6年11月15日	令和6年12月16日	マンション管理適正化法第4条に基づくマンション管理業者に関する出納業務の簡略化	<p>□マンション管理適正化法第4条に基づくマンション管理業者に関して、のり残や預貯金の引き出し利用のカードなど管理してはならないとされている。しかしながら、過去のマンション管理業者による不正取引による債権事件をきっかけに、マンション管理業者による保管口座の印鑑・通帳、EB/IBにかかるパスワード及びキャッシュカードの保管については、マンション管理業者は行わない。管理組合等が保管している。</p> <p>□実際は、資金管理を行っているマンション管理業者の社員が、管理組合等理事長長に訪問して、管理組合等の理事長長に払戻し印鑑を押し出してもらい、その印鑑と通帳を銀行に持ち込み、修繕費用等の支払を行っているが、マンション管理組合、マンション管理業者、銀行とに事務負担が大きい状況である。</p> <p>□また、マンション管理会社のバランス配当やマンション管理業者等の管理態勢に応じて、例えば所管省庁による特認を前撮りするなどし、保管口座からの引き出しについては、EB/IBの利用に限り認めていただきたい</p>	<p>□マンション管理業者が管理組合から受領した管理費用等を分別して管理するための口座は、収納口座、管理口座の二つに分けられる。収納口座とは、全額した管理費用を投入して、一括的に預貯金として管理するための口座で、毎月管理業務費以外の残高は、翌月内に保管口座に移し替えられる。保管口座とは、受領した修繕積立金及び収納口座から移し替えた費用を預貯金として管理するための口座である。マンション管理業者は、保管口座にかかる管理組合等の承認や印鑑の引き出し利用のカードなど管理してはならないとされている。</p> <p>□しかしながら、過去のマンション管理業者による不正取引による債権事件をきっかけに、マンション管理業者による保管口座の印鑑・通帳、EB/IBにかかるパスワード及びキャッシュカードの保管については、マンション管理業者は行わない。管理組合等が保管している。</p> <p>□実際は、資金管理を行っているマンション管理業者の社員が、管理組合等理事長長に訪問して、管理組合等の理事長長に払戻し印鑑を押し出してもらい、その印鑑と通帳を銀行に持ち込み、修繕費用等の支払を行っているが、マンション管理組合、マンション管理業者、銀行とに事務負担が大きい状況である。</p> <p>□また、マンション管理会社のバランス配当やマンション管理業者等の管理態勢に応じて、例えば所管省庁による特認を前撮りするなどし、保管口座からの引き出しについては、EB/IBの利用に限り認めていただきたい</p>	都銀協 国土交通省	国土交通省	マンション管理業者が管理組合から委託を受けて修繕積立金等の財産を管理する場合には、法令上、収納口座と保管口座の分離、収納口座から保管口座への毎月の移し替えの義務付け等、財産の分別管理に関する所業の留意が喚起されています。	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第4条第4項	対応不可	管理事務のIT化については、管理組合やマンション管理業者等の事務負担軽減、業務効率化、利便性向上等に資するため、積極的に活用することが重要であり、インターネット banking 等の連携や印鑑を有しない口座については、法令に規定する収納口座、保管口座等として活用することが可能です。 <p>一方で、マンション管理業者による管理組合財産の恣意的な引出しを防止する観点で、マンション管理業者による管理組合保管口座の印鑑等の管理を禁止されていることを踏まえ、それが電磁的方法であっても、管理業者においてマンション管理業者が保管口座であるインターネット banking に係るパスワードの保持等それをもってマンション管理業者が管理組合等の預貯金等の財産を自らの裁量で払い出すことができる方法も同様に取り止めていただきたい。</p>	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
171	令和6年11月15日	令和6年1月20日	ローンレディングの特定制の明確化	<p>【銀行法施行規則第13条の6の3第2項第4号において、ローンのセカンダリートレーディング取引、特にマーケットメイク・トレーディング収益目的のセカンダリートレーディング取引およびその財産を、「金銭債権」に明確化したことについて】</p> <p>【ローン・プライマリー業務（引受）関連のセカンダリートレーディングは、ハンキング勘定での取引と整理されること、それ以外のマーケットメイク・トレーディング収益目的のセカンダリートレーディングを債権の対称とする】</p>	<p>【本邦銀行界として、マーケットメイク・トレーディング収益目的のトレーディングの拡大を通じ、企業向け円満ローン引き受けサービスの提供や、投資家向けの投資機会の拡大を支援することで、本邦セカンダリーマーケットの拡大に貢献することを企図している。】</p> <p>【一方で、当該業務を推進する中においては、特定取引勘定（トレーディング勘定）、非特定取引勘定（ハンキング勘定）のそれぞれにおいて、十分な財務管理態勢及び利益報告禁止態勢を構築する必要がある。これらのハードルとなり、マーケットメイク・トレーディング収益目的のセカンダリートレーディング業務を拡大していくとの足枷となっている状況。】</p> <p>【欧米・欧州系の大手行においては、銀行エンティティでのトレーディングデスクでマーケットメイク・トレーディング収益目的のセカンダリートレーディングを行うのが一般的であり、現在は、米州系・ローン（信託向け）市場のみでも、ハイリールド債券市場よりも大きな1兆5,000億ドルの市場規模があり、欧米銀30行以上が参画している状況。】</p> <p>【銀行法施行規則の改正が実現すると、邦銀界においても、組織運営、自己資本規制、会計、収益管理の様々な観点から、ローンのセカンダリートレーディングをトレーディング組織・勘定で集約しつつ、所定のリスクアヘタイト内で業務を拡大させることが可能になる。】</p>	都銀懇話会	金融庁	<p>特定取引勘定で処理することができる特定取引に該当する金銭債権の取得と譲渡は、銀行法施行規則第13条の6の3第2項第4号に該当するものに限られます。</p>	<p>「銀行法」10条第2項第4号および同項第5号 「銀行法施行規則」13条の6の3第2項第4号 「銀行法」第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産の一部に限り、自己資本の充実に適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和4年4月22日自衛隊（特）第22号）第11条の2、第11条の3、第11条の4</p>	検討を予定	<p>行われている業務あるいは今後予定されている実態の実態を踏まえて、措置の必要性について検討してまいります。</p>
172	令和6年11月15日	令和6年12月16日	金融業等所令第119条第3項の規定による事故報告書の提出対象を、勘定上の利益の額1万円以上に引き上げ	<p>【報告対象は財産上の利益の額1万円以上であるが、業務効率化の観点から少額（1万円未満）の場合は報告不要を認めて頂きたいもの。引き続き事故の無い業務運営を意図して推進するが、NISA制度の浸透等により「貯蓄から投資」への流れが急速に進んでいるため、万が一の際の柔軟対応として検討願いたい。】</p>	<p>金融商品取引業者等は、有価証券売買取引等につき、事故による損失補填を行うためには、①あらかじめ内閣府大臣の承認を受ける場合、②裁判所の確定判決等を受けている場合、③顧客への支払額が定まっている場合等であって千円未満を超えない等の要件を満たした場合、④事務過誤等により損失発生を及ぼした場合は賠償責任等が明確であることが明らかで場合など、一定の要件を満たす必要があります。その上で、③や④に該当した場合で、①の承認を受けずに損失補填を行ったときには、その金額の大小に関わらず、所管の財務局長に報告を行う必要があります。</p>	都銀懇話会	金融庁	<p>金融商品取引法第39条第3項、金融商品取引業等所令第119条第1項第9号～11号、同条第3項</p>	その他	<p>金融商品取引業者等に関する内閣府令第119条第3項が適用されるケースは、公的な手続き等により和解が成立している場合等とは異なり、基本的には金融商品取引業者等の内部手続きによる対応が行われるものとなります。そのため、金融業者の適切な業務運営の確保の観点からは、損失補填の金額が少額（1万円未満）であったとしても、その原因や事後対応の状況等について、当局においてその詳細を把握すべきと考えられることから、事故報告書の提出基準の緩和については慎重な検討が必要であると考えられます。</p>	
173	令和6年11月15日	令和6年12月16日	臨時報告書の提出要件（特定子会社の異動）について	<p>【特定子会社の要件には、上記の通り、①売上高要件、②純資産要件、③資本金要件があるが、③の資本金要件は廃止することを検討したい。】</p> <p>【①は、②資本金要件は廃止したとしても、同要件における「資本金」を「資本金＋資本剰余金」に変更できないか検討願いたい。】</p>	<p>【特定子会社の異動は、企業内容に関して発生した重要な事実であるため、有価証券報告書提出会社の仕入や売上取引、会社規模（純資産・資本金）に比して影響がある事実の場合は、臨時報告書の提出が必要とされるものと理解している。】</p> <p>【しかしながら、会社規模を表すものと考えられる資本金は、合併、自己株式の処分等を通じ、資本剰余金への振り替えが生じ、必ずしも会社規模を表すものではないケースも十分考えられる。即ち、提出会社の会社規模に比して資本金が小さくなった場合は、実態には提出会社に及ぼす影響が軽微な子会社が特定子会社として開示され、投資家に対して重要な影響がある事実との認識を生じざるおそれがある。また、提出会社にとっても、影響が軽微な案件についても臨時報告書の提出を要し、発行者側の管理コストを特に、SPCを活用したスキームを多用する場合は、SPC設立と案件の整理、臨時報告書の提出を要する。】</p> <p>【①が、③の資本金要件は廃止することを検討できない。なお、会社規模を表すものとしては、すでに②純資産要件があるため、当該廃止の投資家への影響は限定されると考えられる。】</p> <p>【①は、③資本金要件の資本金を「資本金＋資本剰余金」に変更することで、形式的な資本金の減少影響は排除できるので、③資本金要件の廃止は、当該変更をご検討願いたい。】</p>	都銀懇話会	金融庁	<p>・有価証券報告書の提出義務を有する会社について、その特定子会社の異動があった場合には、臨時報告書の提出が必要とされています。 「特定子会社」とは、以下のa-cの特定関係のいずれか以上に該当する子会社を指し、cにおいて、資本金に係る要件が定められています。 a 提出会社の最近事業年度に対応する期間において、提出会社に対する売上高又は仕入高総額が提出会社の売上高又は仕入高総額の10/100以上である場合 b 提出会社の事業年度末において、被投資額が提出会社の純資産額の30/100以上である場合 c 資本金が提出会社の資本金の10/100以上である場合</p>	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第3項第3号、同条第10項	検討を予定	<p>・特定子会社と異動があった場合には、企業集団の構成に重要な影響があると考えられることから、臨時報告書における情報開示を求めています。 ・企業集団の構成に重要な影響があると考えられる子会社の範囲を限定する観点からcのような資本金に係る要件が定められていること、かかる要件の見直しについては、報告制度における報告書提出要件と臨時報告書の提出状況、投資家の投資判断に与える影響も踏まえて検討する必要があると考えられます。</p>
174	令和6年11月15日	令和6年12月16日	実質的支配者リスト制度の拡充	<p>①登録機関への登録の義務化 ②実質的支配者情報へのアクセス権限の拡大 ③手続きのオンライン化 ④関係人の拡大</p>	<p>【要望1】欧州諸国では登録機関への登録を法的に義務化している国もあり、義務化によって情報の拡充や本制度の利便性向上といった効果も期待できると考えられるため。 【要望2】欧州諸国にはアクセス権限を制限していない国もあること、マネーローディング/子口資金供与制度の重要性に鑑みれば、同対策の一環を担う金融機関が実質的支配者情報を積極的に利用できる環境を整備することが適当と判断されるため。 【要望3】実質的支配者情報の登録、写しの請求・受領はすべて書面で行われているところ、利用者法人の利便性向上および上記のアクセス権限の拡大と併せて本制度の効率的向上に寄与するものと考えられるため。 【要望4】マネーローディング/子口資金供与制度の運用の観点からは現行制度の対象法人では充分とはいえず、犯罪収益移転防止法施行規則第11条第2項第2～4号に規定される実質的支配者の類型も対象とすることが適当と考えられるため。</p>	都銀懇話会	法務省	<p>マネーローディング防止等の観点から、法人の実質的支配者を把握し、その透明性を高めることについては、FATFによる勧告がなされるなど、国内外からの要請が蓄積されているところ。この要請を受け、外部有識者による議論の結果を踏まえ、「実質的支配者リスト制度」を創設し、令和4年1月からの適用を開始しています。この制度は、FATFの第4次対相相互審査報告書の公表を契機として、政府において令和5年8月に提案・公表した行動計画（「マネーローディング資金供与制度数値化計画」）にも盛り込んだものであり、我が国の法人の実質的支配者の透明性の向上に貢献するものと考えております。</p>	<p>（要望1及び4） 「実質的支配者リスト制度」が広く利用され、マネーローディング防止等の効果が十分発揮されるよう、まずは本制度の周知・広報に努めてまいります。 法人の実質的支配者情報の申出を義務付ける法制化の導入等については、本制度の運用も踏まえつつ、政府全体として検討すべき課題と認識しております。 なお、当局における本制度の周知・広報に加え、一部の金融機関においては、口座開設等の際に実質的支配者リストの提出を求めているものと承知しており、実質的支配者リストを求めることを各金融機関のホームページ等で明らかにしていただくことで、本制度の更なる利用促進につながるものと考えます。 （要望2及び3） 令和4年12月21日開催のデジタル臨時行政改革会議において公表された「デジタル原則を踏まえたアノログ規制の見直しに係る工程表」において、「商業登記における実質的支配者情報一覧の確保等に関する規制」について、「令和6年度中に設置される有識者からの研究会（中公表）での法的論議の整理を旨とした検討を予定し、銀行等がオンラインで実質的支配者リストの登録し取得できる方法など利用者の利便性を向上させるもの」とされており、令和6年9月に同研究会での議論の取りまとめが公表されると、現在、議論の取りまとめを踏まえて、具体的な方策の検討を進めているところです。</p>		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
175	令和6年11月15日	令和6年12月16日	ペーパーレス化・印刷レス化に向けた税金受取書類に関する各種要望	<p>①納税の電子化推進 ①申告のみではなく、電子納付までを電子化して欲しい。併せて取捨項目を拡大して欲しい ②税金受取口座を任意ではなく、必須化する。送金通知書を廃止し、届込に変更して欲しい ③請求明細は全てDVD媒体に集約し、紙納付書による口座ごとや各口座店での依頼を取り止めて欲しい</p>	<p>①お客さまの利便性の向上・事務の効率化を目的に従来からペーパーレス化・印刷レス化を推進しているが、コロナ禍において非対面・非接触取引ニーズの高まりやテレワーク時は押印が不可能といった課題が顕在化。金融機関に対する社会的要望が高まっている状況 ②取付の状況において、法令による定めやこれまでの慣習等がペーパーレス化・印刷レス化の進展の阻害要因となっている。上記の背景を踏まえて、官民一体となってペーパーレス化・印刷レス化に取り組み、取引の在り方やお客さまの動き方を変革すべく、各種要望を提出するもの。</p>	都銀懇話会	<p>① 財務省 ② デジタル庁 財務省 ③ 財務省</p>	<p>①電子納税については、「オンライン利用率引上げに係る基本計画(令和3年10月18日財務省HP公表(最終更新:令和6年10月21日))」において、目標値を設定し、当該基本計画に基づき、普及・拡大に取り組みしております。 ②税金受取口座の登録制度は、国民の皆さまが金融機関に持ちの預貯金口座について、一人一口座、納付金の受取のための口座として、任意で登録していただく制度です。 なお、納税者の方が口座振込による送付金の受取りを希望せず、郵便局窓口での現金の受取りを希望される場合、送金通知書を送付しております。 ③国税の口座振替に係る納付書は、データ交換方式(DVD又はe-Tax)と書面方式があり、内訳としては、データ交換方式のDVDが約74%、e-Taxが約24%で全体の約98%を電子化しており、残りの約2%が書面の納付書を各金融機関に送付しています。</p>	<p>①、③ 国税通則法第34条、34条の2 ② 公的給付の支給等の迅速かつ適切な実施のための情報共有の促進に関する法律(令和三年法律第三十八号)第3条第1項等</p>	<p>①、③検討を予定 ②対応不可</p>	<p>①電子納税の義務化については、オンライン利用率を踏まえつつ、納税者の負担にも配慮し、更なる利便性向上や現金管理等に伴う社会全体のコストを削減する観点から、法令、システム、予算面等を含め導入可否等の検討をしていきます。 ②税金受取口座の登録制度は、国民がマイナンバー付きの口座を国に登録することで、様々な給付金を簡単な手順で迅速に受け取るようにするものであり、国民の皆様が利便性を感ずてほしい、希望して(任意で)登録を希望してもらっています。 政府としては、より多くの方に登録いただけるよう、各種媒体を通じた制度の周知や、金融機関経由の登録の実施など、登録促進に向けた取組を引き続き実施してまいります。 なお、ご質問いただいた送金通知書の届出につきましては、行政コスト削減の観点も踏まえ、口座振込による受取りを選択していただく納税者に広くお願いをしているところですが、一定程度、送金通知書に対する納税者ニーズもあることから、その点も考慮した上で検討していきます。 ③国税の振替納税については、大多数が定まった日に口座引き落としを行っているもの、消費税中間分のように件数が少ない場合については、紙の納付書の処理を行っていることから、税務署・金融機関共に事務コストがかかっていると認識しております。 この課題を解決するためには、税務署と金融機関がオンラインで納付書情報のやりとりを行うことが重要であると考えるため、従前よりe-Tax方式の利用拡大に取り組みしておりますので、引き続きご協力いただけますようお願いいたします。</p>	
176	令和6年11月15日	令和6年12月16日	証券金規制における内部監査要件の緩和	<p>①金融庁告示が定める算出過程の運営状況が定着してきたことから、毎年実施している内部監査要件の緩和(効率的化、負担軽減等)を図る趣旨、具体的内容としては、下記の通り ・内部監査を行う部門又は外部監査を行う者のいずれかによって一年一回以上の頻度で検証を行う</p>	<p>①証券金規制における定量的計算モデルを用いる方法による算出過程の運営については、2017年以降、長期に亘る監査の実態と2個による検証態勢構築の結果、近年実施の内部監査においてクリティカルな発見・指摘事項が出ていない。加えて、監査プロセスをよりリスク度の高い分野の検証に投入するために、外部監査による検証も可能にするもの。</p>	都銀懇話会	金融庁	<p>緩和要望の対象である内部監査の代替については、平成28年金融庁告示第15号第6条第6号に、「定量的計算モデルを用いる方法による適時的発見等見極めの算出過程について、原則として一年一回以上の頻度で内部監査を実施すること」と規定されている。定量的計算モデルを使用する金融機関においては、外部監査ではなく、各金融機関の内部監査による検証が求められております。</p>	平成28年金融庁告示第15号第6条第6号等	対応不可	<p>2024年9月公表の「金融機関の内部監査の高度化に向けたモニタリングレポート(2024)」で示したとおり、外部専門機関は金融機関の内部監査部門の責任の下で活用されるべきであり、外部監査を内部監査の完全な代替とすることは問題があると考えられます。 なお、外部専門機関の内部監査のコンプライアンスとして活用することは、上記レポートにもある通り、監査の効率性・実効性を向上させるうえで有用な手段の一つと考えられます。その場合は、内部監査部門自身の責任の下で管理し、その成果物等から、内部監査部門内に、スキル・専門知識を蓄積し活用することが重要です。</p>	
177	令和6年11月15日	令和6年12月16日	内部納付手法の最低要件遵守状況に対する内部監査要件の緩和	<p>①金融庁告示が定める最低要件遵守のための運営が定着してきたことから、毎年実施している内部監査要件の緩和(効率的化、負担軽減等)を図る趣旨、具体的内容としては、下記の通り ・内部監査を行う部門又は外部監査を行う者のいずれかによって一年一回以上の頻度で検証を行う</p>	<p>①内部納付手法採用の最低要件遵守については、告示が制定された2006年度以降、長期に亘る監査の実態と2個による検証態勢構築の結果、近年実施の内部監査においてクリティカルな発見・指摘事項が出ていない。加えて、監査プロセスをよりリスク度の高い分野の検証に投入するために、外部監査による検証も可能にするもの。</p>	都銀懇話会	金融庁	<p>緩和要望の対象である内部監査の代替については、平成18年金融庁告示第19号第203条に、「独立した機能を有する内部の監査部署は、年1回以上の割合で信用リスク管理部署の管理状況、PD、LGD及びEADの推計値、該当するすべての最低要件の遵守状況等、内部納付制度及びその運用状況を見直し、その結果、内部の監査部署を内蔵するものとする」と規定されているため、内部納付手法を使用する金融機関においては、外部監査ではなく、各金融機関の内部監査部署による検証が行われております。</p>	平成18年金融庁告示第19号第203条	対応不可	<p>2024年9月公表の「金融機関の内部監査の高度化に向けたモニタリングレポート(2024)」で示したとおり、外部専門機関は金融機関の内部監査部門の責任の下で活用されるべきであり、外部監査を内部監査の完全な代替とすることは問題があると考えられます。 なお、外部専門機関の内部監査のコンプライアンスとして活用することは、上記レポートにもある通り、監査の効率性・実効性を向上させるうえで有用な手段の一つと考えられます。その場合は、内部監査部門自身の責任の下で管理し、その成果物等から、内部監査部門内に、スキル・専門知識を蓄積し活用することが重要です。</p>	
178	令和6年11月15日	令和6年12月16日	業務報告書の作成義務の緩和	<p>①業務報告書の作成義務を緩和頂きたい ②具体的には、銀行法で作成が義務付けられている業務報告書および経営実態報告書は、互いに重複する記載項目が見られることから、重複する記載項目について見直し頂き、経営実態報告書に一本化するなどの効率化に向けた対応をお願いしたい</p>	<p>①銀行法で提出が義務付けられている業務報告書は、有価証券報告書、統合報告書および経営実態報告書の内容と重複している内容が見られる。 ②具体的には、銀行法で作成が義務付けられている「第1事業概況書」「子会社等の状況」「株主の状況」など「第2連結財務諸表」「第2中間連結財務諸表」また、有価証券報告書については業務報告書と同様に内閣総理大臣へ提出しており、その内容は上記と同様重複が見られる。 ③そのため、重複感のある業務報告書と経営実態報告書との間での一本化、または有価証券報告書を出している銀行持株会社・銀行に対する業務報告書提出義務の免除についてご検討頂きたい。これにより重複的な業務作業が削減され、開示は行内プロセスを非財務情報開示の充実等につながることを期待する。 ④要望は、令和5年11月20日に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に盛り込まれた、金融商品取引法上の四半期報告書を廃止し、取引所の四半期決算短信に一本化する方向性も方向性が整合すると考えられる。</p>	都銀懇話会	金融庁	<p>銀行及び銀行持株会社は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成するとともに、銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならないこととされています。</p>	銀行法第19条、第52条の27 銀行法施行規則第18条、第34条の24	検討中(前)	<p>業務報告書については、銀行法上の主たる監督手段であることから、提出不要とすることは困難です。他方で、金融機関における業務負担軽減の観点から開示等を廃止する観点も踏まえて検討を行ってまいります。</p>	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要		
179	令和6年11月15日	令和6年12月16日	一定の銀行業高度化等会社と銀行法と特種法における出資規制の統一	一定の銀行業高度化等会社(銀行法第16条の2第1項第15号、同第4項及び同法施行規則第14条の4の3)について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第17条第1項第1号(以下「特種法」という。)を適用する会社を定める規則(平成十四年十一月十三日「公正取引委員会規則(第七号)」)で定める会社を追加して頂きたい □一定の銀行業高度化等会社(銀行法第16条の2第1項第15号、同第4項及び同法施行規則第14条の4の3)について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第17条第1項第1号(以下「特種法」という。)を適用する会社を定める規則(平成十四年十一月十三日「公正取引委員会規則(第七号)」)で定める会社を追加して頂きたい □あるいは、株式の統一や、窓口一本化によって所管省庁が異なるという理由で事業者の事務負担が増えないよう配慮頂きたい	銀行法と特種法とは、法の趣旨が異なるとはいえ、類似の規定によって、各当事による二重の審査負担が生じており、重複審査を要する金融庁が、公正取引委員会の審査を経て事業支配力の過剰な拡大等を一層チェックして審査することが効率的、少なくとも、銀行持株会社グループ傘下にある銀行については、対象外にしていただきたい。 □また、以下のように、一定の銀行業高度化等会社については、独禁法第11条第1項の適用除外としても、独禁法の趣旨に反しないと思われる。 □独禁法第11条第1項は、銀行による事業支配力の過剰の集中を未然に防止し、公正かつ自由な競争を促進することを目的として、銀行が他の国内の会社の総株主の議決権の5%を超える議決権を保有することについて、公正取引委員会の認可を要する場合などを除き、禁止している。 □独禁法第11条第1項の趣旨は、銀行が非金融事業を営む会社と結びつくことによって、公正かつ自由な競争が制限されることを防止することにあると考えられる。 □またであれば、銀行業高度化等会社であっても、子会社対象会社と同様に、金融業務と関連した業務を営む会社であれば、事業支配力の過剰の集中による公正かつ自由な競争が制限されるおそれはないため、独禁法第11条第1項の規制を及ぼす必要はないと考えられる。 □また、独禁法第11条第1項の規制対象から除外されている子会社対象会社の一つに、金融関連業務(銀行法第16条の2第1項第11号、同第2項第2号)を営む会社があり、金融関連業務の一つである経営相談等業務(銀行法施行規則第1条の3第2項第19号、同第3条の2の3第1号)は、ビジネスマッチング業務やコンサルティング業務のことであり、その内容としては、D&D支援助成などの情報提供なども含まれるとされている。このように、独禁法第11条第1項の適用除外とされている金融関連業務の中には、銀行や金融グループ(以下「銀行グループ」という。)が事業を提供する業務も含まれており、したがって、独禁法第11条第1項の適用除外とする際に考慮されている金融業務との関連性の程度については、柔軟かつ幅広く考えられているといえる。 □令和3年銀行法改正の際に、銀行業高度化等会社は他業の要素を含むものも想定されている理由から、銀行が総株主の議決権の5%を超える議決権を保有する場合に金融庁の認可が必要とされていたが、令和3年銀行法改正により、「一定の銀行業高度化等会社」については、他の子会社対象会社と同じく、総株主の議決権の50%を超える議決権を保有しようとする場合に関し、金融庁の認可が必要とされた。なお、「他業銀行業高度化等会社」は、引き続き総株主の議決権の5%を超える議決権を保有しようとする場合は金融庁の認可が必要。 □以上のように、「一定の銀行業高度化等会社」は、銀行法上、金融と関連する業務を営む会社と考えられているのであるから、銀行がこれらの会社の議決権を保有して、事業支配力の過剰の集中による公正かつ自由な競争が制限されるおそれはないといえる。したがって、「一定の銀行業高度化等会社」については、独禁法第11条第1項の適用除外としても、法の趣旨に反しないと思われる(なお、さらに付け加えるならば、銀行・銀行グループ以外の担い手が存在しないという観点から一定の銀行業高度化等会社として選定された業務については競争制限といった弊害が生じる懸念自体が乏しいと思われる)。	都銀総協 会 公正取引委員 会	金融庁	独占禁止法第11条 独占禁止法第11条第1項では、銀行業又は保険業を営む会社(以下「銀行等」という。)(が)他の国内の会社の株主に係る議決権(以下単に「議決権」という。)(若しその総株主の議決権の5%(保険業を営む会社にあつては10%)を超えて保有することとなる場合には、議決権の保有等を規制しています。 この制限を超えて保有する場合には、公正取引委員会の認可を受ける必要があります(同項ただし書)。認可制度の適用において、申請書による当該議決権の保有等の必要性、当該議決権の保有等による申請会社の事業支配力の過剰の集中の有無及びその程度、並びに株式会社発行会社の属する市場における競争への影響を考慮して、認可の可否が判断されることとなります。	独占禁止法第11条 独占禁止法第11条の規制の趣旨は、銀行等が一般の事業会社と結びつくことによる競争上の問題を防止することにあるため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第3項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社を定める規則で規定する会社は、特定目的会社及び金融と関連する業務を営む会社に限られています。 銀行法施行規則に規定される一定の銀行業高度化等会社については、議決権保有等による事業支配力の過剰の集中等の問題が生じおそれが生じており、銀行等が一定の銀行業高度化等会社の議決権をその総株主の議決権の5%を超えて保有しようとする場合、当該銀行等による事業支配力の過剰の集中及び株式発行会社の属する市場における競争上の問題の発生のおそれの無効について、株式会社発行会社ごとに慎重に判断される必要があるため、当該審査が認可制度を通じて審査を必要とされています。 また、株式の統一や窓口の一本化については、銀行法と特種法は法の趣旨が異なるため、認可に当たっての審査の内容が異なるため、当該審査では、銀行等による事業支配力の過剰の集中等の防止という独占禁止法第11条の規制趣旨の観点から独自に審査を要する場合があります。	対応不可				
180	令和6年11月15日	令和6年12月16日	子法人等・関連法人等新規取得時等の重複的な行政手続きの簡素化	子法人等・関連法人等新規取得時等の重複的な行政手続きの簡素化	重複的な行政手続きを簡素化することによる負担軽減、手続き遅れの防止。	都銀総協 会	金融庁	銀行法上、銀行又は銀行持株会社が特殊関係者を新たに有することとなった場合及びその特殊関係者が特殊関係者でなくなった場合には、届出が必要である。 また、銀行が登録金融機関である場合や証券会社は、金融商品取引法上、他の法人その他の団体が親法人等(以下「子法人等」という。)又は親しいこととなった場合には、届出が必要である。 更に、証券会社が銀行代理業者である場合、銀行法上、その子法人等、親法人等、親法人等の子法人等に異動があった場合には、届出が必要である。	銀行法第52条の39第1項、第2項、第53条第1項第8号、第3項第5号	銀行法施行規則第34条の39、第35条第1項第15号、第16号、第18条第12号、13号	金融商品取引法第50条第1項第8号	金融商品取引業者等に関する内閣府令第199条第5号、第200条第4号	各業法に基づく届出は、各業法の趣旨に照らし、監督上、必要なものとして届出を求めているものもありますが、その要否については引き続き検討してまいります。 なお、各業法に基づく届出に重複がある場合については、手続きの簡素化の観点から、運用上の課題として引き続き検討してまいります。	検討を予定
181	令和6年11月15日	令和6年12月16日	資本関連規制(自己資本比率等の適用対象の整理)	自己資本比率、特殊連結、銀行連結(銀行単体を廃止)のバリエーション、特殊連結、銀行連結(銀行単体を廃止)資本バリエーション比率、特殊連結(不変)外部TLAC比率、特殊連結(不変)内部TLAC額、銀行連結(不変)	特殊会社の機能拡充に伴う銀行法改正やシングル・ポイント・オブ・エントリー(SPE)アプローチでの破綻処理態勢の整備等、特殊会社および銀行法を取り巻く環境は大きく変化し、既存規制の枠組みに新たな規制単に追加するものも増加し、幅広い知識を具備する必要があることから、銀行は日本証券業協会、金融先物取引協会および日本商品先物取引協会がそれぞれ外務員登録時に求める試験・研修を以て職業訓練と見做し、研修機会等の提供を行うことにより、知識の習得を支援している。 □わが国の商品市場の発展・活性化の観点からも、業者に対する過度な負担は軽減すべきであり、六年ごとの更新を必要とする規定を撤廃していただきたい。 □一方で商品市場の発展・活性化には顧客保護が大前提となることと事業であることから、外務員の更新に関する規定は、日本商品先物取引協会の「有資格の外務員の登録等に関する規則」に定める規則に変わることで、その場合は法人のみを補充対象とする業者については、更新の対象外としていただきたい。	都銀総協 会	金融庁	特殊連結・銀行連結・銀行単体について、自己資本比率規制及びレバレッジ比率規制を課しています。	銀行法第14条の2、52条の25、銀行法施行規則第109号	銀行法第14条の2、52条の25、銀行法施行規則第109号	銀行法の目的である信用維持、預金業者等の保護及び金融の円滑を図るためには、連結規制のみならず、単体の規制を組み合わせることで銀行の健全性を確保する必要があります。自己資本比率及びレバレッジ比率における銀行単体の規制を廃止することは適当ではないと考えられます。	対応不可		
182	令和6年11月15日	令和6年12月16日	商品先物取引法における六年ごとの外務員登録更新の撤廃	外務員登録後、六年ごと更新を要し続けなければならないという規定を撤廃	銀行が取り扱うデリバティブ取引は、事業者等の金利上昇リスク、為替変動リスク、商品価格変動リスク等のヘッジを目的としたものが大半であり、個人を対象としたデリバティブ単体取引は行っていない。その中でも店頭商品デリバティブ取引については、金融庁ウェブサイトに一定の要件を満たす事業者が登録し、かつ届出を要する必要がある場合であっても、特定当事者に該当することが多く、所轄庁に該当する顧客の割合も少ないという事実がある。 □また、デリバティブ取引の動向等を行うに当たり、外務員は店頭商品デリバティブ取引のみならず、デリバティブ取引に関する幅広い知識を具備する必要があることから、銀行は日本証券業協会、金融先物取引協会および日本商品先物取引協会がそれぞれ外務員登録時に求める試験・研修を以て職業訓練と見做し、研修機会等の提供を行うことにより、知識の習得を支援している。 □わが国の商品市場の発展・活性化の観点からも、業者に対する過度な負担は軽減すべきであり、六年ごとの更新を必要とする規定を撤廃していただきたい。 □一方で商品市場の発展・活性化には顧客保護が大前提となることと事業であることから、外務員の更新に関する規定は、日本商品先物取引協会の「有資格の外務員の登録等に関する規則」に定める規則に変わることで、その場合は法人のみを補充対象とする業者については、更新の対象外としていただきたい。	都銀総協 会	経済産業省 農林水産省	商品先物取引法(昭和25年法律第239号、以下「法」といいます。)第200条第1項及び第7項の規定により、商品先物取引業者の外務員は主務大臣(農林水産大臣及び経済産業大臣)の行う登録を受けなければならない。一度登録を受けてもその更新を受けないまま五年を経過すればその効力は失われる(6年ごとに更新を受けなければならない)とされています。法第200条第5項の規定により、主務大臣は、法第201条第1項の規定に該当しない限りは登録を行わずに更新しません。	商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第200条第7項	外務員登録の更新制度については、外務員の資力の向上により委託者保護の一層の充実を図る観点から撤廃が望まれます。こうした間制度の趣旨を踏まえつつ、法執行の効率的な確保を観点から、検討を行ってまいります。	検討を予定			



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
187	令和6年11月15日	令和7年4月17日	保険持株会社の業務範囲規制の緩和	<p>保険持株会社が実施可能な業務範囲を拡大することを要する。2021年の保険業法改正により、銀行持株会社と同等のグループ内共通重複業務が認められるようになったが、対象業務が限定されており、実業上のビジネスももたらぬ。新規事業の実証や開業準備行為を他の保険持株会社が実施することができるが明確でない。</p> <p>&lt;経営管理業務&gt; 実業のビジネスそのもの実施は困難であるが、将来的に事業会社に事業譲渡する前提の事業の実証実験(PoC)や実証成功後に新規事業会社に事業譲渡するまでの間の開業準備行為は可能として頂きたい。保険持株会社が新規事業の取組上での企画設計にとどまらず、保険持株会社の人員及びリソースを活用して新しい事業に関する時限的かつ中・長期準備が実施できるようにできれば、より機動的な新規事業の取組が可能となる。</p> <p>&lt;共通重複業務&gt; グループに属する2以上の会社(保険会社を含む場合に限り)に共通する業務、という要件を緩和して頂きたい。グループ傘下の保険会社以外の新事業会社も増えて来ている他、グループ会社の潜在的なニーズを先取りして1社から共通重複業務制に着手するニーズもある。具体的には、(1)グループ会社との協働でも開業的かつ他グループ会社への拡大を前提に共通重複業務を実施可能とする。(2)保険会社以外のグループ会社のみでも共通重複業務を可能とすることが望ましいと考える。</p>	<p>一社社団法人日本損害保険協会</p>	金融庁	<p>保険持株会社は、当該保険持株会社の属する保険持株会社グループの経営管理を行わなければならないとされており、当該経営管理は法令に開けられているものを指します。</p> <p>また、保険持株会社は、当該保険持株会社の保険持株会社グループに属する二以上の会社に共通する業務を、当該二以上の会社と関わって行うことができるとされており、当該共通する業務は法令に開けられているものに限られています。</p>	<p>保険業法第27条の21及び第27条の21の2 保険業法施行規則第210条の6及び第210条の6の4</p>	対応不可	<p>保険持株会社の業務範囲については、①利益相反取引の防止、②優越的地位の濫用の防止、③本業専念による効率性の確保、④他業リスクの排除という規制の趣旨を踏まえつつ、慎重に判断する必要があるため、直ちに措置することは困難です。</p>	
188	令和6年11月15日	令和6年12月16日	保険業法上、保険持株会社が実施できる「その他の付随業務」の緩和・明確化	<p>令和6年5月の金融庁の監督指針の改正により、「保険会社の子会社又は保険持株会社の子会社が行う他の事業者の役員員に対する教育・研修業務、経営相談等業務、金融等に関する調査・研究業務及び個人(事業を行う場合におけるものを除く。)に代わって行う財産形成に関する相談」に該当するか、監督指針第1-2-13-2(2)に定める4要件を全て考慮して実施可能かを判断することとなる。</p> <p>この点、保険持株会社又は保険会社の子会社が実施する従業業務・金融関連業務については、保険会社の業務との親近性があり、かつ保険会社の余力能力の有効活用につながる点が多いと想定されるため、4要件に基づき判断を不審とし、「その他の付随業務」として整理していただきたい。本整理により、保険会社の業務の効率化や事業化のスピードアップに資すると考える。</p>	<p>一社社団法人日本損害保険協会</p>	金融庁	<p>保険会社の営むことができる業務の範囲は、法令において規定されています。そのうち、「その他の付随業務」については、監督指針において、保険会社との機能的親近性やリスクの同質性、余力能力の活用に関する点といった一定の要素のもと、業務として行うことが可能と規定しております。</p>	<p>保険業法第97条第1項 保険会社間の自然発生的な監督指針第1-2-13-2</p>	検討を予定	<p>今般の要望に係る「子会社の従業業務・金融関連業務」は、種類が多岐にわたるため、その性質上、監督指針の回答策に照らし、個別具体的に慎重に判断せざるを得ないと考えております。そのため、現在列挙されている業務以外の業務を「その他の付随業務」と明記することについては、引き続き慎重に検討してまいります。</p>	
189	令和6年11月15日	令和6年12月16日	個人データの漏えい報告に関する個人データの漏えい報告に関する提供方法の多様化	<p>個人データの漏えい報告において、漏えい等事象を生じた事業者以外では、特定の個人を識別することができる場合、報告対象外としていたが、報告対象外としていたが、漏えい等事象が生じた個人を識別することができず、本人の権利利益が侵害されるおそれ小さいと考える。</p> <p>書類の郵送付メールの届達による個人データ漏えい時のリスク低減のため、発元元の個人を識別できる番号等(住所、氏名や住所等、他の個人情報を仮加工情報と同程度にマスキングしているケースがある。漏えいしたデータの中に、氏名等(特定の個人を識別する記述)が含まれ、なおかつ、本人に連絡を行うための情報(住所、電話番号等)が含まれていない状態については、本人に係るリスク仮加工情報に相当する程度は低いものと考える。また、このような状態が定着したことで、事業者に対しては、個人データの漏えい状態における安全管理措置に対するインセンティブが増し、より個人の権利利益の侵害リスクが低い状態でのデータの利活用を促進できると考える。</p>	<p>一社社団法人日本損害保険協会</p>	個人情報保護委員会	<p>個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事象であつて個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定められるが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事象が生じた旨を個人情報保護委員会に報告することとされています(個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。))第26条第1項)。</p> <p>個人情報の保護に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。))第7条において、漏えい等報告の対象となる個人データを、「個人データ(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。)」と規定しており、この点、施行規則第7条第1号、第2号及び第4号に定める事象について、漏えい等した情報が個人データに該当するかどうかは、当該情報を取り扱う個人情報取扱事業者を基準に判断するため、報告対象事象に該当すれば、報告が必要となります。</p>		検討を予定	<p>現在、個人情報の保護に関する法律のいわゆる3年と見直しに向けた検討を進めており、「個人情報保護法」いわゆる3年と見直しに係る検討の中間整理(令和6年6月27日公表)においては(はるい等報告)本人通知の在り方についても具体的な検討事項に位置づけられています。今回提案いただいた内容も参考に、個人情報保護委員会にお申すに当たって(はるい等報告)の内容を整理した上で、上記制度の趣旨を損なわないよう、個人の権利利益侵害の発生するリスク等に配慮し、漏えい等報告や本人通知の範囲・内容の合理化を検討してまいります。</p>	
190	令和6年11月15日	令和6年12月16日	保険業法に係る説明書等の電磁的提供方法の多様化	<p>令和3年の保険業法施行規則(監督指針改正)により、重要事項説明書(以下、「重要」という。))については、電磁的方法による情報提供が認められることとなったが、従来のCD-ROMの3つから「顧客専用WEBページ閲覧」・「一括印刷」を加えた4つに多様化されたが、重要事項に際するクーリング・オフ説明書の交付の方法については、従来の3つの方法に限定されているため、本事項においても電磁的方法の多様化を要する。</p>	<p>一社社団法人日本損害保険協会</p>	金融庁	<p>保険会社等が保険契約者等に保険契約の申込みの撤回等に関する事項を電磁的方法で提供する場合において、その方法は3種類(電子メール、ダウンロード及びCD-ROM)に限定されています。</p>	<p>保険業法第309条、保険業法施行規則第227条の2、第240条の2</p>	検討を予定	<p>クーリング・オフ説明書の交付の電子化を検討するにあたっては、書面交付義務が持つ消費者保護機能を確保しつつ、デジタル技術の発展状況等に応じて柔軟に改善を図るといった視点で検討を進める必要があります。クーリング・オフ制度は、申込者がいったん契約の申込みをした場合であっても、申込者に契約を再考し、撤回できる機会を付与することで、顧客保護を図ることを目的としたものである。</p> <p>一般的には、申込者は、クーリング・オフ説明書の交付(又は電磁的方法による提供)を受けた日又は申込みをした日のいずれか遅く、日から起算して8日以内であれば申込みを撤回することができることから、その交付又は電磁的方法による提供を受けた日をもって起算すべきであるが、クーリング・オフ説明書(書面)の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法で提供する場合のその方法を多様化することについては、そのような観点から慎重に検討する必要があります。</p>	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
191	令和6年11月15日	令和7年4月17日	保険子会社に対する身価金控の同一人身価規制対象からの除外	<p>保険子会社に対する身価金控を同一人身価規制(*)の対象外とすることを要する。</p> <p>(*) 保険会社の資産運用が特定の相手方に集中し、契約者に損害を及ぼすことがないよう、同一人に対する資産運用額は制限されている。</p>	<p>・2011年12月の「保険会社のグループ経営に関する規制の在り方WG」報告書にて、「保険子会社に対する身価のうち、まずは事業リスクの削減が優先し、株式の取得について、大口身価規制の対象から除外することが適当である。さらに、買付けや債務の保証等のその他の身価については、(付随)指図がないことが認められた場合は、運用除外しないことが適当と考えられる」とされたことを受け、株式は2012年7月に同一人身価規制から除外された。</p> <p>・海外の保険子会社は株式会社による債務保証を運用増強として、格付機関より厳格な格付を受けなければならない。買付け、他社株式上、競争力の源泉となっている。こうした中で、株式会社による債務保証が規制上の制度に押し付けられることは、グローバル他社との競争上、日本社に不利を招く恐れがある。</p> <p>・加えて、グローバルなグループ経営の高度化に伴い、保険子会社に対する買付けなど、債務保証以外の身価の活用事例も出ている。近年の海外拠点の事業拡大や海外市場の振れ幅に鑑みると、これらも将来的に制度に適合する可能性がある。</p> <p>・また、銀行業界では、2020年4月に改正銀行法施行規則が施行され、子会社等への身価規制は撤廃されている。さらに、保険業界では、2020年度から経済価値ベースのリスクベネフィット制が導入され、リスク管理が高度化される。保険子会社への身価についても、経済価値評価導入によって、より子会社の実態に即したリスク評価が可能となり、その結果を踏まえたアクションが可能となる予定である。</p> <p>・これらの理由から、保険子会社に対する身価金控について規制撤廃を要するもの。</p>	一般社団法人日本損害保険協会	金融庁	<p>保険会社の同一人に対する①買付金の額、②債務の保証の額及び③リース業務に係る運用資産の額を合計した額は、総資産の2%を超えてはならないとされています。</p>	<p>保険業法第7条の2第2項 保険業法施行規則第48条の3第1項第1号及び第2項第1号</p>	検討を予定	<p>今後、国内における経済価値ベースのリスクベネフィット規制が導入され、保険会社が有する信用リスクを当該リスクベネフィット規制の枠組みにおいてモニタリングすることを契機に、保険会社の同一人身価規制の対象から保険子会社に対する身価を除外することも検討可能と考えており、ご提案を踏まえ、検討を進めてまいります。</p>	
193	令和6年11月15日	令和7年2月18日	確定拠出年金 指定運用方法の選定・提示の義務化	<p>指定運用方法の選定・提示を義務化することを要する。</p>	<p>現在拠出年金制度では、拠出した掛金を運用することにより、高齢期に給付を受けられる制度だが、指定運用方法が選定・提示されていない制度において、加入者が運用の指図を行わなかった場合、未指図個人別管理資産として管理され続けることとなる。</p> <p>指定運用方法が選定・提示されていないが、突然として未指図個人別管理資産として管理している資産が一定量存在している。運用業者は、指定運用の指図において、運用指図の義務化を管理されたいことは、前提となる運用がなされているとは言えず、また加入者の将来の給付額のために長期・積立・分散の利益を享受するためにも、新規の実施事業所(新規の企業型年金規約)においては指定運用方法の選定・提示を義務化し、未指図個人別管理資産の溜まりを避け資産運用を行うことが望ましいと考えます。</p> <p>なお、既存の実施事業所(既存の企業型年金規約)においては指定運用方法の選定・提示に年金規約変更が必要となることを踏まえ、努力義務とすることが望ましいと考えます。</p>	一般社団法人日本損害保険協会	厚生労働省	<p>確定拠出年金法においては、企業型年金規約で指定運用方法を選定・提示することができ、加入者等が規約に定める一定の期間を経過しても、運用指図を行わない場合は、当該加入者は当該指定運用方法に未指図個人別管理資産の期間を充てる運用指図を行ったものとみなされます。</p>	<p>確定拠出年金法第23条の2</p>	対応不可	<p>確定拠出年金制度は、個人が資産を自己の責任において運用の指図を行うものであり、加入者が運用商品を選択しやすくするよう、実施事業所において継続投資教育が努力義務となっているなど、加入者の適切な運用に資する措置を講じています。</p> <p>指定運用方法は、加入者が一定期間運用の指図を行わないような例外的な場合のために整備した規定であり、加入者が自ら運用の指図を行っている事業所を含め、全事業所に対して、その設定を義務付けることが適当かどうかについては慎重な対応が必要です。</p>	
194	令和6年11月15日	令和7年1月10日	受給開始年齢基準の統一	<p>55歳未満で新規加入した場合は80歳受給開始、55歳以上で新規加入した場合は加入日から8年経過で受給開始に統一することを希望する。</p>	<p>現在60歳時点で加入期間が10年未満の場合は、5段階に分けて受給開始年齢が決定されるしくみであるが、加入者によってわかりにくい(複雑)しくみであることから、シンプルに制度に変更することを希望する。60歳以降の新規加入者加入日から5年経過後としているため、55歳以上で加入した場合は給付は保証給付としたい。</p>	一般社団法人日本損害保険協会	厚生労働省	<p>確定拠出年金法では、単なる貯蓄とは異なり、年金性を担保するという制度趣旨のもと、受給開始可能年齢を設定し、60歳以上としています。また、老後の所得確保のための制度として一定期間の掛金拠出が必要であることから、短期間で給付を受けられるという加入期間に応じた受給開始可能年齢を設けています。</p> <p>・通算加入者等期間が8年以上10年未満—61歳 ・通算加入者等期間が6年以上8年未満—62歳 ・通算加入者等期間が4年以上6年未満—64歳 ・通算加入者等期間が2年以上4年未満—64歳 ・通算加入者等期間が1年以上2年未満—65歳</p> <p>また、2020年の制度改正により60歳以上の者の加入が可能となったことに伴い、60歳以上の者で通算加入者等期間を満了しない者については、60加入者となった日から5年を経過した日から老齢給付金の支給を請求することができますこととしています。</p>	<p>確定拠出年金法第33条</p>	対応不可	<p>60歳以上の者で通算加入者等期間を有しない者については、DC加入者となった日から5年を経過した日から老齢給付金の支給を請求することができますこととはは、あくまでも例外的な措置であり、DCが一般的な貯蓄ではなく、現役時代から一定の金額を拠出し老後に備えるものであるという性質に鑑みても、支給条件としての通算加入者等期間を5年に統一するというご提案に対応することは困難です。</p>	
195	令和6年11月15日	令和7年2月18日	確定拠出年金制度における拠出限度額の引上げまたは撤廃	<p>退職給付制度は企業の人事政策や財務状況によって決まるべきものであるが、拠出限度額があるために複数の制度を組み合わせた複層的な制度とせざるを得ない場合が生じており、制度の普及・推進の観点から、拠出限度額の撤廃または引き上げを要する。</p> <p>・DCについても、国民の高齢期の所得の確保を支援する観点から、拠出限度額のさらなる引上げを要する。</p>	<p>・企業型DCの事業主掛金は当該企業の給付制度、退職給付制度や財務状況によって掛金額を設定するものであるが、拠出限度額があるため企業型DCのみで退職給付制度を構築できず、他の制度と組み合わせるために、加入者によって複数の制度とされている場合がある。</p> <p>・企業型DCの制度設計の自由度を高めることは、同制度の普及に資すると考えられることから、企業型DCに係る拠出限度額の撤廃、または少なくともさらなる引上げを検討していただきたい。</p> <p>・DCについても、国民の高齢期の所得の確保を支援する観点から、拠出限度額のさらなる引上げを要する。</p>	一般社団法人日本損害保険協会	厚生労働省	<p>2024年12月より、確定拠出年金(DC)の拠出限度額について、確定給付企業年金(DB)等の他制度の掛金額の実態を反映し、以下のとおり公平できめ細かな算定方法に見直しされます。</p> <p>・企業型DCについて、DB等の他制度の加入者の拠出限度額は、現行、月額2.75万円であるところ、月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額とする。</p> <p>・DCについて、企業型DCの加入者の拠出限度額は月額2.0万円である一方で、DB等の他制度の加入者の拠出限度額は月額1.0万円であるところ、DB等の他制度の加入者の拠出限度額も月額2.0万円とする。</p> <p>既に現行制度下で承認を受けた規約に基づいて企業型DCを実施している企業については、既存規約に基づいた従来の掛金拠出が可能とする経過措置を設けることとしています。</p>	<p>確定拠出年金法第20条 確定拠出年金法施行令第11条</p>	検討を予定	<p>確定拠出年金の拠出限度額のあり方については、社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論も踏まえ、検討します。</p>	
196	令和6年11月15日	令和7年2月18日	企業型DC年金規約における拠出限度額の引き上げまたは撤廃	<p>企業型DC年金規約に記載すべき事項が多く、制度導入時および制度変更時における事業主・運営管理機関ともに負担が大きいため、一部事項を簡素化し、負担が小さくなることから、事業主と運営管理機関との間の契約にかかるとは規約の記載事項から削除し、制度導入時および変更時における事業主および運営管理機関の負担を軽減するためにも規約に記載する事項の削減を要する。</p>	<p>企業型DCを導入する際承認申請する規約に記載すべき事項が多く、事業主・運営管理機関ともに負担が大きい。また、制度導入後に制度変更する場合も、規約に記載している事項が多いことから規約変更が必要な事項となってしまう。一部事項の簡素化と併せて、事業主と運営管理機関との間の契約にかかるとは規約の記載事項から削除し、制度導入時および変更時における事業主および運営管理機関の負担を軽減するためにも規約に記載する事項の削減を要する。</p>	一般社団法人日本損害保険協会	厚生労働省	<p>企業型確定拠出年金(企業型DC)の規約変更については、その内容に応じて、義務する地方厚生(支)局への申請や届出を必要としています。</p>	<p>確定拠出年金法第9条 確定拠出年金法施行規則第3条・第7条</p>	検討を予定	<p>企業型年金の規約変更時における手続きのあり方については、社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論も踏まえ、ご指摘の点も含めて検討します。</p>	
197	令和6年11月15日	令和7年2月18日	企業型年金規約(変更)の承認申請・届出手続の電子化(電子化)	<p>企業型年金規約(変更)の承認申請・届出手続の電子化(電子化)を要する。</p>	<p>現在、各種行政手続きが電子申請を導入しペーパーレス化が図られている中、企業型年金規約(変更)の承認申請や変更の届出は、(変更)承認申請書以下添付書類全て紙での提出を求められている。これをペーパーレス化(電子化)し、電子申請を求めたいことを要する。電子申請の導入により紙書類の消費削減、保管スペースの削減、申請・承認業務の効率化が図れると考えます。</p>	一般社団法人日本損害保険協会	厚生労働省	<p>現状は、一部の手続きについてはe-Govをご利用いただくことで電子申請が可能となっております。</p>	<p>情報連携技術を活用した行政の推進等に資する技術開発・提供、厚生労働省の所管する法令に係る情報連携技術を活用した行政の推進に関する法律施行規則第3条</p>	検討を予定	<p>現在においても電子申請を助げるものではありませんが、現場のニーズや各厚生局の審査業務の現状等を踏まえ、利便性向上について検討してまいります。</p>	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
198	令和6年11月15日	令和6年12月16日	企業型年金における中退共からの資産移換要件の緩和	企業が中退共を任意で脱退した場合、資産を企業型DCに移換できるよにする。	・中退共に加入している企業が、ポータビリティの拡充による従業員からの要望等により企業型DCを導入するケースが増加している。このような場合、確定拠出型である中退共から脱退し、中退共で溜まっている資産を企業型DCへ移換したいとの要望は大きい。 ・現行法制度では、中退共からの資産移換は法的要件を満たす場合（共済契約者が中小企業でない事業主となつたとき）のみ認められているが、要件を満たさず資産移換ができないことを理由に企業型DCの導入をあきらめるケースが発生している。 ・従業員に対して老後の資産形成マインドの醸成には企業型DCを活用するのが有効と考え中小企業のニーズを満たすために、中退共から企業型DCへの資産移換の要件緩和を希望する。	一般社団法人日本損害保険協会	厚生労働省	共済契約者が中小企業でない事業主となつたことにより共済契約を解除した場合や合併等の場合のみ、企業型年金等への資産移換が認められています。	中小企業退職金共済法第8条第2項第2号、同法第17条第1項、同法第31条の4第1項、中小企業退職金共済法施行規則第69条の13、同規則第69条の17第2号	対応不可	中小企業退職金共済制度と企業年金制度は、制度の趣旨や税制のあり方が大きく異なることから、企業型年金における中退共からの資産の移換は、合併等のやむを得ない場合に限り資産移換を認めるものであるため、かかる資産移換の要件を緩和することは困難です。
199	令和6年11月15日	令和7年2月18日	企業型DCのマッチング拠出における事業主掛金の額を上限とする主掛金上限の撤廃	企業型DCにおける「加入者掛金の額が事業主掛金の額を上限とする主掛金上限の撤廃」の現行の規定を撤廃する。	・企業型DCにおいては、規約に定めることにより、加入者が自らも掛金を拠出することができる加入者掛金の制度（マッチング拠出）があるが、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えてはならない制限が設けられている。公的年金の補完および自助努力による老後の所得確保を促進する観点から、マッチング拠出に関する金額の制限の撤廃を要望する。	一般社団法人日本損害保険協会	厚生労働省	企業型確定拠出年金の加入者掛金（いわゆるマッチング拠出）については、当該企業型確定拠出年金における拠出限度額内、事業主掛金に上乗せして、加入者自身が掛金を拠出する制度です。加入者掛金の額については、事業主掛金の額を超えないように企業型年金規約に定めるよう法律に規定されています。	確定拠出年金法第4条第1項第3号の2、第19条第3項、第20条	検討を予定	マッチング拠出のあり方については、社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論も踏まえ、ご指摘の点も含めて検討します。
200	令和6年11月15日	令和7年2月18日	DeCoの拠出限度額の統一	DeCoの拠出限度額について、第2号被保険者は企業年金の加入状況等に問わず一律同額としたうえで、第2号被保険者と第3号被保険者についても一律同額（月額23万円に統一）とする。	・現在厚生労働省にて検討されている企業年金（企業型DC・DB）加入者のDeCoの拠出限度額を月額2万円に統一する方針について賛成ですが、制度をより分かりやすくする観点から、（企業型、DBの有無に関わらず）第2号被保険者全体で月額2万円に統一することを要望する。 ・上記により、第1号被保険者は月額68万円、第2号および第3号被保険者は月額23万円となり、普及促進を行うのに有益と考える。	一般社団法人日本損害保険協会	厚生労働省	DeCoの掛金については、確定拠出年金法施行令において、他の私的年金の実施状況や、公的年金の加入状況等に依り、拠出限度額を規定しています。 また、令和3年度税制改正において、企業年金（企業型DC・DB）に加入する者のDeCoの拠出限度額の上限を2万円に統一することが認められ、2024年12月から施行することとなりました。	確定拠出年金法第69条、確定拠出年金法施行令第68条	検討を予定	DeCoの掛金の在り方については、社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論も踏まえ、ご指摘の点も含めて検討します。
201	令和6年11月15日	令和7年2月18日	確定拠出年金（DC+DBの掛金合算管理）からDeCoの掛金除外	2024年12月に予定されるDC法改正の「DC+DBの掛金合算管理」において、DCの掛金額からDeCoの掛金額を除外することを要望する。	2024年12月のDC法改正によりDCとDBの合算管理が行われる予定だが、このDCの中にはDeCoも含まれる。かつDeCoには経路指定が定められていないこと、DeCoの最終掛金額は月額3,000円であることから、DeCoの掛金拠出が行えない加入者が発生することが考えられる。 22年度の法改正では、企業型DC加入者のDeCo加入が年金規約の変更なしで可能になると、DeCo加入を促進する法改正が行われる一方で、本改正によりDeCoへの拠出、DeCoを活用した将来資金の形成が出来なくなる第2号被保険者が発生する。 DeCoは公的年金の補完及び個人の自助努力による老後の生活資金の安定形成を目的に促進されてきたものであり、DBの「他制度掛金相当額」の個人への算出、管理が困難な中では、「企業型DC+DB」のみを管理対象として、DeCoは除外することが望ましいと考える。	一般社団法人日本損害保険協会	厚生労働省	2024年12月より、確定拠出年金（DC）の拠出限度額について、確定給付企業年金（DB）等の他制度の掛金額の実態を反映し、以下のおり公平できめ細かな算定方法に見直されます。 ・企業型DCについて、DB等の他制度の加入者の拠出限度額は、現行、月額2.75万円であるところ、月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額（事業主側算出）を控除した額とする。 ・DeCoについて、企業型DCのみの加入者の拠出限度額は月額2万円である一方で、DB等の他制度の加入者の拠出限度額は月額2万円とする。既に現行制度下で承認を受けた規約に基づいて企業型DCを実施している企業については、既存規約に基づいた従前の掛金拠出を可能とする経過措置を設けることとしています。 また、DBとの掛金相当額を個人型DCの拠出限度額に反映すると、DCの拠出限度額を使い切つてしまえば、個人型DCの掛金拠出ができなくなる場合、企業型DCに加入してれば、いつでも個人型DCの資産を企業型DCに移換し、引き続き、資産を積み増しながら運用することができます。また、DBのみに加入する者であつて個人型DCの掛金拠出ができないものについては、資産額が一定額（25万円）以下である等の総額一時金の要件を満たした場合に別途一時金の支給を認めるとしては、DB規約に換換の定めがある場合は、個人型DCの資産をDBに移換することが可能です。	確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の確性の及び確性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行令	対応不可	企業年金に加入している方と加入していない方の公平性を確保しながら、私的年金制度全体で一定額を超える非課税限度額を設けております。そのため、DeCoの掛金額のみを拠出限度額管理の対象とすることは、企業年金加入者のみならずは税制上促進することにつながりかねず、公平性確保の観点から、困難です。
202	令和6年11月15日	令和6年12月16日	SNS、ストリーミングサイト等の不適切アカウントの収益化、サブスクリプションサービスの停止	Twitter（現X）、ニコニコ動画、ニコニコ生放送、YouTube、Twitch、ライブドアブログ、各種ブログ等の媒体、自作サイト 記載のないウェブサイトを今後出してくるウェブサイトのすべて日本の法律に違反している不適切な行為を繰り返しているアカウントの所有者に対して 国内外の全てのウェブサイトでこの活動の停止、アドセンス機能の利用や、アカウントの運用により得たコンテンツによる報酬の受け取りを不可能にし、サブスクリプションサービス等の登録者に向けた報酬の受け取りや、ありとあらゆる手段での報酬の受け取りを停止にできる法規制を行うべきです。	国内外のプラットフォーム事業者は、ガイドラインやポリシーに差別的な考えや、誹謗中傷、他者の権利を侵害する反社会行為を、各種ブログ等の媒体、自作サイト 記載のないウェブサイトを今後出してくるウェブサイトのすべて日本の法律に違反している不適切な行為を繰り返しているアカウントの所有者に対して 国内外の全てのウェブサイトでこの活動の停止、アドセンス機能の利用や、アカウントの運用により得たコンテンツによる報酬の受け取りを不可能にし、サブスクリプションサービス等の登録者に向けた報酬の受け取りや、ありとあらゆる手段での報酬の受け取りを停止にできる法規制を行うべきです。	個人	総務省	情報流通プラットフォーム対処法では、インターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模プラットフォーム事業者に対し、対応の迅速化や運用状況の透明化に係る措置を義務付けたことしております。	情報流通プラットフォーム対処法	検討を予定	まずは情報流通プラットフォーム対処法の早期施行に向けて、引き続き省令整備等の取組を進めてまいります。





規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針		
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要			
211	令和6年11月15日	令和6年12月16日	宅地造成及び特定盛土等規制法に伴う工事主法人的許可申請書類の免除	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第7条では、宅地造成等に係る工事の許可申請について、必要書類を規定している。この中、野家第1項の第8号は、以下の通り定めている(土石の堆積に関する工事に関する許可申請でも同様)。 A 許可を受けようとする者が法人である時は、次に掲げる書類 イ 登記事項証明書 ロ 役員の名簿及び印鑑の写し若しくは個人番号カードの写し又は住民票謄本であるものであつて氏名及び住所を証するもの 一定の基準を満たした法人(日経プライム市場上場企業又はプライム市場上場企業の100%子会社)については、「ロ」の書類を免除していただきたい。	宅地造成及び特定盛土等規制法(以降「同法」という。))は、「工事主」が「宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者」と定義され(同法第2条第7号)、工事主が許可申請をするに際しては、法令に反し、①周辺地域の住民その他の周知措置(同法第11条)、②工事の許可条件の確保(同法第12条、技術的基準、工事主の資力及び信用、工事主の能力、計画関係者全員の同意)、③工事主の氏名又は名称等の公表等が制度化されている。また、都道府県知事からの監督部分の対象は、工事請負人だけでなく、工事主も含まれる(同法第20条第2項以下)。同法の趣旨は令和3年7月に静岡県浜松市において発生した土石流災害等を踏まえ、盛土等に伴う災害の防止を目的として、国民の生命及び財産の保護を図るため、土地の用途に関わらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するものである。 都道府県、指定都市及び中核市の長(以下、「都道府県知事」という。))が、盛土等により人家等に被害を及ぼし得る区域、管内の地味、傾度の特定など土地利用の状況等を踏まえて、宅地造成工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定を行うことができる。 規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ都道府県知事等の許可が必要となる。許可を受けようとする者は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第7条又は第8条に定める申請書類を都道府県知事等に提出し、都道府県知事は、法第12条又は法第30条に基づき許可をする。 許可を受けようとする者が法人であるときは、同施行規則第7条第8号等号の規定により、役員の名簿の写し若しくは個人番号カードの写し又ははこれらに代するものであつて氏名及び住所を証する書類を提出する必要がある。	(一)日 本フ ラン チャ ー協 会	国土交通省	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第7条第8号ロ及び第20条第1項第1号及び同条第2項第2号	対応不可	盛土等による災害を防止し、国民の生命及び財産の保護を図るため、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する本法律の目的に照らして、宅地造成等に関する工事の許可を受けようとする者の属性に関する情報を把握する必要があり、許可を受けようとする者が法人であるときにおいても、当該法人の事業規模にかかわらず、役員の名簿及び住所を証する書類等の提出について緩和することは困難である。				
212	令和6年11月15日	令和6年12月16日	市街化調整区域へのコンドニニアストア前店営業の制限緩和	各地の市街化調整区域について、地権者保護・環境問題の観点からコンドニニアストアの前店営業を地権者等が活用できるよう、利用制限を緩和していただきたい。	コンドニニアストアが前店した店舗を他の業態に買収する場合は、都市計法第34条1号、4号に基づき各自治体の基準により、市街化調整区域へ後継テナント賃貸ができない場合がある。地権者は資力的にも厳しいため、建物解体後、土地をそのまま放置する状況になり、街づくりの観点でも後継テナントをつづがれないことにより支障があると考え、結果として、住居や安全上の問題なく使用できる店舗をさまざまなケースが多く、環境問題の観点からも併設し認許している状況である。地権者保護とSDGs、環境問題、街づくりの観点から各地方自治体ごとの基準の緩和を促していただきたい。	(一)日 本フ ラン チャ ー協 会	国土交通省	市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であることから、原則として開発行為が禁止されており、都市計画法第34条に規定する一定の業態に該当する開発行為に限って認められております。これにより開発許可制度の趣意を担保するため、都市計法第34条において、開発許可を受けたい開発区域内においては、当該開発許可に際する予定建築物等以外の用途の変更は制限されており、都道府県知事が支障のないと判断した場合には、許可しうることとなっております。 開発許可制度は地方自治体の自治権であり、許可基準に該当するか否かの判断は、開発許可権者に於いて上記趣旨を踏まえ、地域の実情等に応じて個別具体的に判断することとなります。 なお、国土交通省としては、平成28年に市街化調整区域における既存建築物の用途変更について、既存建築物を地味建築として、既存業務のコミュニティ(住居や観光施設等)による地域再生に活用する場合に、許可の運用の弾力化を可能とする技術的助言を发出しております。	都市計画令第42条第3項	規制制度での対応可	制度の現状欄に記載のとおりです。			
213	令和6年11月15日	令和6年12月16日	休日基準の緩和	休日と付するについて、「午前0時から午後12時までの24時間の休日であり、前日基準ではない」とされているが、前日基準ではなく、継続24時間以上の休息を休日として取捨することができるとしていただきたい。	常態で深夜勤務する従業員(以降「深夜勤務者」という。))に対しては、連続した2日に休日を確保できないとならないと定められている。現状、第18条未満の従業員は健康上、福祉上合理的に午後10時から勤務ができないことから、深夜勤務者を午後10時より勤務をさせている事業者が多い一方で、人手不足における人材確保の観点で、深夜0時以降に出勤させる等の対応をしている事業者もある。元々、2日目の休日出勤は、従業員の健康上の観点で定められていると認識しているが、深夜勤務者は、午後10時から出勤開始の在りしにないため、前日基準での休日を確保することと深夜勤務者のためにはならず、ライフスタイルを制限されると考え、そこで、善方編成による交替制継続24時間以上の休息を休日として取捨することができるという規定を、善方編成以外にも認めていただき、厚く配慮することを考える。	(一)日 本フ ラン チャ ー協 会	厚生労働省	労働基準法第35条	対応不可	「制度の現状欄に記載のとおりです。」	△			
214	令和6年11月15日	令和7年2月20日	社会保険各種届出時の性別省略	昨年、LGBTQへの関心の高まりから、性別の記載に難色を示す方が増加傾向にある。令和6年6月可決・成立した「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する議員の理解の増進に関する法律(令和6年第68号)」(以降「LGBT理解増進法」という。))の目的として、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する議員の理解増進を図るとされており、デジタル庁が公表した令和8年からの導入を目指す新たなマイナンバーカードから、性別の表記を削除される。社会保険各種届出については、制度上の要件や特定において性別を把握する必要がある場合があり、性別の記載を省略する場合は、性別を記載する必要がある。また、二以上事業所勤務については届出申請時に届出書類で業態の名称が大きい、今後、社会保険加入要件も緩和され、益々、副業・兼業による二以上事業所勤務が増加することが見込まれるため、事業主による受付・取次対応を廃止とし、被保険者本人が直接支払い及び受付手続きを行う仕組みに変更していただきたい。LGBT理解増進法も施行されており、性的指向・性別の多様性に寛容な社会の実現に向けて、改善を検討していただきたい。		(一)日 本フ ラン チャ ー協 会	厚生労働省	雇用保険法第7条、雇用保険法施行規則第24条、等	(雇用保険) 検討を予定(一部)	(雇用保険) 届出保険の資格取得においては、届出に記載いただいたマイナンバー・カナ氏名・性別・生年月日の4つの情報をもとに住民基本台帳ネットワークの情報を照らし、照合がないかどうかを確認したうえでマイナンバーを届出されたらいいとして、マイナンバー登録の正確性を担保するため、性別の情報が届出に記載いただく必要があり、ご理解いただきますようお願いいたします。ただし、マイナンバー登録と関係のない手続において性別欄がある届出については、廃止等の対応が可能となります。 (健康保険) 健康保険法第18条、厚生年金保険法第2条、健康保険法施行規則第24条、等	健康保険法第18条、厚生年金保険法第2条、健康保険法施行規則第24条、等	対応不可	健康保険(厚生年金保険) 制度の現状欄のとおりです。	
215	令和6年11月15日	令和7年2月18日	二以上事業所勤務の届付・徴収制度の見直し	二以上事業所勤務や同月得票により、保険料の届付や徴収が発生した場合、事業主が被保険者に対して届付や徴収を行わなければならない。二以上事業所勤務や同月得票は事後にわかる(二以上事業所勤務については退職後が多い)ため、被保険者への連絡や届付・徴収の管理が煩雑になる。また、二以上事業所勤務については届出申請時に届出書類で業態の名称が大きい、今後、社会保険加入要件も緩和され、益々、副業・兼業による二以上事業所勤務が増加することが見込まれるため、事業主による受付・取次対応を廃止とし、被保険者本人が直接支払い及び受付手続きを行う仕組みに変更していただきたい。また、事業主負担分は手続き簡略化の観点から、被保険者の申請に基づく毎月請求ではなく年単位一括しての請求としていただきたい。		(一)日 本フ ラン チャ ー協 会	厚生労働省	健康保険法・厚生年金保険法の規定により保険料の納付義務者は事業主としており、事業主は、被保険者に対して保険料を請求・徴収できることとされています。保険料の届付が発生したときは、国や保険者から事業主に届付され、事業主から被保険者に届付されます。この取扱いについては、二以上事業所勤務や同月得票を契機とした場合も同様です。	健康保険法第18条、厚生年金保険法第2条、健康保険法施行規則第24条、等	対応不可	なおのとおり、法律上は納付義務者が事業主であることから、届付や徴収も事業主に対して行うこととしており、ご提案はこの法律の枠組みを見直す必要があります。加えて、届付や徴収を被保険者に対して行う仕組みが新たに必要になり、保険料の管理方法にも大きな課題があることから、実施できません。	△		



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
221	令和6年11月15日	令和7年1月20日	育児休業給付金延長手続にかかる記載項目の統一化	保育所に入所できない場合の育児休業給付金の延長に当たり、公共職業安定所(以下「ハローワーク」という。)へ「保育所への入所保留(不承諾)通知等」(以下「不承諾通知」という。)の提出が必要となるが、自治体によってはハローワークの求める事項の記載が追加、追加の書類提出を求められる。追加の書類提出が必要となるよう、不承諾通知の記載項目を各自治体で統一していただきたい。	保育所に入所できない場合の育児休業給付金の延長に当たり、ハローワークへ不承諾通知の提出が必要となるが、自治体によっては不承諾通知の記載項目が異なる(入所希望日、子の生年月日の記載がないこと等理由)。その他、必要によりハローワークより提出を求められた書類として追加で母子手帳の写し提出を求められることがある。この場合、事業者がハローワークと育児休業業者との連絡役となり回収作業を行っており、手帳の複製が負担に繋がっている。ハローワークへの提出に当たり、追加で書類等の提出が必要とらぬよう、各自治体にて不承諾通知の記載項目を統一していただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省 こども家庭庁	入所保留通知書については、現在、自治体ごとに様式が作成されている。また、地方公共団体情報システム等の標準化に関する法律(令和3年法律第40号)に基づく子ども、子育て支援に係る自治体の基幹業務システムの標準化に伴い、当該通知書の様式については今後標準化される予定である。また、育児休業給付金の延長手続については、令和7年4月より、ハローワークの審査に必要な事項を整理した育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書を新たに定め、これに入所保留通知書・保育所等の利用申込書の写しを添付いただくこととしており、ご指摘のような追加での書類等の提出が求められることはなくなる予定である。	対応		
222	令和6年11月15日	令和6年12月16日	行政指導として行われる扶養控除等の見直し	税務署から行政指導として行われる扶養控除等の見直しについて、事業者を介せず直接対応を実施していただきたい。	扶養控除は従業員への申告に基づき実施しており、扶養控除対象者の正確な所得は事業者では把握できない。「控除額の算出」の対象者は税務署からの情報に基づく申告と一致があることが前提であるが、事業者で把握をするためには扶養対象者の課税証明書の回収等、横断資料の回収業務が必要となり、市区町村側の課税証明書発行業務も発生する。また、事業者では対象者の選定・選別(退職後、在籍中かの調査)、直近3年分の課税証明書の提出依頼、回収管理、再計算、納付の業務負担も発生している。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	財務省	「扶養控除等の見直し」は、国税当局が収集した資料により、扶養控除等の適用見直しが行われているのではないかと考えられる方について、源泉徴収義務者の方に扶養控除等の適用見直しを行っていただく上で、自主的に納付を行っていただくための行政指導です。	対応不可		
224	令和6年11月15日	令和6年12月16日	在留資格「特定技能」の対象分野へのコンビニエンスストアの追加	技能実習制度・特定技能制度に関する制度見直しについて、技能実習制度を廃止の観点から、技能実習制度が創設されることとなるが、特定技能制度へのコンビニエンスストアの追加は、特定技能制度への創設と併せて検討していただきたい。	令和6年4月19日付で、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針に係る運用要領」の一部制定、自動車運送業、放送、林業、木材産業の分野が新たに追加された。併せて、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として高度実習制度が創設される。コンビニエンスストアにおいても、特定技能制度の分野追加において求められる(中小)小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組みを行っていただく必要があり、特定技能制度への創設と併せて検討していただきたい。また、各生産性向上や国内人材の確保のための取組みを行っているが、昨今の景気の急激な変化、地方における人手不足も日々深刻化していることから、特定技能制度への分野追加をしていただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	経済産業省 法務省	特定技能制度は、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行っていただく必要があり、特定技能制度への創設と併せて検討していただきたい。また、各生産性向上や国内人材の確保のための取組みを行っているが、昨今の景気の急激な変化、地方における人手不足も日々深刻化していることから、特定技能制度への分野追加をしていただきたい。	その他		
225	令和6年11月15日	令和6年12月16日	外国人留学生の資格外活動時間の延長	在留資格「留学」の資格外活動の時間を28時間(長期休業期間除く)から延長していただきたい。	現在、コンビニエンスストアの店舗では全国で約70,000人(当該企業調べ)の在留資格「留学」の方が勤務しており、大きな人の集まる店舗となっている。しかしながら、資格外活動では長期休業期間を除き、28時間以内の勤務しか認められておらず、労働を目的とした資格であることから、外国人労働者不足が深刻化する恐れがある。また、昨今の円安・物価高から、留学生の生活環境は悪化しており、資格外活動の延長は、労働力不足に直結している企業側と働く留学生側、双方に好影響をもたらすと考えられる。検討していただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	法務省	留学生の資格外活動許可については、留學生本来の活動である学業を阻害しない範囲で、いわゆるアルバイト的な活動を認めて留學生の学業及び生活費を補助することにより、学業の遂行に資するよう観点から、申請を目的とした資格であることから、外国人労働者不足が深刻化する恐れがある。また、昨今の円安・物価高から、留学生の生活環境は悪化しており、資格外活動の延長は、労働力不足に直結している企業側と働く留学生側、双方に好影響をもたらすと考えられる。検討していただきたい。	出入国管理及び難民認定法及び帰化法		
226	令和6年11月15日	令和6年12月16日	廃棄物の処理及び清掃に関する法律における定有債に関する判断基準の緩和	特定のリサイクルが廃棄物をリサイクルする場合、定有債であっても廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)の適用外として認めていただきたい。	「循環経済ビジョン2020」の中でも経済活動としての循環経済への転換が掲げられており、成長志向型の資源自給自足経済の確立が進められている。廃棄物に対する定有債の判断が、資源循環の取組みを妨げている。廃掃法は、不適切な処理や不法投棄を防ぐために必要な規制だが、一方で費用を負担していきながら定有債の効用が低下してしまっている側面がある。取引が廃棄物法に該当するかどうかの判断は、「経済的合理性」だけでなく、その他の要素も含めて、総合的に判断される必要があるが、一般的な行政指導では、「経済的合理性」が重視されている。現在、経済活動の強い資源効果をよく再活用することができず、資源循環の過程を妨げかねないような条件として規制を緩和していただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	環境省	廃掃法の規制対象となる「廃棄物」は、同法第2条第1項において定められている。また、「廃棄物」に該当するかどうかについては、資質から自治体によって、「物の性状」、「排出の状況」、「通常の取扱い形態」、「取引価値の有無」、「占有者の意思」のような各種判断要素を総合的に勘案して判断されることとなります。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項		











規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
250	令和6年11月15日	令和6年12月16日	No.6. 空間伝送型ワイレス電力伝送システム普及に向けた制度整備	空間伝送型ワイレス電力伝送システムについて、無線LAN等の小電力サービス通信システムと同様に、技術基準への適合等を前提とした電波法上の無線設備の取扱いとする。あるいは、一般消費者向け等の機器を用途別に区分して免許を不要とすべきである。	電波の送受信により無線での電力伝送を可能とする空間伝送型ワイレス電力伝送システムは、電波法上の無線設備として位置付けられることから、設置にあたって総務大臣の免許を受ける必要があり、向システム普及の障壁となっている。 (要望実現より)空間伝送型ワイレス電力伝送システムの普及によって、充電ケーブルの接続や電池の交換を行うことな給電が可能となることから、利便性の向上とともに、IoTについてはIoTのさらなる普及・発展を促したSociety 5.0の実現に寄与することが期待される。	一般社団法人日本経済団体連合会	総務省	無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならないと規定されています。	電波法第4条	対応不可	有限希少な電波資源の公平かつ効率的な利用の確保のため、電波法に基づき、電波を送り、又は受けるための電氣的設備は、全て無線設備として規律されております(無線LAN等についても同様)。空間伝送型ワイレス電力伝送システム(以下、WPT)については、他の無線システムに有害な干渉を与えないことや、人体防護のための措置を行うことが必要であり、情報通信審議会における技術的検討の結果、利用場所を屋内に限定することや他の無線システムに影響を及ぼす可能性がある場合には運用調整をすることなど、導入に当たり一定の条件を満たすことが必要とされており、このため、利用する際には無線局免許を得ることとなります。WPTを免許不要とした場合、使用場所の限定や運用調整の実施が困難になると考えられることから、引き続き免許制として規律していく必要があると考えます。
251	令和6年11月15日	令和6年12月16日	No.7. 技術未取得機器を用いた実験等の特例制度の届出制度整備	①電波に関する外国の認証(FCO ID, CEマーク等)を取得済みの場合、または、技術未取得機器が電波法の技術基準に適合することを確認している場合、については、特例制度の届出を不要とすることを要望する。	電波法の下、特定無線設備が電波法の技術基準に適合していることを証明する日本独自の制度として技術基準適合証明(技審)があるが、特例制度に基づき届出によって、180日以内の技審未取得機器の実験等が可能とされている。しかし、180日以内の実験等を経られないケースは少なく、また、同一目的での届出は認められていない。例えば、ある企業では全届出の7～8割は180日以内に完了せず、特に重産開発の一環としての実験等を180日以内に完了することは困難である。 180日を超えた場合は電波審査等の適切な場所を確保して実験等を行うが、技審を取得することになるが、レンタル可能な電波審査の数は限られており、移動工数も発生するため、実験スケジュールの長期化やコストの増加につながっている。 日本ではこのような規制が存在するのに対し、欧州(EU加盟国:CE)、米国(FCO)等の海外国においては、実験等を目的とした場合に許可制・届出制を取っていない。 (要望実現より)無線機器の利用のさらなる拡大が望まれる中、要望の実現によって、研究開発における時間・費用の負担軽減(※例えば、技審未取得機器を用いた実験等の特例制度を年間20件程度届出する企業では、180日以内の実験等を経られないケースが7～8割の場合、年間19件程度は技審を取得することになる。技審の申請費用は約100万円/年のため、年間150万円程度の費用が出ている。また、技審の取得は平均2ヶ月の期間を要する。)といった、全てのひととモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、社会課題の解決につながるSociety 5.0 for SDGsの実現に資することが期待される。	一般社団法人日本経済団体連合会	総務省	我が国の技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準に適合する無線設備を使用して実験等無線局を開設する場合、当該無線局を開設する者が総務省長に定めるところにより総務大臣に届け出ること、届出の日から総務省長で定める期間(180日)に限り、当該届出に係る無線設備を適合表示無線設備とみなすこととされています。	電波法第4条の2第2項、第3項 電波法施行規則第6条の3第2項	対応不可	海外の認証のみを取得している無線機器の中には、我が国で認められていない電波や送信出力等を使用するものも存在し、国内で使用した場合は、我が国の電波環境に影響を及ぼす恐れがあることから、当該機器を用いて国内において利用する場合は、原則として技術基準適合証明を受けることが必要となること、電波法第4条の2第2項及び第3項において実験等無線局の特例制度として、期間と対象機器を限定し、届出により当該機器を利用可能としています。 我が国の技術基準適合証明を取得していない場合において、実態として無線従事者が電波法の技術基準に適合することを確認している場合であっても、機器の不具合や不正な改造により、予断せぬ電力増加や他の帯域の電波を発生することによる他害の可能性は否定できないため、関係の事実や無線設備の情報等を国内において適切に把握し監視できるような届出は必要としています。
252	令和6年11月15日	令和6年12月16日	No.8. 防災センター設置義務基準の明確化	同一エリア内の複数棟の防火対象物を一括監視する防災センターからの消防用設備等の遠隔監視や、防災センター要員の駆け付け体制を構築し、消防庁または自治体が認めた場合、複数の防火対象物を集中管理できる防災センターの設置を可能とする制度を消防法に位置づけるべきである。 なお、当該制度における防火対象物の設置可能な防火対象物、防災センター要員が駆け付け可能な一定の範囲に限定するものとし、必要な安全性が確保されていると消防庁あるいは自治体が認めた場合に限り、基準の緩和までは定めて、個別の防火対象物及び管理体制の実態に応じた柔軟な制度とすべきである。	消防法施行規則第12条第1項第8号において、一定規模以上の防火対象物に防災センター等を設置するよう義務付けられている。2018年度規制改革ホットラインの所管省庁の回答において、本規則は各棟に防災センターを設置するように義務付けているわけではないとされているが、一部の自治体では、一定規模以上の防火対象物に防災センターを義務付ける条件を定めている。 このため、複数の防火対象物が集中的に監視されているエリアでは、防災センターや要員を複数に確保する必要がある。ビル管理の人手が不足する中、DX等を活用した防災体制の効率化による人手不足の解消が喫緊の課題となっている。 (要望実現より)一部の自治体の条例の見直しが見られ、防災センター要員や防災業務の効率化が進捗することが期待される。	一般社団法人日本経済団体連合会	総務省	消防法施行規則においては、一定規模以上の防火対象物に設置される一部の消防用設備等について、総合的な設置が義務付けられており、具体的には、防災センター、中央管理室、守衛室その他これらに関する場所(常時人がいる場所に限る。)に設置することとされています(消防法施行規則第12条第1項第8号)。なお、これは別に、一部の自治体の条例においては、総合操作室を防災センターで集中管理することや防災センター要員の配置などが義務付けられています。	消防法施行規則第12条第1項第8号	検討予定	「制度の現状の欄」に記載のとおり、消防法においては防災センターの設置について義務付けられていないところですが、消防庁では、不燃設備関係の事業者からヒアリングを行い、課題の抽出と整理を行っているところです。 今後、その結果等を踏まえ、必要な対応を検討して予定予定です。
253	令和6年11月15日	令和6年12月16日	No.9. 携帯電話の本人契約における本人確認の効率化	追加申込時の担当者個人による本人確認の効率化を促進する。法人のそれと同様、過去の契約における本人確認情報と照合する方法を認めるとともに、法人もその「スマートフォン」「スマートフォン、顧客から知り得ない情報を得る電磁的方法による本人確認を認めるよう要望する。	法人が携帯電話を契約する際、①契約者である法人、②当該法人の担当者である個人、の両方について本人確認が必要とされる。しかし、現状はオンライン取引が主流にもかかわらず本人確認手法がアナログかつ効率的でないため、円滑なビジネスを阻害している。 具体的には、追加申込時の本人確認の簡略化が法人には認められていない一方、担当者個人には一切認められていない。また、非対面での本人確認における電磁的方法の利用に関しては、担当者個人はVOC(オンライン)などで本人確認を利用できるにもかかわらず、法人には登記住所への転送不要郵便等の遠隔確認が認められていない。このように、法人と担当者個人それぞれに認められる本人確認の手法が整合的でないため、実態面で手続き簡素化につながっていない。 今日の経済社会活動においてスマートフォンは不可欠なツールとなっており、約2万社の企業は毎月、回線の追加申し込みを行っていると推定される。加えて、年間複数回追加申込を行う企業を含めれば32社以上と推定される(実態を基に算出)。これらすべての契約において時間と手間を要する本人確認を行わなければならないことから、携帯電話事業者と顧客である法人の双方に遠隔な事務負担の軽減、ビジネスのスピードを向上させるべきである。 なお、犯罪対策関係会議が取りまとめた「国民を詐欺から守るための総合対策」(令和6年6月18日)では、携帯電話契約時にマイナンバーカードを用いた本人確認の簡略化(非対面の本人確認手法は、マイナンバーカードの公的個人認証に準拠して一元化が認められたが、現在の規定では公的情報の提供を受けず携帯電話事業者が自律で個人認証している。法人に対しても電磁的方法を認めることは、本人確認の実効性の担保に資することでもある。 (要望実現より)正確で安全・安心な本人確認とともに、携帯電話事業者と顧客である法人双方の事務負担の軽減及びビジネスの円滑化の周知が可能となる。	一般社団法人日本経済団体連合会	総務省 警察庁	携帯電話音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯電話音声通信業務の不正な利用の防止に関する法律施行規則(平成17年総務省令第17号)第3条第3項及び第4項において、届出・契約提供契約を締結している者と新たに契約提供契約を締結する場合については、簡易な本人確認方法が認められています。が、法人契約における契約担当者の本人確認については、この簡易な本人確認方法は適用できません。また、法人契約における契約担当者の本人確認については、本人確認者(もしくはその親)に記入された住所欄において、契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便等で送付すること等が必要となります。	携帯電話音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯電話音声通信業務の不正な利用の防止に関する法律施行規則(平成17年総務省令第17号)第3条及び第4条	検討予定	「国民を詐欺から守るための総合対策」(令和6年6月18日犯罪対策関係会議決定)、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)及び「不正な利用対策に関するワーキンググループ報告書(令和6年11月20日)」も踏まえ、頂いたご提案を参考しつつ、携帯電話音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯電話音声通信業務の不正な利用の防止に関する法律(平成17年法律第31号)及び携帯電話音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯電話音声通信業務の不正な利用の防止に関する法律施行規則(平成17年総務省令第17号)に基づき本人確認方法の在り方等について、検討を進めてまいります。

















規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
284	令和6年11月15日	令和6年12月16日	No.41. 薬事審査における民間等の国際標準化機関が作成した国際規格・標準の活用推進	<p>再生医療等製品の開発・実用化が急速に進んでいるが、再生医療等製品は従来の医薬品などとは異なる全く新しい製品であるため、その安全性・品質の評価方法について国際規格・標準を整備し、活用する動きが世界で加速している。アメリカ食品医薬品局(FDA)のバイオ医薬品の承認審査を行うOBER(Center for Biologics Evaluation and Research)においては、再生医療等製品の開発と評価を促進するため、Voluntary Consensus Standard Recognition Program for Regenerative Medicine Therapiesとして、民間が作成した国際規格・標準を再生医療等製品の薬事承認審査プロセスに活用するプログラムが2023年より開始されており、企業に民間で作成した国際規格・標準の積極的な活用を促している。さらに、民間の国際規格・標準の設定機能であるASTM(インターナショナル)や国際標準化機構(ISO)が作成した国際規格・標準を認定した上で、PMDAとして公表している。</p> <p>日本においては、厚生労働省及び医薬品医療機器総合機構(PMDA)が作成過程に参加し厚生労働省が通知するガイドラインや、PMDAが作成した再生医療大臣が定める医薬品の規格基準書である日本薬局方が、薬事承認審査プロセスに活用されている。企業は、規格当局が認定した規格・標準が適用されれば、それぞれ勘定して医薬品開発を促進するため、様々な作業の選択や最適化を自ら検討する必要がなく、その規格・標準の要求事項に於て医薬品開発を進めることが可能である。また、薬事承認審査プロセスにおいても、企業としては規制当局が認定した規格・標準に即した医薬品開発を実施した旨を説明することが可能であり、規制当局にとっても審査すべき点を明確化し、審査の着目化につながるため、審査にかかるコストや最終的な承認取得にかかる期間が短縮される。日本においては、アカデミアや民間等の機関が作成した国際規格・標準については、薬事承認審査プロセスへの活用を推進する旨が明示されていない。このため、企業としては、アカデミアや民間等が作成した国際規格・標準を積極的に活用することができず、日本における医薬品開発の遅れの一因となっている可能性がある。</p> <p>(要望実現により)アカデミアや民間等の機関が主体となって作成したものであっても国際的に合意・調和された規格や標準を活用できるようになると、企業と規制当局間で規格や標準が共通化することで系統のなりゆきや互換性、規制当局にとっては審査の効率化につながる。企業にとっては医薬品の研究開発期間が短縮され、結果として患者に革新的な医薬品を早く届けることができるようになる。また、再生医療産業を支える周辺産業にとっても国際規格・標準に沿った製品・サービスを開発できるようになり、関連産業の発展にも資することが期待される。</p>	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省	<p>医薬品及び再生医療等製品(以下、「医薬品等」という。)の評価に用いることが科学的に妥当であることを前提に、関係等が認定した規格等による評価等による評価に基づいて承認申請を行うことは考えられず、また、当該規格等については当該規格等による評価を受ける場合があることにご留意ください。なお、承認申請前の時点においても、評価方法について独立行政法人医薬品医療機器総合機構に相談することが可能です。</p>	現行制度で対応可能			
285	令和6年11月15日	令和6年11月16日	No.42. 医療用医薬品の承認申請においてリアルワールドデータ(RWD)を活用し、承認申請をより効率的に進めるため、例えば、まずはリアルワールドデータネットワーク(RLN)構築(※レジストリ)を医薬品や医療機器の開発等に活用する。承認申請システムなどのネットワーク化を行う国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AAMED)のOINが中心としてレジストリには、難疾病(J-Dreams)や軽度認知症(オレンジレジストリ)などがあがる。で検討されている医療病や軽度認知症などの疾患を対象とする。このように、OIN構築におけるRWDであるレジストリや、他の患者自治会がなされた仮説の類(外部参照)を設定し当該医療用医薬品が扱われる群と比較する。または、臨床試験対照群を設定するが通常であるところ、治療群のみで実施する際の有効性を判断するための「開動」等の設定に用いるなど、より多くの疾患で承認申請にRWDを活用できるようにすべきである。	<p>現在、日本における医療用医薬品の承認申請等において、リアルワールドデータ(RWD)を活用するために発出された薬生薬審発0323第1号/薬生機審発0323第1号の4(2)により、ランダム化比較試験の実施が困難な疾患にRWDの活用が想定されている。また、外部参照群として使用する際の留意事項が示されている。ランダム化比較試験の実施が困難な疾患にレジストリに登録されている患者数が少ないため、患者数を揃えるためのデータ抽出が難しいところがある。一方で、現行制度のもとでは、難疾病や軽度認知症などの疾患の方が患者数を揃えるためのデータ抽出が容易であるにもかかわらず、これらの疾患に対する医療用医薬品の承認申請におけるRWD活用を阻むという矛盾が生じている。</p> <p>(要望実現により)RWDを外部参照として用いる場合の方法論の明確化やRWD活用事例の蓄積が進み、医療用医薬品の承認申請におけるコスト削減、効率化が図られ、日本の医薬品・医療機器等の開発競争力の強化が期待できる。また、難疾病や軽度認知症などの疾患への医療用医薬品に関して、承認申請におけるRWD活用の実績を積むことで、RWD活用のノウハウが関係者に蓄積する。これにより、ランダム化比較試験の実施が困難な難病や希少疾病や小児疾患においてRWDを活用した承認申請が促進され、健康寿命の延伸が期待される。</p> <p>なお、薬生薬審発0323第1号/薬生機審発0323第1号の6(1)には、外部参照群として使用する際の留意事項が示されている。ランダム化比較試験の実施が困難な疾患にレジストリに登録されている患者数が少ないため、患者数を揃えるためのデータ抽出が難しいところがある。一方で、現行制度のもとでは、難疾病や軽度認知症などの疾患の方が患者数を揃えるためのデータ抽出が容易であるにもかかわらず、これらの疾患に対する医療用医薬品の承認申請におけるRWD活用を阻むという矛盾が生じている。</p>	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省	<p>「承認申請等におけるレジストリの活用に関する基本的考え方」について、レジストリデータを活用する場合は、外部参照群として利用することが想定される場合は、例示としてお示したものであり、医薬品の評価に必要な臨床試験等については、医薬品、対症疾患等に応じて個別に判断されるものとする。評価資料の充足性や臨床試験計画等については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に相談することが可能です。厚生労働省では、「リアルワールドデータ活用促進事業」により、疾患レジストリ、医療情報データベース等のリアルワールドデータの薬事申請での活用に向けて、疾患レジストリ等の保有者によるデータの信頼性確保の取組を支援していく予定です。</p>	「承認申請等におけるレジストリの活用に関する基本的考え方」について、例示としてお示したものであり、医薬品の評価に必要な臨床試験等については、医薬品、対症疾患等に応じて個別に判断されるものとする。評価資料の充足性や臨床試験計画等については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に相談することが可能です。厚生労働省では、「リアルワールドデータ活用促進事業」により、疾患レジストリ、医療情報データベース等のリアルワールドデータの薬事申請での活用に向けて、疾患レジストリ等の保有者によるデータの信頼性確保の取組を支援していく予定です。	△		
286	令和6年11月15日	令和6年12月16日	No.43. PMDA(独立行政法人医薬品医療機器総合機構)プログラム医療機器審査期間の改善	<p>日本においても、最大の事務負担期間が設定し(30ヶ月)までの標準的事務処理期間の目標を90%の割合にするなどによる見込みの向上、標準的事務処理期間の短縮について検討を行っているような取組を講ずるべきである。</p> <p>日本には高い技術力があるにも関わらず、審査期間が長いことが、プログラム医療機器の開発において欧米の後進を誇る要因の一つになっていると考えられる。</p> <p>PMDAにおけるプログラム医療機器の審査については従来、「医療機器規制と審査の最適化のための協働計画2024」にあり、標準的事務処理期間(例えば、新薬承認の1/3)を12ヶ月と定め、過去審査済みの場合は9ヶ月とされている。が設定されているが、標準的事務処理期間を大幅超過して審査終了時の見込みがたがいないことがあり、事業計画立案上の大きなリスクとなっている。</p> <p>米国食品医薬品局(FDA)により求められる、クラスII医療機器を対象にした上市届前届出(Pre-Market Notification Submission)においては、審査受理後、80日以内に審査結果を通知する。100日を超えると審査に遅延して未完了の旨を審査で通知し、早期の解決を図る体制を整えている。</p> <p>(要望実現により)現在よりもプログラム医療機器の迅速な製品開発や上市につながる。</p>	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省	<p>医療機器の承認審査に関しては、産業界との協議を経て、令和6年3月に「医療機器規制と審査の最適化のための協働計画2024」を策定し、医療機器の申請から承認までの標準的な総審査期間について標準的事務処理期間として30ヶ月を設定した。この総審査期間には、規制当局の審査期間だけでなく関係者からの照会等に対する申請企業側での対応期間も含まれていることから、総審査期間の目標達成は、PMDAの努力のみならず申請企業側の対応能力にも大きく依存するところである。現状においても、例えば薬事申請に不備がある企業側については、標準的事務処理期間を達成できていないところがある。そのため、この標準的事務処理期間について、最大事務処理期間を設定し90%の割合に削減した場合、申請企業側の負担がさらに増える可能性がある。</p> <p>プログラム医療機器については、令和5年9月6日に厚生労働省が公表したプログラム医療機器実用化促進パッケージ戦略2(DASH for SaMD 2)に沿って、各種施策を着実に実施している。総審査期間の短縮に向けては、プログラム医療機器の開発及び薬事承認に必要な情報に関する取組や資料の公開に加え、産業界の要望等も踏まえながら企業側からのフィードバック及び協議も実施し、進捗を図っている。また、一部承認に係る取組を明確化するための通知を発出するとともに、関連する質疑応答の発行や産業界による事例集の発行を行い、協働計画2024にも掲げられた二段階承認に係るガイダンス等の発行・改訂等を進めている。令和6年7月には、PMDAのプログラム医療機器審査室を「プログラム医療機器審査室」に拡充し、審査体制を強化しつつあるところである。加えて、現在は、PMDAのプログラム医療機器に特化した相談区分の新設に向け産業界との協議を進めている。</p> <p>これらの施策により、薬事申請に不備のないベンチャー企業等の育成を引き続き図り、プログラム医療機器の早期国内導入を進めていきたいと考えています。</p>	制度の現状に記載しており、近年、プログラム医療機器の迅速な製品開発や上市につながるための目標や施策を複数立ち上げたところであり、これらの新たな取り組みを継続、充実していくことで、プログラム医療機器の更なる迅速審査に繋がるものと考えています。	対応可		



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の概要		
290	令和6年11月15日	令和6年12月16日	No.47. 薬機法で定める登記事項証明書の交付を不要とする申請の拡大	現在、「登記情報連携システム」については、デジタル庁及び法務省によって、地方公共団体への利用拡大に向けた取り組みが進められている。デジタル庁及び法務省はその早期実現を図べきである。また、地方公共団体への利用拡大が実現した場合、厚生労働省は速やかに、都道府県の申請においても登記事項証明書の交付を不要とする旨の通知を发出すべきである。	「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(以下、薬機法)においては、卸売販売業者(以下、法人)の役員に関する証明書類として、登記事項証明書の提出を求め、デジタル庁等を利用した申請等手続の簡素化について(令和4年12月13日付厚生労働省通知)により、厚生労働省本省及び地方厚生局において、法務省が運営する「登記情報連携システム」を利用して登記事項を確認することが可能となった。厚生労働省本省及び地方厚生局への申請に関しては、引続き登記事項証明書の交付が必要とされている。卸売販売業者は、業率に関する業務に責任を有する役員(取締役)が交代するたび、管轄都道府県すべてに変更届を提出しなければならないが、提出先の都道府県ごとに添付書類が異なり、かつ、前述の背景から登記事項証明書の交付を省略できない現状である。卸売販売業者を登録している企業では、業率に必要となる登記事項証明書の提出も膨大となることから、登記事項に関する交付請求に係る卸売販売業者及び法務局双方の事務負担、紙資源の大量使用といった社会課題が指摘されている。(要望実現により)卸売販売業者の事務負担の軽減はもとより、法務局・各都道府県での業務効率化及び紙使用量の削減等に資することが期待される。	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省 デジタル庁 法務省	卸売販売業者については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和44年度法令令第1号)第153条第3項における許可申請の際に添付する書類として登記事項証明書を求めるなどの規定があります。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和44年度法令令第1号)第153条第3項	検討を予定	登記事項証明書の交付が必要な地方公共団体の手続については、当面の措置として、現行の登記情報連携システムの利用推進及び地方公共団体への大規模な利用拡大により添付書類を更に削減するとともに、令和7年度以降、公共基礎情報データベース整備改善計画で定める国の行政機関や地方公共団体が利用できる登記情報についてのデータベース(ベースレフストリ)を整備することにより、全国的に登記事項証明書の交付省略を可能とする方針です。「登記情報連携システム」又は「ベースレフストリ」による登記事項証明書の添付省略が各自治体で導入された場合には、卸売販売業者における各種申請手続をオンラインで行う場合の添付書類の扱いについて、「デジタル庁技術を利用した申請等手続の簡素化」について(令和4年12月13日付厚生労働省通知)第123第1号、薬基機審発1219第2号、薬基安発1219第1号)などを参考に、今後の検討を行いたいと考えます。	
291	令和6年11月15日	令和6年12月16日	No.48. バイオ化成品の原料確保・競争力の維持のための製造規制の緩和	①工業での使用の場合は、バイオ化成産品製造及びバイオ燃料製造の原料となる砂糖やでん粉について「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」の特例措置として第9条第2項(輸出入指定数量基準)、第9条第2項(輸出入指定数量基準)、第9条第2項(輸出入指定数量基準)の適用除外を認め、国内産品の供給への安定性を確保する。②バイオエタノールについて工業製品や中間原料として研究開発する際には、「酒税法」第2条(酒類の製造免許)、第9条(酒類の販売免許)の適用除外を認め、国内産品の供給への安定性を確保する。③バイオエタノールを工業製品や中間原料として研究開発を行う場合には、アルコール事業法第3条(製造の許可)、第9条(報告等)の適用除外とする。④国内で工業製品の製造の原料とするためにバイオエタノールを製造及び輸入販売する場合にも、「アルコール事業法」第3条(製造の許可)、第9条(報告等)、第16条(輸入の許可)、第17条(輸入の許可)の適用除外とする。	バイオテクノロジーによる物質生産及びその事業化には、製品の原料あるいは発酵プロセスの炭素源となる砂糖やでん粉といった資源の安定的調達と、現在最もバイオ化製品及びバイオ燃料の中間原料の主流となっているエチルアルコール(＝バイオエタノール)の輸入・国内生産による柔軟かつ安定的な調達が必要とされている。砂糖及びでん粉は、国内生産・自給の確保を目的として、「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」(以下「糖粉法」)により、海外からの輸入に際し一律政府管轄組織への売渡し・買入れというプロセスを踏まねばならず、その間に国際市場価格の約2倍の調整金が増加される。国内流通時の価格は実売価格の3割増となり、砂糖及びでん粉の輸入品を用いて化成品を国内生産する際のコスト高要因となっている。一方、国内産砂糖の価格は、定めて国際相場(5割増、生産量・生産国・バイオ製品)の事業化を支えるには圧倒的に少ない。また、砂糖やでん粉の輸入品を用いて化成品を国内生産する際には、バイオテクノロジーを用いてエチルアルコール(＝バイオエタノール)を生産・原料の化学品の基礎原料として利用するための研究開発及び工業化を促す場合、エチルアルコールとしての適度に一定値未満の場合には酒類の製造免許等について定めた「酒税法」、一定値を超える場合はエチルアルコールの工業利用に際し酒類原料の不正使用防止(製造・輸入・販売)に係る事業承認を公正な目的としたアルコール事業法に照準して行われ、エチルアルコールの試験的少量生産や工業利用を目的とした生産に酒類の製造販売と同様の手続が必要とされる。研究開発や事業化検討の阻害要因となっている。例えば、研究開発のために試験的にバイオエタノールあるいはバイオエタノール事業法第3条(製造の許可)を適用し、化学的プロセスを経てエチルアルコールの基礎化学品を製造し、これを基礎化学品を原料として石油化学の技術を用いた種々の化学品の製造に着手する際にも、事前に免許・許可を得る必要が生じ、使用量・使用目的、廃棄物の事前届出と実績報告を行う必要がある。また、「アルコール事業法」は、工業利用を目的としたバイオエタノールの国内生産及び海外からの輸入にも適用されるため、前述のような検証や管理が求められ、新技術や新規販路の創出に当たるとともに、最終製品の製造コストを押し上げる要因となっている。(要望実現により)バイオテクノロジーを活用した化成品や燃料について、国内における研究開発及び事業化に際し、海外との原料コスト差や取扱いの不便さが解消され、高付加価値品の国内生産が進むとともに、日本に技術力優位性があるバイオテクノロジー産業の国際競争力を高めることができる。	一般社団法人日本経済団体連合会	①農林水産省 ②財務省 ③経済産業省	①【農林水産省】 ○砂糖及びでん粉(以下「砂糖等」といふ。)を輸入する場合、その輸入者は、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(以下「糖粉法」といふ。)(第9条第1項及び第27条第1項の規定に基づき、糖粉法第8条第1項及び第30条第1項の規定に基づき、当該砂糖等を輸入者に売り渡すことで、糖粉法による買入れの価格と売入れの価格の差額を調整金として徴し、輸入される砂糖等国内産物となし及びさとうび糖を原料として製造される砂糖(以下「国内産物」といふ。))及び国内産のばいしょ及びかんしょを原料として製造されるでん粉(以下「国内産いもでん粉」といふ。))の価格調整を行っている。 ○ただし、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則第1条の2第2項及び第40条第2項に列挙されていない一部の工業製品の主要な原料となる砂糖等については、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令第4条第4号ハ及び第37条第2号ロの規定に基づき、売買契約が解除され、調整金が返付されることになっていない。 ②【財務省】 酒税法では、アルコール事業法の規定の適用を受けるアルコールを除き、アルコール分1度以上の飲料を酒類と定めています。製造又は販売するバイオエタノールが、酒税法で定める酒類に該当する場合、その製造又は販売に当たっては酒類の製造又は販売免許を取得する必要があります。 ③【経済産業省】 バイオエタノールを工業製品や中間原料として研究開発を行う場合は、アルコール事業法第4条第3号に基づき、経済産業大臣の承認を受ける必要があります。	①農林水産省 ②財務省 ③経済産業省	【農林水産省】 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)第9条第1項、第9条第1項、第27条第1項、第30条第1項、第37条第2号ロの砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則(昭和40年政令第282号)第4条第4号ハ、第37条第2号ロ 【財務省】 酒税法第2条(酒類の定義及び種類)、7条(酒類の製造免許)、8条(酒類の製造免許)、9条(酒類の販売免許) 【経済産業省】 ①対応不可 ②対応不可 ③対応不可	【農林水産省】 糖粉法による売買契約の解除の対象となる砂糖等の用途の追加に当たっては、国内産物及び国内産いもでん粉の供給や価格調整制度の收支に対する影響等について慎重な検討が必要です。現時点では、ご提案のバイオ化成産品及びバイオ燃料の供給や価格調整に関する法律の適用除外が認められず、ご提案の内容を現行に採用することは困難です。ご提案を踏まえ、情報収集を行い、どのような対応が可能か、引き続き検討してまいります。	△
292	令和6年11月15日	令和6年12月16日	No.49. 戸建住宅など低圧需要家のV2G(BEVの充放電)を促進するための発電調度計画の見直し	近年、EVやPHEV等の電気自動車に蓄えられた電気を戸建住宅等で利用するV2H(Vehicle to Home)のほか、電気自動車や家庭に設置した太陽光パネルで発電した電気を蓄え、未使用分をグリッドに戻す形であるV2G(Vehicle to Grid)が普及し始めており、再生可能エネルギーを有効活用する一つの手段として注目を集めている。そのうち、2024年4月から、太陽光発電と蓄電池(定置型蓄電池、BEV/V2H等)の出力合計を合わせた同時最大受電電力(設備の定格出力の合計)が10kW以上であれば発電側、つまり戸建住宅等に対して送電容量が確保されることとなった。しかし、蓄電池リソースを電気を貯蔵する家庭のコンセントは電気を貯蔵することと考えると、再生可能エネルギーの調達確保が確保された後の売電容量が約1～5kW程度である一方、電力会社から受取る電圧は30V・100V程度のため、太陽光が発電している間は、蓄電池リソースは発電する、即ち、太陽光発電と蓄電池リソースから同時に放電(逆潮流)しないのが、現行制度下で想定されるユーザーケースであり、太陽光発電と蓄電池リソースは別として扱ったこと合理性がある。さらに、各戸建住宅等のV2Gで発電される電圧は、発電側側の影響は小さいが、調度によって収益が減少しV2G参加ユーザーが収益を享受し、再生可能エネルギーの市場を阻害するおそれがある。 (要望実現により)戸建住宅など低圧需要家のV2GやV2Hのさらなる普及を促進し再生エネルギーの有効活用が期待される。	近年、EVやPHEV等の電気自動車に蓄えられた電気を戸建住宅等で利用するV2H(Vehicle to Home)のほか、電気自動車や家庭に設置した太陽光パネルで発電した電気を蓄え、未使用分をグリッドに戻す形であるV2G(Vehicle to Grid)が普及し始めており、再生可能エネルギーを有効活用する一つの手段として注目を集めている。そのうち、2024年4月から、太陽光発電と蓄電池(定置型蓄電池、BEV/V2H等)の出力合計を合わせた同時最大受電電力(設備の定格出力の合計)が10kW以上であれば発電側、つまり戸建住宅等に対して送電容量が確保されることとなった。しかし、蓄電池リソースを電気を貯蔵する家庭のコンセントは電気を貯蔵することと考えると、再生可能エネルギーの調達確保が確保された後の売電容量が約1～5kW程度である一方、電力会社から受取る電圧は30V・100V程度のため、太陽光が発電している間は、蓄電池リソースは発電する、即ち、太陽光発電と蓄電池リソースから同時に放電(逆潮流)しないのが、現行制度下で想定されるユーザーケースであり、太陽光発電と蓄電池リソースは別として扱ったこと合理性がある。さらに、各戸建住宅等のV2Gで発電される電圧は、発電側側の影響は小さいが、調度によって収益が減少しV2G参加ユーザーが収益を享受し、再生可能エネルギーの市場を阻害するおそれがある。 (要望実現により)戸建住宅など低圧需要家のV2GやV2Hのさらなる普及を促進し再生エネルギーの有効活用が期待される。	一般社団法人日本経済団体連合会	経済産業省	今回のような発電側設備のケースにおいて、発電側側の課金の課金対象の同時最大受電電力が、太陽光発電と蓄電池の出力を合計した値となっているのは、系統への最大の逆潮流と系統の設備形成を突発している考え方に基づいているためです。	電気事業法第18条	現行制度下で対応不可	本件の場合、発電事業者側で逆潮流電力の過去実績値の提示などを行い、常時10kW未満となることの妥当性を確保した上で、一般送配電事業者との発電量調整供給契約を結ぶ際の同時最大受電電力の協議を行えば、発電側側の対象外とすることは可能です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
293	令和6年11月15日	令和6年12月16日	No.50 遠隔操作型小型車（ロボット）の公道走行許可取得手続きの効率化	遠隔操作型小型車（ロボット）の公道走行許可申請について、申請する変更点がロボットの台数のみであり、簡易な条件下で公道において実証実験を走行するロボットについては、目標台数に至るまでの全体計画を初回のみ提出するなどにより、何度も申請を省減できることによる。具体的な内容は、「公道走行型ロボットの公道実証実験に係る道路使用許可基準」の策定について（遠隔）以下、遠隔の品質の（6）遠隔操作型の公道実証実験において、1名の監視・操作者が複数台のロボットを走行させる場合の基準の策定に際して、監視・操作者が複数台のロボットを走行させる場合の基準の策定に際しては、原則として1台ずつ増やすこととし、都度新たな実験と公道実証実験を併せて行うこととする。また、公道以外での実証実験（1周）についても1台ずつ増やすこととする。また、公道以外での実証実験（1周）についても1台ずつ増やすこととする。また、公道以外での実証実験（1周）についても1台ずつ増やすこととする。	許今、多くのまちで様々な関係者が公道での走行型ロボットの実証実験を行っており、実証実験は、走行型ロボット1台のみを公道走行させる試験段階から、複数台を同時に走行させる試験段階へと移行してきている。一方、1つのプラットフォームで複数台を同時に遠隔監視し、遠隔監視対象のロボットを1台増やす場合、その申請書類が同一でも異なるものにより、同一審判を都度提出し、複数台の実験を行うまでに数ヶ月を要する状況がある。これが今後の実証実験を進行するにあたっての足枷になっている。	一般社団法人日本経済団体連合会	警察庁	公道走行型ロボットに係る遠隔操作型の公道実証実験を行う際、道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項に基づき道路使用許可を定める必要がある。当該公道実証実験に係る道路使用許可の申請に対する取扱いの基準を定めた「公道走行型ロボットの公道実証実験に係る道路使用許可基準」において、1名の監視・操作者が複数台のロボットを走行させる場合の基準について、同時に監視・操作するロボットの数を増やす場合は、「原則として1台ずつ増やすこととし、都度新たな実験と公道実証実験を併せて行うこと」としている。	対応不可	制度の現状に記載したとおり、公道走行型ロボットに係る遠隔操作型の公道実証実験を行う際、走行台数を「原則として1台ずつ増やすこと」としている。これは、1名の監視・操作者が走行させる公道走行型ロボットの数を増やすことにより、その難易度や危険性は大きく高まることとなる。同時に監視・操作する公道走行型ロボットは「1台ずつ増やす」とし、都度その安全確保を確保することが重要となる。特に、1名の監視・操作者が1台の公道走行型ロボットを走行させる公道実証実験から、同時に2台の公道走行型ロボットを遠隔・操作する公道実証実験に移行する場合には、難易度が大きく高まることから、十分な検討が必要な安全確保措置を講ずる必要がある。したがって、関係者「目標台数に至るまでの全体計画を初回のみ提出するなどにより、都度の申請を省減できるようにすること」はできません。なお、公道実証実験の積み重ねや十分な安全確保措置等により、一度に2台以上走行台数を増やしても、全ての公道走行型ロボットを安全に進行させることが可能である認められる場合には、同時に監視・操作するロボットの台数を一度に2台以上増やして実証実験を行うことも例外的に許容される余地があります。	
294	令和6年11月15日	令和6年12月16日	No.51 実証・試験に試験（用）するための輸出に必要な書類の見直し	ナンバー4の車両を海外での実証に試験（用）するための輸出に必要な書類の見直し	海外で自動車車両（以下、車両）を用いた実証や試験を行う際、ナンバー付の車両の場合は、ナンバーの一時抹消時に発行される「登録識別情報等通知書」とともに、「輸出予定届出証明書」の提出が求められる。一方、「輸出予定届出証明書」は、「登録識別情報等通知書」発行時に同時発行できるもの。別発給発行する場合は、手続きのため国土交通省の地方運輸局へ出向が必要となるなど、発行までに時間を要する。輸出まで「ナンバープレート」がつかない。そのため、車両社様によっては次の輸出が1ヶ月後という状況もあり稼働状況の中、滞時の船積みスケジュールへ遅れる可能性も出ている。	「輸出予定届出証明書」発行の有無に関わらず、実際に「登録識別情報等通知書」発行済みの車両が輸出されると、税関に運輸に連絡があるため、運輸局として輸出状況の把握は可能である。「輸出予定届出証明書」による当該車両が輸出（予定）にあらかばを把握する一環は必要と見られる。また、「登録識別情報等通知書」発行が必要でない場合に輸出ができていないため、「登録識別情報等通知書」の発行によって、運輸の輸出受取、第3者による運輸許可の輸出は防ぐことができる。	一般社団法人日本経済団体連合会	国土交通省	自動車車を海外に輸出する場合は、道路運送車両法第15条の2に基づき輸出消滅登録又は同法第16条第4項に基づき輸出予定届出を行う必要がある。前者はナンバープレートが付いた登録車を輸出する際に必要な申請であり、輸出消滅登録が行われた場合は運輸支局等から輸出消滅登録証明書が交付される。後者は一時抹消登録したナンバープレートが交付された自動車車を輸出する際に発行届出があり、届出に対して運輸支局等から輸出予定届出証明書が交付される。税関への輸出申告に際しては、上記の輸出消滅登録証明書又は輸出予定届出証明書のいずれかの提出が必要であり、一時抹消の際に交付される登録識別情報等通知書の中で輸出手続きを行うことはできません。	対応不可	輸出消滅登録や輸出予定届出は、盗難自動車の多くが海外に不正に輸出されていたことを受け、これを未然に防ぐための自動車の輸出に関する行政手続きを厳格化するために導入された制度です。仮にこの提案のとおり輸出予定届出証明書を廃止すると、一時抹消された自動車登録識別情報等通知書とともに密送された場合、盗難自動車等が不正に輸出されること防止できなくなり、制度の趣旨が損なわれることから引き続き本制度を維持する必要があります。
295	令和6年11月15日	令和7年1月20日	No.52 ロボット農機の農圃間等の公道や公道移動を特許自動車運行の目的に追加することを提案する	「ロボット農機による農圃間等の公道や公道移動を特許自動車運行の目的に追加することを提案する」	人口減少下において農業の生産性を維持・発展させるためには、IoTを活用したスマート農業の実現が必要であり、ロボット農機による農業生産の効率化・省力化は、上記課題の解決する一環となる。しかし、農機の公道移動は農圃内や私道に限定されており、農圃間等を公道移動は必要とされている（自動車軽便車4を除く）。農機の公道移動には事実上制約が多く、現状は農機移動のために有人による運転が必要となるため、作業効率が大幅に低下し、上記課題の解決につながらない。また、道路交通法では、軽便車4の公道移動は「特定自動車運行と定めて行われ、これを行うには、対象地域を管轄する公安委員会長の許可を受けなければならない」と規定されている。許可を受けるためには「特定自動車運行計画」の提出が必要であり、この計画に従って行われる特定自動車運行は、「人又は物の運送を目的とするもの」に限定されている。	（要望実現により）ロボット農機の稼働のために人員を削減が必要となり、農作業の効率的な生産性の向上につながる。また、ロボット農機の監視に場所的制約があるため、遠隔・自律等でも農業作業に従事することが可能となり、農業者のダイバーシティを促進することとなる。さらに、農業者によるロボット農機の購入やロボット農機の稼働・稼働車等の削減につながり、ロボット農機の社会実装につながることを期待される。	一般社団法人日本経済団体連合会	警察庁 国土交通省	【警察庁】道路交通法（昭和35年法律第105号）上、特定自動車運行とは「道路において、自動車運行装置（当該自動車運行装置を備えている自動車）の運転に限定する運転を指すこと」と定義されている。また、道路運送車両法第2条第1項第17号の2、第75条の2第19号、道路運送車両法第41条、道路運送車両法第44条、道路運送車両法第48条。【国土交通省】道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第48条において、「自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、クワッド及びそれを含む軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに特殊型自動車を除く。）は、自動車運行装置を備えることができる。」と規定されており、ロボット農機を含む大型特殊自動車及び小型特殊自動車は自動車運行装置の設備対象としていない。	対応	【警察庁】所要の措置において、自動車運行装置を備えることができる自動車として大型特殊自動車等を追加する旨の所要の措置が行われれば、ロボット農機が自動車に該当する場合には都道府県公安委員会長の特定自動車運行の許可を得て、また、遠隔操作型小型車に該当する場合には都道府県公安委員会への届出を行うことにより、農圃間移動及び農圃間から農圃までの公道移動を含む公道での走行が可能である。【国土交通省】ロボット農機の公道走行が可能となるよう、必要に応じて、関係事業者等とヒアリングを行った上で、自動車運行装置を備えることができる自動車として大型特殊自動車及び小型特殊自動車を追加する旨の「道路運送車両の保安基準」（昭和26年運輸省令第67号）の改正その他所要の措置を令和6年度内に講ずる。





規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
304	令和6年12月12日	令和7年1月20日	No.15 金融機関におけるマイナンバーの利用範囲拡大	マイナンバー法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)によって規定されているマイナンバーの利用範囲を拡大することで、金融機関での名寄せ利用を可能とするともに、相続対策の管理証券会社や被相続人の口座有無を特定する仕組みを構築するよう要望する。	証券業界においては、非相続の申出件数が増加しており(ある証券会社では2018年度 約9万件 → 2023年度 約6万件と増加)、今後も引き続き増加が見込まれている。また、被相続人が複数の口座を保有するケースも少なからず増加している。証券会社・相続人双方に口座の特定等の負担が生じているのが現状である。さらに、NSA(小額投資非課税制度)口座と特定口座等、一人で複数の口座を保持する顧客が増加する中、金融機関は同一人物の特定(名寄せ業務)に苦慮している。	一般社団法人日本経済団体連合会	デジタル庁 経済省 金融庁	個人番号を利用することができる者及び利用することができる事務の種類については、番号利用法第9条各項において規定されており、当該規定の範囲内で、当該事務処理に必要な限度においてのみ個人番号を利用することができます。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	その他	個人番号の利用範囲については、幅広く利用できるようにすることが国民の利便性向上に資するとのご意見がある一方、プライバシー保護等の観点から幅広く利用することを懸念するご意見もあるところ。ご提案にあるような業務における非課税個人番号の利用については、個人情報保護への懸念も踏まえ、国民の理解を待つつつ、適切に対応してまいります。	
305	令和6年12月12日	令和7年1月20日	資金台帳への性別の項目の削除	労働基準法108条に資金台帳を作成するよう義務付けています。法令には性別等に性別の項目があります。しかしながら、資金台帳を作成する上で性別の欄が必要なものの理由がありません。労働者名簿に性別の欄があり、こちらに対応可能なあり、資金台帳は労働時間数が重要であるという性格を有する意味がわからないため削除を検討してほしいです。	無効な項目は削除して簡素化することが望ましく、許容 履歴や次期マイナンバーカードの券面も性別の欄は性的少数者に対する配慮として削除してほしいです。また、資金台帳に性別を記載する合理的な理由が存在しないようにするため無効な項目は削除してほしいです。また、資金台帳に性別を記載する合理的な理由が存在しないようにするため無効な項目は削除してほしいです。	個人	厚生労働省	労働基準法第107条は、使用者による労働者名簿の編製について規定しており、御指摘の性別については、労働基準法施行規則第53条第1項第1号により、労働者名簿への記載事項として定められています。労働基準法第108条は、使用者による資金台帳の編製について規定しており、御指摘の性別については、労働基準法施行規則第44条第1項第2号により、資金台帳への記載事項として定められています。	労働基準法第107条、同法第108条、労働基準法施行規則第53条、同令第54条及び同令第55条の2	現行制度で対応可能	御指摘の「性別」の記載については、労働者名簿及び資金台帳のいずれにおいても記載事項として定められているところですが、こちらは法令上記載しなくてはならない項目が異なれば、必ずしも別個に作成しなければならないものではなく、あわせてこの記載を有することも可能とされています。労働基準法施行規則第55条の2)ので、「性別」の記載が重複することなく当該書類を作成することは現行法令下においても適法に可能です。	
306	令和6年12月12日	令和7年1月20日	有料の物限定で、わいせつ表現の規制(1)案の改正について	ネット上で検索すれば児童でも簡単にわいせつ物にアクセスできるため、わいせつ表現を、有料の物に限って規制することを検討したいです。	社会的な効果 現行の175条のままで、表現者やわいせつ物を見た人の自由が妨げられてしまっています。しかし、175条の廃止や道徳的規制の撤廃してしまうと望まぬ「性善を不慮に目撃してしまったり、広告などによる街中の景観や治安、モラルの低下などに繋がってしまいます。そこで、成人向けとした販売場所のみかつ有料で購入した物のみの解禁であれば、無修正のわいせつ物を見て恐怖心や嫌悪感を感じる人や児童の目には滅多なことでは触れず、見たい人だけが見られるような、双方が損をしないようなことと見られます。	個人	法務省	刑法第175条は、第1項において、わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者及び電気通信の途面によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者を、第2項において、複製で頒布する目的で、第1項の物を所持し、又は同項の電磁的記録を保管した者を処罰することを規定しています。	刑法175条	対応不可	刑法第175条は、性道徳・性秩序の維持等を保護法益とするものであると解されているところ、わいせつ物の頒布等により同法益が侵害されることは、当該わいせつ物が有料か無料かによって異なるのではなく、処罰の必要性は認められることから、同案を修正する必要があるとは考えられています。	
307	令和6年12月12日	令和7年1月20日	銀行等による保険料の集積に関する規制の強化	銀行等による保険料の集積に際し、銀行等が遵守すべき弊害防止措置に際しては、保険契約者等の保護の観点から、引き続き規制を行うべきです。	保険業法等では、銀行等が保険募集を行う際、預金・融資等の取引で得た情報を不当に保険販売に利用することや、銀行等が遵守すべき弊害防止措置に際しては、保険契約者等の保護の観点から、引き続き規制を行うべきです。	明治安田生命保険相互会社	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が取られています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイムラグ規制 ・担当区分離規制 ・預金との混同防止措置	保険業法施行規則第234条第1項第2号、同第234条第1項第3号	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から現行の規制を改正し、 ・弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一部リスク自身保険等を除外するほか、 ・融資先募集規制の対象商品について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしてまいります。	
308	令和6年12月12日	令和7年1月20日	企業による従業員に対する生命保険の募集における消費者保護ルールの維持	法人である生命保険代理店等がその役員・使用人等の密接な関係にある者に対して生命保険の募集を行うこと禁止している(いわゆる「構成員契約ルール」)については、引き続き現行ルールを維持していただきたい。	保険業法等では、使用者と使用人間の雇用関係等に基づいた生命保険募集を行うことを防止するため、法人である生命保険代理店等がその役員・使用人等の密接な関係にある者に対して生命保険の募集を行うことを禁止している(いわゆる「構成員契約ルール」)。雇用関係に基づく圧力募集等は問題が表面化しにくく、また、生命保険がもつ長期性・再加入困難性に鑑み、被保険者を事後的に長済することが困難な場合も想定されることから、保険契約者等の保護のため事前規制として同ルールが導入されている。今後の雇用関係の悪化から、使用者と使用人間の雇用関係に基づく、使用者の使用人に対する立場の優越度はさらに高まっており、同ルールの存置が必要な状況にあると考えられます。上記状況を踏まえ、保険契約者等の保護の観点から、同ルールに関しては引き続き現行ルールを維持していただきたい。	明治安田生命保険相互会社	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係にある者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第1号、同第300条第2号、同第300条第3号、同第300条第4号、同第300条第5号、同第300条第6号、同第300条第7号、同第300条第8号、同第300条第9号、同第300条第10号、同第300条第11号、同第300条第12号、同第300条第13号、同第300条第14号、同第300条第15号、同第300条第16号、同第300条第17号、同第300条第18号、同第300条第19号、同第300条第20号、同第300条第21号、同第300条第22号、同第300条第23号、同第300条第24号、同第300条第25号、同第300条第26号、同第300条第27号、同第300条第28号、同第300条第29号、同第300条第30号、同第300条第31号、同第300条第32号、同第300条第33号、同第300条第34号、同第300条第35号、同第300条第36号、同第300条第37号、同第300条第38号、同第300条第39号、同第300条第40号、同第300条第41号、同第300条第42号、同第300条第43号、同第300条第44号、同第300条第45号、同第300条第46号、同第300条第47号、同第300条第48号、同第300条第49号、同第300条第50号、同第300条第51号、同第300条第52号、同第300条第53号、同第300条第54号、同第300条第55号、同第300条第56号、同第300条第57号、同第300条第58号、同第300条第59号、同第300条第60号、同第300条第61号、同第300条第62号、同第300条第63号、同第300条第64号、同第300条第65号、同第300条第66号、同第300条第67号、同第300条第68号、同第300条第69号、同第300条第70号、同第300条第71号、同第300条第72号、同第300条第73号、同第300条第74号、同第300条第75号、同第300条第76号、同第300条第77号、同第300条第78号、同第300条第79号、同第300条第80号、同第300条第81号、同第300条第82号、同第300条第83号、同第300条第84号、同第300条第85号、同第300条第86号、同第300条第87号、同第300条第88号、同第300条第89号、同第300条第90号、同第300条第91号、同第300条第92号、同第300条第93号、同第300条第94号、同第300条第95号、同第300条第96号、同第300条第97号、同第300条第98号、同第300条第99号、同第300条第100号	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み定められている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の概要	
309	令和6年12月12日	令和7年1月20日	公益法人在職者が役員変更登記への費用を軽減する件について	不動産登記の情報が登記所から地方自治体へ通知されると同時に、公益認定を受けた法人の役員変更の登記があった場合に、登記所から所管する行政庁へ登記情報を通知することで公益認定法の変更を不要とする。	公益認定を受けている法人が役員変更を行うと法務局への役員変更登記と行政庁へ役員の変更届を提出する必要があるため、二度手間となっている。	個人	内閣府 デジタル庁 法務省	公益法人は、一般社団法人の場合にあつては、「理事の氏名」「代表理事の氏名及び住所」「監事設置一般社団法人であるときはその旨及び監事の氏名」「会計監事設置一般社団法人であるときは、その旨及び会計監事の氏名又は住所」、一般財団法人の場合にあつては、「理事、理事及び監事の氏名」「代表理事の氏名及び住所」「会計監事設置一般財団法人であるときは、その旨及び会計監事の氏名又は住所」に変更があつた場合は、2週間以内に、変更の登記をしなければならないこととされています(法人法第30条)。また、理事、監事、評議員又は会計監事の氏名又は住所に変更があつた場合は、速やかに、その旨を行政庁に届け出なければならないこととされています(公益認定法第13条第1項第4号及び公益認定規則第11条第2項第1号)。	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成十九年内閣府令第6十八号)	検討に着手	これまで、法人の名称、所在地、代表者氏名等の登記事項に変更があつた場合、様々な法令に基づき、当該変更について、届出を行わなければならないとされてきたところ、令和6年通常国会において、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の効率化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」が成立し、今後は、登記事項と同一の項目の変更に関し、行政機関等が情報連携により入手した場合は、他の法令に基づき変更の届出が行われたこととみなし、当該他の法令に基づく変更の届出を必要とする特例が創設されることとす。御指摘の公益法人の役員変更届についても、同特例の運用を含む情報連携の推進について、関係省庁で連携し検討してまいります。
310	令和6年12月12日	令和7年1月20日	銀行等による保険募集に関する規制の緩和	銀行等による保険募集に関する規制の緩和について、保険契約者の保護の観点から引続き検討し、実効性を確保していただきたい。	銀行等による保険募集においては、銀行等による事業性資金の融資先や融資申込中の顧客が「当該銀行等の影響力を受けやすい(平成23年9月、コメントに対する金融庁の考え方)」ことから、銀行等が事業性資金の融資業務を通じて有する多大な影響力を利用して不適切な保険募集を行うことにより顧客に不利な被害が発生する等、特有の弊害が生じる。このため、銀行等による保険募集は「保険契約者の保護に欠けるおそれがない場合(保険業法第275条)」に限られるものとし、消費者を中心とした中小企業等の視点に立つて弊害防止措置等が取られている。銀行等による保険募集の実態に係る3年間のモニタリング結果等を踏まえて必要な見直しが行われた際にも、「モニタリング結果では、銀行等による優越的地位の濫用防止に向けた体制整備が不十分であるといった後遺症が引き続き見られたことから、これらの規制は引き続き維持する(平成23年9月、コメントに対する金融庁の考え方)」こととされている。これらの措置等は、適切かつ健全な保険募集の秩序を維持し、保険契約者の保護を図る上でいずれも必要不可欠であることから、その実効性を確保していただきたい。	第一生命 保険株式会社	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置がとられております。 ・非公開情報保護措置 ・融資優先規制 ・タレント規制 ・担当区分離規制 ・預金との混同防止措置	保険業法施行規則第212条、同第214条第1項第2号	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から既に取られているものですが、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府等へ改正し、 ・融資優先規制の対象商品から一部排除し保険等を除くするほか、 ・預金との混同防止措置について、実効性確保のための措置を講ずる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。
311	令和6年12月12日	令和7年1月18日	法人における従業員等に対する生命保険募集に関する消費者保護ルールの維持	生命保険募集人である法人がその従業員等に対して行う生命保険の募集に関する消費者保護ルールの維持	生命保険募集人である法人がその従業員等に対して生命保険の募集を行うことについては、法人がその従業員等に有する強い影響力を利用して不適切な保険募集を行う等の弊害が発生する蓋然性が低い。このため、現行の制度では、生命保険募集人である法人が行う生命保険の募集の範囲について、一定の制限が設けられている。現行の制度は、適切かつ健全な保険募集の秩序を維持し、保険契約者の保護を図る上で必要不可欠なものであることから、引き続き維持していただきたい。	第一生命 保険株式会社	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力等集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集の一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第3号 同法施行規則第234条第1項第2号 第239号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2(1)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑みられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。
312	令和6年12月12日	令和7年3月18日	24101219/241021/241022/241023/241024/241025/241026/241027/241028/241029/241030/241031/241032/241033/241034/241035/241036/241037/241038/241039/241040/241041/241042/241043/241044/241045/241046/241047/241048/241049/241050/241051/241052/241053/241054/241055/241056/241057/241058/241059/241060/241061/241062/241063/241064/241065/241066/241067/241068/241069/241070/241071/241072/241073/241074/241075/241076/241077/241078/241079/241080/241081/241082/241083/241084/241085/241086/241087/241088/241089/241090/241091/241092/241093/241094/241095/241096/241097/241098/241099/241100/241101/241102/241103/241104/241105/241106/241107/241108/241109/241110/241111/241112/241113/241114/241115/241116/241117/241118/241119/241120/241121/241122/241123/241124/241125/241126/241127/241128/241129/241130/241131/241132/241133/241134/241135/241136/241137/241138/241139/241140/241141/241142/241143/241144/241145/241146/241147/241148/241149/241150/241151/241152/241153/241154/241155/241156/241157/241158/241159/241160/241161/241162/241163/241164/241165/241166/241167/241168/241169/241170/241171/241172/241173/241174/241175/241176/241177/241178/241179/241180/241181/241182/241183/241184/241185/241186/241187/241188/241189/241190/241191/241192/241193/241194/241195/241196/241197/241198/241199/241200/241201/241202/241203/241204/241205/241206/241207/241208/241209/241210/241211/241212/241213/241214/241215/241216/241217/241218/241219/241220/241221/241222/241223/241224/241225/241226/241227/241228/241229/241230/241231/241232/241233/241234/241235/241236/241237/241238/241239/241240/241241/241242/241243/241244/241245/241246/241247/241248/241249/241250/241251/241252/241253/241254/241255/241256/241257/241258/241259/241260/241261/241262/241263/241264/241265/241266/241267/241268/241269/241270/241271/241272/241273/241274/241275/241276/241277/241278/241279/241280/241281/241282/241283/241284/241285/241286/241287/241288/241289/241290/241291/241292/241293/241294/241295/241296/241297/241298/241299/241300/241301/241302/241303/241304/241305/241306/241307/241308/241309/241310/241311/241312/241313/241314/241315/241316/241317/241318/241319/241320/241321/241322/241323/241324/241325/241326/241327/241328/241329/241330/241331/241332/241333/241334/241335/241336/241337/241338/241339/241340/241341/241342/241343/241344/241345/241346/241347/241348/241349/241350/241351/241352/241353/241354/241355/241356/241357/241358/241359/241360/241361/241362/241363/241364/241365/241366/241367/241368/241369/241370/241371/241372/241373/241374/241375/241376/241377/241378/241379/241380/241381/241382/241383/241384/241385/241386/241387/241388/241389/241390/241391/241392/241393/241394/241395/241396/241397/241398/241399/241400/241401/241402/241403/241404/241405/241406/241407/241408/241409/241410/241411/241412/241413/241414/241415/241416/241417/241418/241419/241420/241421/241422/241423/241424/241425/241426/241427/241428/241429/241430/241431/241432/241433/241434/241435/241436/241437/241438/241439/241440/241441/241442/241443/241444/241445/241446/241447/241448/241449/241450/241451/241452/241453/241454/241455/241456/241457/241458/241459/241460/241461/241462/241463/241464/241465/241466/241467/241468/241469/241470/241471/241472/241473/241474/241475/241476/241477/241478/241479/241480/241481/241482/241483/241484/241485/241486/241487/241488/241489/241490/241491/241492/241493/241494/241495/241496/241497/241498/241499/241500/241501/241502/241503/241504/241505/241506/241507/241508/241509/241510/241511/241512/241513/241514/241515/241516/241517/241518/241519/241520/241521/241522/241523/241524/241525/241526/241527/241528/241529/241530/241531/241532/241533/241534/241535/241536/241537/241538/241539/241540/241541/241542/241543/241544/241545/241546/241547/241548/241549/241550/241551/241552/241553/241554/241555/241556/241557/241558/241559/241560/241561/241562/241563/241564/241565/241566/241567/241568/241569/241570/241571/241572/241573/241574/241575/241576/241577/241578/241579/241580/241581/241582/241583/241584/241585/241586/241587/241588/241589/241590/241591/241592/241593/241594/241595/241596/241597/241598/241599/241600/241601/241602/241603/241604/241605/241606/241607/241608/241609/241610/241611/241612/241613/241614/241615/241616/241617/241618/241619/241620/241621/241622/241623/241624/241625/241626/241627/241628/241629/241630/241631/241632/241633/241634/241635/241636/241637/241638/241639/241640/241641/241642/241643/241644/241645/241646/241647/241648/241649/241650/241651/241652/241653/241654/241655/241656/241657/241658/241659/241660/241661/241662/241663/241664/241665/241666/241667/241668/241669/241670/241671/241672/241673/241674/241675/241676/241677/241678/241679/241680/241681/241682/241683/241684/241685/241686/241687/241688/241689/241690/241691/241692/241693/241694/241695/241696/241697/241698/241699/241700/241701/241702/241703/241704/241705/241706/241707/241708/241709/241710/241711/241712/241713/241714/241715/241716/241717/241718/241719/241720/241721/241722/241723/241724/241725/241726/241727/241728/241729/241730/241731/241732/241733/241734/241735/241736/241737/241738/241739/241740/241741/241742/241743/241744/241745/241746/241747/241748/241749/241750/241751/241752/241753/241754/241755/241756/241757/241758/241759/241760/241761/241762/241763/241764/241765/241766/241767/241768/241769/241770/241771/241772/241773/241774/241775/241776/241777/241778/241779/241780/241781/241782/241783/241784/241785/241786/241787/241788/241789/241790/241791/241792/241793/241794/241795/241796/241797/241798/241799/241800/241801/241802/241803/241804/241805/241806/241807/241808/241809/241810/241811/241812/241813/241814/241815/241816/241817/241818/241819/241820/241821/241822/241823/241824/241825/241826/241827/241828/241829/241830/241831/241832/241833/241834/241835/241836/241837/241838/241839/241840/241841/241842/241843/241844/241845/241846/241847/241848/241849/241850/241851/241852/241853/241854/241855/241856/241857/241858/241859/241860/241861/241862/241863/241864/241865/241866/241867/241868/241869/241870/241871/241872/241873/241874/241875/241876/241877/241878/241879/241880/241881/241882/241883/241884/241885/241886/241887/241888/241889/241890/241891/241892/241893/241894/241895/241896/241897/241898/241899/241900/241901/241902/241903/241904/241905/241906/241907/241908/241909/241910/241911/241912/241913/241914/241915/241916/241917/241918/241919/241920/241921/241922/241923/241924/241925/241926/241927/241928/241929/241930/241931/241932/241933/241934/241935/241936/241937/241938/241939/241940/241941/241942/241943/241944/241945/241946/241947/241948/241949/241950/241951/241952/241953/241954/241955/241956/241957/241958/241959/241960/241961/241962/241963/241964/241965/241966/241967/241968/241969/241970/241971/241972/241973/241974/241975/241976/241977/241978/241979/241980/241981/241982/241983/241984/241985/241986/241987/241988/241989/241990/241991/241992/241993/241994/241995/241996/241997/241998/241999/242000/242001/242002/242003/242004/242005/242006/242007/242008/242009/242010/242011/242012/242013/242014/242015/242016/242017/242018/242019/242020/242021/242022/242023/242024/242025/242026/242027/242028/242029/242030/242031/242032/242033/242034/242035/242036/242037/242038/242039/242040/242041/242042/242043/242044/242045/242046/242047/242048/242049/242050/242051/242052/242053/242054/242055/242056/242057/242058/242059/242060/242061/242062/242063/242064/242065/242066/242067/242068/242069/242070/242071/242072/242073/242074/242075/242076/242077/242078/242079/242080/242081/242082/242083/242084/242085/242086/242087/242088/242089/242090/242091/242092/242093/242094/242095/242096/242097/242098/242099/242100/242101/242102/242103/242104/242105/242106/242107/242108/242109/242110/242111/242112/242113/242114/242115/242116/242117/242118/242119/242120/242121/242122/242123/242124/242125/242126/242127/242128/242129/242130/242131/242132/242133/242134/242135/242136/242137/242138/242139/242140/242141/242142/242143/242144/242145/242146/242147/242148/242149/242150/242151/242152/242153/242154/242155/242156/242157/242158/242159/242160/242161/242162/242163/242164/242165/242166/242167/242168/242169/242170/242171/242172/242173/242174/242175/242176/242177/242178/242179/242180/242181/242182/242183/242184/242185/242186/242187/242188/242189/242190/242191/242192/242193/242194/242195/242196/242197/242198/242199/242200/242201/242202/242203/242204/242205/242206/242207/242208/242209/242210/242211/242212/242213/242214/242215/242216/242217/242218/242219/242220/242221/242222/242223/242224/242225/242226/242227/242228/242229/242230/242231/242232/242233/242234/242235/242236/242237/242238/242239/242240/242241/242242/242243/242244/242245/242246/242247/242248/242249/242250/242251/242252/242253/242254/242255/242256/242257/242258/242259/242260/242261/242262/242263/242264/242265/242266/242267/242268/242269/242270/242271/242272/242273/242274/242275/242276/242277/242278/242279/242280/242281/242282/242283/242284/242285/242286/242287/242288/242289/242290/242291/242292/242293/242294/242295/242296/242297/242298/242299/242300/242301/242302/242303/242304/242305/242306/242307/242308/242309/242310/242311/242312/242313/242314/242315/242316/242317/242318/242319/242320/242321/242322/242323/242324/242325/242326/242327/242328/242329/242330/242331/242332/242333/242334/242335/242336/242337/242338/242339/242340/242341/242342/242343/242344/242345/242346/242347/242348/242349/242350/242351/242352/242353/242354/242355/242356/242357/242358/242359/242360/242361/242362/242363/242364/242365/242366/242367/242368/242369/242370/242371/242372/242373/242374/242375/242376/242377/242378/242379/242380/242381/242382/242383/242384/242385/242386/242387/242388/242389/242390/242391/242392/242393/242394/242395/242396/242397/242398/242399/242400/242401/242402/242403/242404/242405/242406/242407/242408/242409/242410/242411/242412/242413/242414/242415/242416/242417/242418/242419/242420/242421/242422/242423/242424/242425/242426/242427/242428/242429/242430/242431/242432/242433/242434/242435/242436/242437/242438/242439/242440/242441/242442/242443/242444/242445/242446/242447/242448/242449/242450/242451/242452/242453/242454/242455/242456/242457/242458/242459/242460/242461/242462/242463/242464/242465/242466/242467/242468/242469/242470/242471/242472/242473/242474/242475/242476/242477/242478/242479/242480/242481/242482/242483/242484/242485/242486/242487/242488/242489/242490/242491/242492/242493/242494/								



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果		
								制度の現状	該当法令等	対応の概要
318	令和6年12月12日	令和7年1月20日	増設案等の理由による営業所等の一時的な位置変更に係る手続きの緩和	信託業営金融機関、信託会社および信託契約代理店は、増設案その他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合を含め、営業所等の位置を変更する場合には届出が必要とされている。 □一方、銀行及び銀行持株会社については、一時的に位置を変更する場合には届出不要とされている。また、銀行代理店についても、平成30年8月1日より、届出不要規制が緩和されている。 □銀行代理店における規制緩和の理由として、「届出コストに比べて十分な必要性が認められないことが挙げられている」。 ※ □また、信託契約代理業を営んでいる銀行等(信用金庫、信用組合を含む)は、一時的に位置を変更する場合について、銀行法等に基づき届出が不要とされているが、信託業法に基づく届出への対応が必要となっており、銀行法等と信託業法の平仄がとれていないことにより一定の対応コストが発生している。 □ひいては、信託業営金融機関、信託会社および信託契約代理店が増設案その他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合について、届出不要としていただきたい。 □の見直しにより、事務負担の軽減につながる。 ※ 金融審議会「金融制度ワーキンググループ報告書」(平成28年12月27日公表)	一般社団法人 信託協会	信託業営金融機関、信託会社及び信託契約代理店は、増設案その他のやむを得ない理由により営業所を一時的に位置を変更する場合を含め、営業所等の位置を変更する場合には届出が必要とされている。	信託業法第8条、信託業法第12条、第71条	検討を予定	信託業営金融機関、信託会社及び信託契約代理店の所在地については、免許・登録申請事項の変更事項として、顧客保護や行政上の適切な監督を担保する観点から、監督当局が届出を求めているところですが、その必要性を踏まえつつ検討してまいります。	
319	令和6年12月12日	令和7年1月20日	相続手続きのデジタル化	<戸籍証明書等一式(除籍・改製原戸籍を含む)の収集にかかる負担軽減> □相続人は、自ら法定相続人であることを証明するため、行政機関や各金融機関等の依頼に基づき、被相続人の死亡から遡って出生に至るまでの戸籍証明書一式を提出している。 □現在、戸籍証明書等の取得に係る申請は一部の市町村でオンライン化されているものの、多くの場合で市町村への出生届送を要し、交付媒体は紙に限定されている。 □また、平成29年3月より、本県以外の市区町村での取得が可能となった(以下、「広域交付」とい)。しかし、電子化されていない戸籍のデータ化が可能な限り促進し、「広域交付」を電子化されていない戸籍証明書等(戸籍法施行規則第69条各号)※ ※「電子情報処理組織による取扱いに適合しない戸籍」 □除籍簿につづられた除かれた戸籍 □法定相続情報証明制度について □行政機関や各金融機関では、相続人から提出された戸籍証明書一式をもとにそれぞれ法定相続人を特定する作業をしており、事務の重複が生じていた。また、相続人も戸籍証明書等をそれぞれに提出する必要があり、負担がかかっていた。以上を問題と解消する観点で、平成29年5月に全国の登記所に「法定相続情報証明制度」が開始され、各種相続手続きの取扱いに登記簿からの法定相続情報一貫を提出することで、戸籍証明書等の提出を省略することができるようになった。 □しかし、相続人は戸籍証明書や法定相続情報一貫照を準備するうえ登記所に出生届は届出が必要であり、届出された法定相続情報一貫照の交付は紙で送られる。 □また、戸籍情報は行政機関が保有するものであるが、相続人が自ら戸籍証明書等を集集し、法定相続関係を証明しなければならない点も、相続人の負担となっている。 <規制改革の効果> □見直しにより、相続人における相続手続きに要する時間の短縮や複数の戸籍証明書の収集に要するコストの削減、金融機関行政機関における相続手続きの迅速化・効率化が見込まれる。	一般社団法人 信託協会	(1)ポイント 各本籍地に対する戸籍証明書のオンライン申請は、現行制度下でも市区町村の判断により開始することが可能であり、行政手続において利用できる戸籍電子証明書については、令和6年3月から発行が可能となっております。 (2)ポイント 電子情報処理組織による取扱いに適合しない戸籍のうち記載された文字を照合するものについては、当該戸籍の在籍者による誤字の解消をしない旨の申出を受けて電子情報処理組織による取扱いを行うことができます。 (3)ポイント 法定相続情報一貫照の保管及び写しの交付の申出は、申出書を登記所に提供してしなければならないこととされています。 また、登録簿は、添付された書面によって法定相続情報の内容を確認し、かつ、その内容と法定相続情報一貫照に記載された法定相続情報の内容とが合致していることを確認したときは、法定相続情報一貫照の写しを交付することとされています。 (4)ポイント 戸籍の情報は、戸籍法の定めるところにより、請求権のある者に戸籍証明書を交付することにより更改される仕組みとされています。	(1)ポイント オンライン申請について、戸籍法施行規則第76条の2第4項1項、戸籍電子証明書については、戸籍法第12条の3第1項、戸籍法施行規則第69条及び平成6年11月16日付法務省令第7000号府民事務推進第1項の(4) (2)ポイント 不動産登記規則(平成17年1月18日法務省令第181号)第247条第2項及び同第257条第4号 (3)ポイント 戸籍法第10条、第10条の2及び第120条の2	(1)ポイント 制度の現状欄に記載のとおりです。 (2)ポイント 電子情報処理組織による取扱いに適合しない戸籍について、引き続き市区町村等と連携しながら該当する範囲に対して電子化によって享受できるメリットを丁寧に説明することで、改製不適合戸籍そのものの解消を促す予定です。 (3)ポイント 法務省では、デジタル庁と連携し、法定相続情報証明制度に係る申出及び一貫照の写しの交付をオンライン化するための方策について、民間事業者等の意見を聴きながら、費用対効果や証明書の提出先となる各種機関における電子署名等の体制の整備状況等を考慮して検討しています。 (4)ポイント 「規制改革実施計画」には、「法務省は、現状では、相続人が自ら戸籍証明書等を収集して行政機関や金融機関等の民間事業者に法定相続関係を証明する必要があるが、相続人の負担となっているところ。行政が保有している戸籍情報に基づき、戸籍上の証拠が残存する範囲において相続人の負担を軽減し(機能的に法定相続人を特定し、相続人の事務負担を低減する仕組みの構築の実現可能)について、デジタル庁と連携して検討し、結論を得る。」と記載されており、これに基づいて検討しているところです。		
320	令和6年12月12日	令和7年1月20日	管理型信託会社における自己信託業務における登録事項の変更に伴う届出の緩和	<管理型信託会社における登録事項の変更に伴う届出の概要> □信託業法第12条第2項に基づき、同法第69条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、「その日から2週間以内」に、その旨を内閣府に届け出なければならない。 <自己信託業務における登録事項の変更に伴う届出の概要> □信託業法第50条の2第1項により届けられる同法第12条第2項に基づき、同法第50条の2第2項各号に掲げる事項に変更があったときは、「その日から2週間以内」に、その旨を内閣府に届け出なければならない。 <現行規制・制度の問題点(規制改革の必要性)> □「変更事由発生から2週間以内」に、役員等の任意事項の届出を準備する必要があるが、スケジュール上タイトであること。 □「信託契約の相手方である」として、同様の変更届が必要である(信託業法第17条)が、2017年4月の法改正により、その届出期限を「その日から2週間以内」から「その日から30日以内」に延長した。また、管理型信託会社および自己信託業務における登録事項の変更に伴う届出期限についても同様に、届出期限を延長した。 <規制改革の効果> □届出書類の短期間での準備の負担の軽減。 □役員等の変更は、届出期が過ぎることが、決算対応等各種初期対応と重なる繁忙期であることから、短期間での準備負担は大きく、延長いただくと業務平準化にも役立つもの。 □負担軽減・業務平準化による業務運営の安定化、および軽減されたリソースによる顧客等業務の更なる推進。	一般社団法人 信託協会	管理型信託会社及び自己信託業務における登録事項に変更が生じたときは、信託業法第12条第2項(同法第50条の2第1項)において適用する場合を含む。)に基づき、2週間以内、その旨を届け出なければならない。	信託業法第12条第2項、第50条の2第1項、第51条の9第1項	検討を予定	登録申請事項に変更があった場合の届出の提出期限については、管理型信託会社及び自己信託登録者の届出書類の準備や届出の準備上の必要性を踏まえつつ検討してまいります。 なお、管理型信託会社及び自己信託登録者の当該変更に係る届出書類の準備については、やむを得ない事由があるときは、当該届出書類の提出後遅滞なく提出すれば足りることとされています(信託業法施行規則第25条第1項ただし書き(同規則第51条の9第1項において適用する場合を含む。))。	
321	令和6年12月12日	令和7年1月20日	金融サービス仲介業に「信託媒介業務」を追加すること	<現行規制・制度の概要> □2021年11月1日施行「金融サービス仲介法制」により、1つの登録で銀行・証券・保険すべての分野のサービス提供が可能となる「金融サービス仲介業」が創設。 □「金融サービス仲介業」では、「預金等媒介業務」「保険媒介業務」「有価証券等仲介業務」「貸付業務」「貸付業務」の取扱いが認められている。 <現行規制・制度の問題点(規制改革の必要性)> □「金融サービス仲介業」は、顧客の資産形成ニーズや世代別の資産形成ニーズ等を解決する多様な商品やサービスが存在するものの、現在「金融サービス仲介業」では「信託媒介業務(仮称)」の取扱いが認められていない。 □なお、銀行持株の「プリソクメント」(2021年6月2日公表)では、「信託契約代理業に係る媒介業務(中絶)」についても、取扱いを希望する旨を明らかにし、今後の金融サービス仲介法の案定状況を見据えて改正する機会には、上記の取扱いについても検討をお願いしたい。との意向に加え、金融サービス仲介業の対象となる商品・サービスと相手方金融機関の範囲については、商品設計の複雑さや日常生活への定着度合い等をはじめ、顧客のニーズや金融サービス仲介業における顧客保護のための取組を含む業務運営の実態等も踏まえつつ、必要に応じて見直しの要を併記していくべきの考えです。 <規制改革の効果> □中・高齢化の進展下、資産運用や資産承継機能を有する信託商品へのニーズが向上。 □金融サービス仲介業者が信託サービス分野において、幅広い顧客層に信託商品を提供することが可能となること。 □また、金融サービス仲介業者が、顧客に対して既存の銀行・証券・保険分野に加え、信託分野も含めた多様なサービスをワンストップで提供可能になることで、顧客の利便性が向上すること。	一般社団法人 信託協会	「金融サービス仲介業」とは、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務又は貸付業務又は貸付業務のいずれかを業として行うこととされており、信託契約の締結の媒介を行う業務は金融サービス仲介業として行うことのできる業として規定されていません。	金融サービスの提供に関する法律第11条第1項	検討を予定	金融サービス仲介業として取り扱うことのできる商品・サービスについては、商品設計やサービスの複雑さ、日常生活への定着度合い等をはじめ、顧客のニーズや、金融サービス仲介業者による顧客保護のための取組みを含む業務運営の実態等を踏まえつつ、業界等の意見もいれながら、見直しの要を併記してまいります。	



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
326	令和6年12月12日	令和7年1月20日	確定給付企業年金の非継続基準の見直し	<p>・確定給付企業年金の非継続基準の財政検証において、非継続基準に抵触し「積立比率に応じた方法」により特別掛金を算定する場合において、継続基準による掛金を考慮した算定方法とすること。</p> <p>・非継続基準の振出し額に実施する「積立比率に応じた方法」に基づく特別掛金の算定基準に、(1)非継続基準による掛金と(2)同一拠出年度の継続基準による掛金額(例えば特別掛金額)とを比較し、(1)が(2)を上回る場合に当該上回る額のみを特別掛金として拠出させることとする。</p>	<p>2018年6月の省令改正は、非継続基準の振出しに限り実施する「積立比率に応じた方法」に基づく特別掛金の計算において、翌事業年度拠出の場合と翌々事業年度拠出の場合の算定基準の機能を異なる取扱いも考える。一方、改正後の算定基準は、特別掛金の拠出年度において、すでに拠出している特別掛金等行けて非継続基準の積立水準が回復することが見込まれる場合でも、特別掛金の拠出が必要になることが起こり得る。これは、積立不足を継続基準の観点から把握し、標準掛金に追加して拠出する特別掛金等により対応している部分を、重複して非継続基準の掛金拠出の対象としていることに起因がある。本提案は、非継続基準による掛金を算出した掛金を拠出したとしても、非継続基準と継続基準のそれぞれで求める積立不足の解消に向けた拠出水準は確保でき、受給者保護は図られることとなる。また、見直しを求めるものである。なお、2021年度における特別掛金の提案に対する回答は、特別掛金を翌々事業年度に拠出する場合における翌々事業年度の不足額の見込み方について形骸化されているとの指摘している。一方、今回の提案内容は、翌々事業年度末の不足額の見込みは平成28年の改正後の算定基準のまま、当該不足に対応する特別掛金の計算において、特別掛金と同時に拠出される特別掛金等を考慮することを意図している。特別掛金は、原則その拠出年度の翌々事業年度末の不足額に拠出されるものであるが、その拠出年度における特別掛金を考慮した場合でも、平成28年の改正前に発生していた掛金収入以外に起因する積立金の増減を考慮できている問題は再発しないものと思われる。</p>	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	<p>事業主は、毎事業年度の決算において、積立金の額が最低積立基準額を下回っている場合には、その不足額を考慮して、積立比率に応じた額を、掛金として拠出しなければならないとされており、当該算定額は翌事業年度又は翌々事業年度の掛金の額に追加して拠出することとされています。</p> <p>・積立不足に伴い拠出するべき掛金を翌々事業年度の掛金の額に追加して拠出する場合にあっては、当該事業年度までに発生した債務を別して償却することを可能としています。</p> <p>・積立不足に伴い拠出するべき掛金を翌々事業年度の掛金の額に追加して拠出する場合にあっては、当該事業年度までに発生した債務に翌々事業年度中の最低積立基準額や掛金の変動による積立金の増減を加味した債務を別して償却することを可能としています。</p>	確定給付企業年金法 施行規則第9条、第10条	対応不可	特別掛金と他の掛金は、拠出する目的が異なるものであることから、拠出事業年度におけるこれらの掛金の相殺は、目的に即した必要な掛金が拠出されない懸念が生じ得るため、慎重な対応が必要である。	
327	令和6年12月12日	令和7年1月20日	リスク分担型企業年金の取扱いの柔軟化	<p>・リスク分担型企業年金について、制度普及の阻害とならざる事項について柔軟な取扱いを可能とする。</p> <p>・具体的な措置としては、確定給付企業年金からリスク分担型企業年金に制度移行する場合には、制度移行前の確定給付企業年金での最低積立基準額と上記として一括拠出を可能とすることが考えられる。</p>	<p>・確定給付企業年金からリスク分担型企業年金に制度移行する際に、将来の財政状況が良好(積立金額と掛金収入現価の合計が通常予測給付現価と財政意化リスク相相当額の2分の1の合計を上回る場合)である場合であっても、積立金額が移行前の最低積立基準額より小さい場合、リスク分担型企業年金では最低積立基準額が積立金額と同額となるため、移行後の最低積立基準額が減少するが前提であり、加入者から減額同意が必要となる。このことにより、事業主がリスク分担型企業年金の導入を躊躇する要因のひとつであると見られる。</p> <p>・リスク分担型企業年金は、新たなタイプの企業年金として、企業年金の普及に資する制度と期待される一方、2017年1月の導入以降、採用件数が2割にとどまっている(2024年4月1日現在)。</p> <p>・本提案の実現により、移行前後の最低積立基準額が一致することから減額同意が必要なくなるため、企業においてリスク分担型企業年金の更なる普及が期待される。</p>	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	<p>確定給付企業年金制度における掛金は、過剰な掛金拠出による恣意的な積立金算入を防止する観点から、厚生労働省で定められる一定の方法により拠出するものとなっており、一括しての掛金拠出が認められるのは、0割制の7割時限りで、リスク分担型企業年金への移行を含む設計変更を行う場合の一括拠出は認められていません。</p>	確定給付企業年金法 施行規則第9条、第10条 2020年09月「確定給付企業年金制度について」	対応不可	掛金の拠出方法の見直しについては、恣意的な積立金算入を防止する観点からも、慎重な対応が必要である。	
328	令和6年12月12日	令和7年1月20日	確定給付企業年金の確定拠出年金における承認・認可申請手続きの簡素化	<p>・確定給付企業年金や確定拠出年金の規約申請時(必要承認(非半数代表者の同意書等)において、前者だけでなく「電子証明書付ファイル」にも提出可能なこと。</p> <p>・減額同意書は電磁的方法が可能であり、実例も出ているため、正式な通知で具体的な方法も定めること。</p> <p>・また、確定給付企業年金(基金)の場合、各申請・届出時に代議員会議録の原本又は謄本の提出を添付するが、代議員会議録については「署名」が前提となつているため、記名等でも可能とする。</p>	<p>確定給付企業年金において、「確定給付企業年金に関する承認・認可申請等にかかる事務処理の改善について(平成22年4月28日事務連絡)」内の「事務処理簡素化にかかる照会及び回答(Q&amp;A)」において、規約申請時に必要の「非半数代表者の同意書」から押印が省略された。一方で、e-GoV等以外の方でも提出する場合、同意書原本は「署名」の入力やキヤンセル込み等でファイル化する必要があり、在宅勤務等、必要機材が揃わない環境においてはファイル化が困難であり、電子申請等が実現出来ない状況となっている。(加入者個人から取得する「減額同意書」は電磁的方法により加入者の同意を得たことと見た書類に対応可能。)減額同意に関しては、同一(参考)添付の「議事録等の詳細内容等」は減額自由書・同意書上に、給付額額に対する加入者の3分の2以上の同意に際しては電磁的方法が可能とされているが、具体的な方法の記載がない。制度当局宛宛認認なければならぬ。(Microsoft Forms及びAdobe Sign)の利用可能と認められたことがある。なお、確定拠出年金においても同様の状況である。</p> <p>また、確定給付企業年金(基金)の規約変更の手続きにおいて作成する代議員会議録については、確定給付企業年金法施行令第18条第2項では「署名」を前提とした手続きが現存する。昨今の在宅勤務等でも対応できるように、上記同意書と同様に、「署名」を前提としない手続きが必要と見られる。</p> <p>本提案の実現により、申請書等の電子化に伴う事業主等の負担軽減を通じ、確定給付企業年金及び確定拠出年金の効率的な制度運営に資することが期待される。</p>	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	<p>確定給付企業年金及び確定拠出年金における同意取得手続に関する押印は省略可能とされています。</p> <p>規制において、労使合意手続きにおける同意書に署名を求めますが、電子化等に際しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その同意は、真に本人が同意したことが推定できると認められる方法によるものであること</li> <li>・その同意を記録した書類を提出すること</li> </ul> <p>の要件を満たす場合に、電磁的方法による同意も認められる方法としていわれています。</p> <p>また、規約変更等の手続において作成する代議員会議録については、確定給付企業年金法施行令第18条第2項で、「議長及び代議員会において定められた二人以上の代議員が署名しなければならない」とされていますが、今後のデジタル化推進等の取組状況も踏まえ、当面の措置として、企業年金基金における代議員の会議録については署名がなくても差し支えないものとして取り扱っているところである。なお、このための厚生労働省関係各府の一部改正する省令、確定給付企業年金法施行令第18条第2項</p>	確定給付企業年金に 関する承認・認可申請 等にかかる事務処理 の改善について(平成 22年4月28日事務連 絡)、平成13年9月27 日企業年金法施行 規則第9条の改正 に関する省令、確定 給付企業年金法施行 令第18条第2項	検討を予定	ご提案の事項については、ニーズ等を踏まえて検討してまいります。	
329	令和6年12月12日	令和7年1月20日	確定給付企業年金における承認・認可申請手続きの簡素化	<p>・規約変更において、届出・申請書類・申請手続の簡素化を図ること(合併等に伴う従来の加入者範囲を要しないための規約変更は、届出不要とする。基準給与の増額のうち、ベースアップによるもので、財政再計算が不要なものは届出不要とする。規約変更出費、労務協議の経緯の添付を不要とする。また、記載要件を明確化・様式化する。届出申請書類を一律「セプト」による。様式②-エを廃止する。届出申請書類の宛名は「厚生労働大臣」又は「〇〇厚生(役)局長」の併記を可能とする。実施事業所追加等をする際の新規適用期間等の写し提出の代替として、当期にて適用事業所検索システムで確認する。)</p>	<p>・確定給付企業年金の規約の変更等にかかる手続は、原則として厚生労働大臣へ申請書を提出し、承認・認可を受けなければならない。届出で足りる範囲は限定的である。</p> <p>・厚生年金基金は最多でも、800基金程度であったため承認・認可申請制度での変更が可能であったと思われる。一方、令和6年3月実施分では、000年以上存在する確定給付企業年金においては、承認・認可申請手続きの簡素化が必要と見られる。</p> <p>・また、届出申請書に「署名」を前提とした手続きが現存することから、規約の変更等にかかる承認・認可申請手続きの簡素化が不可欠であると考えられる。</p> <p>・これまでも事務負担の簡素化等が図られてきたが、本提案の趣旨を実現するためには更なる簡素化が必要であり、事業主等の負担軽減を通じ、確定給付企業年金の一元の普及および制度運営の強化が期待される。</p>	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	<p>確定給付企業年金規約の変更は、確定給付企業年金法において、厚生労働省で定める軽微な変更を除き、厚生労働大臣の承認を得なければならないと規定されています。このため、厚生労働省で定める軽微な変更は代議員会に届出しない変更については、厚生労働大臣の承認が必要ですが、確定給付企業年金規約については、確定給付企業年金法等により、一定の事項の記載を義務付けています。</p>	確定給付企業年金法 第4条、第6条、第7 条、第16条、第17条 確定給付企業年金法 施行規則第7条、第9 条、第10条、第15条、 第17条、第18条	検討を予定	確定給付企業年金に関する手続の簡素化については、事務負担を軽減することに加え、加入者等の権利保護の観点も踏まえた上で、引き続き検討します。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
330	令和6年12月12日	令和7年1月20日	確定給付企業年金における組織再編に伴う受給権者の権利義務移転に係る同意取得要件の緩和	・実施事業所の受給権者に関する権利義務移転を申し出る際の同意取得については、個別に同意取得を要するのではなく、受給権者に十分な情報提供を行うことで、例えば「企業の事業再編が進む、確定給付企業年金制度においても権利義務移転・継承の手続きを簡素化する選択権を設けること」を可能とする緩和をすること。	・受給権者の権利義務移転の申し出にあたっては、対象者の個別同意が必要とされているが、既に退職等している受給権者の同意取得に要する負担は大きく、受給権者は移転の対象外とすることが多い。 ・権利義務移転・承継を理由として受給権者の給付減額を行うことは法令で認められておらず、その他移転時の不利益が生じることを受給権者に申し出ることで、同意取得のハードルとして、同意を申し出方式での取得を要する等の簡素化としても受給権者の不利益ははたらくものと考えられる。加えて、分別・統合等による他の確定給付企業年金間の移行等は労働組合等の同意取得で対応可能であり、受給権者の同意は求められていない。 ・企業の事業再編が進む、確定給付企業年金制度においても権利義務移転・継承の手続きを簡素化する選択権を設ける事により、受給権者保護に配慮しつつ、事業主にとって制度運営の負担を低減させることが可能とも考えられる。	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	事業主等が受給権者に係る給付の給付に関する権利義務の移転を申し出る場合には、受給権者の同意を得なければならないとしています。	確定給付企業年金法施行令第50条第7項	対応不可	受給権者の権利義務移転については、受給権者の給付を支給する確定給付企業年金の実施主体が変更となることとなるため、受給権者の権利保護の観点から、同意取得要件の緩和について、慎重な対応が必要とされます。
331	令和6年12月12日	令和7年1月20日	確定給付企業年金および確定拠出年金の給付設計要件の柔軟化	・確定給付企業年金および確定拠出年金の給付設計要件を柔軟化すること。具体例は以下のとおり。 ・確定給付企業年金の年金給付の保証期間及び確定拠出年金の支給予定期間の上限を20年から30年へ延長すること。 ・確定給付企業年金において、同一の加入者又は加入者であった者について、給付区分ごとに異なる年金支給開始要件を設定することを可とする。 ・退職金制度から確定給付企業年金制度への移行範囲を現在より広げることが可能となるよう、退職金制度の一端でも早期に退職した者の給付の額が有利である給付（給付支給制度・早期退職金給付制度等）についても、確定給付企業年金制度への移行を可能とすること。	・社会情勢の変化等に伴い、確定給付企業年金や確定拠出年金に現在課されている給付設計要件について見直しを検討が必要となっているものと思われる。 ・特に、給付区分ごとに異なる年金支給開始要件を設定することは、高齢期における生活の多様化により、転職支援や早期退職勧奨等では確定給付企業年金制度の目的に反しないものと考えられる。	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	確定給付企業年金の老齢年金の保証期間及び確定拠出年金の支給予定期間の上限は20年としています。給付区分ごとに異なる年金支給開始要件を設定することや、早期に退職した者の給付の額を有利に設定することは制度上認められていません。	確定給付企業年金法施行令第25条、確定拠出年金法施行規則第4条第1項第1号、第2号、第2、確定給付企業年金法第6条第9号、平成14年3月31日現在第0320009号「確定給付企業年金制について」第301	対応不可	確定給付企業年金の老齢年金の保証期間及び確定拠出年金の支給予定期間は、遺産形成などを促進する観点から20年以内とされているものであり、後者の所得確保という企業年金制度の目的に照らして慎重に検討する必要があります。 確定給付企業年金制度の目的が老後の安定的所得の確保であること、給付区分ごとに異なる年金支給開始要件を設定することや、早期に退職した者の給付の額を有利に設定することは、制度の目的を脱する取扱いとなること懸念されることから、慎重な対応が必要です。
332	令和6年12月12日	令和7年1月20日	確定拠出年金における支給要件の緩和	・企業型における退職時の脱退一時金について、外国籍の企業型加入者が国外に転居し厚生年金適用事業所に転居しない場合、企業型加入者の脱退一時金について支給要件を緩和すること。	・現状の規制は以下のとおり。 ①原則60歳に到達するまで受給不可。 ②資産が極めて少ない（5万円以下）である場合は受給可能。 ③個人型確定拠出年金の加入資格がなく、選算拠出期間が短い（5年以下）または資産額が少額（25万円以下）の場合は、受給可能。 上記①に該当する外国籍の方の帰国時の措置は、2022年5月に施行されたが、それ以外の外国籍の企業型加入者が国内に転居し厚生年金適用事業所に転居しない場合、企業型加入者の脱退一時金の支給が難しく、加入者として掛金の追加拠出が出来ないにもかかわらず、個人別管理資産に手数料がかかり、場合によっては個人別管理資産が減少する方が発生することや国外から日本に対して、借金の返済を行わなければならないこと等から、退職時において脱退一時金を受け取りたいというニーズがある。また、加入者の帰国等により厚生年金適用事業所に転居しない場合、一時金を運ぶのに受け取りたいというニーズがある。以上をふまえ、企業型の脱退一時金支給要件の緩和を要望するものである。	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件は以下のとおりとなっています。 【企業型年金】 （個人別管理資産額が15,000円以下である場合） 以下のいずれにも該当する者 ・企業型年金加入者、企業型年金適用指図書、個人型年金加入者又は個人型年金適用指図書でない ・最後に企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から6月以内 【個人型年金】 （個人別管理資産額が15,000円を超えた場合） 上記の2要件に加えて、個人型年金の脱退一時金の支給要件（最後に企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格喪失した日から2年以内）の要件を除くを満している者 以下のいずれにも該当する者 ・60歳未満である ・企業型年金加入者でない ・個人型年金に加入できない ・60歳以上の歳未満の日本国籍を有する海外居住者でない ・確定給付金の受給権者でない ・選算の掛金拠出期間が5年以下又は資産額が少額（25万円以下） ・最後に企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格喪失した日から2年以内	確定拠出年金法第2条第1項、第3条第1項、第3条第2項及び第2項、第4条第1項から第3項まで	検討中	確定拠出年金における支給要件の緩和については、社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理（令和6年12月27日）を踏まえ、検討中です。
333	令和6年12月12日	令和7年1月20日	確定給付企業年金の規約変更時における柔軟な実施の基準緩和	・法令解釈通知第1の3(4)の改正により、老齢給付金の支給の繰下げ又は脱退一時金の全部若しくは一部の支給の繰下げの申出ができる旨を定めた規約変更は、若し従行規則第7条に規定する「軽微な変更（労働意欲が必要な届出）」として取り扱われる。一方、就業規則等における定年延長を背景とした老齢給付金または脱退一時金の全部若しくは一部の支給の繰下げの申出については、この場合の規約変更を「労働意欲が必要な届出」として取り扱われる。この場合、同時に加入者の規約を変更する（規約に規定する資格喪失年齢を延長し、年齢が異なる）規約変更については、「軽微な変更（労働意欲が必要な届出）」として取り扱うこと。	・法令解釈通知第1の3(4)の改正により、老齢給付金の支給の繰下げ又は脱退一時金の全部若しくは一部の支給の繰下げの申出ができる旨を定めた規約変更は、若し従行規則第7条に規定する「軽微な変更（労働意欲が必要な届出）」として取り扱われる。一方、就業規則等における定年延長を背景とした老齢給付金または脱退一時金の全部若しくは一部の支給の繰下げの申出については、この場合の規約変更を「労働意欲が必要な届出」として取り扱われる。この場合、同時に加入者の規約を変更する（規約に規定する資格喪失年齢を延長し、年齢が異なる）規約変更については、「軽微な変更（労働意欲が必要な届出）」として取り扱うこと。	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	確定給付企業年金制度では、実施事業所の労働協約等の見直しや経営状況などを理由に規約変更を行う場合に、給付の額を減額することが可能です。ただし、給付の額を減額する場合は、減額の対象者からの3分の2以上の同意を取得する必要があります。 また、加入者の給付の額を減額する場合は、加入者の3分の1以上で組織される労働組合があるときには、その労働組合から同意を得なければならないこととなります。受給権者の給付の額を減額する場合には、減額前の規約に基づき最低給付基準額を一時金として支払う措置を講ずる必要があります。 減額の判断は、加入者や受給権者の給付の現在価値と最低給付基準額が規約変更前後で減少する場合等が挙げられます。	確定給付企業年金法施行規則第5条、第6条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第7項、第8項、第9項、第10項、第11項、第12項、第13項、第14項、第15項、第16項、第17項、第18項、第19項、第20項、第21項、第22項、第23項、第24項、第25項、第26項、第27項、第28項、第29項、第30項、第31項、第32項、第33項、第34項、第35項、第36項、第37項、第38項、第39項、第40項、第41項、第42項、第43項、第44項、第45項、第46項、第47項、第48項、第49項、第50項、第51項、第52項、第53項、第54項、第55項、第56項、第57項、第58項、第59項、第60項、第61項、第62項、第63項、第64項、第65項、第66項、第67項、第68項、第69項、第70項、第71項、第72項、第73項、第74項、第75項、第76項、第77項、第78項、第79項、第80項、第81項、第82項、第83項、第84項、第85項、第86項、第87項、第88項、第89項、第90項、第91項、第92項、第93項、第94項、第95項、第96項、第97項、第98項、第99項、第100項、第101項、第102項、第103項、第104項、第105項、第106項、第107項、第108項、第109項、第110項、第111項、第112項、第113項、第114項、第115項、第116項、第117項、第118項、第119項、第120項、第121項、第122項、第123項、第124項、第125項、第126項、第127項、第128項、第129項、第130項、第131項、第132項、第133項、第134項、第135項、第136項、第137項、第138項、第139項、第140項、第141項、第142項、第143項、第144項、第145項、第146項、第147項、第148項、第149項、第150項、第151項、第152項、第153項、第154項、第155項、第156項、第157項、第158項、第159項、第160項、第161項、第162項、第163項、第164項、第165項、第166項、第167項、第168項、第169項、第170項、第171項、第172項、第173項、第174項、第175項、第176項、第177項、第178項、第179項、第180項、第181項、第182項、第183項、第184項、第185項、第186項、第187項、第188項、第189項、第190項、第191項、第192項、第193項、第194項、第195項、第196項、第197項、第198項、第199項、第200項、第201項、第202項、第203項、第204項、第205項、第206項、第207項、第208項、第209項、第210項、第211項、第212項、第213項、第214項、第215項、第216項、第217項、第218項、第219項、第220項、第221項、第222項、第223項、第224項、第225項、第226項、第227項、第228項、第229項、第230項、第231項、第232項、第233項、第234項、第235項、第236項、第237項、第238項、第239項、第240項、第241項、第242項、第243項、第244項、第245項、第246項、第247項、第248項、第249項、第250項、第251項、第252項、第253項、第254項、第255項、第256項、第257項、第258項、第259項、第260項、第261項、第262項、第263項、第264項、第265項、第266項、第267項、第268項、第269項、第270項、第271項、第272項、第273項、第274項、第275項、第276項、第277項、第278項、第279項、第280項、第281項、第282項、第283項、第284項、第285項、第286項、第287項、第288項、第289項、第290項、第291項、第292項、第293項、第294項、第295項、第296項、第297項、第298項、第299項、第300項、第301項、第302項、第303項、第304項、第305項、第306項、第307項、第308項、第309項、第310項、第311項、第312項、第313項、第314項、第315項、第316項、第317項、第318項、第319項、第320項、第321項、第322項、第323項、第324項、第325項、第326項、第327項、第328項、第329項、第330項、第331項、第332項、第333項、第334項、第335項、第336項、第337項、第338項、第339項、第340項、第341項、第342項、第343項、第344項、第345項、第346項、第347項、第348項、第349項、第350項、第351項、第352項、第353項、第354項、第355項、第356項、第357項、第358項、第359項、第360項、第361項、第362項、第363項、第364項、第365項、第366項、第367項、第368項、第369項、第370項、第371項、第372項、第373項、第374項、第375項、第376項、第377項、第378項、第379項、第380項、第381項、第382項、第383項、第384項、第385項、第386項、第387項、第388項、第389項、第390項、第391項、第392項、第393項、第394項、第395項、第396項、第397項、第398項、第399項、第400項、第401項、第402項、第403項、第404項、第405項、第406項、第407項、第408項、第409項、第410項、第411項、第412項、第413項、第414項、第415項、第416項、第417項、第418項、第419項、第420項、第421項、第422項、第423項、第424項、第425項、第426項、第427項、第428項、第429項、第430項、第431項、第432項、第433項、第434項、第435項、第436項、第437項、第438項、第439項、第440項、第441項、第442項、第443項、第444項、第445項、第446項、第447項、第448項、第449項、第450項、第451項、第452項、第453項、第454項、第455項、第456項、第457項、第458項、第459項、第460項、第461項、第462項、第463項、第464項、第465項、第466項、第467項、第468項、第469項、第470項、第471項、第472項、第473項、第474項、第475項、第476項、第477項、第478項、第479項、第480項、第481項、第482項、第483項、第484項、第485項、第486項、第487項、第488項、第489項、第490項、第491項、第492項、第493項、第494項、第495項、第496項、第497項、第498項、第499項、第500項、第501項、第502項、第503項、第504項、第505項、第506項、第507項、第508項、第509項、第510項、第511項、第512項、第513項、第514項、第515項、第516項、第517項、第518項、第519項、第520項、第521項、第522項、第523項、第524項、第525項、第526項、第527項、第528項、第529項、第530項、第531項、第532項、第533項、第534項、第535項、第536項、第537項、第538項、第539項、第540項、第541項、第542項、第543項、第544項、第545項、第546項、第547項、第548項、第549項、第550項、第551項、第552項、第553項、第554項、第555項、第556項、第557項、第558項、第559項、第560項、第561項、第562項、第563項、第564項、第565項、第566項、第567項、第568項、第569項、第570項、第571項、第572項、第573項、第574項、第575項、第576項、第577項、第578項、第579項、第580項、第581項、第582項、第583項、第584項、第585項、第586項、第587項、第588項、第589項、第590項、第591項、第592項、第593項、第594項、第595項、第596項、第597項、第598項、第599項、第600項、第601項、第602項、第603項、第604項、第605項、第606項、第607項、第608項、第609項、第610項、第611項、第612項、第613項、第614項、第615項、第616項、第617項、第618項、第619項、第620項、第621項、第622項、第623項、第624項、第625項、第626項、第627項、第628項、第629項、第630項、第631項、第632項、第633項、第634項、第635項、第636項、第637項、第638項、第639項、第640項、第641項、第642項、第643項、第644項、第645項、第646項、第647項、第648項、第649項、第650項、第651項、第652項、第653項、第654項、第655項、第656項、第657項、第658項、第659項、第660項、第661項、第662項、第663項、第664項、第665項、第666項、第667項、第668項、第669項、第670項、第671項、第672項、第673項、第674項、第675項、第676項、第677項、第678項、第679項、第680項、第681項、第682項、第683項、第684項、第685項、第686項、第687項、第688項、第689項、第690項、第691項、第692項、第693項、第694項、第695項、第696項、第697項、第698項、第699項、第700項、第701項、第702項、第703項、第704項、第705項、第706項、第707項、第708項、第709項、第710項、第711項、第712項、第713項、第714項、第715項、第716項、第717項、第718項、第719項、第720項、第721項、第722項、第723項、第724項、第725項、第726項、第727項、第728項、第729項、第730項、第731項、第732項、第733項、第734項、第735項、第736項、第737項、第738項、第739項、第740項、第741項、第742項、第743項、第744項、第745項、第746項、第747項、第748項、第749項、第750項、第751項、第752項、第753項、第754項、第755項、第756項、第757項、第758項、第759項、第760項、第761項、第762項、第763項、第764項、第765項、第766項、第767項、第768項、第769項、第770項、第771項、第772項、第773項、第774項、第775項、第776項、第777項、第778項、第779項、第780項、第781項、第782項、第783項、第784項、第785項、第786項、第787項、第788項、第789項、第790項、第791項、第792項、第793項、第794項、第795項、第796項、第797項、第798項、第799項、第800項、第801項、第802項、第803項、第804項、第805項、第806項、第807項、第808項、第809項、第810項、第811項、第812項、第813項、第814項、第815項、第816項、第817項、第818項、第819項、第820項、第821項、第822項、第823項、第824項、第825項、第826項、第827項、第828項、第829項、第830項、第831項、第832項、第833項、第834項、第835項、第836項、第837項、第838項、第839項、第840項、第841項、第842項、第843項、第844項、第845項、第846項、第847項、第848項、第849項、第850項、第851項、第852項、第853項、第854項、第855項、第856項、第857項、第858項、第859項、第860項、第861項、第862項、第863項、第864項、第865項、第866項、第867項、第868項、第869項、第870項、第871項、第872項、第873項、第874項、第875項、第876項、第877項、第878項、第879項、第880項、第881項、第882項、第883項、第884項、第885項、第886項、第887項、第888項、第889項、第890項、第891項、第892項、第893項、第894項、第895項、第896項、第897項、第898項、第899項、第900項、第901項、第902項、第903項、第904項、第905項、第906項、第907項、第908項、第909項、第910項、第911項、第912項、第913項、第914項、第915項、第916項、第917項、第918項、第919項、第920項、第921項、第922項、第923項、第924項、第925項、第926項、第927項、第928項、第929項、第930項、第931項、第932項、第933項、第934項、第935項、第936項、第937項、第938項、第939項、第940項、第941項、第942項、第943項、第944項、第945項、第946項、第947項、第948項、第949項、第950項、第951項、第952項、第953項、第954項、第955項、第956項、第957項、第958項、第959項、第960項、第961項、第962項、第963項、第964項、第965項、第966項、第967項、第968項、第969項、第970項、第971項、第972項、第973項、第974項、第975項、第976項、第977項、第978項、第979項、第980項、第981項、第982項、第983項、第984項、第985項、第986項、第987項、第988項、第989項、第990項、第991項、第992項、第993項、第994項、第995項、第996項、第997項、第998項、第999項、第1000項、第1001項、第1002項、第1003項、第1004項、第1005項、第1006項、第1007項、第1008項、第1009項、第1010項、第1011項、第1012項、第1013項、第1014項、第1015項、第1016項、第1017項、第1018項、第1019項、第1020項、第1021項、第1022項、第1023項、第1024項、第1025項、第1026項、第1027項、第1028項、第1029項、第1030項、第1031項、第1032項、第1033項、第1034項、第1035項、第1036項、第1037項、第1038項、第1039項、第1040項、第1041項、第1042項、第1043項、第1044項、第1045項、第1046項、第1047項、第1048項、第1049項、第1050項、第1051項、第1052項、第1053項、第1054項、第1055項、第1056項、第1057項、第1058項、第1059項、第1060項、第1061項、第1062項、第1063項、第1064項、第1065項、第1066項、第1067項、第1068項、第1069項、第1070項、第1071項、第1072項、第1073項、第1074項、第1075項、第1076項、第1077項、第1078項、第1079項、第1080項、第1081項、第1082項、第1083項、第1084項、第1085項、第1086項、第1087項、第1088項、第1089項、第1090項、第1091項、第1092項、第1093項、第1094項、第1095項、第1096項、第1097項、第1098項、第1099項、第1100項、第1101項、第1102項、第1103項、第1104項、第1105項、第1106項、第1107項、第1108項、第1109項、第1110項、第1111項、第1112項、第1113項、第1114項、第1115項、第1116項、第1117項、第1118項、第1119項、第1120項、第1121項、第1122項、第1123項、第1124項、第1125項、第1126項、第1127項、第1128項、第1129項、第1130項、第1131項、第1132項、第1133項、第1134項、第1135項、第1136項、第1137項、第1138項、第1139項、第1140項、第1141項、第1142項、第1143項、第1144項、第1145項、第1146項、第1147項、第1148項、第1149項、第1150項、第1151項、第1152項、第1153項、第1154項、第1155項、第1156項、第1157項、第1158項、第1159項、第1160項、第1161項、第1162項、第1163項、第1164項、第1165項、第1166項、第1167項、第1168項、第1169項、第1170項、第1171項、第1172項、第1173項、第1174項、第1175項、第1176項、第1177項、第1178項、第1179項、第1180項、第1181項、第1182項、第1183項、第1184項、第1185項、第1186項、第1187項、第1188項、第1189項、第1190項、第1191項、第1192項、第1193項、第1194項、第1195項、第1196項、第1197項、第1198項、第1199項、第1200項、第1201項、第1202項、第1203項、第1204項、第1205項、第1206項、第1207項、第1208項、第1209項、第1210項、第1211項、第1212項、第1213項、第1214項、第1215項、第1216項、第1217項、第1218項、第1219項、第1220項、第1221項、第1222項、第1223項、第1224項、第1225項、第1226項、第1227項、第1228項、第1229項、第1230項、第1231項、第1232項、第1233項、第1234項、第1235項、第1236項、第1237項、第1238項、第1239項、第1240項、第1241項、第1242項、第1243項、第1244項、第1245項、第1246項、第1247項、第1248項、第1249項、第1250項、第1251項、第1252項、第1253項、第1254項、第1255項、第1256項、第1257項、第1258項、第1259項、第1260項、第1261項、第1262項、第1263項、第1264項、第1265項、第1266項、第1267項、第1268項、第1269項、第1270項、第1271項、第1272項、第1273項、第1274項、第1275項、第1276項、第1277項、第1278項、第1279項、第1280項、第1281項、第1282項、第1283項、第1284項、第1285項、第1286項、第1287項、第1288項、第1289項、第1290項、第1291項、第1292項、第1293項、第1294項、第1295項、第1296項、第1297項、第1298項、第1299項、第1300項、第1301項、第1302項、第1303項、第1304項、第1305項、第1306項、第1307項、第1308項、第1309項、第1310項、第1311項、第1312項、第1313項、第1314項、第1315項、第1316項、第1317項、第1318項、第1319項、第1320項、第1321項、第1322項、第1323項、第1324項、第1325項、第1326項、第1327項、第1328項、第1329項、第1330項、第1331項、第1332項、第1333項、第1334項、第1335項、第1336項、第1337項、第1338項、第1339項、第1340項、第1341項、第1342項、第1343項、第1344項、第1345項、第1346項、第1347項、第1348項、第1349項、第1350項、第1351項、第1352項、第1353項、第1354項、第1355項、第1356項、第1357項、第1358項、第1359項、第1360項、第1361項、第1362項、第1363項、第1364項、第1365項、第1366項、第1367項、第1368項、第1369項、第1370項、第1371項、第1372項、第1373項、第1374項、第1375項、第1376項、第1377項、第1378項、第1379項、第1380項、第1381項、第1382項、第1383項、第1384項、第1385項、第1386項、第1387項、第1388項、第1389項、第1390項、第1391項、第1392項、第1393項、第1394項、第1395項、第1396項、第1397項、第1398項、第1399項、第1400項、第1401項、第1402項、第1403項、第1404項、第1405項、第1406項、第1407項、第1408項、第1409項、第1410項、第1411項、第1412項、第1413項、第1414項、第1415項、第1416項、第1417項、第1418項、第1419項、第1420項、第1421項、第1422項、第1423項、第1424項、第1425項、第1426項、第1427項、第1428項、第1429項、第1430項、第1431項、第1432項、第1433項、第1434項、第1435項、第1436項、第1437項、第1438項、第1439項、第1440項、第1441項、第1442項、第1443項、第1444項、第1445項、第1446項、第1447項、第1448項、第1449項、第1450項、第1451項、第1452項、第1453項、第1454項、第1455項、第1456項、第1457項、第1458項、第1459項、第1460項、第1461項、第1462項、第1463項、第1464項、第1465項、第1466項、第1467項、第1468項、第1469項、第1470項、第1471項、第1472項、第1473項、第1474項、第1475項、第1476項、第1477項、第1478項、第1479項、第1480項、第1481項、第1482項、第1483項、第1484項、第1485項、第1486項、第1487項、第1488項、第1489項、第1490項、第1491項、第1492項、第1493項、第1494項、第1495項、第1496項、第1497項、第1498項、第1499項、第1500項、第1501項、第1502項、第1503項、第1504項、第150		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
335	令和6年12月12日	令和7年1月20日	老齢給付金の一部を支給の繰下げの取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定年後継続勤務等の普及に伴い、確定給付企業年金の老齢給付金の受給権者の所得状況は多様化しているが、一方で、現行の確定給付企業年金制度では、老齢給付金は「全額を年金または一時金で支給を受ける」または「全額を支給を繰り下げる」取扱いのみが認められている。</li> <li>・現状を踏まえ、「老齢給付金の一部を年金または一時金で支給し、一部を支給を繰り下げる」取扱いを可能とすること。</li> </ul>	上記のとおり種々受給権者の所得状況に応じて、選択肢の拡大を図るため。	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	<p>確定給付企業年金制度における老齢給付金の支給の繰下げについては、老齢給付金の支給の要件を満たす者であって老齢給付金の支給を請求していない者は、規約で定めるところにより、事業主等に当該老齢給付金の支給の繰下げの申出をすることができるとされています。老齢給付金の支給要件は以下のとおりとなっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者又は加入者であった者が、規約で定める老齢給付金を受けるための要件を満たすこととなったときに、その者に支給するものとする。</li> <li>・六十歳以上七十歳以下の規約で定める年齢に達したときに支給するものであること。</li> <li>・五十歳以上規約で定める年齢未満の規約で定める年齢に達した日以降に実施事業所に使用されなくなったときに支給するものであること(規約において当該状態に至ったときに老齢給付金を支給する旨が定められている場合に限る。)</li> </ul>	確定給付企業年金法第36条、第37条	対応不可	確定給付企業年金制度は、老後の所得の確保を図る目的で設けられた年金制度であるところ、年金制度である以上、給付の安定性に支給額や毎年の受取額を決定し、毎年定期的に支給されるべき仕組であるため、老齢給付金の一部を支給の繰下げの取扱いについては、制度の目的を逸脱する懸念があることから慎重な対応が必要です。
336	令和6年12月12日	令和7年1月20日	事業主による個人情報利用範囲の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業型確定拠出年金における、事業主が追加で加入者の個人情報を取得することがあり、例えば、現在利用が認められていない以下の個人情報も効果的な教育を行うために有効であると考えられるため、利用を認めていただきたい。</li> <li>・加入者毎の運用指図</li> <li>・加入者毎の資産配分の状況 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業型確定拠出年金において、事業主が運営管理業務を運営管理機関に委託する場合は、自身の業務の範囲内においてのみ加入者の個人情報を取り扱える。</li> <li>・事業主自身が運営管理業務を行わない場合でも、事業主自身が従業員へ継続教育や運用に関する情報提供を実施することがあり、例えば、現在利用が認められていない以下の個人情報も効果的な教育を行うために有効であると考えられるため、利用を認めていただきたい。</li> </ul>	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	<p>事業主は、企業型年金の実施に係る業務に關し、企業型年金加入者の氏名、住所、生年月日、個人別管理資産額その他の企業型年金加入者等の個人に関する情報を保管し、又は使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を保管し、及び使用しなければならないとしています。</p>	確定拠出企業年金法第33条	対応不可	自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、特定の運用方法を加入者等に対し提示すること(法100条の禁止行為)を防ぐため、事業主が取り扱うことのできる個人情報には、一定の業務の範囲内に限られており、慎重な対応が必要です。
337	令和6年12月12日	令和7年1月20日	運用の方法の除外手続き時に事業主から加入者への案内を可能とする	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確定拠出年金の実施事業主が加入者の個人情報を活用できる業務として「運用の方法の除外手続き」を追加し、運営管理機関だけでなく、事業主からの案内を可能とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主は、自身の業務遂行の範囲のみで加入者の個人情報を利用できるとされており、運用の方法の除外時に、除外対象となる運用の方法へ運用指図している加入者等への案内は認められていない</li> <li>・運用の方法の除外手続きの際には、除外対象となる運用の方法へ運用指図している加入者等に運営管理機関から個別通知が行われ、運用の方法の除外後は、除外された商品と保有している者へ運用指図の取扱いを行うが、事業主は上記の規制により行いたい行為に参与することができない</li> <li>・加入者にとって、事業主からの案内は有用であり、不利にならないと考えられるため、個人情報の利用が認められる事業主の業務の範囲内「運用の方法の除外手続き」を追加いただきたい。</li> </ul>	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	<p>事業主は、企業型年金の実施に係る業務に關し、企業型年金加入者の氏名、住所、生年月日、個人別管理資産額その他の企業型年金加入者等の個人に関する情報を保管し、又は使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を保管し、及び使用しなければならないとしています。</p>	確定拠出企業年金法第33条	対応不可	自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、特定の運用の方法を加入者等に対し提示すること(法100条の禁止行為)を防ぐため、事業主が取り扱うことのできる個人情報には、一定の業務の範囲内に限られており、慎重な対応が必要です。
338	令和6年12月12日	令和7年1月20日	公的個人認証サービスのデータ連携の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的個人認証サービスを利用する民間事業者は、顧客の死亡により署名用電子証明書/利用者証明書/電子証明書が失効状態となった場合、プラットフォーム事業者経由で電子証明書の失効状況及び失効理由を地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に確認することができるが、現行の失効理由(Affiliation Changed)は法的に死亡と事実の把握ができないため、顧客の同意に基づいてJ-LISから提供される特定死者用電子証明書(記録除却者)の死亡が確認できる書類(葬務帳、住民票等)を提出したくない必要がある。</li> <li>・本要望が実現すれば、生保会社は住民票等の公的書類を受領することなく、死亡保険金や未払年金を支払ふ当該の確認ができ、顧客利便性が大きく向上する。本要望については、令和6年4月公表の規制改革実施計画において、「令和7年度以降」と記載されているところ、引き続き、公的個人認証サービスを通じ、死亡の事実及び死亡日が含まれるような措置をご検討いただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の公的個人認証サービスの仕組みでは、失効理由である「Affiliation Changed」の中に「死亡」以外にも「離職除却」が存在することから、民間事業者は顧客の死亡疑義を把握することができない。</li> <li>・とりわけ生保会社では、死亡保険について、公的個人認証サービスを通じて、顧客の死亡に疑義を抱き受け取り、生命保険会社から自動的に記録除却の請求案内を行うことが考えられるが、現行制度では死亡事実の確認が別途必要となる。</li> <li>・また、年金支払に際して、生保会社から公的個人認証サービスを通じて顧客の生存情報を受取り、死亡により、顧客の生存中に、年金支払時に必要な公的書類の提出を省略し、年金支払を行うことができている。しかし、顧客が死亡した際には、死亡情報/死亡日情報を取得することができないことから、残余年金の未払が支払のため、遺族が当該公的書類(記録除却者)の死亡が確認できる書類(葬務帳、住民票等)を提出したくない必要がある。</li> <li>・本要望が実現すれば、生保会社は住民票等の公的書類を受領することなく、死亡保険金や未払年金を支払ふ当該の確認ができ、顧客利便性が大きく向上する。本要望については、令和6年4月公表の規制改革実施計画において、「令和7年度以降」と記載されているところ、引き続き、公的個人認証サービスを通じ、死亡の事実及び死亡日が含まれるような措置をご検討いただきたい。</li> </ul>	一般社団法人生命保険協会	デジタル庁 総務省 法務省	<p>死亡の事実及び死亡日は、署名用電子証明書はもちろん、そもそも認証業務情報(電子署名等に依る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第44条第1項)にも含まれておりません。</p> <p>また、特定死者用電子証明書記録除却とは、署名用電子証明書が失効した場合に新たに発行された署名用電子証明書に記載されている氏名(住所、氏名、生年月日、性別)及び発行の番号をいいます。署名用電子証明書は、住民基本台帳に記載されているが発行申請を行うことができないものであり、死亡した者については、住民基本台帳から削除することとなるため、特定死者用電子証明書記録除却業務の前記となる新たな署名用電子証明書を発行することができます。そのため、御要望をそのまま実現することは困難です。</p>	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第44条第1項、第4条第1項	その他	令和6年6月4日閣議決定の規制改革実施計画に記載のとおり、デジタル庁、総務省、法務省で連携し、公的個人認証制度以外の方法を模索してまいります。
339	令和6年12月12日	令和7年1月20日	住所照会の申請方法の電子化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確定拠出年金や確定給付企業年金において、制度加入者であった方等へ郵便物を送付した際に、郵便物が不届となる場合があります。その場合には、各市区町村の役所に住所照会のための住民票の取寄せを文書で郵送して行っている。その際には、各市区町村の役所に、取寄せ方法や必要書類が異なることも、照会の都度、免許書等の本人確認書類の添付が求められる。</li> <li>・これを効率化する観点から、例えば、現在、確定給付企業年金の事業主・基金や企業型確定拠出年金の事業主と認められている住基ネットでの住所照会を運営管理機関や受託機関でも可能にする等、全国一律の電子的かつ簡素な申請による住所照会を可能とすることを要望するものである。</li> <li>・特に、死亡届出を伴うについては、事業主側では多く給付取得後75歳までの間に運営管理機関経由で受給権者本人から請求いただく取扱いであり、事業主に対し企業年金連合会への情報収集業務の委託を依頼することが困難な状況のため、引き続き検討いただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確定拠出年金や確定給付企業年金において、制度加入者であった方等へ郵便物を送付した際に、郵便物が不届となる場合があります。その場合には、各市区町村の役所に住所照会のための住民票の取寄せを文書で郵送して行っている。その際には、各市区町村の役所に、取寄せ方法や必要書類が異なることも、照会の都度、免許書等の本人確認書類の添付が求められる。</li> <li>・これを効率化する観点から、例えば、現在、確定給付企業年金の事業主・基金や企業型確定拠出年金の事業主と認められている住基ネットでの住所照会を運営管理機関や受託機関でも可能にする等、全国一律の電子的かつ簡素な申請による住所照会を可能とすることを要望するものである。</li> <li>・特に、死亡届出を伴うについては、事業主側では多く給付取得後75歳までの間に運営管理機関経由で受給権者本人から請求いただく取扱いであり、事業主に対し企業年金連合会への情報収集業務の委託を依頼することが困難な状況のため、引き続き検討いただきたい。</li> </ul>	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省 総務省	<p>企業年金連合会は、住民基本台帳法に基づき、住基ネットによる住所照会が可能とされていますが、確定給付企業年金(DB)を実施する事業主・基金や企業型確定拠出年金(DC)を実施する事業主は、自ら住基ネットを利用することはできません。</p> <p>このため、住基ネットを利用できる企業年金連合会が、DBを実施する事業主・基金やDCを実施する事業主から情報収集業務の委託を受け住居情報を開示し、DBを実施する事業主・基金やDCを実施する事業主に対して、住居情報の提供を行うこととしています。</p> <p>また、令和5年5月公表の規制改革実施計画において、公的個人認証サービスを利用して本人確認を行う場合には、本人からの同意を得ることにより顧客の変更後の住所等や、プラットフォーム事業者を通じて、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から取得できる「公的個人認証サービスを利用した最新の利用者情報(基本4情報)提供サービス」が利用可能となっています。</p>	住民基本台帳法第30条の9、別表第一の7の4	対応不可	運営管理機関や受託機関が自ら住基ネットを利用することについて、個人情報保護の観点から、住民基本台帳法による情報提供を受けることのできる主体は住民基本台帳法において、行政機関に限られておりません。利用情報の拡大については、上記の観点から、十分な検討が必要です。 <p>また、DBを実施する事業主・基金やDCを実施する事業主が、企業年金連合会に情報収集業務の委託を行うに取付いた住所情報については、事業主の範囲内かつ適正な管理を前提として、受託機関や運営管理機関に提供することは可能です。</p> <p>また、制度の現状に記載のとおり公的個人認証サービスを利用した最新の利用者情報(基本4情報)提供サービスを利用いただくことで、本人同意は必要となりますが、変更後の住所等を取得することが可能ですので、事業主が必要な準備を行うことで、対応いただくことと考えられます。</p>







規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
352	令和7年1月23日	令和7年2月18日	銀行および銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制の見直し	銀行の業務範囲規制について、寛大にできる業務を限定列挙する方式を廃止し、寛大にできない業務を列挙する方式(ネガティブリスト方式)に見直し。 銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制を拡大する。	○構造的な人口減少・少子高齢化等による人手不足への対応、地政学的な緊縮の高まり等を起因とする資源価格高騰等への対応など、地域の中堅企業が向かい合う課題は山積しており、地方銀行に対する取引先企業の経営改善や地方創生に向けた支援へのニーズは高まっている。 ○改正銀行法(2021年11月25日施行)において、銀行本体の付随業務として、銀行体の経営資源を活用してデジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に資する業務が追加された。今後、多様な顧客ニーズへの迅速な対応や、地方創生への積極的な取り組みを一層進めていくため、銀行に課されている業務範囲規制の考え方を根本的に見直し、寛大にできる業務を限定列挙する方式を廃止していただきたい。 ○寛大にできない業務を列挙する方式(ネガティブリスト方式)となれば、地方銀行は、金融と非金融を組み合わせた幅広いサービスを、より柔軟に提供することが可能となり、地域経済の持続的発展への貢献という使命を一層果たせると考えられる。 ○また、同法において、銀行高度化等会社の業務の外縁が拡大され、銀行の子会社・兄弟会社において、地域の活性化に資する業務など幅広い業務を営むことが可能になったが、それには内閣府大臣の認可を得る必要がある。 ○加えて、銀行・銀行持株会社を頂点とするグループ(以下、銀行グループ)には業務範囲規制が課されている一方、銀行を保有する事業会社グループには同規制は課されておらず、競争条件の公平性が確保されていない。事業会社グループに対し、事後に規制を強化することが現実的ではないとすれば、競争条件の公平性を確保する観点からは、銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制については、撤廃する必要があると考える。 ○銀行および銀行グループに対して業務範囲規制が課せられている趣旨について、一般的に①利益相反取引の防止、②他業リスクの遮断の防止、③本業専念による他業の参入、④他業リスクの排除、⑤他業リスクの排除の防止による防止措置が講じられており、必ずしも業務範囲規制は必要ないと考える。 また、③本業専念による他業の参入については、金融を取り巻く環境変化に伴い、顧客が銀行に求めるサービスが多様化している中で、限定列挙された業務範囲は、時代の変化に柔軟に対応できないと考えられる。 さらに、④他業リスクの排除については、銀行を保有する事業会社グループにおいて、他業リスクが顕在化した事業は業組していない、自己資本比率規制などの他業リスクの抑制を講ずることによって健全性を確保すれば、必ずしも業務範囲規制は必要ないと考えられる。	一般社団法人 全国地方銀行協会	金融庁	銀行本体並びに銀行及び銀行持株会社の子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られています。	銀行法第10条～第12条、第16条の2、第16条の23 銀行法施行規則第17条の3、第34条の16	対応不可	ご提案いただいている銀行本体の業務範囲をネガティブリスト方式とすること及び子会社・兄弟会社の業務範囲規制撤廃については、異種業を営むことによる命や付いた銀行の本業への影響、銀行が異種業を営むことに対する社会的リスク、異種業のリスクの防止、利益相反取引の防止等、多面的な観点からの慎重な検討が必要となるものであり、指留することは困難です。 なお、これまでも、銀行本体・銀行の子会社の業務範囲については見直しがされてきており、提案理由として記載いただいている「多様な顧客ニーズへの迅速な対応や、地方創生への積極的な取り組み」については、銀行法第10条第2項第21号(当該銀行の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該銀行の含む銀行業に係る経営資源を主として活用して営む業務であって、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として当該銀行が営むもの)で規定されている銀行本体の業務や、銀行法第16条の2第1項第15号(情報通信技術その他の技術を活用した当該銀行の含む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれに代するものと見込まれる業務を営む会社)で規定されている子会社の業務により、広く対応が可能とされているものと考えます。
353	令和7年1月23日	令和7年2月18日	2. 不動産仲介業務の解禁 ①銀行または銀行の子会社・兄弟会社による不動産仲介業務の取扱いを解禁する a) 事業承継・相続に係る不動産の売買 b) 事業再生に係る不動産の売却 c) 担保不動産の売却 d) 地方自治体の再開発事業、コンパクトシティ形成事業等に限定した不動産の賃貸	銀行または銀行の子会社・兄弟会社による以下の分野に限定した不動産仲介業務の取扱いを解禁する a) 事業承継・相続に係る不動産の売買 b) 事業再生に係る不動産の売却 c) 担保不動産の売却 d) 地方自治体の再開発事業、コンパクトシティ形成事業等に限定した不動産の賃貸	○現状、地方銀行は、取引先より不動産売買に関する支援をしてほしいとのニーズが寄せられた際には、不動産業者を紹介して対応している。しかし、不動産売買に係る情報を銀行以外の者に知られたくないとする顧客もいる。銀行または銀行の子会社・兄弟会社において不動産仲介業務を行うことができれば、取引先への経営支援をワンストップで提供可能となる。 ○また、地方銀行は、地域に根付いた独自の不動産情報を豊富に保有しており、地域の不動産業者に対して売却先・賃貸借先を推薦紹介することが可能である。地方銀行による紹介・仲介が実行できれば、取引先への支援がワンストップで提供可能となる。 ○また、地方銀行は、地域に根付いた独自の不動産情報を豊富に保有しており、地域の不動産業者に対して売却先・賃貸借先を推薦紹介することが可能である。地方銀行による紹介・仲介が実行できれば、取引先への支援がワンストップで提供可能となる。 ○また、地方銀行は、地域に根付いた独自の不動産情報を豊富に保有しており、地域の不動産業者に対して売却先・賃貸借先を推薦紹介することが可能である。地方銀行による紹介・仲介が実行できれば、取引先への支援がワンストップで提供可能となる。 ○また、地方銀行は、地域に根付いた独自の不動産情報を豊富に保有しており、地域の不動産業者に対して売却先・賃貸借先を推薦紹介することが可能である。地方銀行による紹介・仲介が実行できれば、取引先への支援がワンストップで提供可能となる。	一般社団法人 全国地方銀行協会	金融庁	銀行本体並びに銀行及び銀行持株会社の子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られています。	銀行法第12条、第16条の2第1項、第52条の23第1項	検討を予定	銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難です。
354	令和7年1月23日	令和7年2月18日	2. 不動産仲介業務の解禁 ②信託業金融機関による不動産仲介業務の取扱いを解禁する	信託業金融機関による不動産仲介業務の取扱いを解禁する	○要望項目「2」①銀行または銀行の子会社・兄弟会社による不動産仲介業務の解禁」を直ちに措置することが困難な場合は、信託業金融機関による不動産仲介業務の取扱いを解禁していただきたい。 ○2002年の金融機関の信託業務の運営等に関する法律の改正で、普通銀行本体の信託業務が認められた際、信託業金融機関が定める業務から不動産仲介業務を含む不動産関連業務が除外されたが、同法の施行時に既に存在し、不動産関連業務を営んでいた信託銀行は引き続き当該業務を営んでよいこととされた。 ○制度上、同じ信託業金融機関であるにもかかわらず、一部の銀行のみ不動産関連業務の取扱いが認められていることは不平等である。 ○2002年の改正法律から存在していた信託銀行は不動産業務を扱っていることを考えると、信託業金融機関に不動産業務を戻す意義はない。また、銀行間のイコルフュージョンの観点から規制の不平等が生じている。 ○また、大都市圏を除く地方には信託銀行の店舗が少なく、信託銀行が主力業務としての不動産サービスの提供に関して地域開拓が進んでいない。	一般社団法人 全国地方銀行協会	金融庁	銀行は、一部の信託業金融機関を除き、不動産業務を行うことが禁止されています。	金融機関の信託業務の運営等に関する法律第3条第1項 金融機関の信託業務の運営等に関する法律施行令第3条 金融機関の信託業務の運営等に関する法律施行規則第3条第1項	検討を予定	銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難です。

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の概要		
355	令和7年1月23日	令和7年2月18日	3. 銀行の保有不動産の賃貸の柔軟化	銀行の保有不動産を、地域の事業者等に自由に賃貸できるよう、監督指針を見直す。	<p>○銀行がIT技術等を活用しながら業務効率化を進める中で、店舗等の保有不動産の余剰スペースが増加しており、今後さらに増加する方向にある。こうした中、銀行は、賃貸による余剰スペースの有効活用を検討している。</p> <p>○例えば、次のようなケースである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗の舗装含等により、事業に使用しなくなった土地・建物を賃貸する。</li> <li>・店舗の移設・新設、改装等の際し、事業に必要とされるものよりも広い建物を作り、事業に使用しないスペースを賃貸する。</li> <li>・店舗の駐車場等を賃貸する。</li> <li>・ホテル、社宅等の福利厚生施設を賃貸する。</li> </ul> <p>○銀行の保有不動産は、駅前や繁華街等の好立地に所在し、建物も頑健で駐車場併設していることが多いなど、立地・ハードの両面で優れた特性を有している。このため、地域の事業者等から、銀行の保有不動産を賃貸したいとのニーズが寄せられている。また、建設業者や設計会社等から、銀行店舗等の建築に際して、高層化のうえ外部に賃貸することにより、地域活性化の観点から土地の有効活用を促すなどでの建築を受けたいという声もある。</p> <p>○しかし、銀行が保有不動産を賃貸する場合、金融庁の監督指針上の要件（賃貸等を行わない場合）であること、経営支出が必要最低限にとどまること、賃貸規模が過大でないこと等）を満たしていることを自ら検証しなければならぬ。このため、銀行が賃貸を躊躇し、上記のようなニーズや提案に応えられないケースがある。</p> <p>○現状、「国や地方自治体のほか、地域のニーズや要件等を踏まえ社会的役割を有していると考えられる主体」（以下、公共的主体）からの要請があれば、外部賃貸に係る要件の一部を弾力運用することが認められている。しかし、公共的主体が、自ら保有し、遊休化した不動産を賃貸することが、他家禁止の趣旨（本業専念による効率性の発揮、他家リスクの排除）に反するとは考えにくい。また、銀行は、銀行法や独占禁止法によって、利益相反の弊害を生じさせない態勢整備義務や、優越的地位の濫用の禁止も課せられている。以上のように、銀行が保有不動産を賃貸することにより問題が生じる懸念はないと考えられる。</p> <p>○監督指針の見直しにより、医療、福祉、教育、商業など、地域の生活・インフラに係る事業者等に対し、銀行が保有不動産を自由に賃貸することが可能なれば、地域活性化の促進、にぎわいの創出に大いに貢献できると考えられる。</p> <p>○また、人口減少や超高齢化環境の長期化等によって地方銀行の収益環境が厳しい中、店舗等の保有不動産の減損の可能性を検討しなければならない状況が生じている。自由に賃貸することが可能となれば、保有不動産の経済価値が上がり、減損を回避できる可能性が高まるほか、銀行の収益性改善の一助とも考えられる。</p>	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	銀行による保有不動産の賃貸については、その他の付随する業務（銀行法第10条第2項）として、賃貸の規模等一定の要件のもとで行うことが可能となっております。また平成29年9月の監督指針の改正により、自治体等の公共的な役割を有する主体からの要請に基づき賃貸を行う場合には、地方創生や中心市街地活性化の観点から、保有不動産の賃貸の規模や期間について柔軟に判断しても差し支えないこととしております。	主要行等向けの総合的な監督指針V-3-2(4) 中から地域金融機関向けの総合的な監督指針4-2-2(2)(4)	検討を予定	保有不動産の賃貸に係る要件については、他家を営むことによるリスクの遡断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他家禁止の趣旨を踏まえて記載しているところ、更なる緩和の案については、当該観点から慎重に検討する必要がある。他方、銀行等が、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、引き続き検討を行います。	
356	令和7年1月23日	令和7年2月18日	4. 銀行持株会社に係る保有不動産の賃貸の解禁	銀行持株会社が保有する不動産の余剰スペースの外部賃貸を認める。	<p>○銀行持株会社は、持株会社グループの経営管理およびこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。</p> <p>○現状、銀行持株会社が保有する不動産に余剰スペースが生じても、外部の事業者に賃貸することは認められていない。</p> <p>○銀行が保有不動産を賃貸できる範囲（その他の付随業務）の範囲と同程度まで、銀行持株会社が保有する不動産の余剰スペースを賃貸することが可能なれば、医療、福祉、教育、商業など、地域の生活・インフラに係る事業者等に賃貸し、地域活性化の促進、にぎわいの創出に大いに貢献できると考えられる。</p> <p>○銀行持株会社は、グループに属する会社に対しては、従前と同様に、保有不動産のグループ企業間での貸付も認められる。余剰スペースに限定すれば（「その他付随業務」と同程度に限定）、貸賃先をグループ企業から第三者へ広げても、銀行持株会社によるグループの経営管理が確かなこととは考えられない。</p>	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	銀行持株会社の業務範囲は、グループの経営管理及びこれに附帯する業務に限られており、銀行持株会社が保有する不動産を外部の事業者に賃貸することは認められておりません。なお、銀行による保有不動産の賃貸については、その他の付随する業務（銀行法第10条第2項）として、賃貸の規模等一定の要件のもとで行うことが可能となっております。また平成29年9月の監督指針の改正により、自治体等の公共的な役割を有する主体からの要請に基づき賃貸を行う場合には、地方創生や中心市街地活性化の観点から、保有不動産の賃貸の規模や期間について柔軟に判断しても差し支えないこととしております。	主要行等向けの総合的な監督指針V-3-2(4) 中から地域金融機関向けの総合的な監督指針4-2-2(2)(4)	検討を予定	銀行持株会社の業務範囲は、銀行持株会社グループの経営の健全性確保の観点から、グループの経営管理及びこれに附帯する業務に限られていくところ、緩和の実現については当該観点から慎重に検討する必要があります。他方、銀行持株会社がグループが、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、引き続き検討を行います。	
357	令和7年1月23日	令和7年2月18日	5. 継続的顧客管理に関する顧客の回答義務化	マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策のための継続的顧客管理に対する顧客の回答を義務化する。	<p>○マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策のため、銀行は、定期的な顧客情報を確認し、その結果を踏まえて顧客のリスク評価の見直し等を行う継続的顧客管理を行うことが求められている。「マネー・ローンダリング対策」に関する行動計画（2024～2026年度）（2024年4月17日公表）においては、継続的顧客管理について、実効性を確保していくことが掲げられている。</p> <p>○銀行は、定期的な顧客情報の確認のため、コストをかけた顧客に対する調査票の郵送等を行っているが、継続的顧客管理に対する顧客の理解が進んでおらず、回答率が低い状況にある。</p> <p>○マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策以外では、継続的顧客管理をした場合に、銀行が顧客の口座を閉鎖するよう、制度上で明確化されているケースもあると示している。</p> <p>○法令上、銀行の調査に対する顧客の回答が義務づけられれば、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の高度化・効率化を図ることが期待される。</p> <p>○昨年年度要請に対し、警察庁・金融庁は「特定取引がなされる機会をとおして取引時確認を行う場合において、（中略）取引時確認に応じない顧客に対しては取引履行を拒むことができる」と回答しているが、特定取引（注）がなされる機会が限定されている。「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策」に関するガイドラインでは、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策」が厳しく判断した顧客については、定期的な顧客情報の調査頻度の増加等を図るとをめぐり、リスクに応じた厳格な顧客管理を実施することとされている。このため、当該機会における取引時確認だけでは不十分なケースがあり、別途、銀行は継続的顧客管理に係る調査を行っている。</p> <p>（注）200万円を超える大口現金取引等の取引、および取引顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引。</p> <p>また、警察庁・金融庁は「約款にあらかじめ、本人特定事項に変更があった場合又は特定事業者が届出を求めた場合には当該事項を特定事業者に届け出べき旨及びこれらの届出を行わない場合には取引を制限する旨を提示し込むことにより、顧客の同意を得られることとなる」と回答しているが、「顧客からの回答がない」という事実も特定事業者が届出を求めた場合に適用している。しかし、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」において、「マネー・ローンダリング資金供与対策の名目で合理的な理由なく（謝絶等を行わないこと）とされ、同ガイドラインのAQIにおいて、「マネー・ローンダリング資金供与対策の名目で合理的な理由なく（謝絶等を行わないこと）とされ、同ガイドラインのAQIにおいて、「マネー・ローンダリング資金供与対策の名目で合理的な理由なく（謝絶等を行わないこと）とされ、同ガイドラインのAQIにおいて、これ以上手段を尽くすことが困難な状況になった場合、当該顧客に対してどのような対応を行うことが必要か」として、リスクに応じて、総合的に検討する」とされる中、顧客からの回答がないのみをもって取引制限をすることは困難である。</p>	一般社団法人全国地方銀行協会	警察庁 金融庁	金融機関等の特定事業者は、取引時確認、取引記録等の保存、残債の取り出し等の届出等の措置を的確に行うため、当該取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずることとされています。また、金融庁は、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」において、金融機関等に対し、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・取引類型や顧客属性等に留意し、これらに係る自らのリスク評価や取引モニタリングの結果も踏まえながら、調査の対象及び頻度を含む継続的顧客管理の方針を決定し、実施することを含めた、継続的な顧客管理を実施すること。</li> <li>・必要とされる情報の提供を利用者から受けられないなど、自らができる適切な顧客管理を実施できないと判断した顧客・取引等については、取引の謝絶を行うこと等を含め、リスクを遡断を図ることを検討すること。</li> </ul> 等を求めるとともに、ガイドラインで対応を求めている事項に関する完了期限（2024年3月）を定めて、各金融機関を通じて、各金融機関等に態勢の整備を要し、各金融機関より結果の報告（2024年4月）があり、当該結果を受けた態勢整備状況の確認を実施しているところです。	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第5条、第6条、第7条、第8条及び第7条	銀行による収益の移転防止に関する法律（平成20年法律第20号）第6条及び第7条	謝絶票の届出は、昨年年度と同様に、①取引時確認事項に係る最新の情報について、特定事業者が顧客に質問した場合に顧客から回答が得られることを法的に担保したい、②顧客が質問に応じない場合の当該顧客との取引の制限を制度化してほしい、という点にあると考えております。これらの点については、特定取引がなされる機会をとおして取引時確認を行う場合において、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第5条に基づき、取引時確認に応じない顧客に対しては取引履行を拒むことができるほか、その他の機会に顧客に質問する場合でも、例えば、約款にあらかじめ、本人特定事項に変更があった場合に本人特定事業者が届出を求めた場合に当該事項を特定事業者に届け出るべき旨及びこれらの届出を行わない場合には取引を制限する旨を提示することにより、顧客の回答を得られやすくなると考えております。	



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
361	令和7年1月23日	令和7年2月18日	10. 在留カード等におけるアルファベット氏名の記載の必須化	在留カード・特別永住者証明書の発行において、アルファベット氏名の記載を必須とする。	○銀行は、外国為替及び外国貿易法に基づく経済制裁措置に対応するため、取引等の相手方が制裁対象でない旨を確認している。 ○上記記載の場として、財務省「外国為替取扱い等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン」において、銀行等の外国為替取引取扱業者には、顧客のアルファベット名を情報システム等に登録し、フルカミングすること等が定められている。また、アルファベット名を把握していない顧客の預金口座等については、顧客と接続する機会等をとらえてアルファベット名の入手に努めることとされている。 ○他方で、外国人顧客の口座開設時において、当該顧客から提示を受けた在留カード・特別永住者証明書の本人確認書類にアルファベット名が記載されていないケースがある。 ― 出入国管理及び難民認定法施行規則において、在留カードの氏名はローマ字により表記するものとされているが、ローマ字氏名を表記することにより著しい不利益を被るおそれがあることその他の特別の事情があるとき、ローマ字氏名を省略することができるとされている。 なお、「特別の事情」の具体例としては、特別永住者・永住者であった日本出生した者や、朝鮮籍の者等、有効な旅券を提示できない場合が挙げられる。 ○本人確認書類にアルファベット氏名を確認できない場合は、別途、顧客に公約書類（住民票等）の追加提出を求め、ヒアリング等により確認しているが、顧客・銀行の双方にとっての負担となっている。また、ヒアリングによりアルファベット氏名を確認する場合、告知おそれ等のおそれもある。 ○在留カード・特別永住者証明書のアルファベット氏名の記載を必須とすることで、顧客・銀行双方の負担が軽減されるほか、マネーロンダリングおよびテロ資金供与対策の管理の高度化に寄与すると考えられる。	一般社団法人 全園地方銀行協会	法務省 財務省 金融庁	在留カード及び特別永住者証明書(以下「在留カード等」という。)の氏名については原則ローマ字で記載することとしていますが、ローマ字により氏名を表記することにより中期滞在者が著しい不利益を被るおそれがあることその他の特別な事情があると認めるときは、ローマ字に代えて、漢字等を使用した氏名を表記できることとしています。	・出入国管理及び難民認定法施行規則第19条の6第1項及び第19条の7第4項 ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法施行規則第4条第1項及び第5条第4項	対応不可	在留カード等の氏名表記を例外なくローマ字とした場合、ローマ字氏名を表記することにより著しい不利益を被るおそれがあることその他の特別な事情がある者への配慮を欠くこととなるため、対応困難です。
362	令和7年1月23日	令和7年2月18日	11. 銀行の保険窓口に係る葬儀防止措置の廃止または緩和	銀行の保険窓口に係る葬儀防止措置の廃止または緩和	○現状、銀行の保険窓口に係る圧力販売は悪化しているにもかかわらず、葬儀防止措置によって、金融サービスのワンストップ化が達成できず、融資先からの申込みを断絶させるを得ないなど、顧客の利便性が著しく損なわれている。 ○例えば、法人の経営者からは、万一の場合に備える生命保険や、火災、賠償責任等に備える損害保険など、事業活動を支えるリスクを軽減する法人向けの保険について、融資先に対するコンサルティングの一環として販売してほしいとの声が多く聞かれている。しかし、こうしたニーズに対応できず、葬儀防止措置により、できない状況にある。 ○昨年度要望に対し、金融庁は「葬儀防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしている」と回答している。保険窓口に係る状況には次のような変化が生じており、葬儀防止措置の見直しの必要が生じていると考える。 ― 銀行は、顧客本位の業務運営体制（ワンストップ・フェューチャー）の観点から、わかりやすい情報提供、個別の顧客にふさわしいサービスの提供、手数料の明確化等に取り組んでいる。 ― 銀行の保険ショップなど、顧客が保険購入を目的に来店することが明白である場合や、ウェブページ・スマートフォアプリ等による完全非接触型での契約締結する保険販売は、圧力販売とは異なり、顧客の意思に基づき行われる。 ― 直ちに葬儀防止措置を廃止することが困難な場合、以下のような緩和と措置いただきたい。 a) 葬儀防止措置の対象となる生命保険のうち、追加加入困難性がないことと葬儀防止措置の必要がない。最近、台風や豪雨など大規模な災害が多発していることを受け、取引先の危機意識が高まり、天災に備える損害保険を積極的にほしいという要望が増えている。 2017年7月1日、中小企業の事業継続力強化の支援を行うこと等を目的とした「中小企業強靱化法」が施行された。本法に基づき基本方針において、中小企業は、自然災害発生時にも事業活動を継続できるよう、損害保険への加入等のリスクファインズ対策を講ずる必要があるとしている。銀行による取引先への損害保険の販売は、本法律の趣旨に沿うものである。 b) 融資先（従業員50人以下）の従業員を融資先販売規制の対象外とする 役員等ではない従業員は自らの勤務先がどの銀行から融資を受けているかを知らないことが多い。家計における安定的な資産形成が求められる中、本規制は、保険を活用した資産形成や債権の充実に資するための提案を阻害している。 c) 特別地域金融機関の小口規制を緩和する 特別地域金融機関（注）は、1契約者あたりの返済保険金額・給付金額に制限（小口規制）があり、顧客の必要保障額を満たす保険提案を行うことができないケースが多く、顧客利便性を著しく損ねている。1契約者あたりの返済保険金額・給付金額の上限を引き上げるべきである。 （注）特別地域金融機関の場合、融資先販売規制の対象となる法人の従業員数が50人以下（特別地域金融機関でない場合50人以下）に緩和される一方、販売商品が小口に限定される。 d) 非公開情報保護措置の適用除外の範囲を拡大する 非公開情報保護措置は、銀行が固有業務を行うことを通じて得た顧客情報を保険募集に利用すること等を禁止している。本規制は、銀行にのみ課されており（例えば証券会社等は対象外）、合理性がない。直ちに廃止することなどが困難な場合、まずは保険募集の準備行為（保険の募集を目的としたリストの作成等）を本規制の対象外としたい。	一般社団法人 全園地方銀行協会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような葬儀防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タレント規制 ・担当区分規制 ・預金と信託防止措置	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 葬儀防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ― 融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ― 預金と信託防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の葬儀防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	検討を予定	
363	令和7年1月23日	令和7年2月18日	12. 生命保険の募集に係る構成員契約規制の廃止	生命保険の募集に係る構成員契約規制の廃止	○生命保険募集人（銀行等）と「密接な関係」（一定の資本関係や人事交流等）を有する法人の役員等に対しては、当該役員が自らの意思で保険商品の購入を銀行等に申し出た場合であっても、銀行等は当該商品の説明すべからざるべきことになっている。本規制は顧客の利便性を損ない、銀行等における生命保険販売の障壁となっている。 ○銀行から役員が出向している法人は、役員が実際に、法的関係が明確とみなされる。その結果、銀行から担当者が1名だけ出向している先や役員数が数百名超の大企業など圧力販売が起り得ない先まで規制対象となるなど、不合理な規制となっている。例えば、地方銀行の地域、地域の企業や大学等から人員の派遣要請を受け、企業等が人事手配の対応や地方銀行への員数の確保から、それに応じケースが増加しているが、そうした場合でも出向先の全役員等に対して生命保険募集はできない。 ○加えて、銀行等が生命保険を募集する際は、商品内容やリスク等の説明を行う前に顧客の勤務先を確認する必要がある。個人情報への関心が高まる中、このような不自然な確認業務を行うことにより、顧客に無用な不快感を惹起する恐れがある。 ○保険窓口に係る圧力販売については、独占禁止法の禁止規定が存在しているほか、要望項目11、銀行の保険窓口に係る葬儀防止措置の廃止または緩和と並べた悪化状況を踏まえれば、本規制は不要である。 ○直ちに本規制を廃止することが困難な場合、生命保険募集人と関係性を有する法人に対して、役員でなく一般職員としてのみ出向している場合や、出向人数が僅少である等の圧力販売が起り得ない先について、本規制の対象外とすることを措置いただきたい。 ○昨年度要望に対し、金融庁は「検討を予定」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。	一般社団法人 全園地方銀行協会	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係をする者（法人）の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第23号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-①(1)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑みられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。





規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
372	令和7年1月23日	令和7年2月18日	個人番号(マイナンバー)の銀行業務・事務における活用	個人番号(マイナンバー)を銀行の業務・事務で活用することを可能とする。	○2024年4月1日、「預貯金等の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」が施行され、銀行は、マイナンバーの預貯金口座行番の促進に向けて取り組みを進めている。 ○最新の住所等の基本4情報の提供が2023年5月に開始されるなど、政府等においてマイナンバーの活用が進められているが、マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の分野でのみ活用可能となっており、銀行の業務・事務では活用できない。 ○銀行が業務・事務にマイナンバーを活用することが可能になれば、業務・事務の効率化につながる。例えば、顧客が複数の口座を保有している場合、マイナンバーをキーとした検索を行うことで当該顧客の口座の特長が容易になり、住所・氏名変更や貸付保証手続等について、より効率的な対応が可能となる。さらに、銀行の顧客データベースが豊富に蓄積されていること、マネー・ローンディングおよび預金貸付と対策のための継続的顧客管理の効率化・実効性向上につながる。 ○昨年要望に対し、デジタル庁・金融庁・総務省は「対応」と回答しているが、要望の一部に対応されたものと認識している。社会保障・税・災害対策の分野に限らず、個人番号(マイナンバー)を銀行の業務・事務で活用することを可能とするよう、検討していただきたい。	一般社団法人 全国地方銀行協会	デジタル庁 金融庁	・個人番号を利用することができる者及び利用することができる者の種類については、番号利用法第9条各条項において規定されており、当該規定の範囲内で、当該事務処理に必要な限度においてのみ個人番号を利用することができます。 ・令和7年のマイナンバー法の改正により、社会保障制度、税制、災害対策分野以外の行政手続においてもマイナンバーの利用の促進を図ることとしています。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	その他	・個人番号の利用範囲については、幅広く利用できるようにすることが国民の利便性向上に資するとのご意見がある一方、プライバシー保護等の面から幅広く利用することを含むもの、一攫にあらゆる業務における特定の個人番号の利用については、個人情報保護への懸念も踏まえ、国民の理解を待つ、適切に対応してまいります。	
373	令和7年1月23日	令和7年2月18日	22. 行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等の電子化 (a) 総務省からの納税に係る口座振替依頼	行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等について、書面を廃止し電子化する。 (a) 総務省からの納税に係る口座振替依頼	○現状、行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等が書面で送付され、書面ベースでの事務処理に係る負担(現物保管、期日管理等に係る負担)が課題となっている。例えば、以下のようなケースがある。 (a) 総務省からの納税に係る口座振替依頼 国税の振替納税(注)については、納税者が口座振替依頼書を申請期限まで(総務省等に提出することになっている。国税庁は、総務省に提出された依頼書を取りまわし、各銀行の口座振替の事務処理を行う事務センター等)に対し、データ形式で送付している。 (注)納税者名義の預貯金口座から、口座引落しにより国税(申告所得税、消費税等)を納付する手続は、事前に総務省または希望する金融機関に対し、振替依頼書を提出する必要があるが、次回以降は自動的に振替納税が行われる。 しかし、申請期限を超過した口座振替依頼については、総務省から速即口座のある銀行の営業店に対し、個別に書面で送付されている。これにより、口座振替の手作業での処理や、口座振替結果に係る返送等の事務が発生している。 ○昨年要望に対し、総務省は「従前よりe-Tax方式の利用拡大に取り組みしているところ、引き続きご協力いただきたい」と回答しているが、e-Tax方式を利用しては、申請期限を超過した口座振替依頼については、総務省から銀行へ書面で送付される対応となっており、申請期限超過後の口座振替依頼についてもe-Tax方式で送付可能となること等により、金融機関がe-Tax方式を利用しやすい環境を整え、総務省から銀行へ紙媒体での口座振替依頼の送付がなくなるよう推進していただきたい。 ○口座振替依頼や振込依頼が書面でなく電子化されれば、銀行はもとより、口座振替・振込を依頼する行政機関等においても、事務負担の軽減や郵送費用の削減等につながるものと考えられる。	一般社団法人 全国地方銀行協会	財務省	国税の口座振替に係る依頼書は、オンライン(e-Tax)により提出する方法を導入しており、電子化に対応しています。 国税の口座振替に係る依頼書は、データ交換方式(DV)又はe-Taxと書面方式があり、内訳としては、データ交換方式のDVが約7割、e-Taxが約2割と全体の約98%を電子化しており、残りの約2%が書面の納付書を各金融機関に送付しています。	国税通則法第34条、34条の2	検討を予定	国税の振替納税については、大多数が定まった日に口座引き落としを行っているものの、申請期限に関らず消費税中間分のような件数が少ない場合については、紙の納付書の処理を行っていることから、総務省・金融機関間にも事務コストがかかっていると認識しております。 この課題を解決するためには、総務省と金融機関がオンラインで納付書情報のやりを行うことが重要であると考えられるため、従前よりe-Tax方式の利用拡大に取り組んでおります。 紙の納付書の処理を行っている分につきましては、多くの金融機関においてe-Tax方式を活用していただくことを前提として、更なるオンライン化について引き続き考えてまいります。引き続きご協力いただけますようお願いいたします。	
374	令和7年1月23日	令和7年2月18日	22. 行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等の電子化 (b) 年金事務所からの高齢任意加入の厚生年金保険料納付に係る口座振替依頼	行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等について、書面を廃止し電子化する。 (b) 年金事務所からの高齢任意加入の厚生年金保険料納付に係る口座振替依頼	○現状、行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等が書面で送付され、書面ベースでの事務処理に係る負担(現物保管、期日管理等に係る負担)が課題となっている。例えば、以下のようなケースがある。 (b) 年金事務所からの高齢任意加入の厚生年金保険料納付に係る口座振替依頼 高齢任意加入の厚生年金保険料納付には、一部の年金事務所が該当口座のある銀行の営業店に対し、個別に書面で送付される。 ○昨年要望に対し、厚生労働省は「日本年金機構において、システムの刷新を行っているため、現時点においては、高齢任意加入の厚生年金保険料納付に対するシステム改修の取組が完了している」と回答しているが、日本年金機構のシステム刷新の現状や、本要望に関するシステム改修がいつ実行される見込みか、具体的に回答していただきたい。 ○口座振替依頼や振込依頼が書面でなく電子化されれば、銀行はもとより、口座振替・振込を依頼する行政機関等においても、事務負担の軽減や郵送費用の削減等につながるものと考えられる。	一般社団法人 全国地方銀行協会	厚生労働省	厚生年金保険法第4条の3第7項、第83条の2	対応不可	現状、口座振替事務は、社会保障料の口座振替納付に係る契約において、「社会保障料の預金口座振替取扱要領」(以下「取扱要領」)により、に基づき行われているところである。 口座振替依頼書や依頼書の電子化は取扱要領を定めており、当該仕様と電子化を併用して作成するにあたっては、日本年金機構の社会保険オンラインシステムによって作成するほか、現在、日本年金機構においては、システム刷新を行っているため、取扱要領においては、高齢任意加入の厚生年金保険料納付にかかわる口座振替依頼の取組の変更に係るシステムの改修を行うことは困難です。		
375	令和7年1月23日	令和7年2月18日	22. 行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等の電子化 (c) 自衛隊からの各種振込依頼(委託国庫送金の書面での依頼)	行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等について、書面を廃止し電子化する。 (c) 自衛隊からの各種振込依頼(委託国庫送金の書面での依頼)	○現状、行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等が書面で送付され、書面ベースでの事務処理に係る負担(現物保管、期日管理等に係る負担)が課題となっている。例えば、以下のようなケースがある。 (c) 自衛隊からの各種振込依頼(委託国庫送金の書面での依頼) 自衛隊からの各種振込依頼については、自衛隊から日本銀行を通じて、日本銀行の代理店となっている銀行の営業店に対し、書面で送付される(委託国庫送金の書面での依頼)。 ○昨年要望に対し、防衛省は「今後、支払単位やシステム構築・改修も含めて、支払単位の移行を進めていく」と回答しているが、書面の依頼の削減が図られている現状がある一方、以上のとおりではない地域もある。全国的に書面の依頼が減少するよう、防衛省には、各地域での取組状況に差異がないか確認していただきたい。また、支出官へへの移行を推進していただきたい。 ○口座振替依頼や振込依頼が書面でなく電子化されれば、銀行はもとより、口座振替・振込を依頼する行政機関等においても、事務負担の軽減や郵送費用の削減等につながるものと考えられる。	一般社団法人 全国地方銀行協会	防衛省	○ 国の支出は、各省各庁の長の委任を受けた支出官が行う支出官払が原則ですが、自衛隊においては、その運用や任務の特殊性を踏まえて、資金前渡官による支払(振込または現金による資金前渡払)が行われています。 ○ 支出官払においては、資金システムを用いて債権者へ電匯振込で支払うことが通常ですが、資金前渡の場合は、ご提案項目に記載のように、口座振替(振込依頼)が書面によってなされています。 ○ これに関して、会計業務の効率化に向けた改修計画(平成28年7月29日経費・会計等業務効率化推進会議議決)においても、資金前渡払から支出官へへの移行が完了しております。	なし	対応	○給付等の一部の経費については、既に支出官払へ移行済みです。 ○その他の経費については、政府の方針に即し、支払単位の見直しやシステム構築・改修に対応中です。 その上で各地域での取組状況に差異はなく、システム構築・改修が完了次第、全国的に支出官へへの移行が進みます。 また、制度の現状とご相談のとおり、自衛隊においては、その運用や任務の特殊性を踏まえて資金前渡官による支払が必要な場合が一定程度残るため、完全な支出官へへの移行(資金前渡払の廃止)は難しいものと考えております。	
376	令和7年1月23日	令和7年2月18日	22. 行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等の電子化 (d) 戦没者等の遺族等に対する記名国債(特別甲型国庫債券)の交付	行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等について、書面を廃止し電子化する。 (d) 戦没者等の遺族等に対する記名国債(特別甲型国庫債券)の交付	○現状、行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等が書面で送付され、書面ベースでの事務処理に係る負担(現物保管、期日管理等に係る負担)が課題となっている。例えば、以下のようなケースがある。 (d) 戦没者等の遺族等に対する記名国債(特別甲型国庫債券)の交付 戦没者等の遺族等に対する甲型国債は、記名国債(特別甲型国庫債券)をもって交付することとされている。日本銀行の代理店となっている銀行においては、記名国債の交付や国庫金の支払いに係る事務負担が重くなっている。 ○昨年要望に対し、厚生労働省は「受給者である遺族と関係者からは、国債による支給が欲しいという意見を多くいただいていた。1965年の創設以来根柢に親しいご縁を重んじて、受給者との関係性を踏まえ、国債による支給を望む方々が増えつつあることについては理解するが、振込による支給を望む方々が増えつつあることについては、国債による支給への取組を進めたい」と回答している。国債による支給を望む方々が増えつつあることについては、国債による支給への取組を進めたい。 ○口座振替依頼や振込依頼が書面でなく電子化されれば、銀行はもとより、口座振替・振込を依頼する行政機関等においても、事務負担の軽減や郵送費用の削減等につながるものと考えられる。また、戦没者等の遺族等に対する甲型国債(記名国債)の券面による交付ではなく振込により支給されれば、銀行はもとより、受取人(遺族等)の利便性も向上するものと考えられる。	一般社団法人 全国地方銀行協会	厚生労働省	・先の大戦で国に殉じた軍人軍属等の方々を思いをいたし、戦後20周年、30周年、40周年、50周年、60周年、70周年といった特別な機会を捉え、国として甲型の意を表すため、一定範囲の遺族に対して特別甲型国債を支給いたします。 ・支給は無条件での記名国債の交付により行われ、毎年の償還日に均等に支払いを受けます。 ・平成27年から、償還の高齢化等を踏まえ、5年償還の国債を5年ごとに2回交付するとともに、償還額を年万円で増額しています。 ・平成27年改定分の国債の交付分は、令和2年4月1日より請求受付を開始し、令和5年3月31日に請求受付を終了しました。	戦没者等の遺族に対する特別甲型国債(100年)第5条	対応不可	・甲指債については、特別甲型国債は国としての甲型の意を表すために支給しているものであり、国としての甲型の意を表す方々に一掃実施したくためには、交付国債という形あるもので支給することが適当と考えられており、追加的な選択は行いません。また、追加的な選択は行いません。 ・また、従来の国債による支給の事務に加え、振込支給に関する事務(振込処理、口座情報管理等)が新たに発生し、併存すること、支取事務を伴って遅れが生じる恐れがあり、受給者の利益の観点からも、国債による償還が適当であると考えています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
377	令和7年1月23日	令和7年2月18日	22. 行政機関等から口座振替依頼や振込依頼等の電子化	行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等が書面ベースでの事務処理に係る負担(現物保管、期日管理等に係る負担)が課題となっている。例えば、以下のようなケースがある。 (e) 地方公共団体からの国民健康保険団体連合会指定の振込用紙による振込依頼 地公体からの各都道府県の国民健康保険団体連合会(以下、国保連)への振込については、多くの地公体において、銀行の営業店に対し、書面により依頼されている。また、振込人名の前に、指定の10桁の番号を入力して送金することを求められる。銀行が当該10桁の番号を手入力している。振込用紙は国保連指定の書式となっており、銀行の振込用紙と異なるため、1件ずつ振込処理する必要があるほか、さらに、国保連の取りまめ金融機関宛てに、納入通知書を郵送する必要がある、事務負担となっている。 (e) 地方公共団体からの国民健康保険団体連合会指定の振込用紙による振込依頼 昨年度要望に対し、厚生労働省「提案については、国民健康保険中央会より国民健康保険団体連合会へ情報提供はしていた」と回答しているが、対応に改善が見られない地域も多い。書面ではなくデータ伝送によって振込依頼を行う地公体も存在するため、厚生労働省より国民健康保険中央会等に対し、そのような好事例を機展願するよう依頼いただきたい。	○現状、行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等が書面で送付され、書面ベースでの事務処理に係る負担(現物保管、期日管理等に係る負担)が課題となっている。例えば、以下のようなケースがある。 (e) 地方公共団体からの国民健康保険団体連合会指定の振込用紙による振込依頼 地公体からの各都道府県の国民健康保険団体連合会(以下、国保連)への振込については、多くの地公体において、銀行の営業店に対し、書面により依頼されている。また、振込人名の前に、指定の10桁の番号を入力して送金することを求められる。銀行が当該10桁の番号を手入力している。振込用紙は国保連指定の書式となっており、銀行の振込用紙と異なるため、1件ずつ振込処理する必要があるほか、さらに、国保連の取りまめ金融機関宛てに、納入通知書を郵送する必要がある、事務負担となっている。 (e) 地方公共団体からの国民健康保険団体連合会指定の振込用紙による振込依頼 昨年度要望に対し、厚生労働省「提案については、国民健康保険中央会より国民健康保険団体連合会へ情報提供はしていた」と回答しているが、対応に改善が見られない地域も多い。書面ではなくデータ伝送によって振込依頼を行う地公体も存在するため、厚生労働省より国民健康保険中央会等に対し、そのような好事例を機展願するよう依頼いただきたい。	一般社団法人 全国地方銀行協会	厚生労働省	地方公共団体からの国民健康保険団体連合会(以下、国保連)への振込方法については、国保連ごとに現状が異なっています。 いくつかの国保連に確認したところ、国保連指定の振込用紙はありますが、使用を必須とはしておらず、また、インターネットバンキングの導入や口座振替依頼の手続きへの移行を進めている国保連もあると承知しております。	なし	現行制度下 で対応可能	昨年、いただいた提案については国民健康保険中央会を通じて国保連へ情報提供させていただいたところですが、好事例などを機展願することは、事務負担軽減等にも資することになりますので、今後、国民健康保険中央会を通じて国保連に周知したいと考えております。
378	令和7年1月23日	令和7年2月18日	22. 行政機関等から口座振替依頼や振込依頼等の電子化	行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等が書面ベースでの事務処理に係る負担(現物保管、期日管理等に係る負担)が課題となっている。例えば、以下のようなケースがある。 (f) 地方公共団体からの全国市町村職員共済組合連合会指定の振込用紙による振込依頼 地公体からの各都道府県の市町村職員共済組合への振込については、地公体から銀行の営業店に対し、書面により依頼される。振込用紙は全国市町村職員共済組合連合会指定の書式となっており、銀行の振込用紙と異なるため、1件ずつ振込処理する必要がある、事務負担となっている。 昨年度要望に対し、総務省は「まずは、地方公共団体から地方公務員共済組合への払い込みがどのように行われているのか実態を把握し、その対応の可否について検討していく」と回答している。実態把握の結果や、それを踏まえた対応方針について回答いただきたい。	○現状、行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等が書面で送付され、書面ベースでの事務処理に係る負担(現物保管、期日管理等に係る負担)が課題となっている。例えば、以下のようなケースがある。 (f) 地方公共団体からの全国市町村職員共済組合連合会指定の振込用紙による振込依頼 地公体からの各都道府県の市町村職員共済組合への振込については、地公体から銀行の営業店に対し、書面により依頼される。振込用紙は全国市町村職員共済組合連合会指定の書式となっており、銀行の振込用紙と異なるため、1件ずつ振込処理する必要がある、事務負担となっている。 昨年度要望に対し、総務省は「まずは、地方公共団体から地方公務員共済組合への払い込みがどのように行われているのか実態を把握し、その対応の可否について検討していく」と回答している。実態把握の結果や、それを踏まえた対応方針について回答いただきたい。	一般社団法人 全国地方銀行協会	総務省	地方自治体から共済組合への掛合・負担指定の振込方法について、インターネットバンキングを利用して振込を行っている地方自治体もあれば、共済組合指定の振込用紙を用いて金融機関に対して振込依頼を行っている地方自治体もあるところ。	なし	検討中	現状を受け、振込依頼を行う地方公務員共済組合に対し、地方自治体が進めるインターネットバンキングの活用等による公費削減のデジタル化の取組をまたたけに対応してまいりたい。
379	令和7年1月23日	令和7年2月18日	23. 地方公共団体の支出における小切手振出の廃止	地方公共団体の支出にあたっての小切手振出を不要とする等により、インターネットバンキングによる口座振替への移行等を推進する。	○政府の「成長戦略実行計画」(2021年6月18日閣議決定)では、「本年夏を目途に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求めることで、5年後の約束手形の廃止に向けた取組を促進する」「小切手の全面的電子化を図る」とされた。 ○これを受け、銀行界は、2026年度末までに、手形・小切手の交換枚数をゼロにする目標を掲げ、インターネットバンキング(以下、IB)等の電子決済サービスの利便性向上、地公体を含む取引先への導入促進に取り組んでいる。その一環として、小切手帳の新規発行停止の方針を決定した金融機関も増えてきている。 ○今後、小切手帳の新規発行停止の方針を決定する金融機関は増加する見込みであり、地公体における支出についても、小切手の振出からIB等の電子決済サービスに切り替える必要がある。総務省からも、地公体向け環境において、IBによる口座振替の方法により支出することが可能である旨を通知いただいているが、地公体の取引の現場では、以下の課題も課題となっている。 ①地方自治法第232条の6第1項および関係法令第168条の3第2項の規定により、「支出方法の原則は小切手であり、IBは、支出にあたって必要な会計管理者の通知を充足できない」として、IB等の利用に促してはならない。 ②IBによる支出を行っている地公体においても、メインの会計口座とは別に、IBによる振込用口座を開設し、上記の会計管理者の通知を充足するために、個別、わざわざ小切手帳を用いて、メインの会計口座から振込用口座への資金移動を指示したうえで、振込用口座から債権者の口座へ振込を行っているケースがある。そのため、小切手の削減につながっていないうえ、地公体も金融機関もIBを用いる事務負担削減効果を享受できていない。 ○これらの課題を踏まえ、総務省において、次の対応を依頼いただきたい。 ①IB等の利便性向上、金融機関における小切手帳の新規発行停止の動向を踏まえ、地方自治法第236条の6第1項および関係法令第168条の3第2項を改正し、地公体の支出にあたっての小切手の振出や、紙媒体での「会計管理者の通知」を不要とする。 ②「会計管理者の通知」については、IBによる口座振替をもつて同通知に当たるという解釈を、地公体への通達等により改めて周知する。	○政府の「成長戦略実行計画」(2021年6月18日閣議決定)では、「本年夏を目途に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求めることで、5年後の約束手形の廃止に向けた取組を促進する」「小切手の全面的電子化を図る」とされた。 ○これを受け、銀行界は、2026年度末までに、手形・小切手の交換枚数をゼロにする目標を掲げ、インターネットバンキング(以下、IB)等の電子決済サービスの利便性向上、地公体を含む取引先への導入促進に取り組んでいる。その一環として、小切手帳の新規発行停止の方針を決定した金融機関も増えてきている。 ○今後、小切手帳の新規発行停止の方針を決定する金融機関は増加する見込みであり、地公体における支出についても、小切手の振出からIB等の電子決済サービスに切り替える必要がある。総務省からも、地公体向け環境において、IBによる口座振替の方法により支出することが可能である旨を通知いただいているが、地公体の取引の現場では、以下の課題も課題となっている。 ①地方自治法第232条の6第1項および関係法令第168条の3第2項の規定により、「支出方法の原則は小切手であり、IBは、支出にあたって必要な会計管理者の通知を充足できない」として、IB等の利用に促してはならない。 ②IBによる支出を行っている地公体においても、メインの会計口座とは別に、IBによる振込用口座を開設し、上記の会計管理者の通知を充足するために、個別、わざわざ小切手帳を用いて、メインの会計口座から振込用口座への資金移動を指示したうえで、振込用口座から債権者の口座へ振込を行っているケースがある。そのため、小切手の削減につながっていないうえ、地公体も金融機関もIBを用いる事務負担削減効果を享受できていない。 ○これらの課題を踏まえ、総務省において、次の対応を依頼いただきたい。 ①IB等の利便性向上、金融機関における小切手帳の新規発行停止の動向を踏まえ、地方自治法第236条の6第1項および関係法令第168条の3第2項を改正し、地公体の支出にあたっての小切手の振出や、紙媒体での「会計管理者の通知」を不要とする。 ②「会計管理者の通知」については、IBによる口座振替をもつて同通知に当たるという解釈を、地公体への通達等により改めて周知する。	一般社団法人 全国地方銀行協会	総務省	地方公共団体の支出は、小切手による振出に限らず、口座振替の方法により行うことができるとされています。 また、「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について(通知)」(令和4年3月29日付総行第85号・総務企第35号)及び「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に係る経費負担の軽減に係る調査及び公金収納等事務の効率化、合理化に係る取組に関する留意事項について(令和6年6月13日付総行第232号)」により、インターネットバンキングによる口座振替は、地方自治法第232条の5第2項に規定する口座振替に該当するものであり、会計管理者が指定金融機関等に対して、インターネットを經由してインターネットバンキングによる口座振替の方法により支出することを指示することは、地方自治法第168条の3第2項の「会計管理者の通知」に該当するものであると考えられる旨を通知し、インターネットバンキングによる口座振替の活用を地方公共団体へ促してきたところです。このことについては、今年度も指定金融機関等に取り扱われている公金収納等事務に係る経費負担の軽減の状況に係る調査について(令和6年8月14日付総行第387号)の発出に併せて、「指定金融機関等に取り扱われている公金収納等事務に係る経費負担の軽減の状況に係る調査及び公金収納等事務の効率化、合理化に係る取組に関する留意事項について(令和6年6月13日付総行第232号)」を地方公共団体に周知しています。	その他	
380	令和7年1月23日	令和7年2月18日	24. 地方公共団体の定額小為替証書の利用の廃止	地方公共団体における定額小為替証書の利用の廃止	○住民票や戸籍簿本を郵送で請求する際、地方公共団体は、定額小為替で代金を支払うよう求めている。地方公共団体が受領した定額小為替証書の多くは指定金融機関に持ち込まれ、枚数精査や電子交換等へ送信するためのデータ化等が事務・管理負担となっている。 ○政府の「成長戦略実行計画」(2021年6月18日閣議決定)では、「本年夏を目途に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求めることで、5年後の約束手形の廃止に向けた取組を促進する」「小切手の全面的電子化を図る」とされた。 ○これを受け、銀行界は、2026年度末までに、定額小為替証書を含めた電子交換所における交換枚数をゼロにする目標を掲げ、自主行動計画を策定している。 ○自主行動計画において、定額小為替証書の取扱いは、「関係者(ゆうちょ銀行)と削減に向けた協議を継続していく」としているが、手形・小切手と比べて削減のペースは鈍く、交換枚数ゼロの目標の達成に向けたデジタルネットワークの一つとなっていない。 ○上記のとおり、政府方針を踏まえ、銀行界では自主行動計画に基づく取組みを進めているところ、それを後押しした大口観点から、定額小為替証書の廃止に向けた検討を進めるとともに、すぐに廃止が困難な場合には、地方公共団体が定額小為替証書を郵便局に持ち込み、換金しから指定金融機関の口座に入金するよう、取扱いを変更いただきたい。	○住民票や戸籍簿本を郵送で請求する際、地方公共団体は、定額小為替で代金を支払うよう求めている。地方公共団体が受領した定額小為替証書の多くは指定金融機関に持ち込まれ、枚数精査や電子交換等へ送信するためのデータ化等が事務・管理負担となっている。 ○政府の「成長戦略実行計画」(2021年6月18日閣議決定)では、「本年夏を目途に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求めることで、5年後の約束手形の廃止に向けた取組を促進する」「小切手の全面的電子化を図る」とされた。 ○これを受け、銀行界は、2026年度末までに、定額小為替証書を含めた電子交換所における交換枚数をゼロにする目標を掲げ、自主行動計画を策定している。 ○自主行動計画において、定額小為替証書の取扱いは、「関係者(ゆうちょ銀行)と削減に向けた協議を継続していく」としているが、手形・小切手と比べて削減のペースは鈍く、交換枚数ゼロの目標の達成に向けたデジタルネットワークの一つとなっていない。 ○上記のとおり、政府方針を踏まえ、銀行界では自主行動計画に基づく取組みを進めているところ、それを後押しした大口観点から、定額小為替証書の廃止に向けた検討を進めるとともに、すぐに廃止が困難な場合には、地方公共団体が定額小為替証書を郵便局に持ち込み、換金しから指定金融機関の口座に入金するよう、取扱いを変更いただきたい。	一般社団法人 全国地方銀行協会	総務省	住民票等の手数料は、事務に要する経費と、役務の提供を受ける住民の利益とを勘案しつつ、当該団体における他の手数料等の均衡を考慮して市町村の条例等で定めるものですが、その納付の方法については、各市町村において「検討済み、適切に削減されている」とも承知しております。 地方公共団体における公金納付については、住民の利便性向上や公金収納事務の効率化の観点から、キャッシュレス決済を含む多様な方法により行えるようにすることが重要であり、地方自治法に基づく「指定納付業者制度等」により、クレジットカードやスマートフォン等による決済を可能とすることであります。 これに加え、現金、納付書を用いて納付を行う地方自治体以外の公金について、地方税や「タックスID」(e-TAX)を活用した納付が可能となるよう取組を進めるとともに、こうした取組を着実に進めることにより、地方公共団体の公金納付のデジタル化を推進していきたいと考えております。 なお、地方公共団体の公金納付手数料等削減に向け、換金してから指定金融機関の口座に入金するよう、取扱いを変更することについては、各地方公共団体と指定金融機関の間で協議いただく必要があると考えています。	その他	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
381	令和7年1月23日	令和7年2月18日	25. 地方公共団体における定期的な支出における自動口座引落の許容	地方公共団体における定期的な支出(金融機関への手数料支払い、公共料金支払い、元金返済等)について、口座引落による支出を可能とする。	○2024年10月より、内閣府新制度運営費が、地公体における銀行間の為替取引を伴う公金の支出にも適用されることとなった。これに伴い、地公体から金融機関への手数料の支払件数が増加することが想定される。 ○現状、金融機関が地公体から手数料等を受領する場合、支払方法(小切手、インターネットバンキング(以下、IB))を問わず、地方自治法施行令第165条の2に基づき、金融機関から請求書を発行し、それを基に地公体が支払いを指図している。このため、内閣府新制度運営費の適用開始後は、請求書発行負担が大幅に増大することが懸念される。 ○総務省は、地公体まで到達においてIBによる口座振替の方法により支出することが可能である旨を通知しているが、IBによる支出を導入しても、「自動口座引落」(事前に設定した口座から定期的に必要な資金を引き落とすこと)の利用は不可とする地公体が大数となっている。 ○これは、地公体において、総務省連達上の「口座振替」は、「支払いの必要が生じた都度、IBで振込の操作をすること」を指しており、支出にあたっては「債権者からの申出」(地方自治法施行令第165条の2)が「会計管理者の通知」(同条168条の第2項)が必要とされる以上、「自動口座引落」は含まれない解釈していることが窺われる。 ○こうした状況を踏まえ、総務省におかれては、「既存の通知における、IBによる口座振替には、都度の振込だけでなく「自動口座引落」も含まれており、事務負担軽減の観点から自動口座引落を積極的に利用する旨を通知いただく等、地公体における定期的な支出(金融機関に支払う各種手数料や元金返済、公共料金の支払い等)については、「自動口座引落」の利用を可能としてほしい。 ○「自動口座引落」の利用が可能となれば、金融機関の請求事務が軽減されるだけでなく、地公体にとっても、「会計管理者の通知」を都度取得するための手続等(小切手の届出やIBでの振込操作)が不要になる等、事務負担の大幅な削減効果が期待される。	一般社団法人 全国地方 銀行協会	総務省	地方公共団体において、指定金融機関等に預金口座を設けている債権者から申出があったときは、会計管理者は、指定金融機関等に通知して、口座振替の方法により支出をすることができるとされています。	地方自治法第232条の5第2項、地方自治法施行令第165条の2、第168条の3第3項	検討を予定	地方公共団体の公金の支出を自動引落と行うことについては、その可能性を含め検討は行われていない。	
382	令和7年1月23日	令和7年2月18日	26. 各種共済制度の申込受付等のデジタル化	中小企業退職金共済制度の申込書について、オンラインによる提出を、また、特定業種退職金共済制度の掛金納付について、共済手帳に共済証紙を添付する方法を廃止し、電磁的方法とする。	○中小企業退職金共済制度の申込書は、金融機関窓口において書面により提出することとされており、書面・対面ベースでの事務処理に係る負担が課題となっている。 ○この共済制度の実施主体である勤労者退職金共済機構のホームページ経由で顧客が直接オンラインにより申込書を提出することが可能となれば、顧客の利便性向上、同機構および金融機関の事務処理の効率化、負担軽減につながる。 ○昨年年度要望に対し、厚生労働省は「契約申込手続きのオンライン化について、将来的な実現の必要性は認識している。(中期)2026年10月に予定している新基幹システムリソース以降に具体的な検討を進めていきたい」と回答いただいているが、回答いただいたスケジュールに沿って、実案に検討を進めていただけない。	一般社団法人 全国地方 銀行協会	厚生労働省	○中小企業退職金共済制度の申込書は、退職金共済契約申込書及び預金口座振替依頼書等の必要書類を、金融機関又は委託事業主団体の窓口から提出して行います。 ○特定業種退職金共済の掛金は、共済契約者(事業主)が金融機関窓口で共済証紙(日額)を購入し、被共済者(労働者)に資金を支払う際、被共済者の共済手帳(労働者)に共済証紙を貼付し、これに捺印する方法によることとされておりましたが、建設業退職金共済制度については、2020年10月より、電磁的方法(ページまたは口座振替)による納付が可能となりました。	中小企業退職金共済法第48条第3項 中小企業退職金共済法施行規則第46条第1項、第68条、第68条の2 令和2年4月22日厚生労働省告示第19号	検討を予定 その他	○契約申込手続きのオンライン化について、将来的な実現の必要性は認識しています。中道共では、現在、基幹システムの再構築を実施しており、仕様凍結期間に入っているため、令和8年10月に予定している新基幹システムリソース以降に具体的な検討を着実に進めていきたいと考えています。 ○特定業種退職金共済制度は、事業場を転々と移動する方々のための制度であるという特殊性を踏まえ、契約手帳に貼付した掛金納付を行うことができる、共済契約者及び被共済者双方にとって簡便な方法として共済手帳への貼付の方法を設けています。建設業退職金共済における電磁的方法の導入の限、中小規模の事業主には、引き続き証紙貼付方法により掛金を納付したいとの要望もあったことから、共済契約者の利便にも配慮して、建設業退職金共済においては証紙貼付方法及び電磁的方法による納付との併存の方法を採ることとし、電磁的方法への一本化はしない方向です。また、建設業以外の特定業種についても、現行の証紙貼付方法による掛金納付に関し、金融機関における共済証紙の発給管理等の業務負担にかかるとともに社会的コストがあること、さらにデジタル社会の形成という政府の目標については認識しているところでもあります。しかしながら、電磁的方法の導入については、社会情勢の変化と導入時及び導入後に継続して発生する運用コストの両方を考慮することが重要であることから、引き続き慎重に検討を行う必要があるものと考えております。	
383	令和7年1月23日	令和7年2月18日	27. 捜査機関からの捜査関係事項照会や口座凍結要請の電子化等	捜査機関からの捜査関係事項照会や口座凍結要請の電子化等	○金融庁「マネー・ローディング及びゼロ資金供与対策に関するガイドライン」において、捜査機関からの外部照会の状況や凍結要請等の祈が明記されている。 ○現状、捜査機関からの外部照会や凍結要請等は紙を媒体として各金融機関に通知されている。照会や凍結要請について、行内の状況確認・回答作成、効率的な分析等の対応のため、通知情報を銀行でデータ化している。 ○規制改革実施計画(2022年6月9日閣議決定)において、「デジタル庁」とも連携の上、刑事手続におけるデジタル化の活用のために必要不可欠なシステム構築を急務としてデジタル基盤の強化に向けた取組を進め、2026年度に、新たなシステムを導入した活用施策を一層開始することを目指すこととされている。捜査機関からの捜査関係事項照会や口座凍結要請の電子化が実現すれば、銀行の事務・管理負担の軽減に加え、マクロ/中野の対策の高度化・効率化に資する。また、捜査機関も金融機関への口座凍結要請の迅速な対応が可能となる。 ○昨年年度要望に対し、警察庁「金融庁・デジタル庁」は「検討に着手して」おられ、捜査関係事項照会および口座凍結要請の双方について、いつ頃までに電子化を実現する想定か、具体的なスケジュールを示していただきたい。 ○また、電子化と併せて、捜査機関から金融機関に対する口座凍結要請等の連絡を早期化していただきたい。例えば、○本庁への行政手続情報提供した場合において、寄附者連名の公表が口座凍結要請まで1週間を要する。その間に資金移転が行われるリスクも生じる。金融機関において、口座凍結や取引停止等に係る迅速な対応ができるよう、可能な限り公表と同時に金融機関まで連絡してほしい。	一般社団法人 全国地方 銀行協会	警察庁 金融庁 デジタル庁	【捜査関係事項照会】警察庁からの捜査関係事項照会については、一部金融機関とはオンラインによる照会を実施しておりますが、知事の事務者は捜査関係事項照会を各金融機関等に郵送し、書面にて回答を頂いております。 【口座凍結の依頼】警察庁においては、特殊詐欺等の犯罪に利用され又はその疑いがある預貯金口座を把握した際、当該預貯金口座が開設された金融機関に対して、当該預貯金口座の凍結を依頼しています。	【捜査関係事項照会】捜査関係事項照会(昭和23年法律第131号)第17条第1項 【口座凍結の依頼】その他	【捜査関係事項照会】警察庁は、一部金融機関とオンラインによる照会・回答を行う取組を行っており、今後もオンライン照会の対象の拡大を図るべく迅速に検討を進めます。 【口座凍結の依頼】その他		
384	令和7年1月23日	令和7年2月18日	29. オフショア市場における承認金融機関の確認業務の簡素化	東京オフショア市場において、承認金融機関に求められる取引の相手方が非居住者であることの確認業務について、確認方法のデジタル化や記録の簡素化を希望する。	○東京オフショア市場は、外国為替及び外国貿易法の規定により、財務大臣の承認を受けた特別国際金融取引勘定を保有する金融機関(以下、承認金融機関)が、非居住者取引の相手方として国内外関連した資金を届て運用する「外-外取引」を行うことを原則とした市場である。 ○外資系金融第11条の2の規定により、承認金融機関は、非居住者とのオフショア取引の都度、取引等の相手方が非居住者であることを確認することが求められている。 ○具体的に、承認金融機関は、取引等の相手方が非居住者であることを確認した場合は、確認のために使用した書類(または当該書類の写し)に確認をした旨およびその年月日を記載し、併せてその書類を当該取引が終了した日後5年間地方(注)することとされている。 ○(注)簿籍の方法は、書面、電磁的記録またはマイオフィームによることとされている。 ○上記の確認は、紙ベースで行うことが求められており、オフショア取引を行う金融機関において、相応の事務負担が生じている。 ○そのため、承認金融機関の事務負担軽減やペーパーレス化に資する観点から、①電磁的手段により確認をした旨を記録すること(ワークフローシステム上)、取引等の相手方が非居住者であることを確認した旨を記録する等)や、②確認書類上で取引日付が記載されているれば、確認した年月日の記録を省略すること等を許していただきたい。	一般社団法人 全国地方 銀行協会	財務省	オフショア市場とは、外資に開かれた資金を外資に運用するいわゆる外-外取引を国内の金融・税制上の優遇を受けながら自由に行うことができる市場をいい、東京オフショア市場においても、外資に基き、財務大臣の承認を得て「特別国際金融取引勘定(以下「オフショア勘定」といいます。))」を設けて銀行等が、この勘定を通じて行う非居住者等との間の預金、貸付及び証券売買等の取引については、非居住者に関する預金等の利子について源泉所得税等を非課税とする特別措置を講じています。このため、特別国際金融取引勘定承認金融機関(以下「承認金融機関」といいます。))は、オフショア勘定において経理される取引又は行為の相手方が非居住者であること等の確認が求められており、その具体的な確認方法は「特別国際金融取引勘定に関する事務取扱要領について(国税庁(2024))」(以下、「事務取扱要領」といいます。))において定められているところ、承認金融機関は当該取引又は行為の相手方が非居住者であることを確認し、事務取扱要領に掲げる書類を添付する方法により行われることとされています。また、承認金融機関は、当該確認を行った場合は、確認のために使用した書類を当該書類の写しに確認をした旨及びその年月日を記載するものとしています。	外国為替及び外国貿易法第11条の2第4項 外国為替及第11条の2第5項 外国為替に関する省令第19条第1項 特別国際金融取引勘定に関する事務取扱要領について(第一二一六)	検討を予定	「制度の現状」欄に記載のとおり、東京オフショア市場では承認金融機関がオフショア勘定を通じて行う非居住者や他の承認金融機関との間の取引について金融や税制面での特別措置が講じられていることを踏まえ、承認金融機関に対し当該取引等の相手方が非居住者であること等の確認が求められていることを踏まえ、承認金融機関において当該取引等の相手方が非居住者であることを確認する業務が求められていることとを踏まえ、この制度上の要請に、相応の事務負担が生じているとの指摘も踏まえ、こうした制度上の要請に対する制度規定の在り方を改めて精査し、業務の効率化を図りながら、対応を検討します。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果		
								制度の現状	該当法令等	対応の分類
365	令和7年1月23日	令和7年2月18日	30. 地方自治体に対する指定金融機関の担保提供義務の廃止または緩和	地方自治体に対する指定金融機関の担保提供義務を廃止または緩和する。 地方自治体において、指定金融機関(以下、指定金)には担保提供義務が課されている。 ○保証・支払いにかかる地方公金は預金保険法により債権の決済債務および決済用預金として全額保護されており、仮に指定金が破綻した場合でも原則翌営業日から払戻しが可能となる。 ○また、地方自治体と指定金との私法上の契約による損害の保全が可能であることにより、債務履行の確実性が実質的に確保されている。 ○これらの点を踏まえ、法令で指定金に担保提供を原則義務付けることは、過剰な規制であると考えられるため、地方自治体法第168条の2第3項の規定を削除したい。 ○当該指定金の担保が難しい場合、少額の地方公体においては、上記条項が「地方公共団体の長の定めるところにより担保を提供しなければならない」との規定であることから、当該地方公体の判断により無担保としている実態があるところを踏まえ、地方公体で取り扱う公金の規模や指定金の財務状況等を鑑みつつ、無担保とする運用が拡大していくよう、総務省において地方公体の働きかけを進めていただきたい。 ― 総務省「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書」(2015年12月)において、2014年4月時点で、指定金の担保提供について6.0%の市町村が「未回答、無担保等」であることが示されている。 ○なお、銀行は、指定金業務を無償もしくは低額な手数料で引き受けているが、同業務に係るコスト負担が軽減されないのであれば、指定金融機関を辞退することを検討せざるを得ない銀行も出てくると考えられる。	一般社団法人 全国地方 銀行協会	総務省	指定金融機関は、普通地方公共団体の長の定めるところにより担保を提供しなければならないとされている。 地方自治体法第168条の2第3項	対応不可	御指摘のとおり地方公共団体の有する決済用預金については預金保護制度により全額保護の対象ではありませんが、当該担保は地方公共団体から債権者への支払いが滞ったことにより発生する遅延利息や損害賠償など債権者の損害に充当できず、地方公共団体と指定金融機関との私法上の契約により損害の保全が可能となること、仮に指定金融機関が破綻するなど不測の事態が発生した場合は、担保提供があることにより、こうした遅延利息や損害賠償などについても確実に損害を充当することが可能となるものです。 このため、指定金融機関の担保提供義務については、公金管理の安全性を確実に担保する観点から、必要と考えています。	
366	令和7年1月23日	令和7年2月18日	31. 選挙供託制度の見直し	選挙の立候補届出日および補充立候補締切日が休日である場合、供託金の納付完了が銀行の定営業日となることを認める。または、休日における供託金納付対応の法務局への一元化や、供託金納付方法の電子納付への一元化を実現する。	○公職選挙法に基づく選挙においては、供託金の納付完了が立候補届出受理の要件となっている。 立候補の届出書に「供託したことを証明する書面」を添付することとされている。 ○選挙の立候補届出(公示日・告示日)および補充立候補締切日が休日である場合、日本銀行代理店となっている銀行店舗は、供託事務へ対応するため、行員が休日出勤により対応している。 ○休日にある場合に限り、供託金の納付完了について、銀行の定営業日とすることを認める(届出の当日に「供託した」と証明する書面が添付されていなくても、当該書面を事後提出すれば、届出を有効なものとする)扱いとすれば、代理店の休日対応が不要となる。 ○昨年夏選挙に対し、総務省は立候補届出において必要添付書類とされている供託書正本の事後提出を認めるとする。供託書正本が提出されなかった場合等には一度受取られた立候補届出が事実的に却下されることとなるが、その一方で「立候補は立候補者の意思を主たるため、提案への対応は原則は拒否している。しかし、供託金は電子納付が可能であるほか、立候補希望者があらかじめ納付しているケースも多いため、立候補届出日当日に代理店に立候補希望者が来店することは稀であり、供託金の納付完了が銀行の定営業日となることを認めるも影響は軽微と考えられる。 ○また、上記の対応が難しい場合には、公的なシステムを私企業である銀行に負担させている現状を改善する観点から、①現金による供託金納付を受付可能な法務局を拡大し、休日における供託金納付への対応を法務局に一元化することや、②行政手続のデジタル化の一環として、供託金の納付方法を電子納付へ一元化(日銀代理店での供託事務を廃止)することを検討していきたい。	一般社団法人 全国地方 銀行協会	総務省	立候補の届出は、その選挙の期日の公示日又は告示日に行うこととされており、その際、供託をしたことを証明する書面を添付することが必要とされています。 選挙の立候補届出日及び補充立候補締切日が休日当たる場合、休日開庁する法務局につき、法務局本局若しくは地方法務局本局又は東京法務局八王子支局若しくは福岡法務局北九州支局が指定されたときは当該法務局に、それ以外の法務局が指定されたときは当該法務局と取引のある日本銀行代理店に現金で納付することとされています。	対応不可	○「休日にある場合に限り、供託金の納付完了について、銀行の定営業日とすることを認める」とことについて 公職選挙法では、真に当選を争う意思のない候補者の乱立や売名目的のための立候補を防止するため、供託の制度が設けられており、立候補届出に当たっては、供託をしたことを証明する書面(供託書正本)の添付が必要とされています。立候補届出期間中、選挙の期日の公示日又は告示日の一日限のみであり、供託がなされていることを確実に確認せずに立候補届出を受理すれば、上記の供託制度の目的が果たせなくなる。また、立候補届出において必要添付書類とされている供託書正本の事後提出を認めるとする。供託書正本が提出されなかった場合等には一度受取られた立候補届出が事実的に却下されることとなりますが、そのような取扱いには有権者の混乱を生じさせるため、提案への対応は困難と考えます。また、現在は真に当選を争う意思のある立候補者の多くが事前に供託を行っていることを前提としても、選挙運動期間中に立候補届出が事実的に却下されることを承知の上で売名目的の立候補をする者が出現することは防止できないものと考えられます。 なお、選挙供託における電子納付及びオンライン申請の利用を推進するため、立候補予定者説明会等の機会において、立候補予定者等に対し、電子納付及びオンライン申請の利用について案内するよう、総務省から各選挙管理委員会に対して要請しています。また、全ての無記名国債証券の消滅時効の完了に伴い、令和6年3月22日以後は、地方選挙のうち当該選挙において、法務局本局若しくは地方法務局本局又は東京法務局八王子支局若しくは福岡法務局北九州支局が指定されたときは、日本銀行代理店における休日対応が不要となります。 ○「現金による供託金納付を受付可能な法務局を拡大し、休日における供託金納付への対応を法務局に一元化すること」及び「行政手続のデジタル化の一環として、供託金の納付方法を電子納付へ一元化(日銀代理店での供託事務を廃止)すること」について 供託金の納付方法は、日本銀行への持参・払込みを原則的取扱い(供託規則第18条)とつづ、申請者の利便性を考慮して、大江から福岡まで一斉に一部(供託所57行)で供託受入の取扱い(供託規則第20条)として現金取扱いを開始したものです。現在では、社会情勢の変化に加え、現金口座への振込みや電子納付の方法が可能となったことにより、このような特別が、申請者の利便性に資する程度は、むしろ大きく減少していると考えられることから、特別の対象となる供託所を拡大することは考えておられません。他方で、申請者の事情によっては電子納付の方法を探ることができない場合もあることから、現時点では現金での電子納付に一元化することも困難です。
367	令和7年1月23日	令和7年2月18日	33. 有事発生時における店舗の臨時休業等の手続きの簡素化	有事発生時における店舗の臨時休業・業務再開等に係る手続き(行政庁への届出、公告、店頭掲示)を簡素化する。	○2019年10月の銀行法施行規則改正により、台風・地震・異常気象等によって、営業所の役員、利用者の生命・身体に重大な危険を生じさせるおそれがある場合には、臨時休業および業務再開の届出(公告・店頭掲示)が不要とされた。 ○地方で、近年、国際政治の不安定化を背景に、国際的にミサイル発射やテロ等の有事が増加しており、日本においても、有事発生によって役員や利用者にとって重大な危険を生じさせる懸念が高まっている。そのため、有事発生時にも、異常気象等発生と同時に、臨時休業・業務再開等に係る手続きを簡素化したい。 ○営業所の役員、利用者の生命・身体に重大な危険を生じさせるおそれがある「有事」として、例えば、以下のケースを想定している。 ・全国同時発生システム(アサヒ)が記される近隣国境からのサイバー発射 ― 2023年、北朝鮮のミサイル発射に伴い、アサヒが4回発生した。 ・国内でのテロや日本が関係する軍事衝突等の発生 ・原子力災害対策指針における金融緊急事態 ・11月緊急(エボラ出血熱、ヘチ等)のパンデミック 等	一般社団法人 全国地方 銀行協会	金融庁	銀行は、内閣府で定める場合を除き、天災その他のやむを得ない理由により、事務所を臨時に休業するときは、その旨を届け出るとともに、公告し、かつ店頭に掲示しなければならないとされており、また、臨時休業を行った事務が業務を再開した場合は同様の措置を行うこととされています。	対応不可	銀行の店舗を臨時休業・業務再開する際に、届出・公告・店頭掲示の手続きが必要とされているのは、銀行の業務のいかに公共性を確保したものであり、その手続きを簡素化することは、慎重に検討する必要があります。直ちに指すことは困難です。
368	令和7年1月23日	令和7年2月18日	34. 業務報告書等の簡素化	銀行法に基づき提出している業務報告書等を簡素化する。	○銀行は、事業年度ごとに業務報告書、中間業務報告書、連結業務報告書、連結中間業務報告書(以下、業務報告書等)を金融庁へ提出している。 ○業務報告書等の記載事項の多くは、銀行が別途作成している有価証券報告書、事業報告、ディスクロージャー誌等と重複している。銀行は、業務報告書等の提出を不要とする。以下、業務報告書等の提出を不要とする。以下、業務報告書等の提出を不要とする。 (a) 有価証券報告書等項目を削減する ― 「第1事業概況書」を削除する(事業報告や有価証券報告書等で概ね代替可能であるため)、決算状況と重複する事項(自己資本比率の状況、役員員数等)を削除するなど、項目を削減する。 (b) 業務報告書等項目を削減する ― 「第1事業概況書」を削除する(事業報告や有価証券報告書等で概ね代替可能であるため)、決算状況と重複する事項(自己資本比率の状況、役員員数等)を削除するなど、項目を削減する。	一般社団法人 全国地方 銀行協会	金融庁	銀行は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成するとともに、銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、内閣府大臣に提出しなければならないこととされています。	検討を予定	業務報告書については、銀行法上の主たる監督手段であることから、提出を不要とするは困難です。他方で、金融機関における業務負担軽減の観点から簡素化等を図る余地がないか検討を行ってまいります。



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針		
								制度の現状	該当法令等	対応の概要			
394	令和7年1月23日	令和7年2月18日	40.「中小企業向け融資及び住宅ローンに係る貸付条件の変更等の実施状況(影響は限定的であること)を踏まえ、本報告に係る報告の廃止	新型コロナウイルス感染症が5類へ移行し、顧客の求めにより柔軟に条件変更に応じている実施(影響は限定的であること)を踏まえ、本報告に係る報告の廃止	○新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の位置付けが5類感染症へ移行したことを受け、社会経済活動の正常化が進みつつある。 ○金融機関における貸付条件の変更等の状況(概行分)をみると、2020年3月分の報告開始以降、条件変更の申込みを断絶する。条件変更に応じた割合は概ねで推移している。元元(2024年9月末時点)、中小企業者が99.2%、住宅資金借入者が96.5%、と高い実行率となっており、条件変更やその他の資金繰り支援策を柔軟に検討・実施する体制が定着していると考えられる。 ○新型コロナウイルス感染症による影響が限定的になっていること、顧客の求めにより柔軟に条件変更等に応じている実施が定着していることを踏まえ、銀行の事務負担軽減のため、同報告を廃止いただきたい。	一般社団法人 全国地方 銀行協会	金融庁	新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた事業者支援等の資金繰りの状況について確認する必要があることから、令和2年3月末より、債務者が中小企業者である場合と、住宅資金借入者である場合の「貸付条件の変更等の実施状況」について、銀行法(昭和56年法律第99号)第24条第1項等の規定に基づき、民間金融機関に報告を求めています。 その後、銀行業態においては、金融機関の事務負担等に鑑み、以下のとおり段階的に報告頻度の見直しを行っています。 ・令和5年6月:債務者が住宅資金借入者である場合について、四半期毎の報告へ変更(債務者が中小企業者である場合は従前とお月次報告) ・令和6年10月:債務者が中小企業者である場合及び住宅資金借入者である場合について、いずれも半期毎の報告へ変更	銀行法等	検討を予定	従来、経済社会情勢の変化に加え、足元の条件変更の申込件数の推移や条件変更に応じた割合、金融機関の事務負担等を踏まえつつ、報告頻度の見直し等を行っており、今後もし引き続き必要の検討や見直し等を実施してまいります。		
395	令和7年1月23日	令和7年2月18日	国・地方公共団体のリース取引について(1)地方公共団体の調達調達手続及び請求支払関係手続の電子化等	全国単位での電子化を早急に実現すると、必要手続を統一化すること。	規制改革実施計画(2024年6月21日)を踏まえ、電子化・統一化を早急に進め、これらを実施すること。	公益社団法人 リース 事業協会	総務省 デジタル庁	地方公共団体における入札参加資格審査申請に関する具体的な事務の実施方法については、国の法令で定められているものではなく、各地方公共団体において当該地方公共団体の実情を踏まえ、財務規則等で運用しているものである。	地方公共団体の財務規則等	検討を予定	令和5年12月に取りまとめられた「新たな社会経済情勢に対応するための地方財務会計制度に関する研究会報告書」を踏まえ、令和6年3月に総務省と地方公共団体で構成する「地方公共団体の調達調達手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会」を立ち上げ、地方公共団体や事業者の意見を聞きながら、入札参加資格審査申請に係る共通の申請項目や申請方法、広域又は全国的な共通システムの整備の方向性について検討を進めているところで、引き続き、規制改革実施計画を踏まえ、必要な取組を進めてまいります。		
396	令和7年1月23日	令和7年2月18日	域外産業廃棄物の搬入規制の撤廃	リース終了物件の処分を円滑に行うため、域外産業廃棄物の搬入規制を撤廃すること	73道県・政令市において、当該自治体独自の条例により、域外からの産業廃棄物の搬入を規制しているため、日本全国に設置されているリース終了物件の処分を円滑に行うことが阻害されている。	公益社団法人 リース 事業協会	環境省	域外産業廃棄物の搬入規制は、各地方公共団体で定める条例等に基づく制度であり、例えば都道府県域外からある県の最終処分場へ産業廃棄物を搬入しようとする場合、当該産業廃棄物を排出した事業者と当該県との間で事前協議を行い、搬入の理由や処理方法を踏まえ当該県が搬入の可否を判断する規制制度があると承知しています。	地方公共団体の条例等	対応	一部の自治体において、事前協議制等により域外からの産業廃棄物の搬入規制を事実上行っている場合が見られますが、このような産業廃棄物処理法の趣旨・目的に反し、同法に定められた規制を超える条例・要綱等による運用については、必要な見直しを行うことにより適切に対応されたい旨を各自治体に対して要請しています。		
397	令和7年1月23日	令和7年2月18日	電子マニフェスト制度の改善(フロン工程管理業務の追加)	産業物処理法の電子マニフェストにフロン工程管理業務の記載項目を追加すること。	リース終了物件を処分する際に、産業物処理法に基づく電子マニフェスト制度の活用が進んでいるが、フロンが充てられている機器を処分する際には、フロン排出抑制法に基づくフロン工程管理業務を紙ベースで作成・保管している。電子マニフェストにフロン工程管理業務の記載項目を追加することにより、産業物の管理が合理化される。	公益社団法人 リース 事業協会	環境省 経済産業省	フロン排出抑制法では、第一種特定製品(業務用の冷蔵冷凍機器・エアコン)の廃棄等の際には、第一種特定製品の廃棄等実施者から第一種フロン補充場回収業者への回収依頼書の交付(回収者に依頼する場合は委託確認書の交付)や保存等(法第45条)、フロン類の回収が行われた際には引取証明書等の受領や保存等(法第45条)、機器を処分する際には廃棄等実施者から引取等実施者への引取証明書の写しの交付等(法第45条の2)が義務づけられています(これらの書面が行管理業務)。行管理業務については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(施行規則)や令和元年経済産業省・国土交通省「環境省令第3号」により、電子媒体を用いて処理を行うことが可能である。 産業物処理法では、排出事業者が産業廃棄物処理を委託する際に、受託者に対して産業廃棄物管理業務(マニフェスト)を交付し、処理完了後に受託者からその管理記録をマニフェストの写しを交付するにことにより、委託内容どおりに産業廃棄物が処理されたことを確認することで、適正な処理を確保する目的でマニフェスト制度を指しています(法第12条の3)。電子マニフェスト制度は、紙マニフェストの記載内容を電子データ化し、排出事業者、回収運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワーク上でやりとりする仕組みで、その登録・報告事項は、産業廃棄物処理に共通する項目を産業物処理法施行規則で規定しています(法第12条の5第2項、規則第8条の32、第8条の33、第8条の34の2)。	フロン排出抑制法第40条、第45条、第45条の2、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(施行規則)や令和元年経済産業省・国土交通省「環境省令第3号」	環境省 経済産業省	フロン排出抑制法に基づく行管理業務は電子媒体を用いて処理することが可能であり、また、産業物処理法に基づく電子マニフェストについては、事業者等がEDI方式による各種機能を搭載し運用することが可能であるため、行管理業務の機能を搭載し運用することが行われているものではないと承知しています。なお、フロン排出抑制法に基づく行管理業務の機能を搭載したシステムも市販されていると承知しております。	対応可	
398	令和7年1月23日	令和7年2月18日	吉物営業法の各種手続の電子化について	吉物商に係る各種届出の電子化を早急に進めること。	2023年度の当協会提言に対する警察庁の回答「検討に着手」を踏まえ、早急に電子化を進めること。	公益社団法人 リース 事業協会	警察庁	吉物営業に係る申請等については、吉物営業法(昭和24年法律第108号)等に基づき、都道府県公安委員会に申請することとされています。	吉物営業法(昭和24年法律第108号)第3条第1項及び第7条 吉物営業法施行規則(平成7年国土交通省令第3号)第1条の3及び第5条	検討を予定	警察庁では国民の利便性向上のため、一部の手続を対象としてオンラインでの申請等を可能とする「警察行政手続サイト」を、令和3年6月1日から試行的に運用しているところ、吉物営業法に關しても令和7年1月から取扱店等における産業の届出の手続を適用しています。 また、令和7年1月には、より利便性の高いシステムを整備することとしており、吉物営業法に係る手続について、当該システムにおけるオンライン申請等が可能となるよう検討を進めているところで、		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
399	令和7年1月23日	令和7年2月18日	固定資産税の電子納付等について	地方公共団体ごとに様式が異なるため、すべての地方公共団体が「eLTAx」による納付に対応できるように納付書を作成すること。納付書の様式統一又は共通様式で法人側で納付書の作成ができるようにすること。	リース物件の所有権はリース会社にあり、リース物件に課される固定資産税を申告・納税している。リース物件は日本全国に設置されているが、その固定資産税を納税する際に、区市町村ごとに納付書の様式が異なっており、固定資産税の納付に過度な負担が生じている。これを電子納付可能とすることにより、リース会社並びに区市町村ともに事務の合理化を図ることができる。	公益社団法人リース事業協会	総務省	固定資産税については、令和5年4月から、地方税統一QRコード(eL-QR)を活用した電子納付の仕組みを導入しています。	地方税法第74条の5の2	対応	eLTAxによる納付については、eL-QRにより、既に99.8%の団体が対応しており、令和8年度までに残りの団体も対応予定です。
400	令和7年1月23日	令和7年2月18日	自動車税(種別別)及び軽自動車税(種別別)の電子納付について	地方公共団体ごとに様式が異なるため、すべての地方公共団体が「eLTAx」による納付に対応できるように納付書を作成すること。上記が整備されるまでの間は、納付書の様式統一又は共通様式で法人側で納付書の作成ができるようにすること。	リース物件(自動車及び軽自動車)の所有権はリース会社にあり、リース物件(自動車及び軽自動車)に課される自動車税・軽自動車税を納税している。リース物件(自動車及び軽自動車)は日本全国で使用されているが、それに係る自動車税及び軽自動車税を納税する際に、地方公共団体ごとに納付書の様式が異なっており、自動車税及び軽自動車税の納付に過度な負担が生じている。これを電子納付可能とすることにより、リース会社並びに地方公共団体ともに事務の合理化を図ることができる。	公益社団法人リース事業協会	総務省	自動車税種別別、軽自動車税種別別については、令和5年4月から、地方税統一QRコード(eL-QR)を活用した電子納付の仕組みを導入しています。	地方税法(法第74条の5の2)	対応	eLTAxによる納付については、eL-QRにより、自動車税種別別は全ての団体が対応しております。軽自動車税種別別においても、既に99.8%の団体が対応しており、令和8年度までに残りの団体も対応予定です。
401	令和7年1月23日	令和7年2月18日	自動車税(種別別)の電子納付の通知の電子化について	現状、自動車税(種別別)の納付については、電子データでの対応が可能となっているが、選付通知についても電子データにて変更できるようにしてほしい。	ペーパーレスの推進と業務の大幅な効率化を図ることができる。	公益社団法人リース事業協会	総務省	選付通知については、現在、eLTAx未対応です。	地方税法(法第17条) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(法第7条)	検討し着手	選付通知等の地方税関係通知のデジタル化については、学識経験者、地方団体、経済団体や金融団体等から構成される「地方税における電子化の推進に関する検討会」において、その実現方法等について検討を行っているところである。
402	令和7年1月23日	令和7年2月18日	自動車の移転登録時の譲渡証明書の省略について	売買契約書の写し(印鑑押印)と合わせて新旧所有者の印鑑証明書が必須とされているが、譲渡証明書の添付は手続きが重複であり、これを省略できるようにすること。	売買契約書の写し(法人の捺印押印)及び印鑑証明書を添付しており、加えて譲渡証明書の添付することは不要と考えられる。	公益社団法人リース事業協会	国土交通省	(印鑑証明について) 移転登録の申請書は、自動車登録令(以下「登録令」という。)第15条第1項に基づき、申請書に押印をする必要があります。また、押印をした申請書は、登録令16条第1項に基づき、その印鑑に係る証明書を添付する必要があります。 (譲渡証明書について) 登録令第14条第1項において、登録の申請をする者は申請書に「登録の原因を証する書面」を添付する必要がある旨定められています。また、自動車登録規則第6条の14において、自動車の譲渡が原因となる移転登録の場合は、この「登録の原因を証する書面」が譲渡証明書である旨定められています。 (売買契約書の写しについて) 道路運送車両法及びその関係法令等では、移転登録の手続きの際に売買契約書の写しの提出は求めておりません。	自動車登録令(昭和26年法令第256号)第14条、第15条第1項、第16条第1項 自動車登録規則(昭和32年運輸省令第7号)第6条の14	対応不可	譲渡証明書は、移転登録の手続きにおける登録の原因(自動車の所有権が旧所有者から新所有者に移転したこと)を確認するために必要な書類であり、これを省略することは困難です。
403	令和7年1月23日	令和7年2月18日	理容師及び美容師の免許の付与に際しての免許料の減免	免許申請に必要な書類(住民票、捺印書)を、試験終了から合格発表までの間に提出し、自動車運転免許の付与と同様、試験合格と同時に免許を付与する。	令和6年6月24日に所管省庁への検討要請された提案内容にも記載されていますが、厚労省は、「申請から交付まで1ヶ月かかっていたものを1週間程度で交付できるように」とは詳細しているにもかかわらず、「(公財)理容師美容師試験研修センターが美容師試験合格者に対し交付した免許申請手続きの案内においては、厚労省発表の内容及び異なる「免許証は簡易書留にて交付後、概ね2週間～4週間程度」を」とし、申請者に不利な状況となっているにもかかわらず、厚労省も認めています。 また、このように曖昧な期間を設定されることは、昼夜問わず、一刻も早くお客様対応のため研修に動いている新規採用者にとっては死活問題です。 用者にとっては、合格後、直ちに申請し1週間ほどで免許証が到着したようですが、郵便局保管期限(1週間)が過ぎ、当日に返却されました。改めて、免許証の再発注を求め、申請から28日目に受け取ることができました。 しかし、受け取りまでは4週間以内であったにもかかわらず、再郵送料1200円を支払わなければならないことになりました。このように、交付期間内に受け取ったとしても再郵送料を支払わなければならない申請者は、他に払えるものと思われず、免許証の交付日を明確にせず、受け取らなかった場合に再郵送料を払わせるのであれば、自動車運転免許試験期間(即日)に、即日交付することが申請者にとって、二重申請の解消、業務の即日従事、無資格従事者の排除、免許登録期間の短縮、手数料の軽減に繋がります。 この検討要請に対する厚労省の回答では、即日交付の可否については回答されておりませんので、ぜひ制度改正を含めた提直しをお願いします。	個人	厚生労働省	○理容師法施行規則(平成10年厚生省令第7号)第16条の規定に基づき、厚生労働大臣は、理容師試験に合格した者に合格証書を交付するものとして、美容師免許を受けようとする者は、美容師法(昭和32年法律第103号)第3条第1項及び美容師法施行規則第1条の規定に基づき、厚生労働大臣に申請し、その免許を受けなければならない。 ○美容師法施行規則(平成10年厚生省令第7号)第16条の規定に基づき、厚生労働大臣は、美容師試験に合格した者に合格証書を交付するものとして、美容師免許を受けようとする者は、美容師法(昭和32年法律第103号)第3条第1項及び美容師法施行規則第1条の規定に基づき、厚生労働大臣に申請し、その免許を受けなければならない。 ○理容師試験及び美容師試験(以下「国家試験」という。)に関する試験事務並びに理容師及び美容師の登録事務は、理容師法第4条の2及び第5条の3並びに美容師法第4条の2及び第5条の3に基づき、厚生労働大臣の指定を受けた公益財団法人理容師美容師試験研修センターが行っています。	理容師法第2条、第3条第4項、第4条の2、第5条～第5条の3、第6条 美容師法施行規則第1条、第2条、第16条 美容師法第3条第1項、第4条第2項、第5条の2、第5条～第5条の3、第6条 美容師法施行規則第1条、第2条、第16条	対応不可	○国家試験は、理容師養成施設及び美容師養成施設において理容師及び美容師になるのに必要な知識及び技能を修得した者が、理容師及び美容師の免許を取得するに当たり知識及び技能を有するかどうかを判定するために行うものであり、合格証書は国家試験に合格したことを証明するものとして交付されるものです。 ○理容師免許及び美容師免許は、国家試験に合格した者が業として理容及び美容を行うことを可能とするものであり、免許証は、理容師及び美容師として理容及び美容の業を適正に行うことができることを証明するとともに、無免許による営業を防止するために、免許に関する事項を理容師名簿及び美容師名簿に登録して交付するものです。 ○このように、国家試験の実施及び合格証書の交付と、免許の付与及び名簿への登録は、それぞれ異なる行政目的に基づき行われるものであることから、ご提案に対応することは困難です。 ○また、国家試験の合格者(第49回国家試験合格者数:17,955人)からの申請に対して、申請書の記載事項や交付書類の確認、免許証の作成業務等に一定の期間を要することから、合格発表と同日に免許証を交付することは困難です。



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
408	令和7年1月23日	令和7年2月18日		<p>公約期間における入札手続きでは、市場調査に基づき予定価格を設定することが求められています。しかし、現状では価格のみを重視した予定価格の設定が一般的となっており、以下の問題が生じています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 不落札による行政サービスの遅延</li> <li>- 極端な低価格受注によるサービス品質の低下</li> </ul> <p>2. 提案内容 これらの問題を解決するため、入札予定価格の設定において、最低価格ではなく、標準的な価格設定を行う旨の通知を提出することを提案します。具体的には、以下の点を考慮した価格設定を推奨します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 市場価格の適正な反映</li> <li>- 履行の遅延度の考慮</li> <li>- 数量・履行期間の考慮</li> </ul> <p>3. 想定される効果 この提案を実施することで、以下の経済的・社会的効果が期待されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 行政サービスの安定的提供: 適正な価格設定により、入札者が増加し、不落札のリスクが低減します。これにより、行政サービスの提供が円滑に進み、遅延が減少します。</li> <li>- サービス品質の向上: 極端な低価格受注が減少し、受注者が適正なコストで業務を遂行できるため、サービスの質が向上します。</li> <li>- 市場の健全化: 適正価格での契約が増えることで、業界全体の価格競争が適正化し、健全な市場環境が形成されます。</li> <li>- 経済活動の活性化: 適正な価格設定により、企業の収益性が向上し、結果として消費や投資の促進が期待されます。</li> </ul> <p>以上より、適正な価格設定を推進するための通知を提出し、各公的機関が適切な入札手続きを実施することを強く要望します。</p>	個人	財務省	ご記載いただいた根拠法令の対象である国の機関において、予定価格は、国が契約金額を決定するための基準となるものであり、予算決算及び会計令第80条第2項において「取引の事例価格、需給の状況、履行の遅延、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」と規定されています。	予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第80条	履行制度で対応可能	ご記載いただいた根拠法令の対象である国の機関においては、予算令第80条第2項により、予定価格は、取引の事例価格、需給の状況、履行の遅延、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないこととされており、これによって、提案の内容は既に実現されているものと考えております。	
409	令和7年1月23日	令和7年2月18日	<p>戸籍証明書の広域交付を利用する際の本人確認書類の拡大</p>	<p>戸籍証明書の広域交付を利用する際の本人確認書類として使用できる書類を増やすこと、戸籍法施行規則第11条の2第2号イの書類を加える。</p>	<p>現在、広域交付を利用する際に使用できる本人確認書類は、戸籍法施行規則第11条の2第1号の書類(運転免許証やマイナンバーカード)に限定されています。マイナンバーを所持していない人もまだ一定数いることから、健康保険証(令和6年12月以降は資格確認書)など同条第2項の書類を加えることで、国民の利便性が向上すると考えます。</p> <p>本籍地内戸籍の請求において同条第2項イの書類が本人確認書類と認められているのであるから、広域交付についても認めて問題ないと考えるので、検討いただきたい。</p>	個人	法務省	戸籍法第120条の2第1項第1号に基づき戸籍証明書の請求(いわゆる広域交付)の際の本人確認方法は、戸籍法施行規則第11条の2第1号の方法(国又は地方公共団体が発行した顔写真付きの身分証明書を提示する方法)に限定されています。		対応不可	本人確認方法が顔写真付きの身分証明書に限定されているのは、本籍地以外の市区町村において戸籍証明書の交付を行う場合、一度の手続きにより広域な戸籍証明書等を交付することが可能となるため、プライバシー保護の観点からその審査を厳格にする必要があるとされたことによるものであり、御要望には応じかねます。
410	令和7年1月23日	令和7年2月18日	<p>戸籍証明書の請求をする際の本人確認書類の明確化</p>	<p>戸籍証明書の交付請求をする際の本人確認書類について、「預金通帳」「キャッシュカード」及び「医療機関発行の診察券」が戸籍法施行規則第11条の2第2号イ又は同号ロにおけるその他市町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類に該当するが明確に、市町村に周知する。</p> <p>また、住民票の写しや戸籍附票の請求の際に必要な本人確認書類と異なる点について総務省と取り扱いを調整いただきたい。</p>	<p>窓口で戸籍証明書の交付請求をする際に本人確認書類の提示を求められるが、市町村ごとで使用できる書類の案内が異なり困っている。</p> <p>特に、「預金通帳」「キャッシュカード」及び「医療機関発行の診察券」については、市町村のホームページで使用できると書かれているところと、使用できないと書かれているところがあり、対応に苦慮している。</p> <p>実際に診察券や通帳が使用できる市町村もあり、本人確認書類について全国統一の取り扱いとなっていない印象を受けたい。</p> <p>証明書の広域交付など新規の取り組みが行われている中、法務省として、市町村に対して取扱いを改めて周知すべきではないだろうか。</p> <p>また、これらの書類は住民票の写しや戸籍附票の請求では本人確認書類として使用できることから大変分かりにくい、誤交付の原因にもなるので、総務省と取り扱いを調整いただけないだろうか。</p>	個人	法務省	本籍地の市区町村長に対して行う戸籍証明書の請求の際の本人確認方法は、戸籍法施行規則第11条の2において定められています。	戸籍法施行規則第11条の2	事実確認	「預金通帳」「キャッシュカード」及び「医療機関発行の診察券」は統一に仕様が定められているものではないことから、一律に取り扱うことは困難であり、提示された書面をもって、氏名及び住所又は生年月日(戸籍法施行規則第11条の2)が確認できるかを審査することになります。そのため、「その他市町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類」として市町村長の判断に委ねている現行の戸籍法施行規則には問題はないと考えています。
411	令和7年1月23日	令和7年2月18日	<p>戸籍証明書の請求をする際の本人確認書類の拡大</p>	<p>無人航空機操縦者技能証明書(いわゆるドローンの技能証明書)は令和2年策から制度創設されたものである。同証明書は、氏名・生年月日及び住所が記載されたものであり、顔写真もあることから、戸籍法施行規則第11条の2第1号において「第一号若しくは第二号イに掲げる書類のいずれかー以上の写しを送付し、当該書類の写しに記載された住所を戸籍簿等を送付すべき場所に指定する方法」が規定されていることから、業務は同条第1号に掲げる書類ですが、業務の取扱いが統一されていない状況です。</p>	個人	法務省	本籍地の市区町村長に対して行う戸籍証明書の請求の際の本人確認方法は、戸籍法施行規則第11条の2において定められています。	戸籍法施行規則第11条の2	検討を予定	「無人航空機操縦者技能証明書」は、戸籍法施行規則第11条の2第1号に定める書類と、同証明書のみで本人確認方法の方法として認められています。同証明書が第1号に定める書類と同程度に本人確認書類としての証明力を有すると認められる必要があることから、他事項における取扱い等も参考しつつ、検討します。	
412	令和7年1月23日	令和7年2月18日	<p>戸籍証明書の郵送交付請求をする際の本人確認書類の拡大</p>	<p>近年発給されるパスポートには住所が記載されておらず、戸籍法施行規則第11条の2第5号イに掲げる証明書に記載された住所への証明書の送付する方法をすることができない。</p> <p>そのため、業務としては郵送を希望する本人確認書類としては使用できない取扱いとしているが、戸籍法施行規則第11条の2第5号イ(出入国管理及び難民認定法)は郵送も使用できるように見えてしまう。</p> <p>令和二十六年政令第3百十九号(第二号第五号)に規定する業務を施行するために改正した法律を施行できない旨を明確にする。</p>	個人	法務省	本籍地の市区町村長に対して郵送で行う戸籍証明書の請求の際の本人確認方法は、戸籍法施行規則第11条の2第5号イにおいて「第一号若しくは第二号イに掲げる書類のいずれかー以上の写しを送付し、当該書類の写しに記載された住所を戸籍簿等を送付すべき場所に指定する方法」が規定されているところ、業務は同条第1号に掲げる書類ですが、業務の取扱いが統一されていない状況です。	戸籍法施行規則第11条の2	検討を予定	業務の取扱いが統一されていないことから、郵送請求における業務の取扱いを定め、周知する方向で検討します。	



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
417	令和7年2月20日	令和7年3月18日	経済産業省 電気用品安全法 登録検査機関の少なさを及び業務集中における待機期間	<p>・電気用品安全法 適用検査の種類と審査業務の効率化における取得期間の短縮</p> <p>・電気用品安全法 適用検査の項目削減負担の明瞭化と費用の見直し</p> <p>電気用品安全法 登録検査機関の増加は審査業務の効率化の促進を期待している</p> <p>現在、日本の自動車販売量及び省力化機械がイノベーションでない理由があり人手不足の昨今、機械化、無人化の技術革新が上記法令の検査機関が少ないことでチャンスと機会を逃している 安全であることの確認に中小企業が膨大な費用負担を強いられることは、大手優位の体制が守られた結果 大手検査機関メーカーの国内シェアが確保している</p> <p>少子高齢化の世の中に対し、日本国における機械化は必須であり、この規制の見直しとグローバルスタンダード化(先進国で使用されているものは許容できる等柔軟な緩和措置)が必要と思います</p> <p>欧州、野馬の基準規格の準拠の確認に相当の試験免除を行うなど日本独自の項目を減らすなど 安全第一で、結果日本のイノベーションが妨げられている現状に合わない法令の見直しのスピードアップを図ってほしい</p> <p>電気用品安全法の解釈や基準が一部の団体等だけでなく、一般事業者にも理解できる体制を所轄の経済産業省自身が新しい考えの質問にも回答できる体制づくりを望みます</p>	個人	経済産業省	電気用品安全法(以下「法」という。)における登録検査機関は、法第29条第1項に基づき、適合性検査を行うとする者の申請により登録することとなり、2025年2月末時点で、国内9機関、外国7機関の計16機関となっています。	現行制度下で対応可能	登録検査機関としての新規登録の申請があれば、適切に対応していきます(直近での新規登録、昨年11月UL International Limited(外国登録検査機関))。			
418	令和7年2月20日	令和7年3月18日	スピードメーター基準厳格化	スピードメーターの車検基準で許容される誤差範囲を縮小する	スピードメーターについて、車検で認められる誤差範囲は2%を超えて非常に不正確である。これにより、運転者は正確な速度を知ることができず、洗車や無関係な道い越しの原因となっている。さらに、自動運転やドライブレコーダーにも悪影響が与えられない。国土交通省は「アキュセルを積み、メーターが40kmに変わった瞬間に人間がボタンを押すので、誤差が必要」としているが、もっと効率的かつ正確な検査方法があるべきである	個人	国土交通省	車検時の検査は、限られたスペースと人員の検査コースにおいて、多くの車両を順次・効率的に検査するべく、受検者自身において、当該車両を選択し、ブレーキ検査、スピードメーター検査、ヘッドライト検査等を測定機関より行うこととなっています。このため、スピードメーター検査においては、検査理由に記述のとおり、受検者が車両を選択することから、受検者自らアキュセルを積み、スピードメーターが40kmになった瞬間に受検者がボタンを押して合図を行う方法で、速度計試験機で測定した速度との誤差を確認する手法となっています。	対応不可	道路運送車両の保安基準第46条(速度計等)	ご提案ありがとうございます。 ・制度の現状のとおり、スピードメーター検査においては、限られたスペースと人員の検査コースにおいて、多くの車両を順次・効率的に検査するべく、現在の検査方法が採用されているところです。 ・検査で採用可能な現時の技術において、車両に搭載された速度計が必ず速度を可能な限り正確かつ効率的に確認するべく、現在の検査方法が採用されています。 ・ご提案の「もっと効率的かつ正確な検査方法」として、今後の技術の進歩等により、検査に採用可能な方法がないか、引き続き注視してまいります。	
419	令和7年2月20日	令和7年6月20日	刑法175条の廃止、もしくは改正	わいせつな文章や画像、データを頒布したり、念を強迫したり、脅威で所持・保管したりすることを禁止する刑法175条について、提案させていただきます。私は刑法は国家の自由を非科学的かつ大層の強迫で規制する罰法であり、早急な改正を望みます。刑法175条は性道徳・性秩序の維持を目的として制定されたものであり、その根拠は明らかでない。刑法175条は性道徳・性秩序の維持を目的として制定されたものであり、その根拠は明らかでない。	刑法175条の廃止、若しくは改正が実現し、規制が緩和された場合に想定されるリフトは以下のとおりです。 1 個人消費の増加とアダルト市場の更なる活性化に繋がる。ご存知のようにアダルトはマンガ、アニメ、ゲームなどの次元が特に著名となっている我が国では、数多くの作品があります。それらは金で法的に規制されており、性別にモザイクがかかっているわけですが、現実問題としてモザイクは完全な考慮を払っての数字になります。その中で刑法175条による規制がなくなった場合、個人消費が大幅に増加するだけでなく過去作品のニューアールなども行われるため企業の活性化にも繋がります。個人消費と企業の活性化による力は我が国の経済にとって少なからず良い影響を与えると考えられます。 2 クリエイター側のコスト・作成時間の削減による労働環境の改善。 モザイク処理を義務化している本法が無くなることにより、クリエイター側のモザイク処理にかかるコストや時間が完全に緩和されるべきです。念を強迫する行為については、それは議論を行う方々や他の方々の意見に任せたいと思います。法務省は刑法175条は性道徳などを守ることに繋がるとおっしゃってしまっていますが、その根拠は明らかでない。	個人	法務省	番号85の回答をご参照ください。				
420	令和7年2月20日	令和7年6月20日	刑法175条廃止または厳格化	刑法175条を廃止するか、適用範囲(地理的要素や規制範囲)何がわいせつ物に当たるかを明確化する	当社はいわゆるアダルトビデオの販売を行っているが、審査などの規制対応費用が莫大であり、規制要件があいまいであるため、莫大な規制対応費用を払っても、なお法的リスクを抱えている。 産業振興の観点から刑法175条を廃止することが望ましい。	株式会社 グループ	法務省	番号98の回答をご参照ください。				
421	令和7年2月20日	令和7年6月20日	刑法175条の再検討と規制緩和に向けた具体的な議論の実施	刑法175条の再検討と規制緩和に向けた具体的な議論の実施	1 性道徳・性秩序の維持という保護法益の曖昧性 「サイバー事件(昭和40年)の判例では「性道徳・性秩序の維持」が保護法益とされていますが、その具体的内容や範囲は明示されていません。性道徳は時代や文化により変化する相対的な価値観であり、これを基に刑事罰を課することは法益の安定性を損ねる可能性があります。また、インターネットが普及した現代では、国外からのわいせつ画像へのアクセスが容易であり、国内法の適用範囲が事実上限定されているため、保護法益としての実効性が疑問視されます。 2 「現時点でも保護に値する」とする根拠の不在 「罰則」は「現時点でも保護に値する」とされていますが、その理由や具体的な事象が示されていません。特に、わいせつ物が現代社会において性道徳・性秩序に具体的な悪影響を及ぼしているとする証拠が示されていません。例えば、海外では表現規制に対する規制が緩和されている国も多いですが、それによる社会的混乱や性犯罪の増加が顕著に見られるわけはありません。 3 時代即ち法改正の必要性 刑法175条は1907年(明治40年)に制定され、当時の社会状況に基づいて設けられたものです。しかし、インターネットをはじめとする技術革新や価値観の多様化が進んだ現代において、当該規定がそのままで維持される理由は再検討されるべきです。他国では性表現に対する規制が緩和されている一方で、日本は依然として旧態依然の規制を維持しており、国際的に時代遅れとの批判を受けています。 以上から刑法175条の廃止や規制緩和に向けた具体的な議論、特に表現の自由や経済的影響のバランスを考慮した検討を提案します。	個人	法務省	番号85の回答をご参照ください。				





規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
433	令和7年3月19日	令和7年4月17日	20201047014/「簡便証明方法の会社履歴証明書を発行し、申請負担の減と行政事務の効率化	<p>印鑑証明書は、請求者が押印した書面に証明する事項と、発行者が管理する印影情報を証明する簡便証明がある。個人も法人も、現在では簡便証明が一般的である。一方で、登記事項証明とはどうか？登記簿謄本や、種類や記載事項が法令で規定されている会社事項証明書、簡便証明と異なる。R3規制改革17回目は、非公開とされる商業登記の簡便証明を「簡便証明」として当該記載がある証明を作成し交付しております。また、法定外の簡便証明による証明も発給可能である。そうすると、法人が本居移転や商号変更、あるいは合併や会社分割の記録を枚の増減による行政証明を求めなくてもできるのではないか？</p>	<p>「不動産登記では現在の会社法人等番号以外の番号を提供しても証明書の添付を省略できない[R4規制改革84-83(回答)]としているから、複数の登記簿謄本や登記事項証明書の添付が必要な場合もある。戸籍簿本を法定接続情報証明で代替するように、会社の履歴も既に証明書にまとめることができれば、申請人の負担軽減と、登記の審査の効率化が可能になる。行政証明には法的根拠がなく、行政機関の内部で自由に証明できるはずである。そこで、会社は任意の商業登記所に対し、商号や本店変更あるいは合併の履歴等をまとめた用紙を、それを証明する複数の登記簿謄本、や登記事項証明書を添付して提出すれば、登記官が証明して交付する制度を創設することを提案する。上記の通り、法定接続情報証明と同様に、登記所の事務効率化につながるから、無料で発行するから迅速であり、手数料を徴収するならば法令の改正が必要になるだろう。もともと、「当該記載がある証明を作成し交付してあります」という17回言及の根拠法令等がないのであれば、簡便修正履歴の証明も無料発行しているから、法令の根拠なしに有料発行してよいことになる。本提案の直接根拠についても、法令の根拠なく資料で発行できるかもしれない。そもそも「世界最先進国がリスクをもって開示されていない登記簿」についても「画像データを用いて出力して交付する対応を行っています」[R5行政改革15(回答)]から、その情報を特定して添付可能であるようにすべきである。現行制度を変えるべき</p>	商業登記センター	法務省	<p>何人も、手数料を納付して、登記簿に記載されている事項を証明した書面(登記事項証明書)の交付を請求することができる。当該登記事項証明書の種類及び記載事項については、商業登記規則第3条の規定により定められている。</p> <p>なお、登記事項証明書の種類としては、現在事項証明書、履歴事項証明書、閉鎖事項証明書及び代表者事項証明書の4種類があり、登記事項証明書を交付申請書に記載された請求事項に応じて、各事項の全部又は一部の証明書を交付している。</p>	商業登記法第10条、商業登記規則第19条、30条	その他	<p>御提案の内容については、必要性やシステム改修に係る費用対効果等を勘案しつつ慎重に検討をする必要があり当面の対応は困難ですが、今後、各種法令等の改正を検討する際の参考とさせていただきます。</p>	
435	令和7年3月19日	令和7年4月17日	内閣府作成「公益認定のための「定款」について」(令和6年12月改定版)4ページ目において、「13 この法人の役員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他の特殊の関係がある者の数の合計数、評議員総数(現在数の3分の1を超えてはならない。この規定が適用される場合、内閣府作成「公益認定のための「定款」について」(令和6年12月改定版)の記載に従えば、評議員総数は親族その他の特殊の関係がない場合でも、特定の理事を起首に複数の評議員が親族その他の特殊の関係がある場合においても規制されている。さらに、「理事のいずれか1人及びその親族その他の特殊の関係がある者の数の合計数」には及びとなり、法令根拠上は理事のいずれか1人が含まれると解釈され、評議員相互の親族関係のための合計数(理事1名分の人数を足す)とすべき併存である。内閣府作成「公益認定のための「定款」について」(令和6年12月改定版)に強制力はないものの公益認定を目指す目的法人が参照する以上、当該記載は租税特別措置法が要求する規制を超えて実質的に課税するものとなっている。よって規制の緩和を求めらるものである。	<p>租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号の規定及び「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書の記載のしかた」に於いて、定款に「評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他の特殊の関係がある者の数の合計数が、評議員総数(現在数の3分の1を超えてはならない。この規定が適用される場合、内閣府作成「公益認定のための「定款」について」(令和6年12月改定版)の記載に従えば、評議員相互で見れば親族その他の特殊の関係がない場合でも、特定の理事を起首に複数の評議員が親族その他の特殊の関係がある場合においても規制されている。さらに、「理事のいずれか1人及びその親族その他の特殊の関係がある者の数の合計数」には及びとなり、法令根拠上は理事のいずれか1人が含まれると解釈され、評議員相互の親族関係のための合計数(理事1名分の人数を足す)とすべき併存である。内閣府作成「公益認定のための「定款」について」(令和6年12月改定版)に強制力はないものの公益認定を目指す目的法人が参照する以上、当該記載は租税特別措置法が要求する規制を超えて実質的に課税するものとなっている。よって規制の緩和を求めらるものである。</p>	個人	内閣府 財務省	<p>租税特別措置法第40条第1項後段のみなし課税所得の非課税承認を受けるための要件として、租税特別措置法施行令第25条の17第5項第3号では、その寄附により寄附した者の所得税又は寄附した者の親族等の所得税若しくは所得税の負担を不当に減少させる結果とならぬと認められることが規定されています。この所得税又は所得税若しくは所得税の負担を不当に減少させる結果とならぬと認められる寄附者とは、同条第6項第1号では理事、監事、評議員その他これらの役員等に準ずるもの(以下「役員等」といいます。)(うち、親族その他特殊の関係がある者がそれぞれ役員等の数のうち占める割合がそれぞれ3分の1以上とする旨の定めが定められていることと求めています。</p> <p>「公益認定のための「定款」については法人が公益認定の申請しようとする際の参考となるため作成しているものであり、租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号のその運営組織が適正であるともないうように規定を受け、租税特別措置法第40条第1項後段のみなし課税所得の非課税承認を受ける場合の定款例として記載されています。</p>	租税特別措置法施行令第25条の17第5項第3号、第6項第1号	「公益認定のための「定款」については、法令等に適合しているかを判断するための基準ではなく、公益認定申請書によつてお示ししているものです。また、ご提案に関する記載部分は、租税特別措置法第40条第1項後段のみなし所得税の非課税承認を受けるための要件である租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号のその運営組織が適正であることに関して併記したものです。他方で、租税特別措置法が求める以上の要件を求めるとの見受けられるのご意見を踏まえ、定款例の記載内容について今後検討してまいります。			
436	令和7年3月19日	令和7年4月17日	役員員の株式保有に関する見直し	<p>昨年実施された金融法関連の規制改革ホットライン処理方針(令和5年11月16日から令和6年7月19日までの回答)番号5では、「持株会の範囲につきましては以下のとおり拡大することの検討を行う予定」という方針が表明され、「拡大持株会の範囲を発行者がその財務・事業の方針決定に重要な影響を及ぼすことができる(影響力基準)会社の従業員による拡大」と改められました。しかし、改定後の定義第7条第2項1号は、拡大持株会の要件「関係会社の定義」に於いて、旧規定の29%以上の議決権保有(株式等)から、会社法計特別規定第19条を参照する方針に変更された。この結果、「会社その他の会社の財務及び事業の方針決定に重要な影響を及ぼすことができる(実質基準)」(関係会社)に関する要件とすると、その基準として20%以上の議決権保有を定めたこととなり(会社法計特別規定第19条第1項第4項1号)。</p> <p>一方で、「関係会社の要件が緩和され、その範囲が広がったことのみならず、同規則2条第3項第21号は、そのかつの下の下では、取得対象株式の発行会社の「子会社」が実施会社になることが定められました。発行会社の関係会社のみならず、子会社も拡大持株会の実施会社になるように規定を設け、文言を改められたらいいと思います。</p>	<p>規制改革ホットライン処理方針(令和5年11月16日から令和6年7月19日までの回答)番号5では、「持株会の範囲につきましては以下のとおり拡大することの検討を行う予定」という方針が表明され、「拡大持株会の範囲を発行者がその財務・事業の方針決定に重要な影響を及ぼすことができる(影響力基準)会社の従業員による拡大」と改められました。しかし、改定後の定義第7条第2項1号は、拡大持株会の要件「関係会社の定義」に於いて、旧規定の29%以上の議決権保有(株式等)から、会社法計特別規定第19条を参照する方針に変更された。この結果、「会社その他の会社の財務及び事業の方針決定に重要な影響を及ぼすことができる(実質基準)」(関係会社)に関する要件とすると、その基準として20%以上の議決権保有を定めたこととなり(会社法計特別規定第19条第1項第4項1号)。</p> <p>一方で、「関係会社の要件が緩和され、その範囲が広がったことのみならず、同規則2条第3項第21号は、そのかつの下の下では、取得対象株式の発行会社の「子会社」が実施会社になることが定められました。発行会社の関係会社のみならず、子会社も拡大持株会の実施会社になるように規定を設け、文言を改められたらいいと思います。</p>	個人	金融庁	<p>発行会社及びその子会社の役員又は従業員を構成員とする持株会(株券の買付けについて一定の要件を満たすもの)に基づき権利は集団投資スキーム持分の定義から除外されています。</p> <p>また、発行会社の関係会社の役員又は従業員を構成員とする拡大持株会(株券の買付けについて一定の要件を満たすもの)に基づく権利は集団投資スキーム持分の定義から除外されています。この関係会社は次のいずれかに該当する会社と定義されています。</p> <p>・会社法計特別規定第3条第3項第21号に規定する関係会社</p> <p>・会社法計特別規定第3条第3項第21号に規定する関係会社の親族の会社</p> <p>・当該他の会社の売上高の総額の100分の50以上である場合における当該他の会社</p> <p>・会社からの前事業年における他の会社の仕入高が当該他の会社の仕入高の総額の100分の50以上である場合における当該他の会社</p>	金融商品取引法施行令第3条の3第3項5号、金融商品取引法第2条に規定する事業に関する内閣府令第6条、第7条第1項第1号、第2項	預行制度で対応可能	<p>発行会社の子会社の役員又は従業員については、持株会の構成員となることが可能であること。当該持株会に基づき権利は集団投資スキーム持分の定義から除外されています。</p> <p>また、①発行会社の子会社の役員又は従業員と発行会社の関係会社の役員又は従業員が構成員となる持株会に係る権利についても同様の要件を満たしており、集団投資スキーム持分の定義から除外されるものと考えられます。</p>	
437	令和7年3月19日	令和7年6月20日	2520125279(「4)共同担保関係を通じた抵当権の変更又は更正で共同追加	<p>不登簿166条1項は2以上の不動産を共同担保とする担保権の指定があった場合の共同担保目録の作成について、166条2項は共同担保となる不動産の場合において共同担保目録の登記手続を定める。前者者は担保権の保存又は設定の目的が「貸付」に限定されている。後者は「貸付」に限定されず、貸付以外の共同担保の保存若しくは設定又は処分等の登記があった場合である。そこで両者を同一規定に定めることにより、共同担保目録の保存若しくは設定又は処分等の登記が規定されていない「根拠当権」であれば変更又は更正による共同担保は不可能かつ、抵当権で不可分共同担保とならなければならない場合もあり得る。したがって「実体上、共同担保となっている抵当権」の設定登記において、各別に申請してしまつた。</p>	<p>とが、「登記原因証明情報」に前登記物件と前登記の受付番号の記載を連携してそのまま申請した」とかの事情で、独立した権利として登記された場合、これを共同担保に変更又は更正できないのか？変更又は更正ができれば、共同担保とするには抹消して再申請することになり、登録免許料は倍かかる。また、住宅用減税の適用も不明である。仮に審査過程で不審が発生しても、抵当権設定申請は容易に取り下げることができる。そうすると、一旦は権利の消滅して登録しておき、事後に共同担保とする方法も認められる必要がある。仮にこの変更又は更正を認めると、独立した抵当権が共同担保権になるから抵当権の総額が減少するから、後順位抵当権者の不利になることはない。また、実体上の共同担保関係にある上、その関係は正法上のものである。登記の同一性という観点から、単一の抵当権者を専有共有して複数に変更することが認められるのであれば、共同担保関係は消滅して共同担保の同一性がなくなるものではない。したがって、抵当権の変更又は更正登記申請による共同担保の登記を可能とすべきである。ところが、上記のように不動産登記規則では、変更又は更正登記申請による共同担保の登記が規定されていない。「根拠当権」であれば変更又は更正による共同担保は不可能かつ、抵当権で不可分共同担保とならなければならない場合もあり得る。したがって「実体上、共同担保となっている抵当権」の設定登記において、各別に申請してしまつた。</p>	商業登記センター	法務省	<p>共同担保目録は、債権者が同一の債権の担保として複数の不動産の上抵当権を設定する場合において、二以上の不動産に関する権利を目的とする担保権の保存又は設定の登記があったときに、その目的である不動産及び当該権利を明らかにするための登記が作成されることとなる。</p>	民法第339条2条、第97条、不動産登記規則第166条、第168条	預行制度で対応可能	<p>御提案にある「登記原因証明情報」に前登記物件と前登記の受付番号の記載を連携してそのまま申請した」とかの場合をめぐり、共同担保目録を作成すべきであったもの、申請の不備により作成がなかったものについては、既に更正登記をすることにより共同担保目録を作成することはできず、現行制度下でも対応は可能です。</p>	









規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
458	令和7年4月18日	令和7年6月20日	マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う健康保険証の返納の有効期間延長後（後述）については、健康組合が希望する場合には、事業主との情報連携に基づきこれを前提として、被保険者から保険者に対して直接返納もしくは電磁的方法で発行し、使用期限が満了に基づき返納不要とすることを認めていただきたい。	マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う健康保険証返納後の取り扱いのうら、「資格確認書」および「健康保険証」の有効期間延長後（後述）については、健康組合が希望する場合には、事業主との情報連携に基づきこれを前提として、被保険者から保険者に対して直接返納もしくは電磁的方法で発行し、使用期限が満了に基づき返納不要とすることを認めていただきたい。	現行の健康保険法施行規則においては、被保険者（従業員）が資格を喪失したとき、その保険者に変更があったとき、又はその被扶養者が異動したときは、事業主が、遅滞なく被保険者証を回収して、これを保険者に返納することが求められている。一方で、資格喪失等の届出が事業主から保険者に対して行われていないことから、事業主・保険者間での情報の共有は既に関われている。届出自体のシステム化、ペーパーレス化が進む中、左記取扱いの柔軟化を進めることは、事務負担軽減にもつながる。事業主の人事等担当者は本件送付のために出社を余儀なくされており、テレワークの推進を阻害しているのみならず、回収済のリスクも生じている。（2022年10月1日より、テレワークの普及等に対応した柔軟な事務手続きを可能とするため、「保険者が支障ないと認めるとき」は、保険者から被保険者に対して被保険者証等を直接交付することが可能となっていることから、返納についても被保険者自身が事業主に届出する必要性は乏しいと考える。また事業主の人事等担当者の事務負担軽減や回収済のリスク回避につながるものと考えたい。	電機・電子・情報通信産業経営者連盟	厚生労働省	資格確認書及び被保険者証の返納については、事業主において遅滞なく回収を行った上で、保険者に返納しなければならぬとされております。	健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第51条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部の施行に伴う関係条項の改正等令（令和6年厚生119号）附則第2条	対応不可	被保険者資格を喪失した者の資格確認書又は被保険者証（以下「資格確認書等」という。）が保険者に遅滞なく届出に送達されることは、適正な資格確認のために重要であり、そのため、被保険者が資格を喪失した場合等には、遅滞なく資格確認書を回収して保険者に返納したことを事業主の義務としているところです。被保険者から保険者に直接資格確認書等を送納することを認めるとは、資格喪失により無効となった資格確認書等を確実に回収する観点から、慎重な検討が必要と考えられております。
459	令和7年4月18日	令和7年6月20日	財形給付金制度の更新手続き書類の簡素化、および押印のデジタル化（または押印レス化）	財形給付金制度の更新手続き書類の簡素化、および押印のデジタル化（または押印レス化）	毎年、年度末に金融機関を介して財形給付金制度の契約更新手続きを行っており、以下書類の提出を行っている。グループ会社を多く抱える企業では、追加・解約・変更が毎年発生するため、多数書類を提出する必要があり、多大な事務負担がかかっている。また、本契約上の提出書類への押印に電子署名が認められていないため、すべての押印が電子署名化している会社（在宅勤務の多い会社）からは実印での書類を収集することになり、グループ会社の多い会社では押印がかり、困難な状況であるため、更新手続き書類の簡素化と押印のデジタル化（または押印レス化）を進めていただきたい。	電機・電子・情報通信産業経営者連盟	厚生労働省	勤労者財産形成給付金契約については、既に厚生労働大臣の承認を受けている場合であっても、共同契約事業主と追加しようとする受給者等場合には、厚生労働大臣の承認が必要とされています。承認を受けようとするときは、厚生労働省令で定める事項を記載した申請書等を厚生労働大臣に提出する必要があります。また、勤労者財産形成給付金契約が解約された場合には、その旨を厚生労働大臣に対し届け出ることとされています。	（更新手続き書類の簡素化） 勤労者財産形成給付金契約は、事業主が労働者に基づき、勤労者を主任の受給者として金融機関との間で締結する契約です。既に共同契約事業主を追加しようとする受給者等の場合においても、当該契約が勤労者財産形成給付金制度の要件を満たし、その趣旨に反していないかを確認するため、厚生労働大臣の承認が必要であり、ご指摘の書類についてはその確認のための必要最低限のものと考えます。	（更新手続き書類の簡素化） 勤労者財産形成給付金契約は、事業主が労働者に基づき、勤労者を主任の受給者として金融機関との間で締結する契約です。既に共同契約事業主を追加しようとする受給者等の場合においても、当該契約が勤労者財産形成給付金制度の要件を満たし、その趣旨に反していないかを確認するため、厚生労働大臣の承認が必要であり、ご指摘の書類についてはその確認のための必要最低限のものと考えます。	
460	令和7年4月18日	令和7年5月22日	キャンピングセミトレーラーの許可	キャンピングセミトレーラーのブレーキ基準をフルトレーラーと合わせる	キャンピングトレーラーは快適な休憩所や避難所としても使える便利な車両ですが、運転が難しいことがハードルになっています。アメリカでは一般的なセミトレーラー型であれば、運転が簡単で、彼ら地へ素早く展開出来ます。しかし、日本では大型車のエア式自動ブレーキの装着が必須とされています。アメリカで認められる慣性ブレーキはフルトレーラーよりも認められていません。道内を走るセミトレーラーの方がより扱いやすい基準なのは運転者にとって、改善して下さい。	個人	国土交通省	被牽引自動車には「道路運送車両の保安基準」第12条、及び「道路運送車両の保安基準」の細目を定める告示「第15条第6項、第93条第6項又は第171条第6項の規定に適合する系統としての制動装置を備える必要がある」（「道路運送車両の保安基準」第12条第2項）に該当するものを除く。	道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第79号） 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第919号）	現行制度で対応可能	「アメリカで認められる慣性ブレーキ」が必ずしも明らかではありませんが、車両重量が3.5トン以下のトレーラーであれば、減速を検知して電気的に制動する方式のブレーキを備えることも可能です。なお、セミトレーラ構造と、トラックと接点する構造にはなっていないなどの理由から、トラックとトレーラーが接点する上より有利な構造のブレーキについては慣性ブレーキを備えることができます。日本にはめく多くの国が採用する国際基準でもそのように規定されています。
461	令和7年4月18日	令和7年5月22日	NOxPM法規制地域の改善	NOxPM法規制地域を現在のエビデンスに基づいて見直す	NOxPM法が制定されてから長い年月が過ぎました。新しい道路や住宅街が完成し、保安基準改正で黒煙を出す車両が作れないなり、古いトラックは使用年数を過ぎました。道路と環境が変わっていますが、規制地域の見直しが必要です。これは、国土交通省の公表している規制地域が平成13年から更新されていないことも明らかです。同じ市内でも、合併前の地域次第で登録できないから規制地域になっています。現代のエビデンスに基づいて規制地域を見直す必要があります。	個人	環境省	「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における量の削減等に関する特別措置法」（平成9年法律第70号）に基づき、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域において、令和8年度末までに一部地域及び粒子状物質に係る大気環境基準を改善する一を目標として、自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の削減に係る各種対策を推進しています。	その他	令和4年4月に中央環境審議会が取りまとめた答申では、総量削減基本方針に規定されている「平成32年度までに窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域において二酸化窒素と浮遊粒子状物質の大気環境基準を確保する」という目標はほぼ達成されたと評価した上で、今後の自動車排出ガス削減対策の在り方について、 ・規制基準を超過する可能性が十分に低い濃度レベルには至らなかった測定地点が一部あったこと等から、引き続き現行の自動車NOx・PM法に基づく各種施策を継続することが必要。 ・より環境性能の高い車への移行が進むこと等でも、さらに環境改善が期待されることから、5年後を目途に制度の在り方について改めて検討する一を目標として、事業者が申請することができ、これまでその判断根拠がなかったため、対策地域の指定解除の判断基準を明確化した。順において、都道府県から申請があった場合には、判断基準に基づき慎重に審査を行うことが必要。 ・対策地域の指定を撤回し、ステアリングなどの調整や解除後の大気環境状況の確認の継続等が必要。 ・自動車使用管理計画の事務の合理化を検討することが望ましい。 といった内容が示されており、これに基づいて対応を進めることとしております。 いただきましたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。	
462	令和7年4月18日	令和7年5月22日	キャンピング車の外開き窓の閉鎖方向制限を無くす	キャンピング車の外開き窓の閉鎖方向制限を無くす	キャンピング車は快適な休憩所や避難所としても使える便利な車両です。当然、窓が必要ですが、スペースや重量、雨の降り込み防止には外開き窓が欠かせません。しかし、積雪の窓は大きく開いてはならない保安基準で決められています。これは、エアコンの寒い時代、走行中に開けてふたげないための基準でした。現代ではエアコンは必ず装備されていますし、キャンピング車の目的からも走行中に開けないことは明らかです。窓のサイズや車の種別に応じた規制緩和を求めます	個人	国土交通省	「道路運送車両の保安基準」第2条第2項第1号により、外開き式の窓及び換気装置は、告示で定める方法により測定した場合において、その自動車の最外側から250mm未満又はその自動車の高さから300mm未満の範囲を超えて突出させることはできません。 「告示」で定める方法としては、「道路運送車両の保安基準」の細目を定める告示「第6条第1項第1号、第84条第1項第1号又は第166条第4項第1号」により外開き式の窓及び換気装置については、開放した状態（状態の自動車を測定することです。	道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第79号） 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第919号）	対応不可	キャンピングカーの外開き式の窓には、開いた場合の車体からの突出量を規定しています。この規格は、窓が閉じられるなど、開けられずまま走行し、歩行者などの接触事故を誘った際に重要なものと考えております。

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
463	令和7年4月18日	令和7年5月22日		ドリーをトレーラーとして認める	ドリーはトレーラーの前輪車の替わりに取り付け、ダブルストラックにするための部品です。国土交通省はドリーをダブルトレーラーの一部と見做しますが、ダブル車自体はトレーラーで、その後ろに別のトレーラーを牽引しています。三連車は法律上認められているので、ドリーをトレーラーにしても問題ありません。むしろ、セミトレーラーで認められる13m車が基準緩和が必要になります。国策で推進するなら運送会社の話を聞いてください	個人	国土交通省	単体のドリーは、「道路運送車両法」第2条第2項「道路運送車両法施行規則」第2条及び「道路運送車両の保安基準」第19条第1項に規定される「道路運送車両法施行規則」第2条第2項に規定される保安基準に適合したものである。保安基準に適合したドリーであれば、単体の自動車検査の交付を受けることが可能である。	道路運送車両法(昭和26年法律第18号) 道路運送車両法施行規則(昭和28年運輸省令第74号) 道路運送車両の保安基準(昭和28年運輸省令第75号) 道路運送車両の保安基準の細目変更命令(平成14年国土交通省令第619号) 自動車検査等実施要領(令和3年11月25日自衛隊省令第10号)	現行制度下で対応可能	ドリーは自動車的一种であるトレーラーとして位置づけられており、検査の際には検査引自動車保安基準が適用されます。
464	令和7年4月18日	令和7年5月22日		LPガスを搭載した「キャンピングカー」「キャンピングトレーラー」のフェリーへの乗船について	「国土交通省」では「キャンピングカー」「キャンピングトレーラー」には、「LPガス容器等」の設置を要件としている。ところが、フェリーに乗船する際は、そのLPガスを危険物と見なした乗船できないこととなっている。乗船の際に、貨物としてガソリンやLPガスを積載する場合は、危険物として制限することは理解できるが、その車の要件として搭載しているLPガスは一定の数量の制限をもって認めるのが適切ではないか。	個人	国土交通省	フェリーへの乗船は、自動車に燃料として搭載するガソリン・軽油は、認められているが、「キャンピングカー」「キャンピングトレーラー」の要件として、「LPガス容器等」の設置を求めているLPガスを搭載(積載ではなく)する自動車の乗船は認められていない。貨物として積載するLPガス(危険物)ではなく、あくまでも、その車の要件として搭載しているLPガスは「元栓を開ける」「車間に固定する」「数量の上限」などの条件を課し、認められるのが適切ではないか。また、アウトドアカンパニのひととして、キャンピング等の需要が増えている。また、災害時の対策としてもキャンピング用品、キャンピングカー等の優位性が能登半島地震においても確認されている。「キャンピングカー」等には、LPガスを搭載するものが多い https://www.hobby-caravan.de/fileadmin/user_upload/kataloge_usd_service/bedienungsanleitungen/2020/WW/Kompl/Wmpl_Engl_2020.pdf (P.109) 「キャンピングカー」等の乗船の際に、LPガス等の設備の搭載を確認していることを踏まえて、フェリーへの乗船を認めることで、移動範囲が広がり、「キャンピングカー」等の普及が促進される。	番号351の回答をご参照ください。		
465	令和7年4月18日	令和7年5月22日		車検と特定自主検査の適合	大型特殊には車検と特定自主検査が義務です。特定自主検査は走行性能はもたらさず、安全に作業可能まで詳細に調べます。車検はタイヤが劣るかと、排気ガスを検査だけです。普通車はブレーキやヘッドライトをメーターで測定しますが、大型特殊は測定しません。メーターに入らないからとメーターが、それなら車検の意がかりません。	個人	国土交通省 厚生労働省	道路運送車両法に基づき継続検査(いわゆる車検)については、道路を運行する車両の安全性の確保と公害の防止を目的としており、労働安全衛生法に基づき、機械の安全性を確保し労働災害を未然に防止するための実施する特定自主検査は検査項目や基準が異なります。	道路運送車両法(昭和26年法律第18号) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	対応不可	特定自主検査に合格した自動車であっても、検査項目が異なる車検の基準(保安基準)に合格と取り換うとは適切ではないと考えます。なお、特定自主検査の項目が異なる自動車であっても、検査項目が適切に保安基準に定められた構造・装置の適合性を確認しております。
466	令和7年4月18日	令和7年5月22日		エアサスの積載量計算見直し	エアサスの最大積載量を計算する時に軸間配分機能も考慮する。	個人	国土交通省	最大積載量の算定に当たり、積載物の荷重の作用位置は荷台床面中心と取り換っており、当該自動車の車台を使用する標準車の最大積載量及び許容限度を超えない範囲内で最大となるよう指定しています。	道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第74号)	対応不可	タイヤの負担能力が不足しない場合は、負担能力の大きいタイヤに交換することが必要となり、原則としてタイヤの負担能力より最大積載量を減らすことは実施していません。なお、許容限度については、最大積載量の算出方法を認識の上で自動車メーカーが許容可能な重量を設定しているものを選択しており、安全性確保の観点から、備蓄コストの増大を考慮するとは困難です。
468	令和7年5月29日	令和7年6月20日		公的個人認証サービスの利用者利便性向上に向けた施策の推進等について	①電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第19条第2項に定める審査検証については、銀行取扱いに特定取扱い(限)、署名用パスワード(英数字9～16文字)に代えて利用証明用パスワード(4桁数字)を用いることと併せて検討する。 ②同法第19条第3項に定める署名用電子証明書の登録事項、および第18条第1項に定める特定署名用電子証明書記録情報について、今後予定される署名の外部署名情報の提供に加え、住所のカナ情報も追加してほしい。 ③利用者から取得した住所の住所情報(10年)は失効することなく、利用者が10年間の有効期間情報を毎日管理することは困難であり、利用者の認識のなまり同意が失効していた、ということになりかねず、住所が更新されるなどの事情が関係機関に寄せられる可能性がある。このため、利用者が取得した同意に代えて、不同意申出機能について適切に告知するなど所策の措置を講じている場合は、10年経過後も明示の同意が成立し得るとしてサイン等でも明確化して頂きたい。	公的個人認証サービス利用者 関係団体	デジタル庁 総務省	①マイナンバーカードに記載されている電子証明書は「署名用電子証明書」と「利用者証明用電子証明書」の2種類の電子証明書があり、それぞれパスワードが設定されています。署名用電子証明書のパスワードは英数字の6～16桁、利用者証明用電子証明書のパスワードは数字の4桁となります。 ② 個人番号カード用署名用電子証明書は、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所を記録するものとされ、住所の住所情報は記録されており、本人同意に基づく最新の住所情報等の提供において住所の住所情報は提供されていません。 ③同意の方法について 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第19条第3項において、「署名十九条第三項の署名利用者の同意は、署名利用者が当該署名利用者に係る署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該同意に関する情報を当該署名利用者の利用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて署名検証等の利用に係る電子計算機に送信することにより行うものとする。」としており、同意には署名用電子証明書が必要となります。 【同意の有効期間(10年)について】 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第204回国会関係法第27号附帯決議において、地方公共団体情報システム機構が署名利用者の最新の住所情報等を署名検証者に提供するための本人の同意については、同意後に事情変更があることも踏まえ、同意の取消しを可能とするなどとし、同意の有効期間を短くすることから、電子署名に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第19条第3項において、最新の住所情報(情報)提供サービス同意の有効期間は10年と定められています。 【利用者に対する同意状況の情報提供について】 民間事業者向けガイドラインにおいて、「利用者に対する同意状況の情報提供を少なくとも1年に1回程度リマインド連絡を行うことと記載していることとす。	デジタル庁 総務省	対応不可	① 署名用電子証明書は、行政における様々な手続きや、金融機関をはじめとした民間事業者の手続きのうち、対面での実印相当の用途に使用するものです。その性格上、認証強度を確保する必要性の観点から、パスワードを英数字の6～16桁としています。 ② 個人番号カード用署名用電子証明書の登録事項については、署名用電子証明書に関する法律第19条第3項に規定され、住所の住所情報は記録されており、本人同意に基づく最新の住所情報等の提供において住所の住所情報は提供されていません。 ③ 署名用電子証明書は、行政における様々な手続きや、金融機関をはじめとした民間事業者の手続きのうち、対面での実印相当の用途に使用するものです。その性格上、認証強度を確保する必要性の観点から、パスワードを英数字の6～16桁としています。 ④ 個人番号カード用署名用電子証明書の登録事項については、署名用電子証明書に関する法律第19条第3項に規定され、住所の住所情報は記録されており、本人同意に基づく最新の住所情報等の提供において住所の住所情報は提供されていません。 ⑤ 署名用電子証明書は、行政における様々な手続きや、金融機関をはじめとした民間事業者の手続きのうち、対面での実印相当の用途に使用するものです。その性格上、認証強度を確保する必要性の観点から、パスワードを英数字の6～16桁としています。 ⑥ 個人番号カード用署名用電子証明書の登録事項については、署名用電子証明書に関する法律第19条第3項に規定され、住所の住所情報は記録されており、本人同意に基づく最新の住所情報等の提供において住所の住所情報は提供されていません。 ⑦ 署名用電子証明書は、行政における様々な手続きや、金融機関をはじめとした民間事業者の手続きのうち、対面での実印相当の用途に使用するものです。その性格上、認証強度を確保する必要性の観点から、パスワードを英数字の6～16桁としています。 ⑧ 個人番号カード用署名用電子証明書の登録事項については、署名用電子証明書に関する法律第19条第3項に規定され、住所の住所情報は記録されており、本人同意に基づく最新の住所情報等の提供において住所の住所情報は提供されていません。 ⑨ 署名用電子証明書は、行政における様々な手続きや、金融機関をはじめとした民間事業者の手続きのうち、対面での実印相当の用途に使用するものです。その性格上、認証強度を確保する必要性の観点から、パスワードを英数字の6～16桁としています。 ⑩ 個人番号カード用署名用電子証明書の登録事項については、署名用電子証明書に関する法律第19条第3項に規定され、住所の住所情報は記録されており、本人同意に基づく最新の住所情報等の提供において住所の住所情報は提供されていません。 ⑪ 署名用電子証明書は、行政における様々な手続きや、金融機関をはじめとした民間事業者の手続きのうち、対面での実印相当の用途に使用するものです。その性格上、認証強度を確保する必要性の観点から、パスワードを英数字の6～16桁としています。 ⑫ 個人番号カード用署名用電子証明書の登録事項については、署名用電子証明書に関する法律第19条第3項に規定され、住所の住所情報は記録されており、本人同意に基づく最新の住所情報等の提供において住所の住所情報は提供されていません。 ⑬ 署名用電子証明書は、行政における様々な手続きや、金融機関をはじめとした民間事業者の手続きのうち、対面での実印相当の用途に使用するものです。その性格上、認証強度を確保する必要性の観点から、パスワードを英数字の6～16桁としています。 ⑭ 個人番号カード用署名用電子証明書の登録事項については、署名用電子証明書に関する法律第19条第3項に規定され、住所の住所情報は記録されており、本人同意に基づく最新の住所情報等の提供において住所の住所情報は提供されていません。 ⑮ 署名用電子証明書は、行政における様々な手続きや、金融機関をはじめとした民間事業者の手続きのうち、対面での実印相当の用途に使用するものです。その性格上、認証強度を確保する必要性の観点から、パスワードを英数字の6～16桁としています。 ⑯ 個人番号カード用署名用電子証明書の登録事項については、署名用電子証明書に関する法律第19条第3項に規定され、住所の住所情報は記録されており、本人同意に基づく最新の住所情報等の提供において住所の住所情報は提供されていません。 ⑰ 署名用電子証明書は、行政における様々な手続きや、金融機関をはじめとした民間事業者の手続きのうち、対面での実印相当の用途に使用するものです。その性格上、認証強度を確保する必要性の観点から、パスワードを英数字の6～16桁としています。 ⑱ 個人番号カード用署名用電子証明書の登録事項については、署名用電子証明書に関する法律第19条第3項に規定され、住所の住所情報は記録されており、本人同意に基づく最新の住所情報等の提供において住所の住所情報は提供されていません。 ⑲ 署名用電子証明書は、行政における様々な手続きや、金融機関をはじめとした民間事業者の手続きのうち、対面での実印相当の用途に使用するものです。その性格上、認証強度を確保する必要性の観点から、パスワードを英数字の6～16桁としています。 ⑳ 個人番号カード用署名用電子証明書の登録事項については、署名用電子証明書に関する法律第19条第3項に規定され、住所の住所情報は記録されており、本人同意に基づく最新の住所情報等の提供において住所の住所情報は提供されていません。 ㉑ 署名用電子証明書は、行政における様々な手続きや、金融機関をはじめとした民間事業者の手続きのうち、対面での実印相当の用途に使用するものです。その性格上、認証強度を確保する必要性の観点から、パスワードを英数字の6～16桁としています。 ㉒ 個人番号カード用署名用電子証明書の登録事項については、署名用電子証明書に関する法律第19条第3項に規定され、住所の住所情報は記録されており、本人同意に基づく最新の住所情報等の提供において住所の住所情報は提供されていません。 ㉓ 署名用電子証明書は、行政における様々な手続きや、金融機関をはじめとした民間事業者の手続きのうち、対面での実印相当の用途に使用するものです。その性格上、認証強度を確保する必要性の観点から、パスワードを英数字の6～16桁としています。 ㉔ 個人番号カード用署名用電子証明書の登録事項については、署名用電子証明書に関する法律第19条第3項に規定され、住所の住所情報は記録されており、本人同意に基づく最新の住所情報等の提供において住所の住所情報は提供されていません。 ㉕ 署名用電子証明書は、行政における様々な手続きや、金融機関をはじめとした民間事業者の手続きのうち、対面での実印相当の用途に使用するものです。その性格上、認証強度を確保する必要性の観点から、パスワードを英数字の6～16桁としています。 ㉖ 個人番号カード用署名用電子証明書の登録事項については、署名用電子証明書に関する法律第19条第3項に規定され、住所の住所情報は記録されており、本人同意に基づく最新の住所情報等の提供において住所の住所情報は提供されていません。 ㉗ 署名用電子証明書は、行政における様々な手続きや、金融機関をはじめとした民間事業者の手続きのうち、対面での実印相当の用途に使用するものです。その性格上、認証強度を確保する必要性の観点から、パスワードを英数字の6～16桁としています。 ㉘ 個人番号カード用署名用電子証明書の登録事項については、署名用電子証明書に関する法律第19条第3項に規定され、住所の住所情報は記録されており、本人同意に基づく最新の住所情報等の提供において住所の住所情報は提供されていません。 ㉙ 署名用電子証明書は、行政における様々な手続きや、金融機関をはじめとした民間事業者の手続きのうち、対面での実印相当の用途に使用するものです。その性格上、認証強度を確保する必要性の観点から、パスワードを英数字の6～16桁としています。 ㉚ 個人番号カード用署名用電子証明書の登録事項については、署名用電子証明書に関する法律第19条第3項に規定され、住所の住所情報は記録されており、本人同意に基づく最新の住所情報等の提供において住所の住所情報は提供されていません。 ㉛ 署名用電子証明書は、行政における様々な手続きや、金融機関をはじめとした民間事業者の手続きのうち、対面での実印相当の用途に使用するものです。その性格上、認証強度を確保する必要性の観点から、パスワードを英数字の6～16桁としています。 ㉜ 個人番号カード用署名用電子証明書の登録事項については、署名用電子証明書に関する法律第19条第3項に規定され、住所の住所情報は記録されており、本人同意に基づく最新の住所情報等の提供において住所の住所情報は提供されていません。 ㉝ 署名用電子証明書は、行政における様々な手続きや、金融機関をはじめとした民間事業者の手続きのうち、対面での実印相当の用途に使用するものです。その性格上、認証強度を確保する必要性の観点から、パスワードを英数字の6～16桁としています。 ㉞ 個人番号カード用署名用電子証明書の登録事項については、署名用電子証明書に関する法律第19条第3項に規定され、住所の住所情報は記録されており、本人同意に基づく最新の住所情報等の提供において住所の住所情報は提供されていません。 ㉟ 署名用電子証明書は、行政における様々な手続きや、金融機関をはじめとした民間事業者の手続きのうち、対面での実印相当の用途に使用するものです。その性格上、認証強度を確保する必要性の観点から、パスワードを英数字の6～16桁としています。 ㊱ 個人番号カード用署名用電子証明書の登録事項については、署名用電子証明書に関する法律第19条第3項に規定され、住所の住所情報は記録されており、本人同意に基づく最新の住所情報等の提供において住所の住所情報は提供されていません。 ㊲ 署名用電子証明書は、行政における様々な手続きや、金融機関をはじめとした民間事業者の手続きのうち、対面での実印相当の用途に使用するものです。その性格上、認証強度を確保する必要性の観点から、パスワードを英数字の6～16桁としています。 ㊳ 個人番号カード用署名用電子証明書の登録事項については、署名用電子証明書に関する法律第19条第3項に規定され、住所の住所情報は記録されており、本人同意に基づく最新の住所情報等の提供において住所の住所情報は提供されていません。 ㊴ 署名用電子証明書は、行政における様々な手続きや、金融機関をはじめとした民間事業者の手続きのうち、対面での実印相当の用途に使用するものです。その性格上、認証強度を確保する必要性の観点から、パスワードを英数字の6～16桁としています。 ㊵ 個人番号カード用署名用電子証明書の登録事項については、署名用電子証明書に関する法律第19条第3項に規定され、住所の住所情報は記録されており、本人同意に基づく最新の住所情報等の提供において住所の住所情報は提供されていません。 ㊶ 署名用電子証明書は、行政における様々な手続きや、金融機関をはじめとした民間事業者の手続きのうち、対面での実印相当の用途に使用するものです。その性格上、認証強度を確保する必要性の観点から、パスワードを英数字の6～16桁としています。 ㊷ 個人番号カード用署名用電子証明書の登録事項については、署名用電子証明書に関する法律第19条第3項に規定され、住所の住所情報は記録されており、本人同意に基づく最新の住所情報等の提供において住所の住所情報は提供されていません。 ㊸ 署名用電子証明書は、行政における様々な手続きや、金融機関をはじめとした民間事業者の手続きのうち、対面での実印相当の用途に使用するものです。その性格上、認証強度を確保する必要性の観点から、パスワードを英数字の6～16桁としています。 ㊹ 個人番号カード用署名用電子証明書の登録事項については、署名用電子証明書に関する法律第19条第3項に規定され、住所の住所情報は記録されており、本人同意に基づく最新の住所情報等の提供において住所の住所情報は提供されていません。 ㊺ 署名用電子証明書は、行政における様々な手続きや、金融機関をはじめとした民間事業者の手続きのうち、対面での実印相当の用途に使用するものです。その性格上、認証強度を確保する必要性の観点から、パスワードを英数字の6～16桁としています。 ㊻ 個人番号カード用署名用電子証明書の登録事項については、署名用電子証明書に関する法律第19条第3項に規定され、住所の住所情報は記録されており、本人同意に基づく最新の住所情報等の提供において住所の住所情報は提供されていません。 ㊼ 署名用電子証明書は、行政における様々な手続きや、金融機関をはじめとした民間事業者の手続きのうち、対面での実印相当の用途に使用するものです。その性格上、認証強度を確保する必要性の観点から、パスワードを英数字の6～16桁としています。 ㊽ 個人番号カード用署名用電子証明書の登録事項については、署名用電子証明書に関する法律第19条第3項に規定され、住所の住所情報は記録されており、本人同意に基づく最新の住所情報等の提供において住所の住所情報は提供されていません。 ㊾ 署名用電子証明書は、行政における様々な手続きや、金融機関をはじめとした民間事業者の手続きのうち、対面での実印相当の用途に使用するものです。その性格上、認証強度を確保する必要性の観点から、パスワードを英数字の6～16桁としています。 ㊿ 署名用電子証明書は、行政における様々な手続きや、金融機関をはじめとした民間事業者の手続きのうち、対面での実印相当の用途に使用するものです。その性格上、認証強度を確保する必要性の観点から、パスワードを英数字の6～16桁としています。



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
478	令和7年5月29日	令和7年6月20日		平成20年中小企業支援体制のあり方に関する検討会中間とりまとめを廃止し、地方公共団体がゼロベースで商工会・商工会議所の組織の在り方・存否、財政支援の在り方を検討できるようにしてください。	地方公共団体にとって、商工会・商工会議所の運営費補助は高行政費の多くを占め、財政の圧迫、政策の硬直化につながっています。しかし、これを見直そうとすると、平成20年に中小企業庁が発表した「中小企業支援体制のあり方に関する検討会中間とりまとめ」が根拠となっており、ある種の規制違反になっています。とりわけ、商工会・商工会議所の組織の在り方・存否は、商工会・商工会議所の自主性に委ねられるべきとして、地方公共団体側から議論・検討を促すことを実質的に制限しています。一方、近年では、商工会・商工会議所の運営費補助を多くも地やすよなどの圧力もかつてあり、組織は自主性に委ねる一方で、補助金の削減は求め、とブルスタグドを懸念する。中小企業政策審議会中小企業・小規模事業者政策基本問題小委員会(第7回)でも、商工会・商工会議所のガバナンスや組織の在り方を見直すべきという意見が挙がったことが紹介されています。中小企業の支援体制のあり方等に関する検討会中間とりまとめの1つは規制違反を廃止し、地方公共団体がゼロベースで商工会・商工会議所の組織の在り方・存否、財政支援の在り方を検討できるようにしてください。	個人	経済産業省	「商工会及び商工会議所法」による小規模事業者の支援に関する法律に定める経営改善普及事業等を実施するための商工会・商工会議所の人員費・事業費については、三位一体の改革等の流れを受け、都道府県に対して附帯こと修繕され、地域の実情に応じて必要な措置が講じられている。	事業承認	地方公共団体は、小規模企業振興基本法第7条に定める「地方公共団体の責務」の下、地域の実情を踏まえながら、支援体制や財政支援の在り方を検討することは可能と考えます。ご指摘の「中小企業支援体制のあり方に関する検討会中間とりまとめ」では、小規模企業対策の要となる経営改善普及事業の支援主体となる都道府県に対して厳しい予算事情のなか、商工会・商工会議所による経営支援サービスの一層の向上等の重要性により、都道府県の一層の理解を促していること、その結果として商工会・商工会議所の予算の十分かつ安定的な確保につなげていくことが重要であることが記述されているのであって、地方公共団体の行為を規制するものとはならないと考えます。	
479	令和7年5月29日	令和7年6月20日		財団法人の理事会・評議員会の議決権を株式会社・株主総会と同様の書面で行ってよいとする。	コロナ禍以降、オンライン開催が増えているが、理事会・評議員会の開催日程を調整すること多大なコストがかかっている。書面でも議決権を行使できるようにすることで、速やかな意思決定を行うことができ、より柔軟な法人運営を行うことができるようになり、民間の活力が向上される。	個人	法務省	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団法人法」と言います。)、上、一般財団法人の理事会及び評議員会については、書面による議決権の行使は認められていません。なお、一般社団法人法は、理事会は評議員会の全員が書面により同意の意思表示をしたこと等の特定の要件を満たす場合には、理事会は評議員会の決議を省略することができることを定めています。	一部社団法人法第93条、第95条第1項、第99条、第101条第1項、第100条第1項、第194条第1項、第197条等	対応不可	理事会は、法人の業務執行に関する意思決定等を行う機関であり、その機能を十分に果たすためには、法人から委任を受けている理事らが相互に議論や質疑を尽くすことが不可欠です。そのような合議体における審議を確保しない書面による議決権の行使を認めることは困難です。また、評議員会は、理事会等の執行機関に対する監督等を行う機関であり、その機能を十分に果たすためには、法人から委任を受けている評議員らが相互に議論や質疑を尽くすことが不可欠です。理事会と同様、書面による議決権の行使を認めることは困難です。なお、一般社団法人法は、理事会の全員の同意が書面等により同意の意思表示をしたこと等の特定の要件を満たす場合には、理事会の決議を省略することができることを定めており(同法第96条、第197条)、評議員会についても、同様の規律を定めています(同法第194条第1項)。
482	令和7年5月29日	令和7年6月20日		株式配当分配方式が選択されている上場株式(ETF、リートの配当金(分配金)については、上場会社から株主(投資者)へ配当金計算書を送付することと併せて、証券会社による通知(電子交付を含む)で足りることとする。	国内上場株式(ETF、リート)に投資している、配当金(分配金)計算書が配当が出る都度郵送されてきます。単元未満株を1株単位で数円の配当でも、10円の郵便費です。内容は証券会社のWebページで電子交付されているものとはほぼ同じであり、全くの無駄です。受け取り後のそのまま見ずともよいものに、紙資源・輸送資源・郵便費用・廃棄費用が無駄に費やされています。株式配当の分配方式は証券会社口座で配当金を受け取っているため、証券会社から株主へ通知すれば事足ります。電子交付を利用してほしい株主へは取引残高報告書等とあわせて月10回程度郵送すれば十分と考えます。株主総会書類が電子化されて特に問題は起こっていないので、大きな弊害はないと思います。	個人	財務省 金融庁	上場株式配当等の支払をする者は、上場株式配当等の支払に関する通知書とその支払の確定した日から1月以内(同一の者に対してその年中に支払った配当等の額の合計額で作成する場合には支払の確定した日の属する年の翌年1月31日までに)、その支払を受ける者に交付しなければならないとされています。この上場株式配当等の支払通知書については、支払を受ける者本人に書面で交付するが、支払を受ける者の承諾を得ること、その通知書に記載すべき事項を電磁的方法により提供(電子交付)することができることとされています。また、証券会社等の支払の取扱者が、上場株式等の配当等を交付する場合における支払通知書の交付についても同様とされています。	法第8の4④⑤ 指令4の6の2口五	預行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。
484	令和7年5月29日	令和7年6月20日		トラックの後に付け付いたゴムを長さにかかわらず長さに合わせて調整できるようにしてほしい。	プラットフォームを使った荷下ろしは人手不足の解決になります。ピットリと着けるために当てゴムを取り付けたのですが、長さ1100mmのトラックに当てゴムを長さ超過の違法改造になってしまいます。長さといっても、ミラーやバックカメラは含めないで、実車の長さも含むと長いです。cmの当てゴムを認めるだけで、非常に効果的です。	個人	国土交通省	道路運送車両法(以下「法」という。)、第40条に於て、自動車、その構造が、次に掲げる事項について、国土交通省令で定める保安又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならないと定めておきます。道路運送車両法施行規則第62条の2の233より、法第40条の自動車についての保安又は公害防止上の技術基準は、道路運送車両の保安基準に定める基準となります。道路運送車両の保安基準(以下「保安基準」という。)(第2条)に於て、自動車は、告示で定める方法により測定した場合において、長さ(セパレーター)については、運転席側から当該セパレーターの後端までの水平距離、12メートル(セパレーターのうち告示で定めるもの)については、13メートル、幅38メートルを超えてはならないとされており、また後等級及び後等確認装置については、その自動車の最大軸荷(その自動車の軸荷の大きい軸荷)自動車重量を算入する車引自動車に属する場合に於ては、その車重引自動車の最大軸荷)から250kgメートル又はその自動車の高さから300kgメートルを超えて突出してはならないこととされており、また、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第6条、第84条、第102条において、長さ、幅及び高さに関する保安基準への適合性を判断する際の自動車の状態及び測定方法が規定されています。そのうち第1項第4号において、後写像や後方等確認装置は取りはずした状態とし、測定に含めないこととされています。	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第30条 道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第62条の2の233 道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第74号)第6条 道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第84条 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省令第19号)第6条、第84条、第102条	対応不可	長さ、幅及び高さの基準は、道路構造との関係において建築物等への接触などの危険を防止するために、車両寸法及び装備品の寸法からの突出量を規定しております。後等級及び後方等確認装置については、運行中における周囲の交通状況の確認に必要なため、一定の範囲内で寸法から突出するとと見做しております。ご提案の当たりゴムにつきまは、長さの制限を超えることによる安全らの問題を考慮すると、長さ、幅及び高さの測定から除外することはできません。
485	令和7年5月29日	令和7年6月20日		トレーラの運転操作手続の合理化	トレーラの走行には、運転相手を車検証に記録する必要があるが、そのためには車検証と紙の申請書を郵箱に記入して郵送する必要がある。したがって、フリーに乗船する前に完全に全ての記録のトレーラードを規定し、手続を済ませる必要がある。行政士士の請求と記録可能な所有権情報に基づくも選れており、単なる改善が必要である。最終根、車検と同様に一括しての事務処理を可能にするべきである。	個人	国土交通省	連絡車両を運行の用に供するためには、トレーラ(被牽引車)又はトラクタ(牽引車)のいずれかの自動車検査証書欄に連絡する自動車検査証書の欄を併記しなければならないと定められています。また、自動車検査証書の欄に連絡する自動車検査証書の欄に併記する手続については、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等にお届けしたときに行うこととなります。なお、当該手続については車検申請に対応しておりません。	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第65条第1項 道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第2項	対応不可	自動車に係る各種手続きの電子化については、申請件数等を踏まえ順次対応しているところですが、当該手続きについては他の申請と比べ申請件数が少なく、現状、電子化することは困難です。
486	令和7年5月29日	令和7年6月20日		不動産仲介業務の一部解禁	(1)取引先の担保不動産の売却、経営改善・事業再生及び相続・事業承継に係る支援 取引先の事業・経営課題等を熟知し、地元の不動産を含む様々なニーズ情報が集まる信用金庫が仲介サービスを提供できれば、顧客利便性は大幅に向上する。また、戦略的かつ顧客にとって最適な提案を行うことが可能となり、ひいては取引先の円滑な経営改善等に資することに加え、不動産を取扱ケースは顧客の案件も多くなり、取引先からは「第三者に情報を漏らさずに案件を解決したい、借主に不動産の売買を任せたい」等の声も多く寄せられている。については、取引先の担保不動産の売却や、経営改善・事業再生及び相続・事業承継に係る支援において取扱う不動産についてかかる仲介業務を解禁いただきたい。 (2)「地域において公共的な役割を有する主体」が関与する地方創生事業 信用金庫は地方振興を戦略的な目的を定め、地方創生の中心的役割を果たすことが期待されており、自治体の側面及び事業等において、戦略的決定段階から関与する信用金庫が中心となる取扱いの提案等ができれば円滑な事業遂行にも資する。例えば、空き家・空き店舗の急増は年々深刻化しており、地域では様々な取り組みが行われているが、この課題に対し、信用金庫が仲介サービスを提供できれば、地元の不動産情報のみならず、全国24時間の情報ネットワークを活用することやオンラインでの効率的なマッチング支援も可能となる。については、「地域において公共的な役割を有する主体」が関与する地方創生事業で取扱う不動産に関して仲介業務を解禁いただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央会	信用金庫本体及び信用金庫の子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られています。	信用金庫法第53条、第54条の21	検討を予定	信用金庫における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、信用金庫法に定められた事業に専ら従事すること等による信用金庫の公益性の確保といった他業参入の障壁を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難です。	





規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の概要	
497	令和7年5月29日	令和7年6月20日	保険販売業務に係る保険金額制限の撤廃	保険販売業務に係る保険金額制限を見直しいただきたい。	<p>保険金額制限は、融資先へ特定の生命保険商品等を販売する際に、万一の弊害を抑制するために設けられた規制であるが、そもそも協同組織金融機関では会員に対する圧力販売は想定し難いうえ、同種の終身保険であっても保険料の払込方法によって規制の対象となるなど、合理的な説明が困難なケースが発生している。</p> <p>また、本規制による制限金額は、協同組織金融機関の会員等に対する基本サービス又は福利厚生として認められる範囲に設けられているが、借入金でも、会員に対する最善の利性の提供こそが基本サービスである。</p> <p>したがって、借入金庫は、顧客のライフプランや意向を踏まえたうえで、裏面的な商品やプランの提案及び適切なフォローアップを行っており、それは2023年11月に金融サービス提供法等の改正により法定化された「顧客等の最善の利益の職業義務」にも合致対応となっている。</p> <p>しかしながら、例えば、疾病入院給付金日額の平均が約1万円となっているにも関わらず、2007年の規制導入以降、同日額は5千円のまま置かれているなど、一律かつ形式的な本規制により、顧客一人ひとりによって、また、顧客の置かれた状況等を踏まえ、顧客の最善の利益を追求するための適切な施策ができていない。</p> <p>このように、二つの法規制が矛盾する状態は直ちに解消すべきであり、本規制は、撤廃もしくは金額設定の抜本的な見直しを行っていただきたい。</p>	<p>一般社団法人全国借入金庫協会、借入金中央会庫</p>	<p>銀行等による保険販売については、保険契約者の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非公開情報保護措置</li> <li>・融資先販売規制</li> <li>・タイムング規制</li> <li>・担当区分規制</li> <li>・預金との混同防止措置</li> </ul>	<p>保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等</p>	<p>検討を予定</p>	<p>銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けられているものです。</p> <p>弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、</li> <li>・預金との混同防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。</li> </ul> <p>銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。</p>	
498	令和7年5月29日	令和7年6月20日	生命保険の募集に係る構成員契約規制の見直し	生命保険の募集に係る構成員契約規制を見直しいただきたい。	<p>本規制は、優越的地位の濫用や圧力募集の防止を目的としたものであるが、損害保険や第三分野商品には及ばない、特定の生命保険商品のみに設けられた規制であり、妥当性を欠いている。</p> <p>また、特定関係人とされる「密接な関係を有する者」の範囲は、企業による圧力が及び得ない「地方公共団体といった行政団体も含まれるなど形式的になっている。</p> <p>したがって、本規制は、外的な企業による借入金庫の勧誘行為の範囲まで一律に開する過剰な規制であると言え、顧客の利便性を損なっている。顧客本位の業務運営の観点からも、借入金庫が顧客に対するコンサルティング機能を十分に発揮できる機会を形式的に排除することのないよう、本規制を見直しいただきたい。</p>	<p>一般社団法人全国借入金庫協会、借入金中央会庫</p>	<p>企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一面の制限を設けられています。</p>	<p>保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第23号 保険会社向けへの総合的な監査指針Ⅱ-4-2-2(1)</p>	<p>検討を予定</p>	<p>生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。</p>	
499	令和7年5月29日	令和7年6月20日	共済代理店の範囲の見直し(生協法における共済代理店における共済代理店を非公開情報保護措置を追加)	生協法における共済代理店の範囲に借入金庫を追加していただきたい。	<p>2008年までの保険業法と生協法の改正において、労働金庫が保険と共済の代理店になることが認められたが、借入金庫は生協法上の共済の代理店になることが認められていない。</p> <p> nonetheless、近年の労働市場や雇用形態の変化に伴って、生協法上の共済の代理店になることができれば、会員・組合員に対する利便性はあちらこちら、基本サービスと福利厚生の変更の向上につながるものと考えられる。</p> <p>利益第一主義ではなく地域の相互扶助を経営理念とする借入金庫であれば、共済について適切な募集を行うことが可能であり、共済代理店になることが望ましいと見做していただきたい。</p>	<p>一般社団法人全国借入金庫協会、借入金中央会庫</p>	<p>消費生活協同組合においては、共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行える共済代理店として、①消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会、②労働金庫、③自動車分解整備事業者を定めています。</p>	<p>消費生活協同組合法第12条の2、同施行令第167条、同施行規則第5条</p>	<p>検討を予定</p>	<p>協同組織金融機関のうち労働金庫については、消費生活協同組合をその会員とすることができるため、共済代理店になることができることと規定されましたが、更に借入金庫に拡大することは、共済代理店の実情や共済を取り巻く状況等を踏まえて、引き続き、関係団体等もめだ慎重に検討が必要です。</p>	
500	令和7年5月29日	令和7年6月20日	保険販売業務に係る非公開情報保護措置の撤廃	保険販売業務に係る非公開情報保護措置を撤廃していただきたい。	<p>借入金庫などの預金取扱金融機関が保険募集を行うにあたり、業務に限り知り得た顧客の非公開情報(非公開金融情報)を顧客の事前同意なしに利用することは禁止されている。顧客の個人情報利用に関しては、個人情報保護法に基づく適切な措置(利用目的の特定・明示等)を講じているが、借入金庫が保険募集を行う際にこのような規制が別途適用されている。</p> <p>また、借入金庫には、それぞれの顧客の状況や意向を踏まえた資産活用や保全などに寄与する金融商品・サービスの提供が求められており、各業態の枠を超えた多様な商品の取組、顧客に対する情報提供に向けた取組みとして「重要情報シート」を活用している。シートは裏面的に使用されているが、上記のとおり非公開金融情報利用の事前同意は、保険募集のみに適用されており、投資信託の販売等とのインターネット上の観点から、顧客の安定的な資産形成に向けたコンサルティング機能を十分に発揮するためにも、本措置を撤廃していただきたい。</p> <p>加えて、2024年9月年度金融行政方針でAIやブロックチェーン等、デジタル技術を用いた金融サービス、取引が急速に広がっていることに基づき、顧客の安定的な資産形成・最善の利益追求の高度化に向けたデジタル技術の活用は、不可欠であると考えられる。</p> <p>しかしながら、このような保険業務のみに顧客情報の利用を制限するような規制が存在していることにより、デジタル技術を活用し高度な顧客分析が阻害され、ひいては顧客の最善利益の追求の支障を及ぼしていることについても、十分考慮していただきたい。</p>	<p>一般社団法人全国借入金庫協会、借入金中央会庫</p>	<p>銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非公開情報保護措置</li> <li>・融資先販売規制</li> <li>・タイムング規制</li> <li>・担当区分規制</li> <li>・預金との混同防止措置</li> </ul>	<p>保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等</p>	<p>検討を予定</p>	<p>銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けられているものであり、非対面での保険募集時においても同様です。</p> <p>弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、</li> <li>・預金との混同防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。</li> </ul> <p>銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。</p>	
501	令和7年5月29日	令和7年6月20日	借入金庫がオンライン上で保険商品を提供する場合の環境整備	借入金庫におけるオンライン上の保険商品についても、弊害防止措置による手続きを行うことなく、利便性の高い金融サービスが同等に提供できるようにしていただきたい。	<p>「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和7年法律第10号)で提供される金融サービス(貸付)が創設されたが、インターネット上の観点から、例えば借入金庫におけるオンライン上の金融商品の販売において、非対面での圧力販売は想定し難いことから、保険商品の弊害防止措置等による手続きを削減するなど、顧客に対して利便性の高い金融サービスが同等に提供できるようにしていただきたい。</p>	<p>一般社団法人全国借入金庫協会、借入金中央会庫</p>	<p>銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非公開情報保護措置</li> <li>・融資先販売規制</li> <li>・タイムング規制</li> <li>・担当区分規制</li> <li>・預金との混同防止措置</li> </ul>	<p>保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等</p>	<p>検討を予定</p>	<p>銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けられているものであり、非対面での保険募集時においても同様です。</p> <p>弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、</li> <li>・預金との混同防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。</li> </ul> <p>銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。</p>	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
502	令和7年5月29日	令和7年6月20日	確定拠出年金の脱退要件の緩和	確定拠出年金は、脱退要件のハードルが高い制度であることから、一定の条件(例えばヘルパティ契約)のもと、年金資産の中途引出しを可能とするなど、他の企業年金制度と間接的に規制のさらなる緩和を検討いただきたい。	確定拠出年金における脱退要件は、2021年4月に個人型要件緩和(通算の掛金拠出期間が5年から6年に拡大)、2022年1月に企業型の要件緩和(個人別管理資産と個人別管理資産を兼用している場合は、DeCoへの移換なしに企業型DeCoの脱退可能)、2024年12月にDB等他制度加入者の要件緩和(企業型DeCoを除く他制度加入者で、5万円から8万円の特別控除掛金当額を超過した額がDeCoの掛金の最低額を下回る方の脱退可能)および個人型の要件緩和(国民年金受給権者となることができない場合も一定の要件を満たす場合に脱退可能)と、一部要件緩和が、引き続き、原則として脱退のハードルが高い制度となっている。加入者の中には不測の事態が生じても原則として資産を受け取れないことについて不安感を抱く者が少なくないと考えられることから、他の企業年金制度と同く、一定の条件(例えばヘルパティ契約)のもと、年金資産の中途引出しを可能とするなど、規制のさらなる緩和を検討いただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	厚生労働省	確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件は以下のとおりとなっています。 【企業型年金】 (個人別管理資産額が15,000円以下である場合) 以下いずれにも該当する者 ・企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者でない ・最後に企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から6月以内 (個人別管理資産額が15,000円を超える場合) 上記の2者に加えて、個人型年金の脱退一時金の支給要件(最後に企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格喪失した日から2年以内の要件を除く)を満たしている者 【個人型年金】 以下のいずれにも該当する者 ・60歳未満である ・個人型年金加入者でない ・20歳以上60歳未満の日本国籍を有する海外居住者でない ・障害給付金の受給権者でない ・通算の掛金拠出期間が5年以下又は資産額が50万円以下 ・最後に企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格喪失した日から2年以内	確定拠出年金法附則第2条第1項、第3条第1項、確定拠出年金法施行令第9条第9条第1項及び第2項、第10条第1項から第3項まで	対応不可	確定拠出年金制度は、老後の所得の確保を図る目的で設けられた年金制度であり、この目的があることで税制優遇措置が講じられている制度であるため、原則として、60歳到達前の中途引出しは認められていません。脱退一時金の支給要件の緩和については、制度の目的の観点から慎重な検討が必要です。
503	令和7年5月29日	令和7年6月20日	「マッチング拠出」における加入者の上限規制の緩和	「マッチング拠出」における加入者掛金の上限規制(事業主掛金を超えてはならない)の規制をできる限り早期に撤廃していただきたい。	マッチング拠出の加入者掛金の設定にあたっては、①事業主掛金との合計額が拠出限度額の範囲内で、かつ、②事業主掛金を超えてはならないとされている。事業主掛金が少額の加入者については、上記①の限度額にゆとりがあったとしても、上記②の規制により、加入者掛金を少額しか拠出することができない。また、2017年1月から、個人型確定拠出年金(DeCo)との同時加入も認められたが、DeCoの口座管理手数料を加入者が負担するなどのデメリットがあることから、マッチング拠出が可能な企業型確定拠出年金加入者は、当該拠出を活用した方がメリットが大きい。上記②の規制の撤廃については、令和7年度税制改正の大綱にも掲げられているが、自助努力による更なる老後資産形成の観点からできる限り早期に実現していただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	厚生労働省	企業型年金では、当該企業型年金の規約に定めるところで、拠出限度額の範囲内で、事業主掛金に上乗せし、加入者自ら掛金を拠出することが可能です。企業型年金加入者掛金の額については、事業主掛金の額を超えるようには決定又は変更する旨を企業型年金規約に規定されています。	確定拠出年金法第4条第1項第3号の2、第19条第3項、第20条	対応	マッチング拠出のあり方については、マッチング拠出に係る制衡を確保する内容が盛り込まれた「社会経済の高度化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」が令和7年6月13日に成立し、同年6月20日に公布されました。本改正を踏まえ、必要な対応を進めてまいります。
504	令和7年5月29日	令和7年6月20日	確定拠出年金運営管理機関の登録事項に係る届出の簡素化	確定拠出年金運営管理機関の登録事項(役員の実務状況)の届出について、信用金庫法に基づき(実務、業界の認可申請との重複解消)に資する仕組みが、省庁間で情報共有を行う仕組みを構築していただきたい。	確定拠出年金運営管理機関の役員の実務状況については、主務大臣への届出事項とされ、実務状況に変更が生じた場合には、2週間以内にもその旨を主務大臣に届け出ることとされている。さらに、信用金庫においては、系属に従事する役員等の実務、業界について信用金庫法で制限が設けられ、内閣総理大臣の認可を要する。上記の届出・認可申請については、信用金庫によって重複感のあるものであると踏まえ、例えば、信用金庫法に基き(認可申請に係る情報提供を兼ねて)共有するよう仕組みを構築すると、金融機関の負担軽減、行政事務の効率化等に資する方策について検討していただきたい。また、本件に限らず、省庁間の届出等で重複しているものについては、上記のように省庁間で電子的に共有する仕組みを活用し、デジタルでワンストップの届出で済むような仕組みを構築していただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	厚生労働省 金融庁	確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける際は、役員が兼業を行っている場合には、登録申請書に役員の実務状況を記載する必要があります。また、この事項に変更があったときは、その変更があった日から2週間以内、その旨を主務大臣に届け出なければなりません。	確定拠出年金法第89条第1項、第92条第1項、確定拠出年金運営管理に関する命令第3条第1項第1号及び第2号、第5条第3号、第6条第2号	対応不可	確定拠出年金運営管理機関の役員の実務状況については、年金関連業務を行う者としての適格性を判断するため、役員が確定拠出年金法第91条第5号に該当する者でないかを確認することとしています。これは、登録を取り消された確定拠出年金運営管理機関の役員であった者で当該取消の日から5年を経過しないものが役員に充当された場合に登録を拒否するものであり、信用金庫法に基づく確認はその内容が異なることから二策に対応することは困難です。
505	令和7年5月29日	令和7年6月20日	確定拠出年金運営管理機関の登録事項に係る届出書類の簡素化	確定拠出年金運営管理機関の登録申請等に係る届出書類のうち、「役員の実務の抄本又はこれに代わる書面」の交付を一律に不要としたいと考えています。上記措置が困難な場合は、一定の要件に該当する場合は不要とする、あるいは、オンラインでの送付(e-Govでの送付)を認めていただきたい。	確定拠出年金運営管理機関は、登録申請及び役員の変更(役員の新規就任)が生じた場合の届出に際して、「住民票の抄本又はこれに代わる書面」を添付書類と併せて、役員の実務や生年月日、職歴等を記載のうえ、当該記載内容に相違がない旨を代表者が署名した「役員の実務書」(確定拠出年金運営管理機関に関する命令特種第2号)を提出することとされていますが、以下の措置について検討していただきたい。 ①確定拠出年金運営管理機関の登録拒否事項に係る確認を行うとの観点からは、上記「役員の実務書」の提出があれば、役員の実務に関する必要事項を「住民票の抄本又はこれに代わる書面」の提出は不要としたいと考えています。 ②役員の実務の住所等の取寄書に関する観点から、上記①のようにより提出を不要とするのが「信頼性確保、例えば、解体工事業に係る登録申請等と同様に「解体工事業に係る登録等」に関する命令第4条第2項参照)、地方公共団体情報システム機構が提供する仕組みを活用して、住民基本台帳ネットワークシステムにより本人確認情報の提供が得られる場合には、「住民票の抄本又はこれに代わる書面」の提出を不要としたいと考えています。 ③置らずに上記①・②の措置が困難な場合は、暫定措置として、e-Govによる登録申請・変更届出に際しても原本の送付による届出が必須とされている「住民票の抄本又はこれに代わる書面」について(厚労省「変更届出書」(命令特種第4号)の届出に係るQ&A及びQ10参照)、例えばe-キャンセル「住民票の抄本又はこれに代わる書面」の電子データの提出を認めるなど、オンラインで提出できるようにしていただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	厚生労働省 金融庁	確定拠出年金運営管理機関に関する命令第3条第1項第1号及び第2号において、確定拠出年金運営管理機関の登録申請又は役員の変更があった場合の届出に際して、「住民票の抄本又はこれに代わる書面」及び「特種第2号」により作成された「役員の実務書」を添付書類として提出することが規定されています。	確定拠出年金法第89条第2項、第92条第1項、第104条	①、② 対応不可 ③ 現行制度下 対応可能	「住民票の抄本又はこれに代わる書面」は、特種第2号に記載されている役員の実務等の記載の真正性を確認する観点から提出しているものであるものであり、廃止は困難です。確定拠出年金運営管理機関に関する命令第3条第1項第1号及び第2号、第5条第3号、第6条第2号、第7条第1号及び第2号、第5条第3号、特種第2号
506	令和7年5月29日	令和7年6月20日	確定拠出年金運営管理機関の登録事項に係る届出期間の延長	確定拠出年金運営管理機関は、登録事項に変更が生じたときは変更日から2週間以内主務大臣に届け出ることとされていますが、届出期間を延長していただきたい。	確定拠出年金運営管理機関は、登録事項に変更が生じたときは変更日から2週間以内主務大臣に届け出ることとされていますが、届出期間を延長していただきたい。なお、2016年の銀行法等の改正では、銀行代理業者等の登録事項の変更および信託契約代理店の登録事項の変更にかかる届出の期間が2週間以内(かつ30日以内)に延長されています。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	厚生労働省 金融庁	金融機関等が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける際は、登録申請書に役員の実名、資本金額等を記載して主務大臣に提出する必要があります。また、これらの事項に変更があったときは、その日から2週間以内、その旨を主務大臣に届け出なければなりません。	確定拠出年金法第89条第1項、第92条第1項、第104条	対応不可	確定拠出年金運営管理機関に対しては、適時適正に監督を行う必要があること、加入者等の利益の保護や保護を図るため、登録変更事項については、速やかに確認する必要があることから、二策に対応することは困難です。





規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の概要	
516	令和7年5月29日	令和7年6月20日	「実質的支配者リスト制度」の制度拡充等	法人における実質的支配者情報の登録義務化を含め、「実質的支配者リスト制度」の制度拡充を検討したい。 また、併せて、特定事業者に対し、本制度によって保管される実質的支配者情報のアクセス権限を認めていただきたい。	2022年1月から、法務省による「実質的支配者リスト制度」が開始されたが、同制度の創設は、マネロ対策における実質的支配者情報の円滑な把握促進に資して大変重要なものと認識している。 一方で、①制度利用は法人の任意、②実質的支配者が犯罪収益移転防止法施行規則第11条第2項第1号に該当する場合は、我が国全体のマネロ等対策において、実質的支配者情報の把握が重要課題となっていることを踏まえ、法人における実質的支配者情報の登録義務化を含め、同制度の拡充を検討していただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央連盟	法務省	マネロ・ローリング防止等の観点から、法人の実質的支配者を把握し、その透明性を高めることについては、FAFPIによる報告がなされるなど、国内外からの影響が蓄積しているところ等。この点請を受け、外部関係者による議論の結果を踏まえ、「実質的支配者リスト制度」を創設し、令和4年1月からその運用を開始しています。 この制度は、FAFPIの第2次対日相互審査報告書の公表を契機として、政府において令和3年8月に策定、公表した行動計画（「マネロ・テロ資金供与・協賛金融対策に関する行動計画」）にも盛り込んだものであり、我が国の法人の実質的支配者の透明性の向上に貢献するものと考えております。	その他	提案いただいた法人の実質的支配者情報の申出を義務付ける法制度の導入等の検討については、政府全体で検討すべき課題と認識しております。	
517	令和7年5月29日	令和7年6月20日	「疑わしい取引の届出」に関する情報提供の拡充	「疑わしい取引の届出」の対象かどうかの判断は、犯罪収益移転防止法にほけら、金融庁「疑わしい取引の参考事例」や警察庁「犯罪収益移転防止に関する年次報告書」などを参考としている。 疑わしい取引の届出の精度向上および効果化のため、これまで以上に情報提供を拡充していただきたい。	「疑わしい取引の届出」の対象かどうかの判断は、犯罪収益移転防止法にほけら、金融庁「疑わしい取引の参考事例」や警察庁「犯罪収益移転防止に関する年次報告書」などを参考としている。 疑わしい取引の届出の精度向上および効果化のため、これまで以上に情報提供を拡充していただきたい。 具体的には、疑わしい取引の届出について、「地域性」「届出時期」など掲載しにくくるとともに、届出情報などのように情報提供を拡充していただきたい。 また、業種別の状況や自主発覚した疑わしい取引がどのような活動されたのかを把握できるようにすることが、疑わしい取引の届出の精度向上に寄与するものと思料される。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央連盟	金融庁	「犯罪収益移転防止に関する年次報告書」については、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）をはじめとする各種法令の改正内容、特定事業者から届出された疑わしい取引の件数の集約的な把握状況等における活用状況、マネロ・ローリング防止の確保状況、特定事業者による取組、国際的な活動状況等多岐に渡る内容を記載しており、警察庁内外の機関とも連携の上、各種調査等を行い作成しております。 また、FAFPIでは、犯罪による収益の移転に係る半口その他の犯罪による収益の移転に関する2国調査及び分析を行った上で、特定事業者その他の事業者が行う取引の種別ごとに、当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析の結果を記載した「犯罪収益移転危険度調査書」を作成・公表しているほか、金融庁では「疑わしい取引の参考事例」を公表しております。 さらに、JAFCOにおいては、関係省庁等と連携して特定事業者を対象とした研修会を実施しているほか、特定事業者に対して個別訪問を行っており、これらの機会を通じて活用事例等の情報提供を実施しております。	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第3条、第5条、第8条第1項及び第2項 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第3条第1項、第3項、第5項第1項、第5項第2項 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第3条第1項、第5項第2項	その他	「犯罪収益移転防止に関する年次報告書」については、金融機関等の特定事業者のみならず、広く国民向けにマネロ・ローリング等に関する情報を発信するものであることから、疑わしい取引の届出の届出に特化した情報内容を拡充することは同報告書の目的にそぐわないものと考えます。 一方で、「犯罪収益移転防止に関する年次報告書」の他、「犯罪収益移転危険度調査書」や「疑わしい取引の参考事例」の発出、各機関や特定事業者への個別訪問等によって、今後も情報提供の拡充に努めてまいりたいと考えています。
519	令和7年5月29日	令和7年6月20日	住所を国外に移した場合、在外公館で発行される在留証明書によって現在の住所を証明する。これは本人が現在所在地での住所を申告した行政証明に過ぎず、住民票の住所照会との連携性はない。そのため、行政証明をデジタル化して、マイナンバーで再利用可能とする	住所を国外に移した場合、在外公館で発行される在留証明書によって現在の住所を証明する。これは本人が現在所在地での住所を申告した行政証明に過ぎず、住民票の住所照会との連携性はない。そのため、行政証明をデジタル化して、マイナンバーで再利用可能とする	一外国の国名のみを表示しても、滞在中の自己申告の住所を公的に証明するなら、市町村での転居履歴に準じた情報として管理すればよい。マイナンバーに記録されることを前提とすれば、在留証明書の請求履歴に記録しなくてはならない「提出先」利用目的は不要とすべきだ。一方で、政府はマイナンバーの利用範囲を拡大するとしながら、住民票コードとの統合しないまましているから、既に在留証明をマイナンバーに記録しても、住民票コードを利用する行政手段で在留証明書のデジタル化の効果はない。マイナンバーを利用しては「発行者」の役割を担っている制度では、在留証明情報を添付できない。しかし、添付義務不要化やバックオフィス連携により政府方針からすれば、海外で発行された在留証明書を日本国内に搬送して行政手段で利用する仕組みは早急に改善されるべきだ。1000程度する在留証明は4000程度は住民票より早く、国への送付コストを加えればさらに前倒しである。在外公館を含めた印鑑証明書の発行を可能にすべきとした行政改革98提案に対して、外務省は「在外公館と日本国内の市町村間では専用回線が接続されており、市町村が接続している回線の印鑑証明書を在外公館で発行することはできません」と回答した。在外公館が市町村と連携していない必要はない。一度受付なければは情報連携が不可能であるが、政府機関が住民ネットワークと繋がり、市町村が発行証明と繋がることができないはずである。なぜこのような断片を用いてまで、誠実な回答を拒否するのか？縦割り110番制度の存在意義が問われる。	商業登記 外務省 デジタル庁 総務省	デジタル庁	●在留証明は外国にお住まいの日本人が、外国のどこに住居（生活の本拠）を有しているか（現住所の証明を行う）、当該国はどこに住居を有していたか（現住所の証明と同時過去の住所証明を行う）、又は戻している家（現住所の証明と同時に同居家族（日本国籍者）の証明をその地を管轄する在外公館が行うもの）である。 ●令和5年5月27日から戸籍の附票を公証基礎とした国外転出国向けマイナンバーカードの交付を開始しました。同カードには、電子証明書が搭載されており、利活用が拡大しつつあります。なお、同カードには、基本4情報のうち国外の住所は公証された住所がない限り、「国外転出国である旨」及び「国外転出国に転載された転出の発生效力日」が準拠し記載されます。 ●令和7年5月27日から電子化した証明書（e証明書）のオンライン交付の運用を開始し、在留証明のほか、一部の証明は申請から交付までオンラインで行うことが可能となりました（一部の在外公館を除く）。	●制度の現状に記載のとおり、在留証明はオンラインで申請交付が可能となりました。 ●今後とも、申請者の利便性の向上を図るため、頂いた御意見を参考にしつつ、関連制度やシステム改善について検討してまいります。		
520	令和7年5月29日	令和7年6月20日	銀行窓口に係る弊害防止措置（融資先販売規制・担当者分離規制）の徹底	「人生100年時代」を見据え、個人が安定的な資産形成を維持する際に、融資先販売規制・担当者分離規制といった銀行窓口に係る弊害防止措置（以下、「本規制」といふ）が弊害をもたらすケースがある。融資の大半は、勤務先の銀行取引内容や本規制の存在を知らず、勤務先を理由に利用商品が限定される顧客の割合が増えている。融資先販売規制・担当者分離規制の徹底により、本規制を徹底していただきたい。	1.制度の現状 銀行の責任販売防止や利用者保護の観点から設けられているが、本規制に該当する場合には、顧客の希望があっても、銀行は商品販売できない。 2.現状の弊害 1.安定的な資産形成支援の阻害 銀行は、iDeCoと並んで、資産形成手段として、平準払いの変額養老保険を勧誘する場面がある。しかし、顧客が本規制対象である場合保険に加入できない（又は保険金額の制限が発生するため、顧客本位の資産形成支援に大きな支障となる。 2.顧客利便性の低下 1.健康保険やがん保険も定期的な見直しが必要だが、顧客ニーズに応じた総合提案を行えない。 2.顧客の大半は、勤務先の銀行取引内容や本規制の存在を知らず、勤務先を理由に利用商品が限定される顧客の割合が増えている。 3.対応できる職員が不在の場合、顧客は再度の来店が必要。 3.銀行の事務負担 取組の徹底や情報、規制の説明等、規制対応の負担が大きい。 【担当者分離規制における弊害】 4.顧客利便性の低下 1.銀行が特定種別金融機関を選択している場合、小口規制により顧客の必要保障額を満たす保険提案を行えない。 2.規制対象商品と対象外商品を比較説明する際、複数の担当者が説明しなければならず、顧客利便性が低下する。 3.店員が少人数の店舗では内勤員が融資も兼務しているケースが増えており、募案可能な人が少ない。	第二地方銀行協会 金融庁	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が取られています。 ・非公情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タレント規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものであり、非対面での保険募集時においても同様です。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府等へ改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時私終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、変動性預金のための措置を講じる等の取組を行ってきたこと等あり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集規制の状況については、引き続き実施把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。		

ワーキンググループにおける処理方針



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
525	令和7年5月29日	令和7年6月20日	「教育ローン」の割賦販売法の規制対象からの除外	顧客に不利益を与える可能性が極めて低い国立大学法人や、文部科学大臣の認可を受けた学校法人等と連携した「教育ローン」について、割賦販売法の規制の対象外としていたいただきたい。なお、現行規制下においても、国や地方公団が関与する取引は適用除外とされており、同様の取扱いとして頂きたい。	1.制度の現状 銀行等の取扱い提携教育ローンは、銀行等・消費者間の金融消費貸借契約と学校・消費者間の役務提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合は、割賦販売法第2条第4項に規定する個別信用購入あっせん業に該当。 「密接な牽連性」の有無は、金融消費貸借契約と役務提供契約の系統的・一体的・内容的・一体的性や金融機関と役務提供事業者との一体的性(人的関係・資本関係等)の要素を考慮した上で、総合的に判断している。 2.現状制度の弊害 学校法人や保護者等の利用者からは、一般に低利となる銀行の提携ローンを利用したいとの希望がある。 地方・金融機関にとって、提携教育ローンを取り扱う場合に必要負担(割賦販売法に基づく規制・ルールへの対応)は大きく、提携教育ローンを取り扱うことを躊躇するケースもある(顧客のニーズに円滑に対応できないが実情)。 3.想定される効果 国等の一定の関与が認められる教育機関(国立大学法人や文部科学大臣の認可を受けた学校法人等)の提携先であれば、消費者(顧客)に不利益を与える可能性が極めて低い。 近年の物上昇の影響による収入減となる家庭の増加や大卒リテラシー需要の高まり等から、教育ローンの必要性は今後高まる可能性。こうした中で、銀行が取り扱う教育ローンは、家計の経済的な負担軽減が可能。	第二地方銀行協会	経済産業省	銀行等の取扱い提携教育ローン等は、銀行等・消費者間の金融消費貸借契約と学校・消費者間の役務提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合は、割賦販売法第2条第4項に規定する個別信用購入あっせん業に該当します。「密接な牽連性」の有無は、金融消費貸借契約と役務提供契約の系統的・一体的・内容的・一体的性や金融機関と役務提供事業者との一体的性(人的関係・資本関係等)の要素を考慮した上で、総合的に判断しています。	割賦販売法第2条第4項、第35条の3の23、第35条の3の30第2項	対応不可	本提案に関し、個別信用購入あっせんにおける規制対象の見直しの要否については、産業競争力会議副議長小委員会において同様の趣旨の提案に係る審議をした上で、平成27年7月に取りまとめた報告書において、「中小企業を含めた登録個別信用購入あっせん業者が法の規定を遵守している中、現段階において、法の規定を適用除外とする措置を要するほどの具体的な必要性が示されていない」とされています。今後、具体的な必要性が示され、かつ、規制内容が過剰と考えられる状況となった場合には、必要に応じて検討まいります。	
526	令和7年5月29日	令和7年6月20日	リフォームローンの割賦販売法の規制対象からの条件付適用除外	政府は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空家や中古住宅活用を促しており、特に、地方では高齢化・人口減少により、空家対策や移住・定住に向けた取り組みの必要性が高まっている。加えて、近年の災害増加により、災害に備えた住宅修繕等も増加。こうした空家等の活用や住宅改善に当たっては、リフォームが必要となるケースが多いことから、一定条件を満たしリスクが低減されると考えられる提携住宅ローン等については、割賦販売法の規制対象外として頂きたい。 ※例えば、提携先がリフォーム登録事業者、財務内省チェック等の方策をとる場合や自然災害関連の修修に限定する場合等。	1.制度の現状 銀行等の取扱いリフォームローンは、銀行等・消費者間の金融消費貸借契約と、リフォーム業者・消費者間の役務提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合は、法第2条第4項に規定する個別信用購入あっせん業に該当。 「密接な牽連性」の有無は、金融消費貸借契約と役務提供契約の系統的・一体的・内容的・一体的性や金融機関と役務提供事業者との一体的性(人的関係・資本関係等)の要素を考慮した上で、総合的に判断している。 なお、上記規制(改正割賦販売法)は、高齢者によるリフォーム等のレジック取引でのトラブル増加が背景にあったと理解。 2.現状制度の弊害 現行規制下では、銀行がハウスマーケター等と業務提携(提携住宅ローン)する際、リフォーム業者は改正割賦販売法規制の対象であり法的に不利益が消費者に転嫁する恐れがある。業務提携の内容から除外している。 銀行は、提携しているハウスマーケター等に対し、新規物件は紹介可能であるにもかかわらず、リフォーム工事は対象外として頂きたい。 顧客の理解が得られにくく、利用者の利便性の阻害要因となっている。 3.想定される効果 銀行が、空家対策、移住・定住、災害対応に係るリフォーム需要にも対応でき、顧客にとって利便性が向上する。	第二地方銀行協会	経済産業省	銀行等の取扱いリフォームローンは、銀行等・消費者間の金融消費貸借契約とリフォーム業者・消費者間の役務提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合は、割賦販売法第2条第4項に規定する個別信用購入あっせん業に該当します。「密接な牽連性」の有無は、金融消費貸借契約と役務提供契約の系統的・一体的・内容的・一体的性や金融機関と役務提供事業者との一体的性(人的関係・資本関係等)の要素を考慮した上で、総合的に判断しています。	割賦販売法第2条第4項、第35条の3の23、第35条の3の30第2項	対応不可	本提案に関し、個別信用購入あっせんにおける規制対象の見直しの要否については、産業競争力会議副議長小委員会において同様の趣旨の提案に係る審議をした上で、平成27年7月に取りまとめた報告書において、「中小企業を含めた登録個別信用購入あっせん業者が法の規定を遵守している中、現段階において、法の規定を適用除外とする措置を要するほどの具体的な必要性が示されていない」とされています。今後、具体的な必要性が示され、かつ、規制内容が過剰と考えられる状況となった場合には、必要に応じて検討まいります。	
527	令和7年5月29日	令和7年6月20日	税・公金収納・支払の効率化等に向けた「電子納付」推進	1.制度の現状 税・公金の収納・支払は紙処理が中心であり、必ずしも利便性が高くなく、また資金体面も相応のコストとなっている。 電子納付を一層推進することは、社会から、各金融機関は、各種電子納付サービスの体制整備や税・公金の電子申告に係る顧客告知を行っているが、顧客のニーズに即応したサービスが足りず、大規模な費用向上につながっていない。 2.現状制度の弊害 電子納付対象項目が一部に限定し、アナログとデジタルの取扱いが併存しているため、システムコストが二重となっている。発行・集計にかかる業務も非効率。 2023年4月開始の「地方税納付QRコード」の導入に対応を行っているが、QRコードを印刷した納付書で納付する仕組みを続ける等、電子納付を選択しやすくなるようオンラインサービスを強化して頂きたい。また、地方税納付QRコードにおける対象税項目の拡大や利用促進も願っています。 なお、地方税の収納に係る手数料の適正化等もお願いしたい。	1.制度の現状 大法人については、電子申告が義務化。 規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)において、「総務省及び財務省は、法人住民税・法人事業税/法人税・消費税の申告手続について、大法人の電子申告義務化の効果等について策定し検証を行い、その結果を踏まえ電子申告義務化の範囲拡大を含め電子申告利用率100%に向けた取組を行う」とされている。 2.現状制度の弊害 電子納付対象項目が一部に限定し、アナログとデジタルの取扱いが併存しているため、システムコストが二重となっている。発行・集計にかかる業務も非効率。 2023年4月開始の「地方税納付QRコード」の導入に対応を行っているが、QRコードを印刷した納付書で納付する仕組みを続ける等、電子納付を選択しやすくなるようオンラインサービスを強化して頂きたい。また、地方税納付QRコードにおける対象税項目の拡大や利用促進も願っています。 3.想定される効果 電子納付は、顧客の利便性向上に資するだけでなく、自治体等における事務処理・帳簿保管に係るコスト削減や金融機関のコスト削減に資する。	第二地方銀行協会	財務省 総務省	【財務省】 電子納付の義務化については、オンライン利用率を踏まえつつ、納税者の負担にも配慮し、更なる利便性向上や現金管理等に伴う資金全体のコストを縮減する観点から、法令、システム、予算面等を含め導入可否等の検討を怠りません。 【総務省】 国税の電子納付については、「オンライン利用率引上げに係る基本計画」(令和3年10月18日財務省HP公表(最終更新:令和6年10月21日))において、目標値を設定し、当該基本計画に基づき、普及・拡大に取り組んでいます。 【総務省】 地方税の電子納付については、令和元年10月から地方税共通納付システムが稼働し、すべての地方団体に汎用した導入に向けた取組が可能となっております。	なし	検討を予定	【財務省】 電子納付の義務化については、オンライン利用率を踏まえつつ、納税者の負担にも配慮し、更なる利便性向上や現金管理等に伴う資金全体のコストを縮減する観点から、法令、システム、予算面等を含め導入可否等の検討を怠りません。 【総務省】 国税の義務化については、令和8年度までにキャッシュレス納付割合を5割とすることを目指しており、金融機関や関係機関等と連携し、キャッシュレス納付の普及拡大に向けて取り組んでまいりますので引き続きご協力をお願いします。 【総務省】 地方税の納付については、令和4年度法制改正において、地方税法上、キャッシュレス納付の対象を全ての税目に加え、令和5年4月から、地方税納付QRコード(QR)を活用したキャッシュレス納付の仕組みを導入しました。その結果として、納付に係るITXの利用率は、大きく増加しております。 また、令和6年5月に国税・地方税キャッシュレス納付推進全国宣言を行い、それに併せて全地方団体にキャッシュレス納付の推進に向けて取組んだところですが、引き続き、金融機関や地方団体等と連携し、キャッシュレス納付の普及拡大に向けて取り組んでまいりますので、引き続きご協力をお願いします。	
528	令和7年5月29日	令和7年6月20日	各種共済制度の申込受付等の電子化	中小企業創設防止共済制度、中小企業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度の申込については、オンラインによる提出が可能として頂きたい。	1.制度の現状 「中小企業創設防止共済制度、中小企業退職金共済制度の申込は、金融機関の窓口へ書面により提出することとなっている。 「中小企業創設防止共済制度の申込については、オンラインで加入申請書が作成できるよう対応がすすんできているものの、中小企業退職金共済制度の申込は、オンラインでの受付については、現行の届出印刷押印による口座振替依頼書の提出に限りしか動向がなければ、それに即応した取組を検討するとされている。 2.現状制度の弊害 金融機関において各種手続きの電子化を進める中で、金融機関の窓口への書類提出が必須となっている本手続きは、銀行が更なる電子化を推進する中で障害となっている。 書類に不備があった場合、再度の書類提出や追加資料の提出が求められ、利用者の負担も大きい。 3.想定される効果 電子化を進めることは、金融機関間の負担だけでなく、各種共済を取り扱う中小規模や中小企業退職金共済事業本部においても事務処理・申込書の保管コストなど削減が見込まれ、社会全体で効果が期待できる。 電子化により書類授受の期間が短縮され、より迅速に加入手続きが可能になり、顧客の利便性も向上する。	第二地方銀行協会	厚生労働省 経済産業省	【厚生労働省】 中小企業創設防止共済制度の申込みは、退職金共済契約申込書及び預金口座振替依頼書等の必要書類を、金融機関又は委託事業主団体の窓口へ提出して行います。 【経済産業省】 中小企業創設防止共済制度の加入手続きについては、オンラインで加入申請書の作成が可能であるが、中小企業退職金共済制度(以下「中小規模」)と業務委託契約を締結している金融機関等の窓口へ書面により提出する必要があります。	【厚生労働省】 中小企業退職金共済法施行規則第4条第1項 【経済産業省】 中小企業創設防止共済法施行規則	【厚生労働省】 検討を予定 【経済産業省】 対応	【厚生労働省】 契約申込手続等のオンライン化について、将来的な実現の必要性は認識しています。 中退共では、現在、基幹システムの再構築を実施しており、仕様凍結期間に入っているため、令和8年10月に予定している基幹システムリニューアルにより具体的な検討を着実に進めていきたいと考えています。 【経済産業省】 中小規模では、オンライン利用率引上げの基本計画(令和3年10月25日)を踏まえ、令和5年度中に加入手続き及び併付書類更新等の後金手続きの一部についてオンラインでの申請に対応いたしました。引き続き令和8年中に全ての申請についてオンラインで申請ができるようシステム刷新等の準備を進めています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の概要	
529	令和7年5月29日	令和7年6月20日	預貯金の差押えに係る電子化の推進	<p>預貯金の差押えについては、紙媒体で手続きが行われており、銀行によって対応の事務・コスト負担となっているほか、行政機関等においても事務処理・書類保管に係る相応のコストを要している。</p> <p>日本社会全体のデジタル化に向け、差押えの手続きについてもデジタル化での対応が可能なよう検討した。また、行政機関から金融機関に対して行われる預貯金差押えについては、「金融機関×行政機関の情報連携検討会」において、デジタル化に向けた検討が行われているところであり、こうした取組みと併せて、預金等の差し押えについてもデジタル化を進めて頂きたい。</p>	<p>1.制度の現状</p> <p>・預貯金の差押えの手続きについては、滞納者の預金口座のある金融機関の店舗に対し、書面で債権差押え通知書が郵送または持参されることにより行われている。</p> <p>2.現状課題の把握</p> <p>・金融機関において各種手続きの電子化を進める中で、紙媒体で行われる本手続きは、事務負担となっており、電子化により金融機関のコストだけでなく、行政機関等においても事務処理・書類の保管コストと削減が見込まれ、社会全体でデジタル化の効果を享受できる。</p> <p>・電子化により書類送達等の期間が短縮され、より迅速な差押えの手続きが可能となる。</p>	第二地方銀行協会	財務省 総務省 デジタル庁 金融庁 厚生労働省 法務省 警察庁	<p>国税庁及び地方自治体等が執行する債権確保の差押えについては、第三債務者（金融機関）に対して債権差押え通知書を送達することにより行われてきています（国税徴収法第31項）。</p> <p>なお、債権の差押えは、債権差押え通知書が第三債務者に送達されたときにその効力が生じることから（国税徴収法第23条第2項）、債権差押え通知書を郵便もしくは信書便による送達又は交付送達することとされています（国税徴収法第12条）。</p> <p>また、上記により差押えした債権を解除する場合は、第三債務者（金融機関）に対して差押解除通知書を送達することとされています（国税徴収法第80条第1項）。</p>	<p>国税徴収法第82条第1項、第2項 国税徴収法第80条 国税徴収法第12条 債権確保法第15条 債権確保法第16条 債権確保法第17条 債権確保法第18条 債権確保法第19条 債権確保法第20条 債権確保法第21条 債権確保法第22条 債権確保法第23条 債権確保法第24条 債権確保法第25条 債権確保法第26条 債権確保法第27条 債権確保法第28条 債権確保法第29条 債権確保法第30条 債権確保法第31条 債権確保法第32条 債権確保法第33条 債権確保法第34条 債権確保法第35条 債権確保法第36条 債権確保法第37条 債権確保法第38条 債権確保法第39条 債権確保法第40条 債権確保法第41条 債権確保法第42条 債権確保法第43条 債権確保法第44条 債権確保法第45条 債権確保法第46条 債権確保法第47条 債権確保法第48条 債権確保法第49条 債権確保法第50条 債権確保法第51条 債権確保法第52条 債権確保法第53条 債権確保法第54条 債権確保法第55条 債権確保法第56条 債権確保法第57条 債権確保法第58条 債権確保法第59条 債権確保法第60条 債権確保法第61条 債権確保法第62条 債権確保法第63条 債権確保法第64条 債権確保法第65条 債権確保法第66条 債権確保法第67条 債権確保法第68条第6項等（各条目の規定に「国税徴収法に規定する滞納処分」の例による旨あり）</p>	<p>【経済産業省】 2025年5月16日に成立し、2026年1月1日に施行される「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」においては、同法上の支払手段として、手形を認めないこととした。今後は改正内容の周知徹底や、関係省庁と連携した同法の厳正な執行を通じ、約束手形の利用廃止に努めていきます。また、各業界団体が高額な自主行動計画のフォローアップ等、業界界における取組状況について、金融界を事務局とした「手形・小切手機能の全面的な電子化に関する検討会」等の場を通じて情報提供するなど、引き続き関係省庁とも連携しながら、必要な取組を進めていきます。</p>	<p>【金融庁】 制度の現状欄に記載のとおり、金融業界における手形・小切手機能の全面的な電子化の推進については、金融界を事務局とする検討会を中心に議論がなされております。金融庁としては、引き続き、同検討会への積極的な参画や個別金融機関へのヒアリング等を通じて、金融業界の自主行動計画の着実な進展を後押ししてまいります。加えて、目的達成に向けては、金融業界のみならず事業者側の取組みも重要であり、関係省庁や金融機関関係団体とも緊密に連携してまいります。</p>
530	令和7年5月29日	令和7年6月20日	手形・小切手機能の全面的な電子化の推進	<p>手形・小切手機能の全面的な電子化については、政府方針でも推進し、金融界として、関係省庁等の協力を得ながら、取組を進めており、金融界では、本年、2027年度初めから電子交換所における手形等の交換廃止を決定している。</p> <p>手形・小切手機能の全面的な電子化をより一層推進し、現実なものとするため、政府においても、更なる周知徹底活動や、経済的なインセンティブの付与など、政策的な支援について一段の検討をお願いしたい。</p>	<p>1.制度の現状</p> <p>・未来投資戦略2027において「オールジャパンでの電子手形・小切手への移行」を掲げ、全面的に電子的な仕組みへと移行することについて、官民が連携した検討を推進することとした。</p> <p>2024年7月、金融界（手形・小切手機能の全面的な電子化に関する検討会）での検討を受けて、2028年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロとすることを最終目標として銀行界へ呼びかけを推進することを決定。</p> <p>2022年2月、政府の「第3回中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」において、産業界および金融界の双方の関係者に対し、所管省庁への約束手形の利用廃止に向けた働きかけの要請がなされた。</p> <p>上記の上記の経緯を経て、現在、金融界では、手形・小切手機能の全面的な電子化に向けて推進しており、2025年3月、1/2027年度初めから電子交換所での手形等の交換廃止、1/2027年度初めから電子交換所のシステム更新を行なうことを決定している。</p> <p>2.想定される効果</p> <p>手形・小切手機能の全面的な電子化により円滑に進み、金融界だけでなく、産業界における生産性向上に資する。</p>	第二地方銀行協会	経済産業省 金融庁	<p>【経済産業省】 2022年7月29日に、下請中小企業振興法（委託中小企業振興法）の「振興基準」を改正し、約束手形をできる限り利用しないように努めることを盛り込みました。また、2025年5月16日に成立した「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」においては、同法上の支払手段として、手形を認めないこととされています。</p> <p>【金融庁】 政府方針「成長戦略実行計画（2024年）」を踏まえ、手形・小切手機能の電子化の取組みを進めるために、金融業界では、金融界を事務局とする「手形・小切手機能の全面的な電子化に関する検討会」が設置され、2024年7月に策定・公表された「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」に沿って、取組みが進められております。同検討会には、金融界のみならず、産業界、有識者、関係省庁も参加し、自主行動計画の進捗のフォローアップや手形・小切手機能の電子化の推進のための議論等がなされており、金融庁は検討会のメンバーとして、自主行動計画の着実な進展を後押ししております。</p>	<p>【経済産業省】 2025年5月16日に成立し、2026年1月1日に施行される「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」においては、同法上の支払手段として、手形を認めないこととした。今後は改正内容の周知徹底や、関係省庁と連携した同法の厳正な執行を通じ、約束手形の利用廃止に努めていきます。また、各業界団体が高額な自主行動計画のフォローアップ等、業界界における取組状況について、金融界を事務局とした「手形・小切手機能の全面的な電子化に関する検討会」等の場を通じて情報提供するなど、引き続き関係省庁とも連携しながら、必要な取組を進めていきます。</p>	<p>【金融庁】 制度の現状欄に記載のとおり、金融業界における手形・小切手機能の全面的な電子化の推進については、金融界を事務局とする検討会を中心に議論がなされております。金融庁としては、引き続き、同検討会への積極的な参画や個別金融機関へのヒアリング等を通じて、金融業界の自主行動計画の着実な進展を後押ししてまいります。加えて、目的達成に向けては、金融業界のみならず事業者側の取組みも重要であり、関係省庁や金融機関関係団体とも緊密に連携してまいります。</p>	
531	令和7年5月29日	令和7年6月20日	本人確認手続のデジタル化のための本人確認書類の普及	<p>本人確認手続のデジタル化のため、本人確認書類のフォーマットを統一し、デジタル化の支障となっている書類を廃止していただきたい。</p>	<p>1.制度の現状</p> <p>本人確認書類として使われる住民票・印鑑証明書等については、フォーマットが発行主体によって異なる。</p> <p>2.現状課題の把握</p> <p>フォーマットが異なる本人確認書類は、機械的な読み取りが難しく、入力力となっており、デジタル化の支障となっている。</p> <p>3.想定される効果</p> <p>本人確認書類の機械的な読み取りによるデータ取得・事務の効率化</p>	第二地方銀行協会	総務省	<p>【住民票】 住民票については、住民基本台帳事務処理要領において、その様式例を自治体にお示しているところでござい、あくまで例示であり、各自治体がそれぞれレイアウトでこれを作成し、住民へ等しを交付しているところであります。</p> <p>【印鑑登録証明書】 印鑑登録証明書については、印鑑登録及び証明に関する窓口手続が正確かつ迅速に処理するために、技術的対応として印鑑登録事務処理要領において記載すべき事項等について市町村に通知しており、各自治体がそれぞれレイアウトでこれを作成し、住民に交付しているところであります。</p>	<p>【住民票】 住民基本台帳事務処理要領</p> <p>【印鑑登録証明書】 印鑑登録事務処理要領</p>	<p>【住民票・印鑑登録証明書】 住民票の等しい、印鑑登録証明書については、住民登録システム標準仕様書、印鑑登録システム標準仕様書において規格・レイアウトを統一していることから、これらのシステムが標準仕様システムへ移行された後においては、様式が統一されます。</p>	
532	令和7年5月29日	令和7年6月20日	地公体等に対する指定金融機関等の担保提供義務の廃止	<p>地公体等に対する指定金融機関等の担保提供義務の廃止、または、地公体等の長が担保提供者となるときには担保を提供しないことを認めることとすべき。</p>	<p>1.制度の現状</p> <p>地方自治体法施行令において、指定金融機関、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関（以下、指定金等）には担保提供義務が課せられている。</p> <p>「収納・支払」にかかる地方公金は、預金保険法により仕中の決済債務および決済用預金として全額保護されており、仮に指定金等が破綻した場合でも原則営業日から払戻しが可能となる。</p> <p>また、地方自治体と指定金等との私法上の契約による債務の保全が可能であることにより、債務履行の確実性が実質的に確保されている。</p> <p>2.現状課題の把握</p> <p>担保金を差し入れることにより、担保金の管理（定期預金や国債の満期管理等）が必要になり、事務負担が生じている。</p> <p>同様に、指定金融機関関係者も過度に信託金の管理で引き受けているが、商業銀行に係るコスト負担が現状以上のものでは、指定金融機関を排除することを検討せざるを得ない銀行も出てくること懸念される。</p> <p>3.想定される効果</p> <p>担保金の管理における事務負担が軽減される。事務負担の軽減は、地方公共団体の双方の業務の効率化に資する。</p>	第二地方銀行協会	総務省	<p>地方自治体法施行令第168条の2第3項の規定により、指定金融機関は、普通地方公共団体の長の定めることにより担保を提供しなければならないとされています。</p> <p>なお、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関については、地方公金企業法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第35号）により、担保提供義務が廃止されています。</p>	<p>地方自治体法施行令第168条の2第3項</p>	<p>担保提供の廃止は、①取引時確認事項に係る最新の情報に基づき、特定事業者が顧客に質問した場合に顧客から回答が得られることと法的に相当しては、②顧客が質問に応じない場合の当該顧客との取引の制限を制度化して扱い、より公平であると考えております。</p> <p>これらの点については、特定取組がなされる機会を捉え、取引時確認事項を行う場合において、犯罪による収益の移転防止に関する法律第5条に基づき、取引時確認に際しては取引履歴を拒むことのできるほか、その他債権者に顧客に質問する場合でも、債権は、約款にのっとり、本人特定事項に必要であった場合は特定事業者が顧客を求めた場合には当該事業者が特定事業者が顧客を求めたとき及びこれの届出を行わなければならない場合には取引を制限する旨を盛り込むことにより、顧客の回答を得られやすくなると考えております。</p>	
533	令和7年5月29日	令和7年6月20日	銀行の継続的顧客管理に対する公的支援	<p>マネーローディングおよびゼロ金利資金供与対策の観点から、銀行の顧客の回答を確保するための措置（公的支援）について、ご検討いただきたい。</p> <p>例えば、銀行が継続的顧客管理のために、顧客ロビー（デジタルメニュー）や電子メール等で顧客の回答を行う際に、顧客の回答を義務化（または義務化に近い措置）することにより、マネーローディングおよびゼロ金利資金供与対策の高度化・効率化に向けた支援を確保していただきたい。</p> <p>なお、ドットコム・エデュケーションなど海外においては、継続的顧客管理が行われていない場合、銀行が顧客の回答を閉鎖するよう、制度上で明確化されているケースもあると承知している。</p>	<p>1.制度の現状</p> <p>政府が公表された「マネーロンテロ資金供与・拉致金融対策に関する行動計画（2024～2028年度）」では、金融機関等に継続的顧客管理情報に基づく顧客のリスク評価の取組を推進することが掲げられている。</p> <p>また、銀行は、定期的な顧客情報を確認し、その結果を踏まえて顧客のリスク評価の見直し等を行う「継続的顧客管理」の取組を行っている。</p> <p>2.現状課題の把握</p> <p>銀行は、定期的な顧客情報の確認のため、顧客に対して調査票の郵送等を行っているが、顧客の制度に対する理解が乏しく、回答率が低い状況。</p> <p>こうした状況は、わが国全体のマネーローディングおよびゼロ金利資金供与対策上の課題となっている。また、銀行としても、調査票の郵送等に相応のコストを負担し取り組んでいるものの、十分な費用対効果も示されていない。</p> <p>3.想定される効果</p> <p>継続的顧客管理の取組を促進し、リスク評価に関する措置によって、銀行の顧客に対する顧客の回答が義務化されれば（若しくは、継続的顧客管理が得られれば）、マネーローディングおよびゼロ金利資金供与対策の高度化・効率化に資する。</p>	第二地方銀行協会	警察庁 金融庁	<p>金融機関等の特定事業者は、取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を法的に履行する。当該取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずることとされています。</p> <p>また、金融庁は、「マネーローディング及びゼロ金利資金供与対策に関するガイドライン」において、金融機関等に対し、「取引履歴や顧客属性等に留意し、これらに係る自らのリスク評価や取引モニタリングの結果も踏まえながら、顧客の対応及び頻度を食ひ継続的顧客管理の方針を決定し、実施することを含め、継続的顧客管理を実施すること」を要請している。</p> <p>銀行は、顧客の回答の提供を利用者から受けられないなど、自らが定める適切な顧客管理を実施できないと判断した顧客・取引については、取引の断絶を行うこと等を含め、リスク回避を図ることを検討すること等を求めるとともに、ガイドラインで対応を求めている事項に対する完了期限（2024年3月）を設け、各業界団体を通じて、各金融機関等に協力の要請を要請しています。</p>	<p>犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第4条、第5条、第6条、第8条、第9条及び第11条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第7号）第4条及び第7条 金融庁「マネーローディング及びゼロ金利資金供与対策に関するガイドライン」(II) 顧客管理の改善（マネー・ディリジンス・CDD）</p>	<p>御提案の趣旨は、①取引時確認事項に係る最新の情報に基づき、特定事業者が顧客に質問した場合に顧客から回答が得られることと法的に相当しては、②顧客が質問に応じない場合の当該顧客との取引の制限を制度化して扱い、より公平であると考えております。</p> <p>これらの点については、特定取組がなされる機会を捉え、取引時確認事項を行う場合において、犯罪による収益の移転防止に関する法律第5条に基づき、取引時確認に際しては取引履歴を拒むことのできるほか、その他債権者に顧客に質問する場合でも、債権は、約款にのっとり、本人特定事項に必要であった場合は特定事業者が顧客を求めた場合には当該事業者が特定事業者が顧客を求めたとき及びこれの届出を行わなければならない場合には取引を制限する旨を盛り込むことにより、顧客の回答を得られやすくなると考えております。</p>	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング グループにおけ る処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
534	令和7年5月29日	令和7年6月20日	法人の「実質的支配者リスト制度」の更なる拡充	マネーロンダリングおよびテロ資金供与対策の観点から、銀行が、法人の実質的支配者情報の把握に努めている。また、2022年1月より、商業登記所が法人の実質的支配者情報を保管し、その旨を証明する「実質的支配者リスト制度」が開始された。 2. 現状制度の弊害 「実質的支配者リスト制度」は、法人に登記の義務はなく任意であること、対象となる法人が株式会社および特例有限会社になっており法人全体がカバーされていないこと、対象となる実質的支配者の類型が当該法人の議決権の25% 程を保有するもの（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第11 条第2 項第1号）に限定されていること等の課題がある。 3. 設定される効果 ・本制度の拡充は、実質的支配者情報を把握することの強化・効率化につながり、銀行におけるマネーロンダリングおよびテロ資金供与対策の強化につながる。	銀行は、「マネーロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等に基づき、継続的顧客管理の一環として、「実質的支配者情報」の把握に努めている。 また、2022年1月より、商業登記所が法人の実質的支配者情報を保管し、その旨を証明する「実質的支配者リスト制度」が開始された。 2. 現状制度の弊害 「実質的支配者リスト制度」は、法人に登記の義務はなく任意であること、対象となる法人が株式会社および特例有限会社になっており法人全体がカバーされていないこと、対象となる実質的支配者の類型が当該法人の議決権の25% 程を保有するもの（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第11 条第2 項第1号）に限定されていること等の課題がある。 3. 設定される効果 ・本制度の拡充は、実質的支配者情報を把握することの強化・効率化につながり、銀行におけるマネーロンダリングおよびテロ資金供与対策の強化につながる。	第二地方 銀行協会	法務省	マネーロンダリング防止等の観点から、法人の実質的支配者を把握し、その透明性を高めることについては、FATFによる勧告がなされるなど、国内外からの要請が強まっているところ等。この要請を受け、外部有識者による議論の結果を踏まえ、「実質的支配者リスト制度」を創設し、令和4年1 月からその運用を開始しています。 この制度は、FATFの第4次対抗相互審査報告書の公表を契機として、政府において令和3年8月に策定・公表した行動計画（「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」）にも盛り込んだものであり、我が国の法人の実質的支配者の透明性の向上に貢献するものと考えております。	商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規程（令和5年法務省令第187号）	その他	提案いただいた法人の実質的支配者情報の申出を義務付ける法制度の導入等の検討については、政府全体で検討すべき課題と認識しております。	